

立教大学
自己点検・評価報告書
(2023 年度)

2024 年 4 月

目次

序章	- 1 -
第 1 章 理念・目的	- 2 -
(1) 現状説明	- 2 -
(2) 長所・特色	- 5 -
(3) 問題点	- 6 -
(4) 全体のまとめ	- 6 -
第 2 章 内部質保証	- 6 -
(1) 現状説明	- 6 -
(2) 長所・特色	- 23 -
(3) 問題点	- 23 -
(4) 全体のまとめ	- 23 -
第 3 章 教育研究組織	- 24 -
(1) 現状説明	- 24 -
(2) 長所・特色	- 29 -
(3) 問題点	- 29 -
(4) 全体のまとめ	- 29 -
第 4 章 教育課程・学習成果	- 29 -
(1) 現状説明	- 29 -
(2) 長所・特色	- 55 -
(3) 問題点	- 55 -
(4) 全体のまとめ	- 56 -
第 5 章 学生の受入れ	- 57 -
(1) 現状説明	- 57 -
(2) 長所・特色	- 67 -
(3) 問題点	- 67 -
(4) 全体のまとめ	- 67 -
第 6 章 教員・教員組織	- 68 -
(1) 現状説明	- 68 -
(2) 長所・特色	- 82 -
(3) 問題点	- 82 -
(4) 全体のまとめ	- 82 -

第 7 章 学生支援	- 83 -
(1) 現状説明	- 83 -
(2) 長所・特色	- 102 -
(3) 問題点	- 102 -
(4) 全体のまとめ	- 102 -
第 8 章 教育研究等環境	- 103 -
(1) 現状説明	- 103 -
(2) 長所・特色	- 118 -
(3) 問題点	- 118 -
(4) 全体のまとめ	- 118 -
第 9 章 社会連携・社会貢献	- 119 -
(1) 現状説明	- 119 -
(2) 長所・特色	- 130 -
(3) 問題点	- 130 -
(4) 全体のまとめ	- 130 -
第 10 章 大学運営・財務（第 1 節 大学運営）	- 131 -
(1) 現状説明	- 131 -
(2) 長所・特色	- 146 -
(3) 問題点	- 146 -
(4) 全体のまとめ	- 147 -
第 10 章 大学運営・財務（第 2 節 財務）	- 147 -
(1) 現状説明	- 147 -
(2) 長所・特色	- 151 -
(3) 問題点	- 151 -
(4) 全体のまとめ	- 151 -
終章	- 152 -

序章

1. 立教大学における自己点検・評価の目的

本学は、1993 年に「立教大学自己点検・評価規程」を制定・施行し、「本学における教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成すること」（同規程第 1 条）を目的として自己点検・評価活動を行っている。この目的は、2016 年度に総長が決定した「内部質保証に関する方針」で具体化されている。この方針では、自己点検・評価の目的を確認し、内部評価と外部評価の組織を設置し、PDCA サイクルを適切に機能させることを明示している。目的を明確にし、内部評価と外部評価を適切に連携させることで、自己点検・評価を改革のエンジンに据えることが、本学の内部質保証の特徴である。また、各年度の自己点検・評価結果のまとめを行い、全学的課題への取り組み状況を整理し改善改革に繋げているほか、年に 1 回諮問委員会を開催し、自己点検・評価を第三者の視点から客観的に捉え、必要に応じて改革のあり方に軌道修正を行う取り組みを続けている。

2. 2017 年度大学評価（大学機関別認証評価）受審後の改善・向上

大学評価結果を受審した後、6 月には結果の共有及び指摘事項（7 つの努力課題と 1 つの改善事項）の対象となっている組織に対応を依頼した。また、総長室において大学評価結果の精査、他大学の調査等を行うとともに、改善に係る方針等を提示した。その後、「学位授与の方針」及び「教育課程編成の方針」の連関の仕方、コースワークにおける修了要件単位数の考え方、研究指導計画に記載すべき内容等に係る各種調整を経て、改善を行った。さらに、2 つの方針の修正については、毎年度点検・評価を行っているため、この仕組みを活用した。収容定員充足率については、大学評価で目安になっている値を下回る研究科の長は、毎年度、課題等を報告することとしており、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、一部の研究科では改善傾向にある。なお、2021 年 7 月に改善報告書を提出したところ、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」は「なし」とされた。

3. 本学における「全学内部質保証推進組織」

第 3 期認証評価では、これまで以上に内部質保証が重視されることとなり、「全学内部質保証推進組織」を定義することになった。本学では、主に大学基準協会が定めた大学基準を評価項目とし、自己点検・評価運営委員会において内部質保証を担保してきた。一方で、これまで本学では、総長をはじめ全ての学部長等を構成員とする合議体を概ね週に 1 回開催して、大学運営に係る事項、学部・研究科等への支援方策、現状の点検・評価と新規施策の実施等を議論し、それらを踏まえた上で、総長が各種施策の実施を決定してきた。

これまでの意思決定過程等を踏まえて、改めて全学的な内部質保証の体制を検討した結果、部長会、大学院委員会、教育改革推進会議、国際化推進会議、自己点検・評価運営委員会、全学共通カリキュラム運営センター委員会、入試委員会及び不正防止計画推進本部会議の 8 つの合議体の総体を、本学の「全学内部質保証推進組織」とすることとしたところである。これらの合議体は取り扱う内容によって名称は異なるものの、構成員はほぼ同一であり、部長会は概ね週に 1 回開催している。「2.」に記載した改善・向上や、総長による「大学運営の基本方針」についても、これらの合議体での議論を踏まえて決定した。全学での議論を積み重ねた上で、諸施策を決定及び実施することが本学の大きな特色であり、全学的な教学マネジメントの形である。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1	○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性
評価の視点2	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学の建学の精神及び目的は下表のとおり整理している。

種類	出典	内容
建学の精神	本学ウェブサイト (資料 01-01-01【ウェブ】)	「Pro Deo et Patria」⇒(直訳)「神と国のために」 ↓ (本学における解釈) 「普遍的なる真理を探究し、私たちの世界、社会、隣人のために」
目的	寄附行為 (資料 01-01-02)	(第1条) 教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に従って学校を設置し、キリスト教に基づく教育を施すこと
	学則 (資料 01-01-03)	(第1条) キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、学校教育法(昭和22年法律第26号)により学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めること
	大学院学則 (資料 01-01-04)	(第1条) 学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、専門の学術を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与すること

これらを踏まえ、大学全体の「学位授与の方針」(資料 01-01-05)における「学士課程教育の理念」の項では、建学の精神と同旨の表現を用いている。また、建学の精神及び目的については、現総長の在任期間中(2021年4月～2025年3月)の「大学運営の基本方針」(資料 01-01-06【ウェブ】)にも明記している(「Ⅱ.」「2.」参照)。さらに、キリスト教については、「大学運営の基本方針」の「Ⅱ.」「6.「立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言」とその意味」において、『「尊厳」を英語では「ディグニティ」(dignity)と言いますが、その語源はラテン語の dignitas であり、本来の意味は「その存在に価値があること」です。すべての<いのちあるもの>の存在には価値があり、それは決して損なわれてはならない。これこそが、本学が創立以来、規範としてきたキリスト教の中心的教理にほかなりません。』と表現している。

各学部及び研究科における教育研究上の目的については、「建学の精神“PRO DEO ET PATRIA”(普遍的なる真理を探究し、私たちの世界、社会、隣人のために尽くす)にもとづき、社会学及び関連領域の学修をつうじて、社会の問題を発見し、分析し、提言できる人間を育てる。」(社会学部)、「「すべての人の生きる喜びのために」という基本理念に立ち、スポーツウエルネス学の教育研究活動を通じて、人間の可能性の追求と誰もが快適で活力に満ちたウエルネス社会の実現に寄与する人材を養成する。」(スポーツウエルネス学部)

等とあるように、上記の建学の精神及び目的を踏まえ、各学部・研究科の特徴を内包した
ものとなっている。

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごと
に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

(学部)

「学則」別表 7 (資料 01-01-03) 及び各学部の「学位授与の方針」(資料 01-01-07) に
おいて、人材育成その他の教育研究上の目的を設定している。例えば、文学部では「世界
の多様な文学・言語・文化・歴史・思想・教育に関するテキストや事象に触れる教育研究
を通じて、幅広い人文的教養と深い人間理解に裏打ちされ、主体的な批評精神をもって社
会に貢献できる人間を育てることを目的とする」と定めている。

(研究科)

「大学院学則」別表 8 (資料 01-01-04) において、人材育成その他の教育研究上の目的
を設定している。例えば、文学研究科では「文学部における一般的並びに専門的教養の上
に、文学、史学、教育学、比較文明学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基
づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。なお、研究
科については、「大学院学則」別表の内容と「学位授与の方針」に記載の「教育研究上の目
的」に齟齬が生じていることが判明した。複数の箇所では公表することにより、管理が煩雑
になることを避けるため、同方針への記載を削除することとした (資料 01-01-08)。

○点検・評価項目①の適切性の評価

建学の精神に基づく学校法人又は大学としての教育研究上の目的を規程に適切に規定し
ているとともに、これらを踏まえ、各学部・研究科における特徴を踏まえた教育研究上の
目的を設定し、「学則」又は「大学院学則」に規定している。加えて、全ての学部及び研究
科の「学位授与の方針」において、修得すべき学修成果を明記している。

以上のことから、高等教育機関としてふさわしい本学の理念・目的を適切に設定し、か
つ、それらを踏まえた学部・研究科の目的を適切に設定しているといえる。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規
則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表し
ているか。

評価の視点 1	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点 2	○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごと
に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

「学則」別表 7 及び「大学院学則」別表第 8 に規定し、大学ウェブサイトで公表してい
る (資料 01-02-01)。また、全ての学部及び研究科の「学位授与の方針」において、修得す
べき学修成果を明記している (資料 01-01-07)。

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・

研究科の目的等の周知及び公表

上記のとおり、建学の精神、「学則」、「大学院学則」及び大学全体の「学位授与の方針」を公表しているとともに、「寄附行為」についても学校法人としての法人ウェブサイトで広く社会に公表している（資料 01-02-02）【ウェブ】。教職員に対しては、大学ウェブサイトに加え、イントラネット上で「規程集」のページを設け、常時確認ができるようにしている（資料 01-02-03※規程集は別途 CD-R で提出）。そのほか、「大学運営の基本方針」及びこれを具体化するための 5 か年の中期計画（「学校法人立教学院 中期計画（2022-2026）」）を策定し、大学ウェブサイトで公開することによって、本学の理念・目的に基づいた「大学運営の基本方針」及び中期計画を、本学の教職員はもとより、学生及び広く社会にも周知している（資料 01-01-06【ウェブ】，01-02-04【ウェブ】）。

学生に対しては、大学ウェブサイトに加え、各学部・研究科の「学位授与の方針」を履修要項に掲載することによって周知している（資料 01-02-05※文学部の例（P9 参照））

（注：履修要項のページ数として本文中に表記しているものは印字されているページ数としている。また、全学部に通ずる事項については文学部を、全研究科に通ずる事項については文学研究科を例として、ページ数を記載している。以下基準 10 まで同じ。）。履修要項については、従来の紙媒体のものに加え、大学ウェブサイトで公開することによって利便性を高めている（資料 01-02-06【ウェブ】※文学部の例）。また、全学共通科目として「立教大学の歴史」（資料 01-02-07）を開講し、大学の理念・目的に係る自校教育を行っている。さらに、学生の保護者及び保証人に対しては、教育懇談会を開催し説明する場を設けている。教育懇談会は首都圏の保護者及び保証人を対象に学年別で、首都圏以外の保護者及び保証人を対象に地区別で、それぞれ開催しており、2023 年度には全 26 回を開催した（資料 01-02-08, 09）。社会に対しては、大学ウェブサイトにおいて、建学の精神、各種方針のほか、「教育の特長」（資料 01-02-10【ウェブ】）、「学部の紹介」（資料 01-02-11【ウェブ】）、「大学院の紹介」（資料 01-02-12【ウェブ】）等のページを設けることによって周知するとともに、各学部・研究科の独自のウェブサイトも設けている（資料 01-02-13）。大学案内及び学部・研究科案内については、従来の紙媒体のもの他、デジタルパンフレットを作成し、大学ウェブサイトから簡便に閲覧できるようにしている（資料 01-02-14【ウェブ】）。これらに加え、オープンキャンパスを開催するとともに（資料 01-02-15【ウェブ】）、進学相談会、大学説明会等へ積極的に参加し（資料 01-02-16）、受験生及びその保護者に本学の理念・目的等を PR している。なお、2020 年度のオープンキャンパス（資料 01-02-17【ウェブ】）はオンラインで、2021 年度のオープンキャンパス（資料 01-02-18【ウェブ】）はオンラインと来場の併用で実施した。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・中・長期の計画等の策定
---------	---

○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・中・長期の計画等の策定

現総長の在任期間中の「大学運営の基本方針」を定めている（資料 01-01-06【ウェブ】）。この「大学運営の基本方針」では、本学の教学発展における重点政策（RIKKYO Learning Style の発展、新しい教学構想）及び各領域（教育発展、研究活動の活性化、学生支援、社会連携／社会貢献、国際化（国際化事業の展開）、入試（入試制度の継続的見直し）、広報・ブランディング（広報強化）、大学経営基盤の整備）における方針を示している。これらを具体化するために、5 か年の中期計画を策定した（資料 01-02-04【ウェブ】）。この中期計画では、中期目標を定め、戦略的に予算配分を行う 4 つの重点事業（①RIKKYO Learning Style 第 2 ステージの推進、②スポーツウエルネス学部・研究科の新設とコミュニティ福祉学部・研究科の再編（新座）、③国際化事業、④情報戦略 2.0 の推進）を設定した。中期計画の計画期間は一定の実効性を担保するため 5 か年とし、さらに単年度の事業計画を策定し、その運営の基盤となる組織、施設、財政等を計画した。中期計画については、定期的に進捗状況を把握し、状況の変化に合わせて適切に修正を加えるとともに、毎年度、計画の見直しを行っている（資料 01-03-01）。

また、2017 年度に受審した大学評価（認証評価）においては、1 件の改善勧告、7 件の努力課題の指摘を受けた。そのうち、研究科の収容定員に対する在籍学生数比率に関する指摘（努力課題）に関しては未充足の研究科が改善対応策を策定しているとともに（資料 01-03-02）、その他の指摘に関してはすでに対応済みである（資料 01-03-03）。なお、2020 年度から、学校法人全体としての事業計画書に、上記の指摘への対応状況を記載している（資料 01-03-04, 05, 06, 07）。

（２）長所・特色

（大学運営の基本方針の策定と公表）

2021 年度に「大学運営における基本方針」を策定するとともに、大学ウェブサイトで公表した。これまで、総長交代時に方針を策定することはあったものの、大学ウェブサイトで公表したのは初めての試みであり、長所・特色であるといえる。この「大学運営における基本方針」では、その理念・目的を明確化した上で、本学の発展における「重点政策」及び各領域（教育発展、研究活動、学生支援、社会連携／社会貢献、国際化、入試、広報・ブランディング、大学運営基盤）に反映させた方針を示している。また、大学の質を対外的に保証し、社会からの要請に応えていくという基本姿勢を示す観点から、認証評価及び日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」の内容にも留意しつつ作成している。

（「立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言」）

1874 年に本学の前身である立教学校を創立したウィリアムズ主教は、当時の「実利主義」や知識、技術を物質的な繁栄と立身出世の道具とする日本の風潮とは明確な一線を画して、立教学校を「キリスト教に基づく真の人間教育を行う場」と位置づけた。それ以来、本学は一貫して、一人ひとりの「人間の尊厳」を大切にし、他者の痛みにも敏感に共感できる者たちを生み育てることを「建学の精神」の根幹としてきた。そして現総長の就任に際しては、「立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言」を公表した。「尊厳」は、英語では「デ

ィグニティ」(dignity)だが、その語源はラテン語の「ディニタース」(dignitas)であり、本来の意味は「その存在に価値があること」である。神によって創造されたすべてのもののちあるものゝ存在には価値があり、それは決して損なわれるものではない。これこそが、立教大学が創立以来、規範としてきたキリスト教の中心的教理であり、現総長が同宣言を公表したことは、本学の理念に基づく長所・特色といえる。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく学校法人又は大学としての教育研究上の目的を、規程に適切に定めている。また、これらを踏まえて、各学部・研究科における教育研究上の目的を設定し、「学則」又は「大学院学則」に規定している。さらに、全ての学部及び研究科の「学位授与の方針」において、修得すべき学修成果を明示し、大学ウェブサイトで公表している。加えて、「大学運営の基本方針」では、本学の教学発展における重点政策等における方針を示すとともに、これらを具体化するために中期計画を策定し、定期的に進捗状況を把握し、毎年度、計画の見直しを行っている。

以上のことから、本学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしているといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1	○内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）
--------	---

○内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

・内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学の内部質保証に関する大学の基本的な考え方は、「立教大学の内部質保証に関する方針」として策定しており、大学ウェブサイトで公表している（資料 002-001-001）。また、

後述する全学内部質保証推進組織を構成する合議体の資料は、イントラネットで全ての専任教職員が確認できる（資料 002-001-002）。

- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担（質保証の対象）

2018 年 4 月 1 日に施行された「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令）」の施行通知では、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み」を内部質保証として定義している。また、大学基準協会が公表している大学評価ハンドブックでは、「PDCA サイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと」と内部質保証を定義している。これらを踏まえると、全学内部質保証推進組織が担う質保証の対象は、「全学的な合議体で取り扱う全ての教育研究活動等」になる。

（全学内部質保証推進組織の権限と役割）

教育研究に係る重要事項等の質保証の推進については、総長をはじめとした執行部と全ての学部長等で構成する 8 つの合議体で審議することが本学の特色である（資料 002-001-003）。これらの合議体は、同日（開催頻度については点検・評価項目②参照）に開催しており、各合議体の構成員は一部を除いて変更がないものの、審議事項や担当事務局により、合議体の名称と役割を変えている。従って、本学の「全学内部質保証推進組織」は、構成員としては総長をはじめとした執行部と全ての学部長等、合議体としては一の合議体ではなく、部長会、大学院委員会、教育改革推進会議、国際化推進会議、全学共通カリキュラム運営センター委員会、自己点検・評価運営委員会、入試委員会及び不正防止計画推進本部会議の合議体の総体で構成する。なお、各々の合議体は、それぞれに関連規程（資料 002-001-004～011）を整備し、目的、役割、審議事項等を規定している。

（全学内部質保証推進組織と学部・研究科等との役割分担）

上記「全学内部質保証推進組織」を構成する 8 種類の合議体には、総長及び担当副総長のほか、全ての学部長及び研究科委員長（一部例外あり）も出席することになっており、「全学内部質保証推進組織」と学部・研究科との窓口を担っている。また、部長会、大学院委員会、教育改革推進会議、国際化推進会議、全学共通カリキュラム運営センター委員会及び不正防止計画推進本部会議では、各規程で定められた事項を審議するほか、構成員からの議案の提出を認めているため、構成員である学部長、研究科委員長等から、新たな取組み等を提案することが可能である。自己点検・評価運営委員会では大学評価での指摘事項に対する改善方法、他大学の大学評価結果を踏まえた本学の課題等を、入試委員会では入学者選抜の方針、選抜方法等を委員である学部長等を通じて、各組織に提示する。

- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

PDCA サイクルの運用プロセスは以下のとおりである。

（P：内部質保証のための全学的な方針・手続に基づく教学マネジメントに関わる目標・計画等の設定）

総長の交代に伴って策定される方針、中期計画等については部長会、全学的な 3 方針、

学部等の3方針の点検・評価については教育改革推進会議、自己点検・評価の仕組みづくりは自己点検評価・運営委員会など、「全学内部質保証推進組織」を構成する合議体が、方針等の内容やそれぞれの規程に基づいて取り扱う（資料 002-001-012～015）。

（D：各学部・研究科その他の組織に対する教学マネジメント）

内容によって、扱う合議体が異なるものの、「全学内部質保証推進組織」を構成する合議体から、学部・研究科等に対して、報告書等の作成を依頼する。

会議体名	具体例
教育改革推進会議	・ 3 方針及びカリキュラムマップの点検・評価 ・ FD 展開状況報告書の作成依頼（資料 002-001-016）
自己点検・評価運営委員会	・ 自己点検・評価報告書の作成依頼（資料 002-001-017） ・ 大学評価における指摘事項への対応依頼（資料 002-001-018） ・ 諮問委員会からの意見の共有と関連部署への対応依頼（資料 002-001-019）

（C：教学マネジメントの適切性、有効性の検証）

「全学内部質保証推進組織」を構成する合議体が、それぞれの審議事項に基づき、「D」の結果を全学に共有し、適切性、有効性を検証する。

会議体名	適切性、有効性の検証（例）
教育改革推進会議	3 方針及びカリキュラムマップの点検・評価結果の共有等（資料 002-001-020）
国際化推進会議	補助事業の達成目標の進捗状況の共有等（資料 002-001-021）
自己点検・評価運営委員会	・ 自己点検・評価結果の取りまとめと共有（資料 002-001-022） ・ 大学評価における指摘事項への対応状況の確認（資料 01-03-02） ・ 諮問委員会からの意見への対応の共有（資料 002-001-023）

（A：検証結果をもとにした改善・向上のための行動計画の作成、運用）

「全学内部質保証推進組織」を構成する合議体が、検証結果を踏まえた新たな取組み（課題）の決定等を行う。

会議体名	改善・向上のための行動計画の作成、運用（例）
教育改革推進会議	年度当初の課題設定（資料 002-001-024）
国際化推進会議	年度当初の課題設定（資料 002-001-025）
自己点検・評価運営委員会	全学的課題の提示及び改善（資料 002-001-026）

○点検・評価項目①の適切性の評価

「内部質保証に関する方針」は、本学の特色を踏まえつつ、大きく「1. 基本的な考え方」（定義及び推進方法）及び「2. 推進組織・体制」（全学的会議体（「全学内部質保証推進組織」）、学部・研究科等、事務部局及びその他）の2つに区分した内容に変更する予定である（点検・評価項目⑤参照）。また、「内部質保証に関する方針」その他の方針等については、大学ウェブサイトで公表している。

以上のことから、内部質保証のための方針及び手続を適切に明示しているといえる。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1	○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
評価の視点 2	○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

「全学内部質保証推進組織」の構成員は総長をはじめとした執行部と全ての学部長等である。また、審議事項に分けて8種類の合議体を設置して、各規程に基づいて適切な運用を行っている。いずれの合議体においても、各関連規程に目的、構成員等を規定しているほか、当該規程に基づき、毎年度定期的に開催していることから、本学の教育活動の質保証を担う全学的な体制が整っているといえる。なお、本学が「自己点検・評価規程」を施行したのは1993年であり、それ以降、大学評価での指摘を踏まえながら、部長会等の規程を設けていなかった合議体の規程を整理し、現在の形になったのは「不正防止計画推進本部規程」を施行した2014年からである。今後は、社会からの要請、大学の在り方の変化等に対応しながら、最適な体制となるよう、合議体の追加又は統合等を行いながら、本学の内部質保証を継続していく必要がある。

○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

（全学内部質保証推進組織の構成員）

これまで記載してきたとおり、教育研究に係る重要事項等については、総長をはじめとした執行部と全ての学部長等で構成する合議体で審議することが本学の特色である。合議体によって若干の相違はあるものの、基本的な構成員は、総長をはじめとした執行部と全ての学部長等である（資料 002-002-001）。

（全学内部質保証推進組織の合議体ごとの構成員及び審議事項等）

< 部長会 >

本学の教育研究の重要事項を審議し、総長が議長となる。総長、副総長、全ての学部長（研究科の基礎となる学部の長は研究科委員長と同一の者である。）のほか、3つの独立研究科から互選で選出する独立研究科運営部長等が構成員である。他の7つの合議体は、全て部長会開催日と同日に開催するなど、合議の利便性、有効性を高めている。また、事務職員の事務部長（総務部長及び人事部長）が構成員となっており、教職協働を実践しているのが特色である。なお、原則として、毎週1回特定の曜日に開催する。

< 大学院委員会 >

大学院の教育研究の重要事項を審議し、総長が議長となる。独立研究科運営部長ではなく、全ての研究科委員長を構成員とする点が部長会構成員との相違点である。なお、部長会開催日に必要に応じて開催する。

< 教育改革推進会議 >

学士課程教育及び大学院教育の改善を図り、その充実と高度化を推進する。総長が議長となる。独立研究科運営部長ではなく、全ての研究科委員長を構成員とすること、総長が指名する推進責任者（現在は副総長）及び大学教育開発・支援センター長が構成員となること等が部長会構成員との相違点である。また、部長会構成員ではあるものの、構成員となっていない場合は、陪席として出席することになる（他の合議体も同じ）。また、大学教育開発・支援センター運営委員会（資料 002-002-002※第13条参照）も同じ構成員で同日

に開催している。なお、部長会開催日に、原則として毎月1回開催する。

<国際化推進会議>

国際化の推進を図り、その充実と高度化を推進する。独立研究科運営部長ではなく、全ての研究科委員長を構成員とすること及び総長が指名する推進責任者（現在は副総長）を構成員とすること等が部長会構成員との相違点である。なお、部長会開催日に、原則として毎月1回開催する。また、国際化については、スーパーグローバル大学創成支援事業(TGU)に採択されていること、「大学運営の基本方針」に「建学以来の伝統に則ったもの」とあるように、本学の重要施策であることから、自己点検・評価における点検・評価項目の一つとしている（国際化に係る現状説明等については、**資料 002-002-003**を参照）。

<全学共通カリキュラム運営センター委員会>

全学共通科目の基本方針等を審議する。全学共通カリキュラム運営センター部長が委員長となるほか、同センター副部長等も構成員となる。なお、部長会開催日に必要に応じて開催する。

<自己点検・評価運営委員会>

自己点検・評価を実施する際の基本的枠組みその他の自己点検・評価を実施するために必要な事項を決定する。委員長は総長が指名する（現在は副総長）。なお、部長会開催日に、年2回以上開催する。

<入試委員会>

入学者選抜の方針、選抜方法等を審議する。委員長は各学部長の互選により選出する。部長会構成員のほか、総長が指名する入学センター長が構成員となる。なお、部長会開催日に必要に応じて開催する。

<不正防止計画推進本部会議>

不正防止に関する全学的取組みの策定と見直しに関する事項を審議する。総長が指名する統括管理責任者（現在は副総長）が議長となる。なお、部長会開催日に、原則として春学期に1回及び秋学期に1回開催する。

（その他の合議体）

「全学内部質保証推進組織」を構成する合議体（部長会等）以外の合議体として、様々な委員会等を設置しているが、教務部長、キャリアセンター部長など、部長会等の構成員が長となっている合議体のほか、各学部長を「部長会委員」としてその長又は構成員としている合議体がある（**資料 002-002-004**）。「部長会委員」が当該合議体の長又は構成員となっているものについては、「部長会委員」を経由して、部長会等でその審議内容等の報告が行われ、部長会等を通じて各部局にその内容が伝達されることになる（**資料 002-002-005**）。一方で、大学としての基本的な方針等を部長会等で審議し、「部長会委員」がその結果を自らが長又は構成員となっている合議体を通じて伝達することで、円滑に各種取組みを実施、推進することができる。

○点検・評価項目②の適切性の評価

「全学内部質保証推進組織」を構成している合議体については、全ての合議体において総長をはじめ全ての学部長等が構成員又は陪席として出席しているほか、特に部長会は原則として毎週開催するなど、本学の内部質保証を担保している。また、「全学内部質保証推進組織」を構成する合議体とその他の全学的合議体との関係については、それぞれの合議

体で構成員となる者を通じて意思疎通が図られており、適切に機能している。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているといえる。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2	○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点 3	○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点 4	○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点 5	○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点 6	○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点 7	○点検・評価における客観性、妥当性の確保

○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

（全学の3方針）

学士課程については、全学としての「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」及び「入学者受入れの方針」（3方針）を定めており（資料 002-001-001【ウェブ】）、各学部はこれらに基づき、3方針を定めている。なお、学位授与の方針については、学修成果の可視化に係る体系の整理等を目的として教育改革推進会議の下に設置した学修成果の可視化に向けた検討ワーキンググループの報告（資料 002-003-001）を踏まえ、全学的な学修成果項目の設定（可視化対象の明確化・体系化）を行った上で、2021年度から修正した（資料 002-003-002）。

（全学的な考え方に基づく学部・研究科の3方針の点検・評価）

毎年度、教育改革推進会議において、学士課程、博士課程前期課程及び博士課程後期課程に係る翌年度の3方針とカリキュラムマップの点検を各学部・研究科に依頼しており、点検結果を同会議において全学的な観点から確認している（資料 002-001-014, 015）。なお、全学の「学位授与の方針」の修正に基づく各学部の同方針の修正についても、同様に教育改革推進会議から依頼した。また、前回大学評価を受審した際に付された、研究科に係る「学位授与の方針」及び「教育課程編成の方針」に対する指摘事項については、大学院委員会において速やかに現在の状況、課題、検討の方向性等をまとめて論点整理を行い（資料 002-003-003）、改善に向けた基本的な考え方を示した。これに基づき、対象の研究科は指摘事項の対応を行った。さらに、本学では、「21世紀の社会をリードするグローバルリーダーの育成」を目標に掲げ、英語4技能に秀でた学生の入学を促進するため、4技能を適正に測ることができる民間の英語資格・検定試験を全ての入試方式（学部）において活用することが必要であると判断し、2021年度に全面的に導入することを決定した。しかし、各学部の入学者受入れの方針には一部の学部を除いて英語4技能に係る記載がなく、方針

と実際の入試方法に乖離が生じていた。そこで、自己点検・評価運営委員会において「入学者受入れの方針」の修正を「全学的に検討を要すべき課題」として位置付け（資料 002-003-004）、教育改革推進会議と連携し、2022 年度から、各学部の「入学者受入れの方針」に英語 4 技能に係る記載を追加した。

○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

（教育改革推進会議）

毎年度、学士課程、博士課程前期課程及び博士課程後期課程に係る翌年度の 3 方針の点検を各学部・研究科に依頼するとともに、点検結果を同会議において全学的な観点から確認している。また、同会議では、「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」（資料 002-003-005）に基づき、毎年度、各学部・研究科等から FD 展開状況報告書の作成・提出を受けている。

（自己点検・評価運営委員会）

自己点検・評価運営委員会で扱う自己点検・評価項目は大学評価基準に準じており、毎年度重点評価項目として特定の評価基準を定め、年末に関係部局に点検・評価報告書の提出を依頼し（年度末締切）、翌年度にその取りまとめ結果を報告し改善に繋げている。また、同委員会では、外部評価委員会（諮問委員会）からの意見を報告するとともに、当該意見に基づく対応に関係部局に求め、その結果を報告している（資料 002-001-023）。

（その他の合議体）

部長会、大学院委員会、国際化推進会議、全学共通カリキュラム運営センター委員会、入試委員会及び不正防止計画推進本部会議においても、規程上、それぞれの審議事項に関連する事項に対する点検・評価を行うこととなっている（資料 002-003-006）。新たな教育研究活動、学部・研究科への支援策等について検討する際には、資料 002-003-007 のとおりワーキンググループ等を設置し、既存の取組みの点検・評価を行っている。主な WG の成果は以下のとおりである。

名称	成果	根拠資料
外国人留学生獲得に向けた WG	Rikkyo Study Project の新規実施 （資料 002-003-009【ウェブ】）	資料 002-003-008
学修成果の可視化に向けた検討 WG	ループリックの活用	資料 002-003-001, 002-003-010
2025 年度入試制度検討 WG	2025 年度の変更点公表	資料 002-003-011 【ウェブ】
しょうがい学生支援に関する検討 WG	生活支援に対する方針の決定	資料 002-003-012

○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み

（部長会）

後述する学部管轄予算、学部管轄人件費及び教学条件については、部長会を通じて全学に周知するとともに、次年度の学部管轄予算及び教学条件については、総長が毎年 7 月及び 9 月に提案する。各学部等はこれに基づき、教育研究活動の計画を策定することになる。

（大学院委員会）

博士学位授与の審議、「大学院学則」等の大学院関係規程の改正等を行っている。また、

2017 年度に受審した認証評価における指摘事項のうち、大学院に関連のある指摘事項については、自己点検・評価運営委員会と連携しながら、指摘事項の内容、他大学大学院の状況、改善方法の例等を示しつつ、対象の研究科に改善を依頼した（資料 002-003-013）。

（教育改革推進会議）

毎年度の 3 方針の点検依頼及び FD 展開報告書の作成依頼に加えて、以下の取組みを行っている。本学における教育の改革及び改善を支援し、その充実及び高度化に資することを目的とする大学教育開発・支援センターに置かれる 2 つの部会（TL（Teaching and Learning）部会及び教学 IR 部会）が、教育改革推進会議を通じて学部・研究科等における教育の PDCA サイクルを機能させるための支援を行っている（資料 002-002-002）。TL 部会では、コロナ禍を踏まえたオンライン授業に係るワークショップ等を開催したほか、新たに作成した「オンライン授業実践経験の共有」フォームに寄せられた教員からの情報を基に実践事例報告会を実施した。なお、当該報告会を含め、オンライン授業で取り組んだ事例を共有するアンケートの実施結果、教員及び学生対象のオンライン授業に係るアンケート結果、FD プログラムの動画等を「オンライン授業 学内講習会・アンケート」として学内向けウェブサイトで公開している（資料 002-003-014）。教学 IR 部会では、「学生による授業評価アンケート」、「学修状況調査」、「卒業時アンケート」、「卒業後調査」及び「就職先企業等に対する調査」を実施している。これらの調査結果は、教育改革推進会議を通じて報告しているほか、大学ウェブサイトに公開している（資料 002-003-015【ウェブ】※「各種調査結果」参照）。また、「成績追跡調査」（資料 002-003-016）を実施し、入試種別ごとの成績スコアの経年比較、新たに導入した入試制度で入学した学生の成績スコアの追跡、入試種別ごとの卒業比率（在学期間 4 年で卒業した比率）を学部を提供し、学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させている。

（国際化推進会議）

毎年度当初に課題を提示しているほか、海外留学プログラム実施一覧、海外大学等との協定数及び協定校数、留学生数、海外事務所活動報告（計画）、文部科学省補助事業（TGU 及び大学の世界展開力強化事業）の進捗状況等を報告している。これにより、本学が大学として行っている国際化推進の取組みが、全ての学部及び研究科に周知されることになる。また、補助事業に関連する予算編成、新規取組みの実施や奨学金の関連事項等に加えて、海外大学との新規協定締結の際は、学部間協定であっても協議を行うこととしている。さらに、コロナ禍の下では、オンライン国際交流の取組み紹介や留学生の入国再開に関する対応方針の協議を行った（資料 002-003-017）。これらの協議を行うことで、各学部等の国際化推進に係る新たな取組みの検討の参考になるとともに、質の担保を図っている。

（全学共通カリキュラム運営センター委員会）

英語プレイスメントテストによる TOEIC IP スコアの各学部への提供、英語プレイスメントテスト得点分布の報告、英語力伸長度測定テスト結果報告等を行っている（資料 002-003-018）。各学部は、学生募集及びカリキュラム検討の基礎資料作成、英語力伸長度のモニタリング、学部カリキュラムのグローバル化を検討・推進するにあたっての指標、出身高校・入試区分別に入学生の学業成績の追跡調査等に活用している。また、言語を問わず、科目の新設を行う際には、協議を行うこととしている。

(自己点検・評価運営委員会)

学部・研究科等の PDCA サイクルを機能させるため、以下の工夫を行っている。

内容	根拠資料
(1)「重点評価項目」の決定	(資料 002-003-019)
(2) 他大学の状況調査とその報告	(資料 002-003-020)
(3) 学部・研究科等が作成する点検・評価報告書様式に「全学的な課題」欄の追加等	(資料 002-003-021)
(4) 年度当初の点検・評価報告書様式配布	(資料 002-003-022)
(5) 大学評価ハンドブック(「点検・評価報告書 記述の注意点と根拠資料例」)の活用	(資料 002-003-023)
(6) 定員未充足対象研究科からの状況報告の聴取	(資料 002-003-024)
(7) 大学基礎データの毎年度の更新	(資料 002-003-025)

(1)については、学部・研究科等における「評価疲れ」の防止及び柔軟な評価項目の設定を行うため、毎年度自己点検・評価運営委員会(運営委員会)において「重点評価項目」を決定している。学部・研究科等が行う自己点検・評価活動は、大学評価受審時における負担軽減のため、原則として大学基準協会の大学基準に倣うこととし、その中から「重点評価項目」を決定して、運営委員会から、毎年度「重点評価項目」に係る自己点検・評価報告書の作成及び提出を依頼している。また、「重点評価項目」のうち主として事務部局が行うこととしている「重点評価項目」についても、学部・研究科独自に実施した取組みについての報告を求めているほか、2016年度以降は、スーパーグローバル大学創成支援事業に採択されたことを踏まえ、「自己点検・評価規程」で定める点検・評価項目に「国際化」を追加し、毎年度報告を求めている。(2)については、2018年度以降、大学基準協会ウェブサイト公表されている大学評価結果に基づいて、改善課題、是正勧告及び調書を一覧化し、本学に関連があると見込まれるものについては、運営委員会資料として提示することとした。改善すべき事項を早期に明確化することで、学部・研究科が改善の見通しを立てることをねらいとしている。また、後述するとおり、大学評価で指摘を受けた事項については、他大学の状況をウェブサイトで調査したほか、類似の事項で大学評価において指摘を受けた大学、指摘を受けたが改善を行っている大学を調べ、当該大学にヒアリングを行った上で、改善に係る全学的な方針を定めた。(3)については、第2期大学評価期間における反省を活かしたものである。2016年度までは、運営委員会から各学部・研究科に点検・評価報告書の作成・提出を依頼するものの、提出後はその取りまとめに終始してしまっていた。2018年度からは、学部・研究科等が作成する点検・評価報告書様式に「全学的な課題」欄を追加し、学部・研究科等内では解決できない課題の抽出に努めるとともに、抽出した課題を、総長等に報告することとした(「自己点検・評価規程」第3条第2項)。これにより、総長等が学部・研究科等が認識している課題を把握し、新たな施策に繋げることをねらいとしている。また、2021年度からは、学部・研究科が提出する報告書の内容を踏まえ、全学で対応すべき課題を「全学的に検討を要すべき課題」として整理し、同委員会の資料として提示することで、大学(「全学内部質保証推進組織」)が認識している課題を、全学的に可視化するようにした。(4)については、学部からの要望に基づくものである。点検・評価報告書の作成については、春学期の自己点検・評価運営委員会で重点評価項目を決定し、12月の同委員会で作成依頼を行うと同時に様式を配布していた。しかし、一部の学部から、春学期中に様式を受領できれば、効率的に自己点検・評価活動を行うことができる、

との要望があったため、2020 年度から春学期に様式を配布することとした。(5) については、学部・研究科等の自己点検・評価報告書の作成の効率化に資するよう、2021 年度の大学評価ハンドブックより追加された「点検・評価報告書 記述の注意点と根拠資料例」を基に、本学の実情に合う参考資料を作成し、学部・研究科等に提供した。(6) については、前回受審の大学評価において改善課題を付された研究科及び前回受審の大学評価で改善課題を付されていないが大学基準協会の示す目安（前期課程：0.5／後期課程：0.33）を下回っている研究科については、年末の運営委員会において、当該年度の状況、来年度の見込み、今後の課題や改善策等について、研究科委員長から報告を求めている。(7) については、担当部局への依頼を行い、大学評価受審前後の年度だけでなく、毎年度更新作業を行っている。更新した大学基礎データに基づき、収容定員充足率、必要専任教員数等を確認し、その結果を運営委員会資料としている。

（入試委員会）

一般入試の総括（資料 002-003-026）、統計資料（一般入試・大学入学共通テスト利用入試の入試結果を含む。）（資料 002-003-027）を全学部に共有するほか、学外の有識者を講師として招き、全国の入試動向と本学の状況、他大学の状況等についての講演会を行うことで、次年度の入試戦略について各学部が検討する材料を提供している（資料 002-003-028, 029）。

（不正防止計画推進本部会議）

科学研究費助成事業実地検査に伴う対応（資料 002-003-030）、学生に対する研究倫理教育の取り組み（資料 002-003-031）、APRIN e ラーニングの修了状況（資料 002-003-032）等を共有するほか、公的研究費管理監査のガイドラインの変更に際してはその対応方法について取り扱う（資料 002-003-033）など、適切な不正防止計画の履行のための方策を、学部・研究科等に示している。

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

（学部・研究科等）

＜学部管轄予算及び学部管轄人件費＞

※評価の視点 5（学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施）参照

＜3 方針及びカリキュラムマップの点検・評価＞

※評価の視点 1（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定）参照

＜FD 展開状況報告書の作成＞

「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」に基づき、毎年度、学部・研究科等で独自の項目を定め、FD を行っている。実施した FD の状況については、教育改革推進会議からの依頼に基づき、毎年度「FD 展開状況報告書」として作成し、教育会改革推進会議事務局である教学改革課に提出している（資料 002-003-034）。

＜自己点検・評価報告書の作成＞

「自己点検・評価規程」（資料 002-001-009）に基づき、各組織の長を委員長とする、自己点検・評価委員会を設置して、自己点検・評価を行っている。毎年度、自己点検・評価運営委員会において決定した「重点評価項目」に基づいて自己点検・評価を行うとともに、

報告書を作成し、運営委員会事務局である教学改革課に提出している（資料 002-003-035～040※学部等からの報告書を Excel でまとめたもの（「統合版」））。

（学部・研究科等以外の組織）

学部又は研究科の附置研究所等など、学部・研究科等以外の組織については、自己点検・評価活動として毎年度報告書及び事業計画書を作成し、「全学内部質保証推進組織」を構成する合議体に報告等を行っている（資料 002-003-041～043）。

＜教職課程＞

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 25 号）（資料 002-003-044【ウェブ】）の施行により、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けることが求められることとなった。これを踏まえ、学校・社会教育講座委員会（資料 002-003-045※第 5 条参照）において本学の教員養成課程の自己点検・評価の実施方法を議論した上で（資料 002-003-046）、部長会において自己点検・評価の実施方法を定めた（資料 002-003-047）。また、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（資料 002-003-044【ウェブ】※別添 6 参照）により、教職課程の自己点検・評価の観点が見られていることを受け、「自己点検・評価規程」を一部改正し、位置づけを明確化した（資料 002-003-048）。自己点検・評価報告書の作成は全学教員養成会議（資料 002-003-049）が行い、自己点検・評価運営委員会において全学で共有した（資料 002-003-050）。

（事務局）

事務局（組織）については、基準 7（学生支援）など、事務局に関連する基準が重点評価項目となった年度に、自己点検・評価報告書の提出を求めている（資料 002-003-051）。また、事務局（事務職員）については、毎年度実施している目標管理制度（資料 002-003-052）に基づく部局目標、前年度総括シート及び目標管理シート（資料 002-003-053）並びに職務遂行力評価制度（資料 002-003-054）に基づく職務遂行力評価シート（資料 002-003-055）の作成等をもって、自己点検・評価活動と位置付けている。

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施（学部管轄予算及び学部管轄人件費）

本学では、自らの自己点検・評価結果等に応じて、効率的に改善・向上を図ること等を目的として、各学部等の裁量で予算執行ができる制度を導入している。

＜学部管轄予算＞

各学部等は、「学部管轄予算運用原則規程」（資料 002-003-056）に基づいて運用しており、以下の 7 つの使途に使用可能である。なお、これらの使途ごとの支出割合は、各学部等が決定することができる。「学部管轄予算」については、各学部等の、予め定められた計算式に基づく次年度予算額及び前年度執行状況を、毎年度部長会で共有している（資料 002-003-057）。

①教育支援	②大学院学生支援	③研究活性化支援	④学部・研究活動支援
⑤広報活動支援	⑥国際化推進支援	⑦しょうがい学生支援	

＜学部管轄人件費＞

各学部は、「学部管轄人件費についての申し合わせ事項」（資料 002-003-058）に基づいて運用している。「学部管轄人件費」は、各学部配置する有期任用教員のために使用する

ことを目的としており、各学部は予め定められた計算式によって算出される予算額の範囲内で、実情に合わせて自由に有期任用教員を雇用することができる。使途は、下図のとおりである。

種類	根拠資料	種類	根拠資料
① 特別任用教員	(資料 002-003-059)	⑧ SA(ステューデントアシスタント)	(資料 002-003-060)
② 助教	(資料 002-003-061～064)	⑨ ゲスト・スピーカー	※ 1
③ 教育研究コーディネーター	(資料 002-003-065)	⑩ RA(リサーチアシスタント)	(資料 002-003-066)
④ 教育研究嘱託	(資料 002-003-067)	⑪ 特別任用教員兼担コマ	※ 2
⑤ 兼任講師	—	⑫ 特別任用教員職務手当	(資料 002-003-068※第4条参照)
⑥ PD(ポストドクトラルフェロー)	(資料 002-003-069)	⑬ 在外招聘教員	(資料 002-003-070)
⑦ TA(ティーチングアシスタント)	(資料 002-003-060)		

※ 1 ゲスト・スピーカー制度については、部長会での合意に基づいて各学部等が内規を作成し、運用がなされている(資料 002-003-071)。

※ 2 資料 002-003-058 12) 参照

また、大学に期待される役割や昨今の社会情勢等を踏まえて、全ての学部一律に、専門科目における英語教育、キャリア教育及び国際化対応の3つについて、「学部管轄人件費」上で補填(予算措置)を行っているほか、社会人コースを開設している研究科、英語コースを開設して外国人留学生の受入れを行う学部及び研究科など、学部等の特色に合わせた補填を行っている(資料 002-003-072)。なお、「学部管轄人件費」は、独立研究科(基礎となる学部を持たない研究科)には、措置していない。次年度予算額は、総長が、各学部等の予め定められた算出式に基づいて、部長会において毎年度提案している。さらに、各学部の次年度配置計画(資料 002-003-073)及び前年度実績報告書(資料 002-003-074)についても部長会を通じて全学に共有するなど、部長会を中心にマネジメントを行っている。

(教学条件)

本学では、各学部・研究科等の教育研究に関わる運営計画について全学で議論、合意する際の、限られた教室条件や経営上の観点から各学部間の公平性・透明性を維持するための全学ルールとして、学部・研究科等ごとの学生定員、専任教員枠数、展開コマ数等を内容とする「教学条件」を毎年度定めている(資料 002-003-075)。「教学条件」には、上記の学部管轄人件費を措置していない、独立研究科、各種センター等の有期任用教員枠数についても定めることとしており、これらの組織は、毎年度それぞれの自己点検・評価結果に基づき、必要がある場合は総長室へ「教学条件」変更の要望を行うことになる。また、毎年度7月に翌年度の「教学条件」を定めることになるが、それに先立って部長会において変更の要望の有無を確認している(資料 002-003-076)。なお、7月以降も変更の要望があった場合は当該変更内容をその都度協議するとともに、部長会で全学に共有するなど、部長会を中心にマネジメントを行っている(資料 002-003-077, 078)。

(全学的な課題)

2018年度から、毎年度学部等に依頼している自己点検・評価報告書に「全学的な課題」欄を設け、学部等のみでは解決できない課題について報告を求めており、その結果を自己

点検・評価運営委員会で全学に共有している。国際化及び大学院に関連する課題が多く挙げられており、中期計画の作成時に意識づけができるよう総長室内で改めて共有する機会を設けた（資料 002-003-079）。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

（行政機関からの指摘への対応）

＜設置計画履行状況等報告書＞

2017 年度以降、収容定員関係学則変更認可申請（2017, 2022 及び 2023 年度）、設置認可申請（2023 年度開設）及び設置届出（2023 年度開設）を行ったが、2024 年 2 月現在、設置計画履行状況等報告書における指摘事項を付された例はない。

＜スーパーグローバル大学創成支援事業（TGU）中間評価＞

TGU 選定校であるため、2017 年度及び 2020 年度に中間評価を受審した（資料 002-003-080【ウェブ】）。2017 年度の間中間評価では、総括評価が「B」（当初目的を達成するには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される。）とされた。この結果を踏まえ、特に指摘を受けた、グローバル教養副専攻の登録者数、シラバスの英語化及び GLAP(Global Liberal Arts Program)の全学展開については、国際化推進会議を中心に議論をしながら対応した（資料 002-003-081～083）。その結果、2020 年度の間中間評価では、「全学的対応分野で大幅な実績向上が得られた点は、前回中間評価時の指摘を踏まえた優れた取組として評価する。」と評価されるとともに、総括評価が「A」（これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。）となった（資料 002-003-084【ウェブ】）。

（認証評価機関からの指摘への対応）

前回受審時に指摘を受けた事項については、自己点検・評価運営委員会、大学院委員会等で議論を行い、期日までに改善報告書を提出した（資料 002-003-013）。なお、大学基準協会の改善報告書検討分科会における書面評価の結果、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」は「なし」とされた（資料 01-03-03）。

（外部評価委員会（諮問委員会）からの指摘への対応）

毎年度末に開催する諮問委員会は、学外の有識者を委員として委嘱している（資料 002-003-085【ウェブ】※「諮問委員会」参照）。また、総長をはじめ、全ての副総長、総長室長等が出席して、3 方針と入学者選抜、カリキュラムの内容等との適合性や総長が必要と認めた事項について年度ごとに諮問事項を提示しているほか、前年度指摘事項への対応状況の報告を行っている。さらに、諮問委員会から受けた指摘内容については、自己点検・評価運営委員会において全学に共有するとともに、関連部署へ当該意見を踏まえた対応の依頼を行い、当該対応状況の共有を同委員会で行っている（資料 002-001-019, 023）。なお、諮問委員会は TGU の外部評価委員会としての機能も担っている。特に、2017 年度及び 2020 年度に実施された中間評価の際には、「評価の視点 7」で記載のとおり、指摘事項へ対応した。

○点検・評価における客観性、妥当性の確保

（外部評価委員会（諮問委員会）の活用）

「評価の視点 1」で記載した入学者受け入れの方針の修正については、2020 年度の諮問

委員会で諮問した上で、自己点検・評価運営委員会等で扱うなど、点検・評価の客観性を高めている。また、TGUにおいては、2017年度の諮問委員会で「英語で専門領域を学ぶ視点の強化」を指摘されたことを踏まえ、各学部の教育目標と合致する形で、必修科目からCLIL（内容言語統合型学習）科目を経て、各学部が展開する学部 EMI 科目（英語で教授する専門科目）へと繋ぐ、4年間を通じた継続的な学修を2024年度までに実現すべく、2020年度に外国語教育研究センターを設置し、検討を進めている。さらに、2018年度末の諮問委員会で指摘された「TGU事業におけるスピード感不足」を踏まえ、2019年度にシラバスの英語化を決定するとともに、同年4月に外国人留学生獲得に向けたワーキンググループ（資料 002-003-086）、2020年4月に PEACE 運営協議会（資料 002-003-087）、9月に NEXUS 運営協議会（資料 002-003-088）を設置し、これら組織での議論を踏まえ、2022（当初は2021年の予定だったがコロナ禍により1年延期）年9月入学に向けた新たな入試制度の導入及び学部連携型英語コースの設置の迅速な決定を行った（資料 002-003-089）。

（他大学の状況調査）

「評価の視点3」で記載したとおり、他大学のウェブサイトからの情報収集、他大学へのヒアリング、他大学大学評価の結果分析等を行いながら、点検・評価の客観性を高めている。

○点検・評価項目③の適切性の評価

本学では、総長、副総長をはじめ全ての学部長等が、原則として毎週特定の曜日に開催される全学的な合議体の構成員となっており、これらの総体が内部質保証推進組織といえる。内部質保証推進組織を構成する合議体は、それぞれの規程において取り扱う事項、担当事務局等が定められているとともに、総長、副総長をはじめ全ての学部長等が一堂に会する場で、大学の施策について審議を行っている。特に、教育改革推進会議及び自己点検・評価運営委員会は、担当事務局が同一の課（総長室教学改革課）ということもあり、前回受審の大学評価での指摘事項への対応や入学者受入れの方針への英語4技能の追加など、両者が連携して改善を行うことができている。また、コロナ禍への全学的な対応については、部長会、教育改革推進会議、国際化推進会議など、「全学内部質保証推進組織」において行った。2019年度末から2022年度末までに、新型コロナウイルス対応基本方針、キャンパスへの入構可否方針等の策定など、約300件（事務局調べ）の議題を取り扱った（資料 002-003-090）。

以上のことから、内部質保証システムが有効に機能しているといえる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1	○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2	○公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3	○公表する情報の適切な更新

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

本学では、多様なステークホルダーに対し、以下のとおり、本学の基本的情報を「教育情報」及び「経営・財務情報」に分け、透明度の高い情報公開に努めている。

（教育情報）

<大学の教育研究上の目的に関する情報>

（資料 002-004-001）

教育研究上の目的を、「学則」及び「大学院学則」（学則等）に明示しているとともに、大学ウェブサイトで公開している。

<「卒業又は修了の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施 に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」（3 方針）>

（資料 01-01-05, 07）

「立教大学の教育目的と各種方針」として、大学全体及び各学部及び研究科の3 方針等を、大学ウェブサイトで公開している。

<教育研究上の基本組織に関する情報>

（資料 01-02-13【ウェブ】）

学部、学科、研究科、専攻等の名称等を大学ウェブサイトで公開している。

<教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報>

（資料 002-004-002【ウェブ】）

学部学科（専修）ごと、研究科（専攻）ごとの教員組織と教員数を大学ウェブサイトで公開している。また、教員が有する学位と業績については、「立教大学研究者情報」として大学ウェブサイトで公開している。

<入学者数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する情報>

（資料 002-004-001, 003【ウェブ】）

入学者数、収容定員、在学者数、卒業生数及び修了者数を大学ウェブサイトで公開している。また、進学者数、（企業別）就職者数、その他進学及び就職等の状況については、「就職・進学状況」として大学ウェブサイトで公開しているとともに、学部ごとに、決定者の多い上位 30 企業を併せて公開している。

<授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報>

（資料 002-004-004, 005【ウェブ】）

カリキュラムのしくみ、履修規定、履修登録等について記載された履修要項や教務関連案内については、大学ウェブサイトで公開している。また、授業の目標、授業内容、授業計画等については、「シラバス」として大学ウェブサイトで公開している。

<学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報>

成績評価についての統一的基準及び卒業又は修了認定基準について、上記履修要項に明示している。

<校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報>

（資料 002-004-006【ウェブ】※「キャンパス案内」参照）

池袋及び新座の両キャンパスの紹介、図書館、学生食堂、診療所・保健室等の施設等については、「キャンパス案内」として大学ウェブサイトで公開している。

<授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報>

（資料 002-004-007【ウェブ】）

費用に関する情報については、学則等に規定するとともに、大学案内、大学院案内及び

大学ウェブサイトで公開しているほか、在学生の保証人へは別途郵送している。

＜大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報＞

（資料 002-004-003【ウェブ】，006【ウェブ】※「立教大学のサポート制度」参照）

就職及び進路支援についてはキャリアセンター、奨学金支援については学生部、留学生支援については国際センター、学習支援については図書館、修学上及び人間関係等の相談については学生相談所並びにしょうがいしゃ支援（発達しょうがいを含む。）についてはしょうがい学生支援室が実施しており、大学ウェブサイトで支援情報を公開している。また、学生及び教職員向けに、学生支援関係の情報を網羅した冊子を毎年度配布するとともに、大学ウェブサイトで閲覧可能にしている。

＜自己点検・評価その他の諸活動＞

認証評価結果、外部評価結果（日英）、認可申請書等を、大学ウェブサイトで公開している（資料 002-003-085【ウェブ】，002-004-008【ウェブ】）（学生からの意見への対応及び危機管理関連については、基準 10 の点検・評価項目②参照）。

（経営・財務情報）（資料 002-004-009【ウェブ】）

＜事業計画書・報告書＞

事業計画書及び事業報告書については、法人本部、大学、中学校、高等学校及び小学校を包含して法人ウェブサイトで公開している。

＜財務情報＞

事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び貸借対照表については、大学ウェブサイトで公開しているほか、保護者向けに年 4 回郵送している雑誌「季刊立教」にも各年度の予算及び決算を掲載している。

○公表する情報の正確性、信頼性

収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況については、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、私立学校法で規定されている財産目録、貸借対照表、収支計算書に加えて、毎年度の決算に係る説明資料を作成及び公表し、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表している（資料 002-004-010【ウェブ】）。

○公表する情報の適切な更新

大学ウェブサイトのトップページ最下部に、閲覧者の利便性を考慮して公表している情報の包括的・体系的な目次を表示している（資料 002-004-011【ウェブ】）。また、大学基礎データ等では、継続性・一貫性に留意し、経年変化が確認できるよう、統一的な様式を用いて毎年度更新している。さらに、イントラネット上に「Web 更新・修正受付フォーム」を整備し、速やかな情報更新を可能にしている（資料 002-004-012）。加えて、公開する情報については、大学ウェブサイトのトップページから 2 クリック程度で閲覧できるようになっているほか、ページが遷移しても上部に「Language」、「アクセス」、「検索」及び「メニュー」を常時表示させることで、ユーザビリティの向上を図っている。そのほか、「就職・進学データ」や本学の基本的な情報をまとめたデータ集である「立教大学ファクトブック」（資料 002-004-013【ウェブ】）で多くのグラフや図表を活用した資料を用いて幅広いステークホルダーが理解しやすいようにし、大学ウェブサイトで情報を公開している。

○点検・評価項目④の適切性の評価

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている、教育研究上の目的、いわゆる 3 方

針、教育研究上の基本組織に関する事等を適切に大学ウェブサイトで公表している。また、私立学校法第 63 条の 2 に規定されている、「寄附行為」、監査報告書等を適切に法人ウェブサイトにおいて公表している。さらに、決算資料については、別途「立教学院決算について（説明資料）」を公表し、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表しているとともに、イントラネット上に「Web 更新・修正受付フォーム」を整備し、速やかな情報更新を可能にしている。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1	○全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点 2	○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点 3	○点検・評価結果に基づく改善・向上

○全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

大学全体として学部・研究科等で設置している合議体の把握を行うため、毎年度、自己点検・評価運営委員会において、学部・研究科等でどのような合議体を設置しているのか、開催頻度はどの程度か等について、基準 2（内部質保証）の一環として報告を求めている。また、2021 年度及び 2023 年度には基準 2（内部質保証）を重点評価項目とした。さらに、「全学内部質保証推進組織」を構成する各合議体の規程において点検・評価に係る規定があること（資料 002-003-006）、当該規定に基づき各合議体で PDCA サイクルが機能していることを踏まえて、「内部質保証に関する方針」を改定した。

○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

第 3 期認証評価における大学評価ハンドブックを参考にするとともに、他大学の大学評価結果の調査、他大学ウェブサイトの調査、他大学へのヒアリング、外部評価委員会（諮問委員会）への諮問など、学外の資料、情報等を踏まえて、内部質保証システムの改善・向上に向けた取り組みを行っている。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

（自己点検・評価活動における工夫）

「点検・評価項目③－全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み－（自己点検・評価運営委員会）」に記載したもののうち、（1）から（5）までは、前回の大学評価の受審を踏まえた点検・評価の結果、新たに取組んだものであり、内部質保証体制に係る改善・向上の取組み例といえる。

（外部評価委員会の活用）

外部評価委員会（諮問委員会）を活用して、入学者受入れの方針の改善、国際化の推進等が実施できた。前者の各学部の入学者受入れの方針への英語 4 技能に係る記載の追加、後者の TGU 中間評価での総括評価「A」の獲得など、目に見える形で改善・向上を行うことができた。

（「内部質保証に関する方針」の改定）

2020 年度及び 2021 年度に「全学的に検討を要すべき課題」として既存の各種方針（いわゆる 3 方針を除く。）の改定を挙げ（資料 002-003-004, 002-005-001）、関係部局による点検・評価を経て、2024 年度に改定した「内部質保証に関する方針」等を公表することとした（資料 002-005-002）。特に、「内部質保証に関する方針」は、2016 年 7 月に自己点検・評価運営委員会で決定し、大学ウェブサイトで公表してきた。しかし、自己点検・評価運営委員会及び諮問委員会以外の合議体については言及しておらず、質保証の対象を「全学的な合議体で取り扱う全ての教育研究活動等」とした場合、他の合議体に係る記載がないため、内部質保証に対する本学の考え方を明確に示したものではなかった。そのため、評価の視点①で記載した本学の考え方に即した内容とした。

（全学内部質保証推進組織による PDCA サイクルの成果）

「全学内部質保証推進組織」を構成する 8 つの合議体の各々における点検・評価の結果、基準 4 で後述のとおり、前回受審時の指摘事項への対応、遠隔授業の活用、学修成果の可視化その他の各章に記載の「点検・評価結果に基づく改善・向上」の内容や点検・評価項目③で記載した新型コロナウイルス感染症拡大の防止対応を適切に行うことができた。

（２）長所・特色

教育研究に係る重要事項等については、総長をはじめとした執行部と全ての学部長等で構成する 8 種類の合議体で審議していること及び総長、全ての学部長等で構成する合議体を高い頻度（部長会は原則として週に 1 回開催）で開催し、全学的な内部質保証を推進していることが本学の特色である。

（３）問題点

これまで本学の自己点検・評価活動に関連して公表していたものは、大学基礎データ（毎年度更新）、大学評価（認証評価）に係る自己点検・評価報告書（7 年に一度の受審ごと）及び諮問委員会の記録であった。2020 年 4 月 1 日に施行された学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 11 号）を踏まえ、学校法人としての事業計画書に前回受審時の改善勧告及び努力課題への対応状況を記載するなど、改正法の趣旨に沿った取組みを行ったところである。一方で、公表を行っているものの事業計画書は学校法人としてのウェブサイト上のみにあるため公表場所の工夫が必要である。加えて、日々の自己点検・評価活動に係る更なる公表の是非など、今後検討を行う必要がある。

（４）全体のまとめ

「内部質保証に関する方針」を定めるとともに、総長、全ての学部長等が構成員となっている部長会をはじめ、8 つの合議体の総体を「全学内部質保証推進組織」として位置付けている。また、部長会は原則として週に 1 回開催しているほか、8 つの合議体にはそれぞれ規程を設けており、当該規程に基づき役割を分担している。さらに、教育研究上の目的

等の法定事項を大学ウェブサイトで公表しているほか、速やかな公表情報の更新の仕組みを設けている。加えて、「全学内部質保証進組織」においてコロナ禍への対応、認証評価での指摘事項への対応、方針の改定等を行うとともに、外部評価委員会を活用して、点検・評価と改善・向上を行っている。

以上のことから、本学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組んでいるといえる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1	○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点2	○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3	○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点4	○教育研究組織と社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

本学の建学の精神は「Pro Deo et Patria（普遍的なる真理を探究し、私たちの世界、社会、隣人のために）」である。また、本学の使命として「キリスト教に基づいて人格を陶冶し、文化の進展に寄与する。」と掲げている（資料 01-01-01【ウェブ】）。これらを踏まえ、「学校法人立教学院職位職制規程」別表組織図（資料 03-01-01）及び大学基礎データ表 1 のとおり、教育研究組織を構成している。

主要な教育研究組織である学部及び研究科については、様々な領域・分野の学部及び研究科（11 学部 28 学科 8 専修（一の学位プログラムを含む。）等及び 15 研究科 28 専攻）を設置している。学位の分野は、文学関係、経済学関係、理学関係、社会学・社会福祉学関係、法学関係及び体育関係の 6 種類となっており、「普遍的なる真理を探究する場」として、相応しい構成となっている。

なお、近年は下表の組織等を設置した。

年度	名称	概要
2020	人工知能科学研究科修士課程 （資料 03-01-02【ウェブ】）	人工知能・データサイエンスを、人文・社会科学を含む全ての学術分野と掛け合わせることで、社会課題の解決やビジネスチャンスを生み出す力を育成
2021	法学部法学科法曹コース （資料 03-01-03【ウェブ】）	連携先の法科大学院を特別枠で受験可能
2021	21 世紀社会デザイン研究科 公共・社会デザイン（MSDA）コース	英語のみで修了できる国際連携大学院プログラム

	(資料 03-01-04【ウェブ】)	
2022	人工知能科学研究科博士課程	修士課程⇒博士課程へ課程変更
2022	NEXUS Program (資料 002-003-009【ウェブ】)	所属する学部専門性を学ぶとともに、様々な国／地域の文化や背景を理解し、次世代に繋がるグローバルな協働共生について日本語コミュニケーションを通じ実現することを目指すプログラム
2022	PEACE Program	平和、多文化共生、グローバル社会にそれらの視点から積極的にかかわる人材を育成する（英語コース）
2022	法学部国際ビジネス法学科 グローバルコース (資料 03-01-05【ウェブ】)	法律の観点から、外国企業との取引のための交渉や、紛争の予防・解決に向けた考え方について学び、国際舞台で通用する法知識とセンスを磨くことができるプログラム
2023	スポーツウエルネス学部 (資料 03-01-06【ウェブ】)	スポーツに興味・関心を抱く優秀な人材を募り、すべての人のウエルネス向上とウエルネス社会の構築に寄与する高度な知見と能力、豊かな人間性を有する人材を育成
2023	スポーツウエルネス学研究科博士課程	スポーツウエルネス学の分野で指導的な立場になる人材、誰もが快適で活力に満ちたウエルネス社会の実現に積極的に貢献できる人材を育成

○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

事務組織を含め、29 のセンター、20 の研究所及び 2 の機構を設置している（資料 03-01-07, 08）。特に、専門分野の枠を超えた幅広い知識と教養、総合的な判断力と優れた人間性を養うことを目的とした「全学共通科目」を運営するため、全学共通カリキュラム運営センターを設置しているほか、教室から外へ出て、様々な現実と直接触れることを通して学びを深める教育プログラム（正課外を含む。）を提供する立教サービスラーニングセンター、ボランティアセンター等を設置しており、「私たちの世界、社会、隣人のために」教育研究を行う大学として適切であるといえる。

○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

本学では、多くの学部学科及び研究科専攻が教職課程認定を受けている（資料 01-01-03 ※第 11 条の表参照, 04 ※第 15 条の 2 の表参照）。各学科等の教員養成課程のうち、「教科に関する専門的事項」に係る科目の管理運営を各学科等で担いつつ、「教育の基礎的理解に関する科目」等の科目は、学校・社会教育講座（資料 002-003-045）が管理運営を担当することで、教員養成の仕組みを効率的に運用している。また、教職課程に加え、学芸員課程、司書課程及び社会教育主事課程を設けており、取得が可能な資格については、大学ウェブサイト（資料 03-01-09【ウェブ】）及び学生向けポータルサイト（資料 03-01-10【ウェブ】）で公表している。特に教職課程については、大学ウェブサイト内に「教員養成に関する情報」に係るページを別途設け（資料 03-01-11【ウェブ】）、理念、計画のほか、「教育の質の向上に係る取組」として、2022 年度に実施した自己点検・評価報告書等を公表している。なお、教職課程に係る会議体は、資料 002-003-045（※第 3 条参照）, 049 のとおりである。

○教育研究組織と社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

（社会的要請への配慮①）

人工知能（Artificial Intelligence：AI）は人類の社会基盤を変革する科学技術として注目を集めている。第4次産業革命の中核をなす技術革新の一つであり、自動翻訳や自動運転技術などを例として、人工知能技術は社会全体で急速にその応用が展開されている。また、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」＝「Society5.0」（資料 03-01-12【ウェブ】）の実現が急務であるともいわれている。日本の学術と社会の未来に新地平を拓くため、人工知能・データサイエンスに関する研究・教育・社会実装の三位一体を目指す人工知能科学研究科（修士課程）を2020年4月に設置するとともに、2022年度4月に同博士課程を設置した（資料 03-01-02【ウェブ】）。

（社会的要請への配慮②）

Society5.0 と呼ばれる次の情報化社会に向けた変革が、社会のあらゆる組織において進められており、本学においても情報戦略の推進基盤を確立し、その後のさらなる推進につなげる必要があるため、総合的な情報化推進施策である情報戦略の企画、調整、推進、進捗管理、評価に関する業務を所掌する情報戦略推進室を、2019年6月に開設した。また、オンライン授業やミックス型（「ハイフレックス型」と同義。以下同じ。）授業の質向上や業務変革に関する基盤整備とルールや運用手順の確立に向けた推進体制を構築するとともに、情報部門を統合することで機能を一元化し、法人内各校の情報化をより強力に推進するため、全学的なシステムの多くを管理・運用している総務部情報システム課（事務システム担当、メディアセンター担当）と大学の情報戦略の推進を担う情報戦略推進室、大学の教務に関するシステムの管理・運用を担う教務事務センターシステム担当を統合して、2021年6月に情報企画室（資料 03-01-13）を設置した。

（社会的要請への配慮③）

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）その他の関係法令により、東京23区内（特定地域内）に設置する大学は収容定員を増加できないことになっている。しかし、本学は、学校法人立教女学院との協議を経て、同法人が設置する立教女学院短期大学（2021年1月廃止）の収容定員の割譲を受けたことにより、特定地域内学部収容定員の増加が可能となっている（資料 03-01-14）。この収容定員を活用し、既存学部の収容定員の増加を行った（資料 002-004-008【ウェブ】※2022年及び2024年度開設分）。これらに加え、人類にとって普遍的かつ重要なテーマであるとともに、近年社会的関心が高まっている気候変動や生物多様性の損失、海洋汚染等の環境問題を柱とする環境学部（仮称）を池袋キャンパスに設置する予定である（2026年度開設予定）。なお、環境学部（仮称）の設置については、文部科学省による大学・高専機能強化支援事業を活用することとしている（資料 03-01-15【ウェブ】）。

（大学を取り巻く国際的環境等への配慮）

RLS（RIKKYO Learning Style）における新たな体系的な言語教育カリキュラムを展開するとともに、外国語教育を通じて、主体的に深く考え、他者と共同しながら社会をより良い場所へ変えることができる力を養い、グローバル社会で生き抜く力を育てる外国語教育

を展開するため、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語及び朝鮮語における質の高い研究や教育開発並びにその提供を行う外国語教育研究センター（資料03-01-16【ウェブ】）を2020年度に設置した。また、海外における本学のプレゼンス向上、海外大学との教育研究の交流促進、優秀な外国人留学生の獲得に向けたニーズ調査等を目的として、本学が加盟するキリスト教聖公会（英国国教会系）系大学の世界ネットワークである「CUAC (Colleges and Universities of the Anglican Communion)」等も最大限活用しながら、2017年度までに整備した韓国（ソウル）、英国（ロンドン）、米国（ニューヨーク）、中国（上海）及びインドネシア（ジャカルタ）に海外5拠点を整備し、米国（ロサンゼルス）及び中国（香港）に海外拠点を加え、韓国（ソウル）、英国（ロンドン）を閉所した（資料03-01-17）。さらに、留学生の多様性の高まりを受けて、グローバルラウンジ、「祈りの部屋（Prayer Room）」、ハラル対応の食堂の配置等を行っている（資料03-01-18【ウェブ】）。

○点検・評価項目①の適切性の評価

建学の精神に基づき、「普遍的なる真理を探究する場」及び「私たちの世界、社会、隣人のために」教育研究を行う大学として相応しい学部・研究科、センター等を設置している。また、教職課程、学芸員課程、司書課程及び社会教育主事課程に係る全学的な実施組織を適切に設置している。さらに、社会的要請及び大学を取り巻く国際的環境等に配慮するため、研究科、事務組織等を新たに設置している。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織を適切に設置しているといえる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点
評価の視点2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点

「全学内部質保証推進組織」を構成する会議体を通じて行う、全学的な点検・評価における実施組織及び観点は次のとおりである。

部長会では、学部設置等の新規施策を実施する際には、ワーキンググループ（WG）、設置準備室等を設置し、現状の点検・評価を行った上で、行うこととしている。2018年から2022年までに設置された主な設置準備室等は下表のとおりである。なお、これらの組織の構成員には、部長会代表として部長会構成員から最低1名又は副総長を含めることとしており、これによって、部長会とワーキンググループの情報の共有を適切に図っている。

名称	設置年月日等	根拠資料
学部等設置構想検討プロジェクト	・第1次（2018.4.19）	（資料03-02-01）
・コミュニティ福祉学部改編構想検討WG	・第2次（2020.7.16）	（資料03-02-02）
・スポーツ・文化学部設置構想検討WG	・組織の設置を伴うものは、各	（資料03-02-03）
・人工知能科学研究科設置構想検討WG	「設置準備室」へ	
外国語教育研究センター設置準備室	・2018.2.15	（資料03-02-04）

	・ 外国語教育研究センターの設置	
人工知能科学研究科設置（開設）準備室	・ 2018.7.26 ・ 文科省への事前相談後「開設」準備室に改称（2019.4.18）	（資料03-02-05）
情報戦略推進体制検討WG	・ 2018.10.16 ・ 情報戦略推進室の設置	（資料03-02-06）
コミュニティ福祉学部再編準備WG	・ 2019.3.20 ・ スポーツウエルネス学科（当時）の学部昇格に伴う再編	（資料03-02-07）
スポーツウエルネス学部設置（開設）準備室 ※ 研究科（前後期課程）を含む	・ 2019.3.20 ・ 文科省への事前相談後「開設」準備室に改称（2022.2.24）	（資料03-02-08）
学部等設置構想検討プロジェクト ・ 環境学部（旧情報社会デザイン学部）	・ 第1次（2021.12.16） ・ 第2次（2022.7.21）	（資料03-02-09） （資料03-02-10） （資料03-02-11）

自己点検・評価運営委員会では、大学基準協会が示す評価項目に基づいて、毎年度点検・評価を行っており、教育研究組織（基準3）については、2020年度、2022年度及び2023年度に重点評価項目と設定し、総長室に作成及び提出を求めた（資料03-02-12, 13）。この点検・評価については、大学基準協会が公表している大学評価ハンドブックの内容や公表されている他大学の大学評価結果の内容を分析しながら、本学の課題として認められる事項を同委員会において報告し、同委員会又は別の会議体で改善を図っている。

加えて、中期計画の各事業には、それぞれ担当副総長と主管（事務）局を定めている。教育研究組織（基準3）に関連する事業は、2. スポーツウエルネス学部の新設とコミュニティ福祉学部の再編（新座）及び4. 大学院学内制度改革による大学院教育の拡充の2点である。中期計画・事業計画の進捗状況については、担当副総長が主管（事務）部局とともに、年に2回（上期：10月及び下期：年度末）点検・評価を行い、大学中期計画・事業計画管理委員会に取りまとめを行っており、その結果を部長会及び自己点検・評価運営委員会で報告している（資料01-03-01, 03-02-14）。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

2018年度以降、社会的要請や大学を取り巻く国際的環境等への配慮を踏まえ、ワーキンググループ等を設置して現状の点検・評価を行いながら、新学部、新研究科、新センター及び新事務部署の設置を行うことができた。また、新たな学部の設置計画が進行中である。さらに、既存学部及び研究科への新コースの設置など、組織の設置は伴わないものの、社会のニーズを踏まえた取組みを行うことができています。

特に、2023年度に設置したスポーツウエルネス学部及びスポーツウエルネス学研究科並びにこれらに伴うコミュニティ福祉学部の再編については、中期計画の策定にあたり、新しい時代を切り開く人々を持続的に育成すること、新座キャンパスに、ウエルネス社会の実現に貢献できる人々を育成する学部を新設することを方針とし、かつ、重点事業と位置付けていたところである。なお、2023年度は両組織とも受験者を十分に集めることができた（大学基礎データ表2及び表3）。

（２）長所・特色

建学の精神「Pro Deo et Patria（普遍的なる真理を探究し、私たちの世界、社会、隣人のために）」を实践する場として、社会的要請や国際的環境等へ対応しながら、教育研究組織を構成していることが、本学の長所・特色である。

これまでに、様々な領域・分野の学部及び研究科を設置しているほか、2015年以降、国際化推進機構（2015年）、人工知能科学研究科（2020年4月開設）、外国語教育研究センター（2020年4月）、情報企画室（2021年6月設置）、スポーツウエルネス学部（2023年4月開設）、本学が加盟する世界的ネットワーク（CUAC）を活用した海外拠点等を設置した。

（３）問題点

なし

（４）全体のまとめ

建学の精神に基づき、「普遍的なる真理を探究し、私たちの世界、社会、隣人のために」教育研究を行うに相応しい学部・研究科、センター、教職課程等に係る全学的な実施組織等を適切に設置している。また、2015年以降、社会的要請や大学を取り巻く国際的環境等への配慮を踏まえ、「全学内部質保証推進組織」の下にワーキンググループ等を設置して現状の点検・評価を行いながら、新学部、新研究科、新センター及び新事務部署の設置を行うことができた。さらに、既存学部及び研究科への新コースの設置など、組織の設置は伴わないものの、社会のニーズを踏まえた取組みを行うことができている。

以上のことから、本学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しているといえる。

第４章 教育課程・学習成果

（１）現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点１	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表
--------	---

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び

公表

学士課程では、全学の「学位授与の方針」を定め、大学ウェブサイト上で公表している（資料 01-01-05）。学生に修得することを求める知識、技能、態度等については、「学士課程教育の目的」で明示するとともに、「学士課程教育の学修成果」で9つの学修成果を有する者に学士号を授与するとしている（資料 01-01-05※「学位授与の方針」の「学士課程教育の学修成果」参照）。この全学版を踏まえ、学部等ごとに「学位授与の方針」を策定し、大学ウェブサイト及び履修要項で明示し、学位ごとに修得すべき能力を「学修成果」として示している（資料 01-01-07, 004-001-001）。

博士課程前期課程及び後期課程では、研究科ごとに「学位授与の方針」を策定し、それぞれ授与する学位ごとに課程修了にあたって修得すべき知識・能力を明示し、大学ウェブサイト及び履修要項で公表している（資料01-01-07, 004-001-001）。

○点検・評価項目①の適切性の評価

上述のとおり、学士課程、博士課程前期課程及び後期課程のいずれについても、全ての学部・研究科において「学位授与の方針」を定め、大学ウェブサイト及び履修要項で公表していることから、適切に学位授与方針を定め、公表しているといえる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1	○教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点 2	○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

○教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

・教育課程の体系、教育内容

学士課程では、本学の学士課程教育の理念である「専門性に立つ教養人の育成」を実現するために、全学共通科目・専門教育科目・正課外教育を統合的に捉え、4年間を「導入期」「形成期」「完成期」の3つの学修期に区分した「RIKKYO Learning Style」を、全学部において展開している（資料004-002-001【ウェブ】）。全学の「教育課程編成の方針」において、3つの学修期それぞれの目的（資料004-002-002）に沿った正課教育課程、正課外教育を展開していることや、正課教育課程において学びの基礎を築くための「立教ファーストタームプログラム」を設定していることを明示し（資料01-01-05※「学位授与の方針」の「教育課程編成の方針」参照）、大学ウェブサイトで公表している（資料01-01-07）。また、各学部等の「教育課程編成の方針」を学科・専修ごとに作成し、「教育課程の編成と特色」において、全学版で示した3つの学修期ごとの学修のねらいを明示するとともに、「カリキュラムの構造」において、各学修期に履修する科目を履修区分ごとに図示し、大学ウェブサイトで公表している（資料01-01-07）。

博士課程前期課程及び後期課程では、研究科ごとに「教育課程編成の方針」を策定し、それぞれ授与する学位別に教育課程の体系と教育内容を明示し、大学ウェブサイトで公表している（資料01-01-07）。

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

学士課程では、各学部等の「教育課程編成の方針」を学科・専修ごとに策定し、「教育課程の構成」において、それぞれの教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示し、大学ウェブサイトで公表している（資料 01-01-07）。

博士課程前期課程及び後期課程では、研究科ごとに「教育課程編成の方針」を策定し、それぞれ授与する学位別に教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示し、大学ウェブサイトで公表している（資料 01-01-07）。

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

学士課程では、学科・専修ごとに策定した「教育課程編成の方針」の「学部・学科の学修成果」と、科目群もしくは科目との関係」において、それぞれで展開する科目群もしくは科目と、当該学部の「学位授与の方針」で設定した学修成果との連関を明示している。また、学科・専修等ごとにカリキュラムマップを策定し、点検・評価項目①で述べた全学の「学位授与の方針」で定めた9つの学修成果、学部等ごとに定めた学修成果及びそれぞれで展開する科目との連関を示し、大学ウェブサイト上で公開している（カリキュラムマップは各学部等の「教育課程編成の方針」の末尾「学修成果と科目の関係」から閲覧可能）

（資料 01-01-07, 004-002-003※文学部の例）。さらに、正課と正課外のいずれも含めた総合的な学生の活動記録の蓄積と学修支援を実現することを目的としたeポートフォリオシステム「立教時間」を活用している。ここではカリキュラムマップで示した科目ごとの学修成果を表示し、かつ成果物一覧画面に埋め込まれたダッシュボードで、自身が修得した学修成果に関するデータを確認できるようにすることによって、学生に学修成果を意識した学修を促している（資料 004-002-004, 005※P14～15 参照）。

博士課程前期課程及び後期課程では、研究科ごとに策定した「教育課程編成の方針」において、当該研究科の「学位授与の方針」を踏まえた教育課程編成を設定することで、相互の連関を示している（資料 01-01-07）。

○点検・評価項目②の適切性の評価

上述したとおり、学士課程、博士課程前期課程及び後期課程のいずれについても、各学部・研究科において「学位授与の方針」を踏まえた「教育課程編成の方針」を策定し、それぞれの教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示し、大学ウェブサイトで公表していることから、適切に教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているといえる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1	○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮
--------	---

	・全学共通科目と専門教育の適切な配置 ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
評価の視点 2	○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

※基準 4 の文章に対応する履修要項のページ（印字）については**資料 004-003-001** 参照

（各学部等に共通する事項については、文学部（文学研究科）を例としている。）

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

学士課程では、各学部の学科・専修ごとに策定した「教育課程編成の方針」において、教育目的、教育課程の編成と特色、カリキュラムの構造、教育課程の構成、学修成果と科目群もしくは科目との関係を示すことで、教育課程との整合性を明確にしている（**資料 01-01-07**）。

博士課程前期課程及び後期課程では、研究科ごとに策定した「教育課程編成の方針」において、科目区分、授業形態、教育内容等を示すことで、教育課程との整合性を明確にしている（**資料 01-01-07**）。

・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学士課程では、教育課程を「導入期」「形成期」「完成期」の 3 つの学修期によって段階的に学ぶ仕組みとしており、順次性及び体系性に配慮したものとなっている。また、シラバスに配当年次、科目ナンバリング（科目ごとにどの学修期に学ぶことが適切かの目安等を明記。科目ナンバリングの仕組みは履修要項に掲載。）を示している（**資料 01-02-05, 002-004-005【ウェブ】**）。さらに、「教育課程編成の方針」において、各学修期に履修する科目を履修区分ごとに図示した「カリキュラムの構造」を示すことで、学生に体系的な学修を意識して履修計画を立てるように促している（**資料 01-01-07**）。そのほか、各学部における独自の取組みの例は、**資料 004-003-002**を参照（**資料 01-02-05, 004-003-003～006**）。経営学部及び同研究科では、国際認証AACSB（The Association to Advance Collegiate Schools of Business）取得までのプロセスにおける教育課程の評価のためのAOL（Assurance of Learning）の結果により、順次性等の妥当性を確認し、学部・研究科とも、特に課題となる内容は検出されておらず、妥当であると判断している（**資料 004-003-007※P163～193参照**）。全学共通科目（**資料 004-003-008【ウェブ】**）の総合系科目では、「学びの精神」「多彩な学び」「スポーツ実習」の 3 つの科目群に分類し、「導入期」（立教ファーストタームプログラム）、「形成期」、「完成期」のそれぞれの時期に適した科目を履修する構成になっている（**資料 004-002-001【ウェブ】※「10の学びの体系」参照**）。言語系科目では、言語B（初習言語）は大学入学後に初めて学習する言語であるため、必修科目は基礎作りからスタートし、4 単位修得することを通して、4 技能の修得と当該言語圏の文化を学ぶこととしている。言語A（英語）及び言語Bの必修科目を修得した後、さらに高度な言語運用能力を身につけたいと望む学生のために、自由科目が用意されており、必修科目を含め、4 年間の継続学習が可能となっている（**資料 004-002-001【ウェブ】※「10の学びの体系」-「言語系科目」参照**）。さらに、選択したテーマの内容に沿って指定された総合系科目及び言語系

科目群を体系的に学ぶことで、所属学部の特長に加えて、複数の分野にわたる知識を修得し、多面的に物事を捉えて持続的に考え続ける能力を養成する「グローバル教養副専攻」を実施している（資料004-003-009【ウェブ】）。

博士課程前期課程及び後期課程では、全ての研究科において、「教育課程編成の方針」に基づき、科目履修によるコースワークと研究指導等のリサーチワークからなる体系的な教育課程を編成している（資料 01-01-07, 01-02-05）。また、学士課程と同様、科目ナンバリングを導入しており、科目ごとに付与された分野、授業種別、使用する言語等を示す番号によって、学生が体系的な学修を意識して履修計画を立てられるように配慮している（資料 01-02-05, 002-004-005【ウェブ】）。研究指導については、入学から修士論文及び博士論文の提出、学位授与までの基本スケジュールを履修要項に記載している（資料 01-02-05）。

前期課程においては、ビジネスデザイン研究科では、「基礎モジュール」「応用／専門モジュール」「修了研究モジュール」の3層から教育課程を構成している。「基礎モジュール」は「創造的マネジメントのための基礎理論」「創造的意思決定のための基礎的スキルと実践知識」といったモジュールから編成している。「応用／専門モジュール」は学術領域によって編成されるのではなく、実際のビジネス活動や業務活動によってどのような専門知識やスキルが必要か、という観点から編成している。「修了研究モジュール」は修士論文を作成するために必要な知識やスキルを修得するための研究指導科目「修了研究」で編成している（資料 004-003-010）。21世紀社会デザイン研究科では、「社会デザイン学科目群」を中心として、3つの研究指導分野である「社会組織理論科目群」、「コミュニティデザイン学科目群」、「グローバル・リスクガバナンス科目群」の計4種の科目群を置き、それぞれの分野において体系的に学ぶことができるよう編成している。また、2022年度より、原則として全ての学生が、論文作成法に関する科目を履修登録することで、修士論文作成の基本を学修できる環境を整えている（資料 004-003-011）。後期課程においては、経済学研究科、異文化コミュニケーション研究科、ビジネスデザイン研究科、21世紀社会デザイン研究科では、著書、論文、学会発表といった研究業績をポイント化し、各研究科が定めるポイント以上の取得を博士学位申請の要件の一つとすることで、学生の計画的な研究を促進している（資料 004-003-003, 004-003-010～012）。

・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

学士課程では、各授業科目の単位数について、大学設置基準第21条の規定に基づいて「学則」で定め、公表している（資料 01-01-03※第9条参照, 01-02-05）。授業時間は100分とし（資料 004-003-013【ウェブ】）、1セメスターにつき14週の授業を実施しており、シラバスには各週の授業計画を記載している。また、シラバスに記載した授業時間外（予習・復習等）の学習を学生に求めている（資料 004-003-014【ウェブ】、002-004-005【ウェブ】）。

博士課程前期課程及び後期課程では、各授業科目の単位数について、大学院設置基準第15条及び大学設置基準第21条の規定に基づいて「大学院学則」で定め、公表している（資料 01-02-05）。授業時間・回数は学士課程と同様である。また、授業時間外（予習・復習等）の学習についても、学士課程と同様、シラバスに記載している（資料 004-003-014【ウェブ】、002-004-005【ウェブ】）。

・個々の授業科目の内容及び方法

学士課程では、各学部等の「教育課程編成の方針」に含めている「学修成果と科目の関係」(カリキュラムマップ)において個々の授業科目ごとに「学位授与の方針」に定めた学修成果との関連を明記している。そのため、個々の授業科目の内容は、「学位授与の方針」で定めた学修成果と関連付けられた、適切なものとなっている(資料 002-004-005【ウェブ】)。

博士課程前期課程及び後期課程では、文学研究科博士前期課程の「研究」、「演習」及び「研究指導」など、「学位授与の方針」の学修成果を踏まえながら、「教育課程編成の方針」において個々の授業科目の位置づけ目標、授業形態等を設定している(資料 002-004-005【ウェブ】)。

そのほか、現代心理学部・研究科では、個々の授業の内容及び方法について、教務委員会でシラバス・チェックを行っている。また、同学部については、教授会及び教務委員会で「授業評価アンケート」による点検を行っている(資料 004-003-015～017)。

・授業科目の位置づけ(必修、選択等)

学士課程では、各学部等の「教育課程編成の方針」に基づいて、授業科目を必修科目・選択科目等に区分している(資料 01-01-07, 01-02-05)。なお、文学部(「基幹科目」)、経済学部(「共通選択科目」)、理学部(「学部共通科目」)など、複数の学部において、必修及び選択の区分に加えて、全ての学科の学生の学修に資する科目群を置いている(資料 01-02-05, 004-003-003, 018)。

博士課程前期課程では、各研究科の「教育課程編成の方針」に基づいて、授業科目を必修科目・選択科目等に区分している(資料 01-01-07※文学研究科の例, 01-02-05※文学研究科の例)。なお、経営学研究科のリーダーシップ開発コースでは、選択科目を減らし、7割程度を必修科目としているが(資料 004-003-019)、ビジネスデザイン研究科では、同課程の学生は、自らが従事する業務に関係のある知識や技能の習得を求めており、学習したい領域が多岐にわたることを踏まえ、必修科目は1科目4単位、選択必修科目(論文指導科目)は2科目(4単位)のみとし、多くの選択科目が履修できるような教育課程の編成を行うなど、それぞれの特性に合わせた授業科目の位置づけがなされている(資料 004-003-010)。

博士課程後期課程では、人工知能科学研究科が、前期課程と同様に研究指導を授業科目の一つとして位置付けている(資料 004-003-020)。

・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

学士課程では学科・専修ごとに、博士課程前期課程及び後期課程では専攻又は授与する学位の分野ごとに、「教育課程編成の方針」を策定し、それぞれ授与する学位別に教育内容を設定している(資料 01-01-07)。また、「初年次教育、高大接続への配慮」で記載するように、大学全体として、全学共通科目や1年次春学期の「ファーストタームプログラム」を展開しているほか、各学部等で学士課程にふさわしい初年次教育等を実施している。さらに、科目ナンバリングにおけるレベルコード(1000番台)を、学士課程は0000(リメディアル科目)～4000(最終学年演習、卒業論文等)、博士課程前期課程は5000及び博士課程後期課程は6000としているほか、博士課程後期課程におけるコースワークとして同前期課程との合同授業等を位置付ける場合には成績評価等を区分するように求めるなど、各

学位課程の授業科目の位置づけを明確化している（資料 004-003-021）。

・初年次教育、高大接続への配慮

本学における学士課程の教育課程は、全ての学部において、全学共通科目と専門教育科目による「導入期」「形成期」「完成期」の3つの学修期によって構成され、段階的に学ぶ仕組みになっており、「導入期」では、大学でのあらゆる学びに必要な基礎力を身につけるため、「学びの精神」と「学びの技法」という2つのカテゴリーから構成された「立教ファーストタームプログラム」を展開している。これらの科目群を履修することで、高校までとは異なる大学での「主体的な学び」の姿勢を身につけられる初年次教育を実施している（資料 004-002-001【ウェブ】※「10の学びの体系」参照）。「学びの精神」は、大学で学ぶこと、また立教大学での学びの意味について理解する科目群（全学共通科目）で、宗教、人権、大学、また、本学ならではの専門性をキーワードとした多様な科目から選択することができる。「学びの技法」は、大学における学問を修めるうえで必要なスキルの向上を目的とした科目群（専門教育科目）で、それぞれの学部の専門領域に即して、スチューデント・スキル及びスタディ・スキルの向上、情報リテラシーの理解、キャリアプランの形成等を、少人数の演習形式で実施している。

そのほか、理学部では、理学部の教育目標「科学の専門性を持った教養人の育成」とより良い社会作りへの貢献を目指すため、共通教育推進室（SCOLA: Science Communication Office for Liberal Arts）を理学部内に設置し、「科学史」や「科学の倫理」などの学科を超えた学部共通科目の運営、サイエンスコミュニケーターによる「サイエンスコミュニケーションの教育・実践」等を実施している（資料 004-003-022, 023【ウェブ】～025）。コミュニティ福祉学部では、初年次の春学期に、学部全体に共通する科目として、少人数制の演習科目である「基礎演習」を開講している。「基礎演習」では、学部が独自に作成した大学生活と学習の手引書「基礎演習ガイドブック」を1年次生全員に配布して活用することで、高大接続に配慮した初年次教育を行っている（資料 004-003-005, 026～028）。全学共通科目言語系科目の言語 A（英語）では、1年次生が入学後に受験する英語プレイスメントテストの結果によってクラス分けしているため、高大をつないで入学者の実力を把握することができ、その能力に応じた教育の提供を通じて英語力を伸ばさせることができる（資料 01-02-05）。なお、英語プレイスメントテストは 2023 年度を最後に廃止し、2024 年度以降は、新入生が保有する英語資格・検定試験及び大学入学共通テストのスコアによってレベル別のクラス分け及び入学者の能力に応じた教育の提供を行うことを決定している（資料 004-003-029）。

・全学共通科目と専門教育の適切な配置

既述のとおり、本学における学士課程の教育課程は、全ての学部において、全学共通科目と専門教育科目による「導入期」「形成期」「完成期」の3つの学修期によって構成されている（資料 004-002-001【ウェブ】）。

各学部の卒業要件単位は 124～134 単位であるが、そのうち全学共通科目からは 28 単位（言語系科目言語 A から 6 単位（必修科目）、同言語 B から 4 単位（必修科目）、総合系科目から 18 単位（選択科目））を修得することとしている。そして、卒業要件単位数から全学共通科目分を引いたものが専門教育科目から修得する単位数となる。ただし、全ての学部において、自由科目という枠組みの中で、自学部の専門教育科目のほか、他学部科目、

28 単位を超えて修得した全学共通科目、5 大学間単位互換制度（f-Campus）科目等を一定の制限のもとに卒業単位として扱うこととしている。そこで算入される分も含め、全学共通科目と専門教育科目の卒業要件単位の割合は、概ね 1 対 3 となっており、専攻分野以外の学問領域に関しても幅広い知識を修得することが可能な教育課程編成となっている（資料 01-02-05）。

・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

博士課程前期課程及び後期課程では、全ての研究科において、それぞれの「教育課程編成の方針」に基づき、授業科目の履修によって専攻分野に関する深い理解の獲得等を目的としたコースワークと修士論文及び博士論文作成のための研究指導等のリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程を編成している（資料 01-01-07※文学研究科の例，01-02-05）。研究科独自の取組みとして、社会学研究科前期課程では、コースワーク科目として、社会学の基礎から先端領域までをカバーする科目群、社会調査法やアカデミックライティングを学ぶ科目群を設置しているほか、プロジェクト科目や社会学特別講座を設置している。プロジェクト科目は、高い社会学研究能力を養成することを目的として、学生と教員が共に特定課題の研究プロジェクトに取り組み、計画の立案、調査の実施、結果の分析、報告書の作成という一連のプロセスを経験するアクティブ・ラーニングによる科目である。社会学特別講座は、学生のアクチュアルな関心に対応するために、学生からの申請により、学生が希望する学外の兼任講師による科目である（資料 004-003-004）。

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

（新たな取組み）

本学では、「全学内部質保証推進組織」を構成する合議体（部長会等）（資料 002-001-003）による合議により教学マネジメントを行っており、全学的な新たな取組みについては、副総長、学部長など、部長会等の構成員となっている者を長とした各種ワーキンググループ等（WG 等）（資料 002-003-007）を部長会等の下に設置して、当該 WG 等における点検・評価に基づく詳細な検討結果を、総長又は部長会等に報告している（資料 002-003-008※外国人留学生獲得に向けたワーキンググループの例）。また、学部・研究科等の新たな取組みについては、部長会等の構成員となっている学部長等から報告又は提案をしている（資料 004-003-030～032）。

（予算措置）

学部及び研究科の裁量で執行が可能な「学部管轄予算」及び「学部管轄人件費」並びに「教学条件」による予算措置については、全学で定めた用途や基準に基づき、執行している（基準 2 の点検・評価項目③参照）。特に、主に有期任用教員のために使用することを目的としている「学部管轄人件費」については、部長会において次年度の予算額を決定するとともに、総長室からの依頼に基づき（資料 004-003-033）、学部及び研究科が次年度配置計画及び前年度の実績報告書を作成し、同会議で共有している（資料 004-003-034）。また、大学に期待される役割や昨今の社会情勢等を踏まえ、英語教育、キャリア教育及び国際化対応については、「学部管轄人件費」の中で特別に補填を行っている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

（学部及び研究科への支援）

「学部管轄人件費」において学部キャリア教育に対する補填を行っている。これを活用

し、学部の特性に応じたキャリア支援・就職支援を行うために、学部キャリアサポーターを配置して学部独自の支援を展開している。キャリアサポーターは、各学部の教員やキャリアセンターと連携しながら、学部におけるキャリア教育の推進や国内外のインターンシップの実施など、学部独自のキャリア支援プログラムを開催している（資料 004-003-035）。

（正課）

学士課程では、全学共通科目及び各学部の正課科目としてキャリア関連科目を設置している（2023年度は「キャリア」を科目名に含むものは29科目）（資料 004-003-036）。コミュニティ福祉学部では、実習科目である「インターンシップ」を学部共通の正課科目として展開し、「政府系」、「NPO系」、「企業系」、「福祉系」及び「国際系」を設け、学生の関心に応じた実習プログラムを用意している。また、コミュニティ政策学科では、正課科目「キャリアデザイン」で自分らしいキャリアについて、福祉学科では、正課科目「社会福祉とキャリア形成」で社会福祉のそれぞれの領域におけるキャリアについて、実際に仕事に従事されているゲストスピーカーから学ぶ機会を設けている（資料 004-003-005, 004-003-037～039）。

博士課程前期課程における研究科の取組みは次のとおりである。例えば、コミュニティ福祉学研究科では、関東の福祉系の専攻等を持つ大学で組織される「大学院社会福祉学専攻課程又は、社会福祉学専門科目をおく専攻課程協議会」（大学院社会福祉学専攻課程協議会）の幹事校となり、同協議会の活動及び運営に大学院生と教員が共に参画することを通して、学生の社会的及び職業的自立を図る機会としている（資料 004-003-040）。ビジネスデザイン研究科では、企業経営全体を俯瞰し、創造的事業を構想する真のゼネラリストであるビジネスクリエーターの育成を目標に掲げている。創造的事業の構想には複数による会議体での合議が不可欠であると位置付け、一部の基礎科目を除いて授業内でグループディスカッションを実施し、チームによる戦略的意思決定の学習機会を通じて、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成している（資料 004-003-041, 042）。人工知能科学研究科では、選択科目「AI ビジネス特論」「人工知能社会実装」において、毎回の授業でゲストスピーカーを招き、企業等の取り組み事例の紹介やディスカッションを通しての学びの掘り下げを行っている（資料 004-003-043, 044）。また、同研究科では、2020年度に先端的な研究や先進的な企業等の取り組みに触れるため、外部スピーカーが登壇する「人工知能科学研究科コロキウム」、教員・学生が登壇する「知の共有セミナー」という2つのセミナーを開催し、後者については、現在も定期的に行っている（資料 004-003-045～49）。

博士課程後期課程の学生は、修了後自らが有する学識を教授する見込みが高いことから、そのために必要な能力を培うための機会（プレFD）に関する情報の提供を行っている。また、博士課程後期課程の学生等が対象である「Senior TA」を制度化しており、自らが有する学識の教授や社会的及び職業的自立に必要な能力を育成する場となっている（基準7点検・評価項目②参照）。なお、研究倫理教育については、不正防止計画推進本部会議を通じて、全ての課程の学生について行っている（基準8点検・評価項目⑤参照）。

（正課外）

学生の進路・就職相談に関する業務、キャリア・就職支援プログラムの企画、開発、実施に関する業務、各学部・研究科等におけるキャリア教育のプログラム開発と実施の支援

に関する業務を担当する部署（キャリアセンター）を設置しているほか、各学部・研究科等においても特色ある取組みを行っている（基準7点検・評価項目②参照）。

○点検・評価項目③の適切性の評価

学士課程では、各学部の「教育課程編成の方針」において、教育目的、教育課程の編成と特色、カリキュラムの構造、教育課程の構成、学修成果と科目群もしくは科目との関係を示すことで、教育課程との整合性を明確にしている。教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性に関しては、科目ナンバリングを導入していることに加え、各学修期（「導入期」「形成期」「完成期」）に履修する科目を履修区分ごとに図示した「カリキュラムの構造」を、各学部の「教育課程編成の方針」に示すことで明確にしている。また、「導入期」に「立教ファーストタームプログラム」を展開することで、初年次教育や高大接続への配慮も行っているほか、同プログラムを全学共通科目による「学びの精神」と専門教育科目による「学びの技法」という2つのカテゴリーから構成していることや、各学部における卒業要件単位数のうち、全学共通科目と専門教育科目の割合は、概ね1対3とすることにより、専門専攻分野以外の学問領域に関しても幅広い知識を修得することが可能な教育課程編成となっている。そのほか、全学共通科目及び各学部の専門教育課程において、キャリア関連科目を正課科目として設置するとともに、学生の進路・就職相談やキャリア・就職支援プログラム関連や、各学部・研究科等におけるキャリア教育プログラム関連の業務を担当するキャリアセンターを設置している。

博士課程前期課程及び後期課程では、各研究科の「教育課程編成の方針」において、科目区分、授業形態、教育内容等を示すことで、教育課程との整合性を明確にしている。教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性に関しては、全ての研究科において、コースワークとリサーチワークからなる教育課程を編成していること、科目ナンバリングを導入していること、研究指導の基本スケジュールを履修要項に明示することで明確にしている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1	○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認
----------------------	---

	・授業の履修に関する指導、その他、効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】） ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）
--	--

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

学士課程では、一部の例外を除き、1年間の履修登録単位数の上限を50単位未満に設定し、予習・復習の時間等の適切な学習時間を確保する措置を講じている（資料 01-02-05）。

博士課程前期課程及び後期課程では、履修登録単位数の上限は設定していないが、研究指導基本スケジュールをもとに、指導教員が学生の実態を把握しながら、学修計画に対して個別に指導と助言を与えることによって、単位の実質化を図っている（資料 01-02-05）。

- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

学士課程では、「授業の目標」「授業の内容」「授業計画」「授業時間外（予習・復習等）の学習」「成績評価方法・基準」等の欄を設けた本学共通のフォーマットによるシラバスを用いており、全ての科目について、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等を明示している（資料 002-004-005【ウェブ】）。シラバスの内容については、各科目担当者が原稿を執筆した後、教務事務センターから各学部等に対し、「教育課程編成の方針」からの逸脱や記載事項に漏れがないかを確認するように依頼し、点検している（資料 004-004-001, 002）。また、全学部を対象に実施している「学生による授業評価アンケート」では、各授業の「よいと思った点」及び「改善すべきだと思った点」を問う項目に、シラバスを選択肢の一つに加え（選択した理由を記入する自由記述欄あり）、その結果を、各学部等で点検している。なお、各学部等にはアンケート結果の集計データを提供するとともに、集計データにみられる結果のまとめ、科目担当者の所見票に対するまとめ及び今後の改善方法等を記載項目とした総評の執筆を依頼している。各学部等による総評は「学生による授業評価アンケート」報告書」としてまとめ、大学ウェブサイトで公開している（資料 004-004-003～006【ウェブ】）。異文化コミュニケーション学部では、複数クラスで同じ内容の授業を行う「基礎演習」等の科目については、統一シラバスを採用しており、授業担当者がワーキンググループを構成し、授業計画、内容、評価が計画どおりに行われるように打合せを行っている。さらに、「グローバル研究入門」等の輪講科目については、科目コーディネーターが科目担当者と協議の上でシラバスを執筆し、各回の授業についてシラバスに沿った授業

や成績評価がなされているかを確認している（資料 004-004-007～009）。全学共通科目の言語系科目においては、同一科目名・複数クラスで展開している必修科目は、科目ごとに統一シラバスを作成し、クラスごとの授業内容の差が小さくなるよう努めている（資料 004-004-010～033）。また、全学共通科目の総合系科目では、2020 年度に、オンライン授業でもシラバスの内容に即した授業を実施するために必要な課題等を共有するためにオンライン講習会を実施した（資料 004-004-034～037）。

博士課程前期課程及び後期課程では、学士課程と同様の本学共通のフォーマットによるシラバスを用いており、全ての科目について、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等を明示している（資料 002-004-005【ウェブ】）。また、シラバスの内容については、学士課程と同様に点検している（資料 004-004-001, 002）。

・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

学士課程では、授業の内容、方法等を変更する必要が生じ、当該科目の設置学部等で認めた場合には、学内イントラネット上及び大学ホームページ上の「シラバス・時間割検索システム」に掲載しているシラバスの訂正を行う（資料 004-004-038※シラバス修正の例）。学生に対しては、学内イントラネット上の「教務 Web 掲示板」を通して周知しているほか（資料 004-004-039）、当該科目の担当教員による授業内アナウンス、授業支援システム「Canvas LMS」（導入経緯については、基準 7 点検・評価項目⑥参照）「Black Board」等を通じて周知している（資料 004-004-040※P16, 17 参照, 041※P8, 9 参照）。なお、「Black Board」は 2023 年度末をもって運用を終了し、「Canvas LMS」に統一する。

博士課程前期課程及び後期課程では、研究科で認めた場合には、学士課程と同様の方法により、シラバスの修正及び学生への周知を行っている（資料 004-004-039, 040※P16, 17 参照, 041※P8, 9 参照, 042※シラバス修正の例（前期課程）, 043※シラバス修正の例（後期課程））。

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）

学士課程では、点検・評価項目②で述べたとおり、1 年次春学期に「立教ファーストチームプログラム」を展開し、大学での「主体的な学び」の姿勢を身につけられる初年次教育を実施している。各学部の専門教育科目においては、「学びの技法」として 1 年次生が履修する少人数による演習科目をはじめ、1 年次から 4 年次まで演習科目を設置しているほか、フィールドワーク、就業体験等、学生の主体的参加を促す授業形態の科目を設置している（資料 004-004-044, 045※「学びの技法」の例）。経営学部では、「BLP」（ビジネス・リーダーシップ・プログラム）や「BBL」（バイリンガル・ビジネスリーダー・プログラム）など、少人数でのクラス設定や、コンペ形式のプロジェクト実施など、学生が主体的に参加する授業形式を多く取り入れている（資料 004-004-046～051）。全学共通科目の総合系科目では、各学部や部局等による企画提案型の「コラボレーション科目」や「立教ゼミナール発展編」、「多彩な学び」のなかの「知識の現場」に属する科目群は、自ら考え、参加・体験を通じて学びを深めるということを目的とするものが多く、学生の主体的参加を促す科目となっている（資料 004-004-052, 053※P10 参照, 054※「立教ゼミナール発展編」の例）。スポーツウエルネス学部では、入学オリエンテーション期間に、全新生と全教員が

参加する 1 泊 2 日の「ウエルカムキャンプ（新入生キャンプ）」を実施し、大学・学部の教育理念や教育内容について理解を深めるとともに、新入生同士、学生と教員間の関係づくりの機会とした（資料 004-004-055～058【ウェブ】）。

博士課程前期課程及び後期課程では、全ての研究科において、自ら立てた研究計画に基づいた研究指導が行われ、授業科目についても少人数で行われる演習形式が多いことから、学生の主体的参加が促されるが、社会学研究科博士課程前期課程では、点検・評価の視点③でも述べたとおり「プロジェクト科目」や「社会学特別講座」を開講するなどして、学生の主体的参加を促している（資料 004-004-059, 060）。キリスト教学研究科博士課程前期課程の「サーヴィスラーニング 1・2」では、学生自身の関心と課題に基づいて、受け入れ先団体を選定し、奉仕活動をした後、学びの共有・還元を兼ねて受け入れ団体とともに振り返りを行い、学生の主体的な参加を促すなど、教員・学生間に留まらず学外者とのコミュニケーションの機会を提供している（資料 004-004-061）。コミュニティ福祉学部附置のコミュニティ福祉研究所では、学生に対する研究助成制度（立教大学コミュニティ福祉研究所学術研究推進資金：企画研究プロジェクトⅡ〔教員・学生参加型〕）を設けることによって、学生（学部生・大学院生）の自主的な学習・研究活動を促進している（資料 004-004-062【ウェブ】）。

・学習の進捗と学生の理解度の確認

学士課程では、学修の進捗と学生の理解度を確認する方法として、全ての学部等において「授業評価アンケート」と「学修成果ループリック」を実施している。「授業評価アンケート」の実施方法については、上述したとおりである。「学修成果ループリック」については、まず、2015 年度から 2019 年度にかけて「論証型レポート・ループリック」「プレゼンテーション・ループリック」「グローバル基幹力ループリック」を開発し、全学部等で利用してきたが、さらに「学修成果の可視化」を推進する全学的な取り組みとして、2020 年度に法学部が作成したパイロット版に続き（資料 004-004-063）、2021 年度に全学部等において、「学位授与の方針」に基づいた「学修成果ループリック」を作成した（資料 004-004-064）。2022 年度は試行的活用の期間と位置づけ、「学修成果ループリック」の活用状況に関するアンケートを実施し、各学部等における取り組み状況や課題等について全学で共有した（資料 004-004-065）。2023 年度は、各学部等に対し、「学修成果ループリック（第 1 版）」の点検及び 2024 年度以降の活用に向けた検討を依頼した（資料 004-004-066）。観光学部では、初年次教育の主軸となる講義科目「観光学概論」と演習科目「基礎演習」を連動させて実施している。「観光学概論」では、各回の内容をテキストの各章に対応させて講義を行い、「基礎演習」では、「観光学概論」の講義内容に対応したテーマ（理論、キーワード、観光現象）を毎回取り上げ、プレゼンテーションやディスカッション、レポート作成を行っている。このように初年次教育の基盤となる 2 つの授業を有機的に結びつける試みは、学修の進捗と理解度を学生自身及び教員が確認できる有効な機会となっている（資料 004-004-067, 068）。

博士課程前期課程及び後期課程では、指導教員による研究指導や中間報告会等によって、学生の学修の進捗と理解度を逐次確認している（資料 01-02-05）。

・授業の履修に関する指導、その他、効果的な学習のための指導

学士課程では、4 月上旬のオリエンテーション期間中に、全ての学部において新入生及

び在校生を対象とした「履修ガイダンス」を行うとともに、特に新入生を対象として、教務部主催による「先輩による「履修要項」読み方ナビ」という在校生が相談員を務める個別相談会を実施し、授業の履修に関する指導を行っている（資料 004-004-069）。オリエンテーション期間以降についても、全ての学部において、アカデミックアドバイザー制度を導入し、授業の履修に関する指導や効果的な学修のための指導等、本学における学修全般に関する助言・指導や情報提供を行っているほか、専任教員によるオフィスアワーを設け、主として担当する授業に関する質問や勉学の相談等に応じている（資料 01-02-05, 004-004-070※文学部の例）。さらに、全ての学部において、低単位取得者との個別面談を実施している（資料 004-004-071）。そのほか、本学の博士課程後期課程の学生が図書館の活用の仕方やレポート・論文作成についてアドバイスするラーニングアドバイザー制度（資料 004-004-072【ウェブ】）や TA・SA 制度を活用し、効果的な学修のための指導を行っている（資料 002-003-060, 004-004-073）。GLAP では、アカデミックアドバイザーが、毎学期の半ばに、全学年の指導学生との中間面談を実施し、当該学期に履修中の科目の学修の進め方について、学生個々の事情に応じた助言を行う態勢をとっている（資料 004-004-074, 075）。

博士課程前期課程及び後期課程では、4月上旬のオリエンテーション期間中に、全ての研究科において新入生及び在校生を対象とした「研究科ガイダンス」を行っているほか、一部の研究科では個別の相談に応じる「履修相談」も実施している（資料 004-004-069）。その後は、指導教員による研究指導で、授業の履修に関する指導その他の効果的な学修のための指導を行っている。人工知能科学研究科前期課程では、学生それぞれに指導教員とは別にメンター教員を設定し、メンターがコースワーク学修の計画や進捗の確認などを定期的に行っている（資料 004-003-020）。

・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

学士課程では、授業時間外（予習・復習等）の学習については、各科目のシラバスに記載をしているほか、授業支援システム「Canvas LMS」や「Black board」（これら2つと「立教時間」の関係については基準7点検・評価項目⑥及び関連資料参照）を通じて学生に教材等を提供している（資料 004-004-040※P16, 17 参照, 041※P8, 9 参照, 076※文学部の例）。社会学部では、同学部3学科共通の必修科目「基礎演習」において、全てのクラスで課題図書を設定し、夏季休業期間に読ませた上で、各教員が授業内でその内容を活用するようにしている（資料 004-004-077, 078）。経営学部では、学生に対し、教員に加え、科目ごとに SA・TA、さらにメンターを配置し、適切な助言ができるよう工夫をしている（資料 004-004-079※P14 参照）。また、学生の学習時間についての調査を行っており、学部全体での授業外学習時間の適切性をモニタリングする体制をとっている（資料 004-004-080※P18, 29, 38 参照）。

博士課程前期課程及び後期課程では、学士課程と同様、授業時間外（予習・復習等）の学習については、各科目のシラバスに記載をしているほか、授業支援システム「Canvas LMS」や「Black board」を通じて学生に教材等を提供している（資料 004-004-040※P16, 17 参照, 041※P8, 9 参照, 081※文学研究科博士課程前期課程の例, 082※同後期課程の例, ）。)

・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

各学部の専門教育科目では、演習系科目、実習系科目及び情報処理科目等を中心に、各

授業形態に適切な定員を設定している。法学部では、講義系科目についても、履修者数の多い科目（「法学入門」「政治学入門」「憲法（１）」等）は２クラスに分割して開講している（資料 004-004-083※法学部法学科の例）。全学共通科目においても、演習系科目、実習系科目及び情報処理科目等を中心に、各授業形態に適切な定員を設定している。言語系科目言語 A（英語）の必修科目では、少人数教育でアウトプット能力（発信能力）を養うという教育目標を実現するために、１クラスの人数を「英語ディスカッション」では 10 名程度、「英語ディベート」では 20 名程度、「英語リーディング＆ライティング 1・2」では 20 名程度、「英語プレゼンテーション」では 20 名程度としている。総合系科目においては、講義科目についても教室の過密状況を考慮して履修登録者数の上限を設定しており、「学びの精神」の講義科目では 200 名、「多彩な学び」の講義科目では 300 名を上限とし、履修希望者が上限を超過した場合には抽選を行っている（資料 01-02-05, 004-004-084, 085）。

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

博士課程前期課程及び後期課程では、全ての研究科において研究指導の基本スケジュール（研究指導計画）を掲載し、これに基づき、指導教員が修士論文及び博士論文作成の指導・助言を行っている（資料 01-02-05）。

・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

「全学内部質保証推進組織」を構成する合議体において、以下のとおり教育の実施内容・状況の把握等を行っている（「全学内部質保証推進組織」を通じて行われた点検・評価結果に基づく具体的な改善・向上の例については、点検・評価項目⑦参照）。

部長会では、毎年度末に次年度に向けた「学則」の改定案が示される（資料 004-004-086）。「学則」の別表において、開講する授業科目を一覧化しているため、次年度に各学部等がどのような授業科目を開講するのか全学的に把握することができている。また、大学院委員会では、同様に「大学院学則」の改定案が示される（資料 004-004-087）。さらに、2020 年度及び 2021 年度については、コロナ禍への対応方法等を部長会で協議した上で、各学部・研究科等の教育を実施した（資料 004-004-088, 089）。教育改革推進会議では、毎年度、全ての学部及び研究科に対し、次年度に向けたいわゆる 3 方針の点検及び「FD 展開状況報告」の作成及び提出を依頼しているため（資料 002-001-014～016）、学部及び研究科における方針の変更状況や認識している課題を全学的に把握することができている。国際化推進会議では、学部及び研究科が海外大学等と協定を締結する場合には協議事項として取り扱うこととしている（資料 004-004-090）ほか、前年度の各学部・研究科等による海外プログラムの実施結果を報告している（資料 004-004-091）ため、国際化に係る教育の実施内容を全学的に把握することができている。自己点検・評価運営委員会では、大学基準協会が示す評価項目に基づいて毎年度点検・評価を行っている（資料 002-003-019）。各学部・研究科等に対し、毎年度自己点検・評価報告書の作成及び提出を求め、その結果をとりまとめて同委員会でも共有しているため（資料 03-02-13）、現状と課題を全学系に把握することができている。全学共通カリキュラム運営センター委員会では、言語系科目構想・運営チームリーダー、総合系科目構想・運営チームリーダー及びグローバル教養副専攻サブチームリーダー等から報告を行っているため（資料 004-004-092）、全学共通科目における教

育内容等を全学的に把握することができている。

○点検・評価項目④の適切性の評価

学士課程では、1年間の履修登録単位数の上限設定により、予習・復習の時間等の適切な学習時間を確保することによって、単位の実質化を図っている。シラバスについては、本学共通のフォーマットを用いており、全ての授業科目について授業の目的、学習成果の指標等を明示している。授業時間外（予習・復習等）の学習については、シラバスに記載をしているほか、授業支援システムを通じて学生に教材等を提供している。学生の主体的参加を促すための方法としては、各学部の専門教育課程における「学びの技法」（1年次生が履修する少人数による演習科目）をはじめ全学年において演習科目を設置しているほか、フィールドワーク等の科目を設置している。全学共通科目の総合系科目では、「立教ゼミナール発展編」、「知識の現場」等に属する科目群など、主体的に考え、参加・体験を通じて学びを深めることを目的とした科目を多く設置している。学修の進捗と学生の理解度を確認する方法としては、全ての学部等において「授業評価アンケート」の実施と「学修成果ルーブリック」を作成している。授業の履修に関する指導や効果的な学修のための指導としては、全ての学部において「履修ガイダンス」等の実施、アカデミックアドバイザー制度の導入、専任教員によるオフィスアワーの実施及び低単位取得者との個別面談の実施を行っている。また、ラーニングアドバイザーやTA・SAによる指導も行っている。

博士課程前期課程及び後期課程では、研究指導基本スケジュールをもとに、指導教員が学生の実態を把握しながら、学修計画に対して個別に指導と助言を与えることによって、単位の実質化を図っている。シラバスや授業支援システムを通じた各科目の詳細の公表や教材の提供については、学士課程と同様である。学生の主体的参加を促すための方法については、全ての研究科において、自ら立てた研究計画に基づいた研究指導が行われ、授業科目についても少人数で行われる演習形式が多いことから、自ずと学生の主体的参加が促される構造となっている。学修の進捗と学生の理解度を確認する方法としては、指導教員による研究指導や中間報告会等によって、学生の学修の進捗と理解度を逐次確認している。授業の履修に関する指導や効果的な学修のための指導は、指導教員による研究指導のほか、全ての研究科で実施している「研究科ガイダンス」を通して行っている。

以上のことから、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているといえる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位等の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他、全学内部質保証推進組織等の関わり
評価の視点2	○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

	・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他、全学内部質保証推進組織等の関わり
--	--

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

・単位制度の趣旨に基づく単位認定

学士課程では、単位数については、大学設置基準第 21 条に則り、各授業科目の単位数は 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている（資料 01-01-03※第 9 条参照）。各科目の成績評価方法については、各科目のシラバスにおいて明示し（資料 004-004-076※文学部の例）、S（100～90 点）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）を合格、D（59～0 点）、欠を不合格としている（そのほか、合格・不合格、認定とする科目もある）。また、全ての学部において GPA 制度を導入している（資料 01-02-05）。

博士課程前期課程及び後期課程においても、各授業科目の単位数の考え方は学士課程と同様である（資料 01-02-05）。各科目の成績評価方法については、各科目のシラバスにおいて明示し（資料 004-004-081※文学研究科博士課程前期課程の例、004-004-082※同後期課程の例）、学士課程と同様、S、A、B、C、D、欠としている。

・既修得単位等の適切な認定

学士課程では、「学則」第 10 条により、学生が本学入学前に本学又は本学以外の大学・短期大学等で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると規定している。単位認定の上限については、学部ごとに定めているが、さらに各種留学制度で修得した単位、入学後に他大学等で修得した単位等と合わせて 60 単位までとしている（資料 01-01-03※第 10 条参照、01-02-05）。

博士課程前期課程では、「大学院学則」第 15 条により、学生が本大学院入学前に本大学院又は本大学院以外の大学院博士課程前期課程で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると規定している。単位認定の上限については、「大学院学則」で本大学院入学前に他大学院で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）及び入学後に他大学院や留学した大学等で修得した単位はそれぞれ 15 単位まで、さらにそれらの合計が 20 単位までと定めたうえで、研究科ごとに設定している（資料 01-01-04※第 15 条参照、01-02-05）。

博士課程後期課程では、一部の研究科（経営学研究科、現代心理学研究科臨床心理学専攻、同研究科映像身体学専攻、ビジネスデザイン研究科、21 世紀社会デザイン研究科、人工知能科学研究科）を除き、前期課程と同様、学生が本大学院入学前に本大学院又は本大学院以外の大学院博士課程前期課程で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）や入学後に他大学院や留学した大学院等で修得した単位の認定を行っている。単位

認定の上限については、前期課程と同様に、「大学院学則」15条で定めた範囲内で研究科ごとに設定している（資料 01-01-04※第 15 条参照，01-02-05）。

・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

学士課程では、履修要項に試験方法や成績評価等について記載したうえで、各科目のシラバスで明示した成績評価方法・基準に基づいて、成績評価を行っている。また、成績評価の客観性を担保するため、「成績評価調査制度」を設けており、発表された成績評価に学生が疑義を持つ場合は、同制度により、科目担当教員に成績評価の調査を求めることができる（資料 004-004-076※文学部の例，01-02-05）。社会学部では、毎年 FD 委員会において、学部共通科目である「社会調査法」「情報処理 1（入門）」等での成績評価のあり方について、データに基づいた議論を行うとともに、全科目の成績分布を教授会に提示し、成績評価が適切に行われていることを確認している（資料 004-005-001～003）。

博士課程前期課程及び後期課程では、学士課程と同様に、試験方法等の履修要項への記載、シラバスに基づいた成績評価を行っている（「成績評価調査制度」も同様）。また、修士論文及び博士論文については、履修要項に論文審査基準を明示している（資料 01-02-05, 004-004-081※文学研究科博士課程前期課程の例，082※同後期課程の例）。

・卒業・修了要件の明示

学士課程では、「学則」及び履修要項において、卒業の要件を明示している（資料 01-01-03※第 4，5 条，別表 1 参照，01-02-05）。

博士課程前期課程及び後期課程では、「大学院学則」及び履修要項において、修了の要件を明示している（資料 01-01-04※第 3，5，6，8 条，別表 1 参照，01-02-05）。

・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他、全学内部質保証推進組織等の関わり

全ての課程において、「学則」又は「大学院学則」によって成績評価及び単位認定に係る全学的なルールを規定しており、これらの改正は「全学内部質保証推進組織」の一つである部長会で議論した上で、総長が決定している。「学則」又は「大学院学則」の規定の範囲内において学部及び研究科で詳細を決定し、それぞれの履修要項に明示している（資料 01-01-03※第 9，10 条，別表 1 参照，01-01-04※第 5，6，7，14，15 条，別表 1 参照，01-02-05）。また、2020 年度及び 2021 年度の成績評価は、コロナ禍に対応するため、部長会で協議した上で実施した（資料 004-004-088※「5. 成績評価方法」参照，004-004-089※「6. 成績評価方法」参照）。なお、成績評価及び単位認定等の具体的な教務事項については、全学教務委員会で、全学的な連絡、調整、協議及び決定し、同委員会で議論した事項については、年に複数回、部長会構成員である教務部長によって部長会を通じて報告しているほか、年度末には当該年度の活動報告を行っている（資料 004-005-004，005）。

○学位授与を適切に行うための措置

・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

学士課程では、一部の学部（経済学部、法学部）を除き、卒業論文又は卒業研究（卒業論文等）を導入しており、履修要項で履修登録方法、提出方法等の卒業論文等に係る事項を明示している（資料 01-02-05）。なお、社会学部では、同学部独自の副査評価シートにおいて、教育課程編成方針にある発見、分析、提言の 3 分野に関連する基準（研究目的、方法の適切性、先行研究の取り扱い、文献・資料・データの取扱いの適切性、論旨の明快性、

結論・提言、研究倫理上の配慮）を設け、副査の教員が卒業論文を評価している（資料 004-005-006, 007）。

博士課程前期課程及び後期課程では、全ての研究科が、修士論文及び博士論文の審査基準を履修要項に掲載している（資料 01-02-05）。

・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

学士課程では、全ての学部において、それぞれ「学位授与の方針」を定め、履修要項及び大学ウェブサイトで公表している。また、卒業要件単位を履修要項に掲載している。卒業判定は「学則」に基づき、各学部の教授会において行っている（資料 01-01-03※第 77 条参照, 07, 01-02-05）。なお、現代心理学部心理学科では、2021 年度 1 年次入学者までは「卒業論文」又は「卒業研究」を卒業要件とし、卒業論文最終試験及び口頭試問を実施しており、評価及び採点は全指導教員の合議による方法を採用している。2022 年度以降 1 年次入学者からは「卒業論文」を選択科目としているが、卒業論文最終試験及び口頭試問の実施、全指導教員の合議による評価及び採点については変更していない。「卒業論文」非履修者には、心理学科の専門科目等、「形成期」・「完成期」に配置された講義・演習科目を履修するようにカリキュラムを設計しており、各科目で設定された成績評価基準に従って達成度を確認している。また、同学部映像身体学科では、「卒業論文・卒業制作」を選択科目としているが、「卒業論文・卒業制作」は各教員による口頭試問を経て厳正な審査に基づいて評価及び採点している。「卒業論文・卒業制作」非履修者には、4 年次の「専門演習」において「卒業論文・卒業制作」に替わる課題を与える等の指導を行って達成度を確認している（資料 004-005-008～014）。

博士課程前期課程及び後期課程では、全ての研究科において、それぞれ「学位授与の方針」を定め、履修要項及び大学ウェブサイトで公表している。また、修了要件単位、研究指導基本スケジュール及び修士論文の審査基準を履修要項に掲載している（資料 01-01-07, 01-02-05）。学位審査及び修了認定については、「大学院学則」及び「学位規則」に基づき、次の過程で行うと規定している（資料 01-01-04※第 5～7, 17, 18 条参照, 004-005-015※第 3～15 条参照）。

- i) 学生は修士論文及び博士論文を総長に提出する。
- ii) 総長は、申請された学位に該当する研究科委員会にその論文の審査を付託する。
- iii) 付託された研究科委員会は審査委員会を設ける。
- iv) 審査委員会は論文の審査並びに最終試験を行い、その結果を当該研究科委員会に報告する。
- v) 当該研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて学位授与の可否を議決し、総長に報告する。
- vi) 総長は、当該研究科委員会の報告に基づいて大学院委員会を招集し、その審議を経て学位授与の可否を決定する。

博士課程前期課程については、現状と規定に齟齬（(vi) を省略している）があるため、今後、規程改正を含め、運用方法について検討する予定である。博士課程後期課程については、課程博士及び論文博士ともに、上記に従って学位審査及び修了認定を行っている。現代心理学研究科では、博士論文の審査委員会に他大学所属の専門家 1 名以上を副査として加え、厳正な学位審査を実施している（資料 004-005-016）。

・学位授与に係る責任体制及び手続の明示

学士課程では、「学則」及び「学位規則」に基づき、各学部の教授会において学位授与の審査を行っている。また、学位授与に係る手続については、各学部の履修要項に明示している（資料 01-01-03※第 5, 77 条参照, 01-02-05, 004-005-015※第 2, 3 条参照）。

博士課程前期課程及び後期課程では、「大学院学則」及び「学位規則」に基づき、審査委員会、研究科委員会での審議を経て、最終的に総長が大学院委員会を招集し、学位授与の可否を決定すると規定しており、後期課程については、そのとおりに運用されているが、前期課程については、一部異なる運用がなされていることは上述のとおりである。また、学位授与に係る手続については、博士課程前期課程及び後期課程ともに、各研究科の履修要項で明示している（資料 01-01-04※第 5～6 条, 17, 18 条参照, 01-02-05, 004-005-015※第 3～15 条参照）。なお、博士課程後期課程については、各研究科の履修要項のほか、博士学位申請手続要領、博士学位申請ガイドブックを大学ウェブサイト公表することで周知している（資料 004-005-017【ウェブ】）。

・適切な学位授与

これまで述べてきたとおり、学士課程では、各授業科目の成績評価は、シラバスで明示した成績評価方法・基準に基づいて、各科目担当者が行い、卒業判定は、各学部の教授会において行っている（資料 01-01-03※第 5, 77 条参照, 004-004-076※文学部の例, 004-005-015※第 2, 3 条参照）。

博士課程前期課程及び後期課程では、各授業科目の成績評価方法は、学士課程と同様である。また、研究指導は履修要項に掲載している研究指導基本スケジュールに基づいて指導を行った上で、博士課程前期課程では研究科委員会において、後期課程では最終的に総長が大学院委員会を招集し、それぞれ学位授与の可否を決定している（資料 01-01-04※第 5～7, 17, 18 条参照, 004-004-081※文学研究科博士課程前期課程の例, 004-004-082※同後期課程の例, 004-005-015※第 3～15 条参照）。なお、論文博士については、課程博士と同様の過程で学位授与の可否を決定しているが、その際には、専攻学術に関し、本学後期課程を経て学位を授与された者と同様の学識を有しているかも含めて判定している（資料 004-005-015※第 3, 4, 8 条参照）。2022 年度における学位授与者数の合計については、前期課程が 412 名、後期課程の課程博士が 18 名、論文博士が 7 名であった（資料 004-005-018）。

・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他、全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与に関する学内規程等として、「学則」及び「大学院学則」のほか、「学位規則」（資料 004-005-015）、「博士学位申請手続要領」（資料 004-005-019）、「博士学位論文取り扱い事務に関する内規」（資料 004-005-020）及び「学位論文審査手数料規則」（資料 004-005-021）を制定し、これらの全学的なルールに基づき、適切に学位授与を行っている。また、博士の学位については、「全学内部質保証推進組織」の一つである大学院委員会で審議した上で授与している（資料 004-005-022）。

○点検・評価項目⑤の適切性の評価

学士課程では、成績評価及び単位認定に関する全学的なルールを「学則」によって規定し、その範囲内において、各学部が詳細を決定し、履修要項に明示している。各科目の成績評価方法については、各科目のシラバスにおいて明示している。入学前の既修得単位に

については、「学則」に基づき単位認定を行っている。成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性については、履修要項・シラバスに明示した試験方法や成績評価等のルール等に基づいて成績評価を行うとともに、「成績評価調査制度」を設けることで担保している。卒業要件単位については、「学則」及び履修要項で公表し、卒業判定は「学則」に基づき、各学部の教授会において行っている。なお、一部の学部（経済学部、法学部）を除き、卒業論文あるいは卒業研究（卒業論文等）を導入しており、履修要項で履修登録方法、提出方法等の卒業論文等に係る事項を明示している。

博士課程前期課程及び後期課程では、成績評価及び単位認定に関する全学的なルールを「大学院学則」によって規定し、その範囲内において、各研究科で詳細を決定して履修要項に明示している。各科目の成績評価方法については、各科目のシラバスにおいて明示している。入学前の既修得単位については、「大学院学則」に基づき単位認定を行っている。成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性については、学士課程と同様の方法で担保している。修了要件単位、研究指導基本スケジュール及び学位論文の審査基準については、「大学院学則」又は履修要項で明示している。学位審査及び修了認定については、「大学院学則」及び「学位規則」に基づき、審査委員会、研究科委員会での審議を経て、最終的に総長が大学院委員会を招集し、学位授与の可否を決定すると規定している。

博士課程前期課程については一部規程と異なる運用を行っているものの、学士課程や博士課程後期課程やその他の点において問題はなく、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点 2	○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
評価の視点 3	○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

学士課程では、各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標として、「英語プレイスメントテスト及び英語力伸長度測定テスト」「学修成果ルーブリック」「学びと成長の歩みの記録（新学修状況調査）」「卒業時調査（卒業時アンケート）」「卒業後調査」「就職先調査」を全学的に実施している。これらの詳細については、次項で述べる。そのほか、点検・評価項目②のとおり、正課と正課外のいずれも含めた総合的な学生の活動記録の蓄積と学修支援を実現することを目的とした e ポートフォリオシステム「立教時間」において、カリキュラムマップで示した科目ごとの学修成果を表示し、かつ成果物一覧画面に埋め込まれたダッシュボードで、自身が修得した学修成果に関するデータを確認できるようにすることによって、学生に学修成果を意識した学修を促している（資料 004-002-004, 005※P14～15）。社会学部では、学修成果について「発見」「分析」「提言」の3つのキーワードを掲げて把握している。特に「提言」については、学部として卒業論文コースでの卒業を推奨した結果、卒業論文提出率は 2018 年度：75.5%、2019 年度：72.8%、2020 年度：74.2%、2021 年度：78.0%、2022 年度：76.8%と、一定水準を保っている（資

料 004-006-001)。

博士課程前期課程及び後期課程では、各研究科が学位授与方針に示した学修成果を、学生がコースワークやリサーチワークを通じて段階的に修得できているかについて、指導教員による研究指導や中間報告会等によって、逐次把握している（資料 01-02-05）。現代心理学研究科では、博士課程前期課程・後期課程の学生を対象とした独自の授業評価アンケートを実施し、同研究科委員会においてアンケート結果の意見交換を行っている（資料 004-006-002～004）。

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

学士課程において、学位授与方針に明示した学生の学修成果を把握及び評価するために実施している全学的な取組みは、次のとおりである。

（英語プレイスメントテスト及び英語力伸長度測定テスト）

全ての学部の学位授与方針において、全学共通科目言語系科目言語 A（英語）の学修によって「聞く・話す・読む・書くという基本的技能にもとづいて、状況に応じて適切なコミュニケーションができる」「英語圏の文化のみならず、英語を通して得た国際的な知見によって、多様な文化を理解し、対応できる」「自分の専門領域の内容を英語で学ぶ基礎が身につく」ことを学修成果として挙げている。1 年次生は全員を対象として 4 月（入学時）に実施する英語プレイスメントテスト（上述のように 2024 年度以降は実施しない）、原則として全 1 年生が 12 月に受ける英語力伸長度測定テスト、2～4 年生の希望者を対象として 4・6・10・12 月に実施する同テストの結果をもとに、学生の英語力の伸長度を測っている（資料 004-006-005～008）。

（学修成果ルーブリック）

点検・評価項目④及び⑦参照。

（学びと成長の歩みの記録（新学修状況調査））

2015 年度から 2019 年度にかけて、RIKKYO Learning Style の導入前後の学生の成長の変化を確認することを目的として、2015・2016 年度入学者を対象として「学修状況調査」を実施した。その後継として、2021 年度以降入学者を対象に「学びと成長の歩みの記録（新学修状況調査）」を 2021 年度から開始した。同調査の目的は i. 学生自らが、各学修期（導入期・形成期・完成期）に合わせて自身の学修成果をふりかえり、成長の変化を自覚できること、ii. i を大学として分析・検証しカリキュラム改善に活用することであるが、在学中に各学修期（導入期・形成期・完成期）に合わせて計 3 回実施することとしている（1 年次 9 月、2 年次 3 月、3 年次 3 月）。また、これらとは別に 4 年次 3 月に「卒業時調査（卒業時アンケート）」を実施することとした（資料 004-006-009）。

（卒業時調査（卒業時アンケート））

卒業にあたって本学での学生生活を振り返ってもらい、「身についた力」「大学生活で力を入れたこと」「教育内容の満足度」「本学への評価」等を調査することで、本学の学士課程教育の質の検証に資するデータを、特に学位授与方針で設定している学修成果項目とも連動させて収集していくことを目的とした標記調査を実施している。なお、この調査は 2007 年度から実施している。この間、2018 年度・2019 年度は「学修状況調査」の一環として実施されたが、2020 年度以降の実施方針としては、2017 年度以前に実施していた従前の内容に基づきつつ、設問等について必要な変更・修正を加えている（資料 004-006-

010,011)。理学部では、「自信と誇りを持って社会に出て、大学で学んだ科学的考え方を活用できる人材」も含めて、学生本人の達成感も学習成果の測定指標であると考えており、2005年度から理学部独自の卒業時アンケートを実施している。2022年度のアンケート結果によると、「4年間で十分に学力をつけることができたか」という質問に対する回答の学科平均は3.98（5点満点）、「卒業研究（数学講究）は今後の進路に役立ちそうか」という質問に対する回答の学科平均は4.06（5点満点）であった（資料004-006-012,013）。

（卒業後調査）

本学の学部卒業生が備える学修成果がどのように社会で活かされているのか、また、卒業後のキャリア等について卒業生から意見や状況を聴取することによって、本学の教育及びキャリア支援の現状を把握するとともに、教育改善を図るための基礎的情報を収集すること、そして、その結果を学内外に公表することによって、広く社会に向けて説明責任を果たすことを目的として、2019年度より標記調査を実施している（資料 004-006-014～016）。GLAP では、2022 年度には初めて Alumni Reunion を実施し、卒業生からの意見聴取も行った（資料 004-006-017,018）。

（就職先調査）

本学の学部卒業生が備える学修成果や、さらに伸ばすべき能力、また、産業界からのニーズ等について就職先企業等から客観的な意見を聴取し、本学の教育及びキャリア支援の現状を把握するとともに、教育改善を図るための基礎的情報を収集すること、そして、その結果を学内外に公表することによって、広く社会に向けて説明責任を果たすことを目的として、2020年度より標記調査を実施している（資料 004-006-014, 004-006-016）。

○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

既述のとおり、「英語プレイスメントテスト」等の結果については、「全学内部質保証推進組織」の一つである教育改革推進会議において全学的に共有を行っている。加えて、同会議の下に、学修成果の可視化に向けた検討ワーキンググループを設置し（資料 004-006-019）、同ワーキンググループの報告に基づき、ループリックの開発（資料 004-006-020,021）、全学の学位授与の方針の改定（資料 002-003-002）等を行った。また、スーパーグローバル大学創成支援事業において、学生が思考力、変革力、共感・協働力という3つの「グローバル基幹力」を修得することを掲げ、同事業の大学独自成果指標として設定している。2019年度に「グローバル基幹力」の修得度を測る学修成果ループリックを作成して以降、毎年学生による自己評価を実施している（資料 004-006-022）。さらに、学位論文審査基準の自己点検・評価を行った結果、2024年度から学位授与の方針との関係を明確化することとした（資料 004-006-023）。

○点検・評価項目⑥の適切性の評価

学士課程では、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標として、「英語プレイスメントテスト及び英語力伸長度測定テスト」「学修成果ループリック」「学びと成長の歩みの記録（新学修状況調査）」「卒業時調査（卒業時アンケート）」「卒業後調査」「就職先調査」を全学的に実施している。そのほか、eポートフォリオシステム「立教時間」を用いて、学生が修得した学修成果に関するデータを確認できるようにしている。

博士課程前期課程及び後期課程では、学生がコースワークやリサーチワークを通じて、各研究科が学位授与方針に示した学修成果を段階的に修得できているかを、指導教員によ

る研究指導や中間報告会等によって把握している。

以上のことから、各学部・研究科において、学位授与方針に明示した学生の学習成果を、適切に把握及び評価しているといえる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点 ・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点

「全学内部質保証推進組織」を構成する会議体を通じて行う、全学的な点検・評価における実施組織及び観点は資料 004-007-001 のとおりである。また、中期計画（資料 01-02-04【ウェブ】）の各事業には、それぞれ担当副総長と主管（事務）局を定めている。教育課程・学習成果（基準4）に関連する事業は、1. RIKKYO Learning Style 第2ステージの推進のほか、複数の事業がある。中期計画の進捗状況については、担当副総長が主管（事務）部局とともに、年に2回（上期：10月及び下期：年度末）点検・評価を行い、大学中期計画・事業計画管理委員会で取りまとめを行っており、その結果を部長会及び自己点検・評価運営委員会で報告している（資料 01-03-01）。

・学習成果の測定結果の適切な活用

学士課程では、学位授与の方針に明示した学生の学習成果を測定する方法として、「英語プレイスメントテスト及び英語力伸長度測定テスト」、「学修成果ループリック」、「学びと成長の歩みの記録（新学修状況調査）」、「卒業時調査（卒業時アンケート）」、「卒業後調査」及び「就職先調査」を定期的に実施している。これらは「全学内部質保証推進組織」の一つである教育改革推進会議で、実施方針・方法の検討や実施結果の報告等を行い、各学部等において、これらの実施結果をカリキュラムの改善等に役立てている（資料 4-004-004-063～066, 004-006-005～011, 014～016）。

博士課程前期課程及び後期課程では、指導教員による研究指導や中間報告会等によって、「学位授与の方針」に明示した学生の学習成果の把握及び評価を行っている（資料 01-02-05）。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

（全学：前回受審時の指摘事項への対応）

2017年度に受審した大学評価で「博士課程後期課程のコースワーク」、「研究科の学位授与方針」、「研究科の教育課程の編成・実施方針」、「博士課程後期課程における研究指導計画」等について指摘を受けたが、基準4に関連する指摘事項については、2021年度までに改善を行うことができた（資料 01-03-03, 002-003-013）。なお、研究科の「学位授与の方針」と「教育課程編成の方針」の改善に際しては、特に両者間の連関を意識して行った（資料 002-003-003, 004-007-002）。

（全学：遠隔授業の活用）

コロナ禍収束後の平時における遠隔授業の活用について、2020 年度に第一次遠隔授業活用検討ワーキンググループ、2021 年度に第二次遠隔授業活用検討ワーキンググループを設置し、前者は遠隔授業の実施に関する教学上の諸問題について検討を行い、後者は各種遠隔授業の教育効果や今後の可能性等について検討を行った。特に後者においては、本学の池袋・新座キャンパスのうち、一方のキャンパスに教室配当を行い、当該キャンパス所属学生は対面で、他方のキャンパス所属学生はオンラインで受講するという「ミックス型授業」の導入の検討を提言した（資料 004-007-003, 004）。その後、2023 年度には、部長会において遠隔授業の活用方針を定めるとともに（資料 004-007-005）、第二次遠隔授業活用検討ワーキンググループによる提言を受け、2022・2023 年度にパイロット実施を行ってきた「ミックス型授業」の取り扱い方針を定めた（資料 004-007-006～008）。

（全学：学修成果の可視化）

教育改革推進会議の下に、本学の学修成果の可視化に係る体系の整理、本学の学修成果の可視化に係る各種取り組みに関する検討等を検討事項とした「学修成果の可視化に向けた検討ワーキンググループ」（WG）を設置した。WG の報告書（資料 002-003-001）では、学修成果の可視化の課題の一つとして「ルーブリックの開発と活用・普及」等を挙げ、同報告に基づき、同会議において、他大学のルーブリック導入・活用状況及び本学での既存のルーブリックの利用状況の調査結果に基づいて議論を行いながら、新たなルーブリックの活用検討の方向性等を定めるなど（資料 004-007-009）、2023 年度から活用することができている（点検・評価項目④参照）。なお、教員の活用支援のため、教員用マニュアルを作成している（資料 004-007-010【ウェブ】、011～024）。また、同会議では、WG 報告に基づく、全学的な学修成果項目の設定と全学の学位授与方針の改定（資料 002-003-002）及び全学的な学修成果項目と正課外プログラムとの関係の明確化（資料 004-007-025）に加え、「グローバル基幹力」ルーブリックを用いた自己評価の実施及び実施結果報告（資料 004-006-022）を行い、学修成果の可視化を促進させることができた。さらに、博士課程前期課程及び後期課程においては、「自己点検・評価運営委員会」において全学的に共有した他大学に対する評価結果（資料 004-007-026）を踏まえ、学位論文審査基準と「学位授与の方針」との関係について協議し、その結果、2024 年度から学位論文審査基準を修正することとした（資料 004-006-023）。

（文学部）

文学部内外を取り巻く環境の変化や入試動向等を踏まえ、人文学への新たな社会的ニーズに応え、学部と研究科の連携を実現し、現行の教育課程の編成をベースにしつつさらなる活用の方途を探る方向での文学部改革を検討し、2023 年度文学部入学者より、文学研究科及びキリスト教学研究科の博士課程前期課程への特別進学制度を骨子とした「文学部、文学研究科、キリスト教学研究科 デュアル・プログラム」（「SDGs リサーチプログラム」「人文情報・メディア学プログラム」の 2 プログラムによって構成）を導入した（資料 004-007-027, 028）。

（理学部）

各学科で学修成果ルーブリックを試行し、その結果をFD 委員会で共有・検証することで、ルーブリックの活用方法の改善を進めている。例えば、必修科目を中心とするいくつ

かの授業において、ルーブリックに基づく自己評価を学生に提出してもらい、提出率や学生からのコメント、自己評価と成績の関係を分析した。授業後に提出させた場合は提出率が低い傾向が見られたが、授業の最後に時間を設けて、その場でルーブリックにアクセスさせることで、提出率向上に良い効果が見られた。成績上位の学生の中には自己評価が低いケースも見られ、逆に成績が低い学生の中には自己評価が高い場合もあったことから、より客観的に自己評価できるような方法を提供する必要があることが分かった。最初に提示したルーブリックの自己評価項目が抽象的であるために学生が評価方法を理解しにくいという意見があったので、実験内容に即した自己評価項目を導入することで学生の理解状況をより具体的に評価できるように改良した。個々の課題や目標に対して自由に設定できるルーブリックを活用するなど、各授業の内容や性質に合わせて柔軟に対応することが効果的な場合もあることが分かった。また、ルーブリックの説明動画を学生へ配信することで、学生がルーブリックの位置づけや使い方を随時確認し、学習に対する意識・意欲を高めることができるように工夫した。ルーブリックに対する教員からの意見として、学生の意欲喚起に役立つという前向きな評価がある一方で、学生を型にはめて点数化することについての懸念もあった。今後もこのような試行と検証を継続し、ルーブリックの活用方法を改善していく（資料004-007-029, 030）。

（社会学研究科）

社会学研究科博士課程前期課程では、2020年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン形式を取り入れたが、個々の教員の取組みを共有するとともにその効果の検証を実施した。2022年度は対面授業を中心とする平常時の運営にほぼ戻したが、オンラインでの授業実施や学生のオンライン参加、オンラインによる研究指導・修士論文作成指導なども必要に応じて実施している（資料 004-007-031）。

（観光学部）

2018年度に行った自己点検・評価の結果、「導入期」の科目である「観光調査・研究法入門」に対する学生の学習意欲を保つことが難しく、当初の効果が期待できないことを課題と認識した。当該科目の内容や構成、教育方法について見直しを行い、2020年度より講義科目「観光学概論」と演習科目「基礎演習」を新たに設置し、講義と演習を効果的に連動させる内容に変更した（資料 004-004-067, 068, 004-007-032）。

（コミュニティ福祉学部・研究科）

2018年度に行った自己点検・評価の結果、同学部所属の専任教員の専門分野は幅広い領域に渡り、横断的な学びの機会を提供できる反面、学習方法の教育・指導が教員間で統一的ななされているとは言い難いことが課題と認識した。福祉学科では、厚生労働省の定めた、新たな社会福祉士受験資格取得のための実習カリキュラムに準拠しつつ、2年間に渡る実習前・後の実習・演習科目の担当教員の調整等を実習委員会等で継続的に検証しつつ一定の改善を行い、学生が幅広い分野・領域に渡る実習教育を享受できる体制整備を行いつつある（資料 004-007-033～036）。コミュニティ政策学科では、2023年度よりコミュニティ学専修及び政策学専修の2専修制を設け、専修ごとに学科科目（専門応用科目）を整理・拡充するとともに、専修ごとに2つの専門領域をカテゴライズした。これにより、領域ごとに学修方法や指導方針等を教員間で共有しやすくした（資料 004-007-037, 01-01-07, 004-003-005）。また、コミュニティ福祉学研究科博士課程前期課程では、これまで「ソ

ーシャルワーク研究1」「コミュニティ政策研究1」等のように、領域ごとに科目名をナンバリングしていたが、2023年度より「地域政策特論」「女性支援政策特論」等のように、授業内容を明示した科目名に変更した（資料 004-007-038, 039, 004-003-005※P156 参照）。

（経営学部・研究科）

授業時間及び学生の想定される学習時間を確認し、その妥当性を点検しているが、2020年度春学期のオンライン授業において、過度な量のレポート課題が学生に課されていた時期があり、その点を教授会で確認し、是正を行った（資料 004-007-040）。

（全学共通カリキュラム運営センター）

言語系科目については、2024年度にカリキュラム改定を行うことが決定している。その一環として、言語Aの自由科目では、高度な英語力の習得を目指すとともに学生の多様なニーズに対応する英語教育を実践していくため、「グローバル・コミュニケーション」「グローバル・スタディーズ」「グローバル・キャリア」の3領域を設置することになっている。言語Bの自由科目では、学生が自身の目的に合わせて多様な選択肢から科目を受講できるように、「留学準備」「プロジェクト」「キャリア」「アカデミック」の4領域を設置することになっている（資料 004-007-041～044）。また、言語Bについては、アウトプット中心の活動によって、表現力（主にスピーキング能力及びライティング能力）の育成を行う「～語1・2」、インプット中心の活動を通して、当該言語の基礎力（主にリスニング能力及びリーディング能力）の育成を行う「～語A・B」から必修科目を構成しており、それぞれの特性を活かすため、1クラスの人数を「～語1・2」では20名程度、「～語A・B」では40名程度に設定した（資料 004-007-045）。さらに、必修科目「～語A・B」については、学生の理解度を公平に把握するために、全言語で統一テストを実施し、成績評価を行うことになっている（資料 004-007-045, 046）。

（2）長所・特色

学士課程において、学士課程教育の理念である「専門性に立つ教養人の育成」を実現するため、4年間を「導入期」「形成期」「完成期」の3つの学修期に区分していること（RIKKYO Learning Style）、各学部の学授与の方針と教育課程編成の方針との連関を明確に示していることが、本学の長所・特色である。

「RIKKYO Learning Style」では、全学共通科目・専門教育科目・正課外教育を統合的に捉えるとともに、学びの基礎を築くための「立教ファーストタームプログラム」を「導入期」（1年次春学期）に設定し、初年次教育と高大接続に配慮している。

各学部の「教育課程編成の方針」は、「教育課程の編成と特色」欄において、全学版で示した3つの学修期ごとの学修のねらいを明示するとともに、「カリキュラムの構造」において、各学修期に履修する科目を履修区分ごとに図示している。

（3）問題点

博士課程前期課程における学位審査及び修了認定の手順が、大学院委員会を経ておらず、一部「学位規則」と齟齬があるため、今後、規程改正を含め、運用方法について検討する

予定である。

（４）全体のまとめ

（学位授与の方針及び教育課程編成の方針の設定と公表）

全ての学部・研究科において「学位授与の方針」を定め、大学ウェブサイト及び履修要項で公表している。

（体系的な教育課程の編成）

学士課程では、科目ナンバリングの導入に加え、「教育課程編成の方針」において、「RIKKYO Learning Style」として区分した各学修期に履修する科目を図示した「カリキュラムの構造」を示し、体系的を明確にしている。また、「導入期」に「立教ファーストタームプログラム」を展開することで、初年次教育や高大接続への配慮も行っている。博士課程前期課程及び後期課程では、「教育課程編成の方針」において、科目区分、授業形態、教育内容等を示すとともに、コースワークとリサーチワークからなる教育課程の編成、科目ナンバリングの導入、研究指導の基本スケジュールを履修要項に明示している。

（効果的な教育を行うための様々な措置）

学士課程では、全学統一様式（博士課程も同様）のシラバスの使用、授業時間外の予習・復習等に資する授業支援システムの活用、各学部の専門教育における１年次生用の少人数演習科目の設置、多くの演習科目、フィールドワーク、就業体験等の科目の設置、全学共通科目における主体的に考え、参加・体験を通じて学びを深めることを目的とした科目の設置等を行っている。また、「先輩による「履修要項」読み方ナビ」の実施、アカデミックアドバイザー制度の導入、専任教員によるオフィスアワー、低単位取得者との個別面談の実施等を行っている。博士課程前期課程及び後期課程では、研究指導基本スケジュールをもとに、指導教員が学生の実態を把握しながら、学修計画に対して個別に指導と助言をすることによって、単位の実質化を図っている。また、学修の進捗と学生の理解度の確認は、指導教員による研究指導や中間報告会等により逐次行われている。

（学位授与の適切性）

学士課程では、履修要項及びシラバスに明示した試験方法や成績評価等のルールに基づいて成績評価を行うとともに、「成績評価調査制度」を設け、客観性を担保している。また、履修要項に卒業要件単位、学位授与（卒業）に係る手続き等を明示しているほか、「学則」及び履修要項に予め定められた内容に基づき、教授会が適切に卒業判定を行っている。博士課程前期課程及び後期課程では、学士課程と同様、履修要項・シラバスに明示した試験方法や成績評価等のルールに基づいて、成績評価を行っている。また、履修要項に修了要件単位、研究指導基本スケジュール及び学位論文の審査基準を明示しているほか、学位審査及び修了認定については、「大学院学則」等の関連規程に基づき、各研究科委員会で審査している。なお、博士の学位の授与については、大学院委員会で審議している。

（学習成果の修得状況の把握とその評価）

学士課程では、「英語プレイスメントテスト及び英語力伸長度測定テスト」、「学修成果ループリック」、「学びと成長の歩みの記録（新学修状況調査）」、「卒業時調査（卒業時アンケート）」、「卒業後調査」及び「就職先調査」を全学的に実施している。博士

課程前期課程及び後期課程では、学位授与方針に示した学修成果を段階的に修得できているかを、指導教員による研究指導や中間報告会等によって把握しているほか、2024年度から学位授与の方針と学位論文審査基準との関連を明確にすることとした。

（点検・評価と改善・向上）

本学では、「学則」等の規程の改正をはじめ、成績評価及び単位認定、学位授与に関わる全学的なルールの設定など、全学的に実施する取組みに係る点検・評価等については部長会等の「全学内部質保証推進組織」で審議等を行っている。点検・評価項目⑦で挙げた、前回大学評価での指摘、遠隔授業の活用、学修成果ルーブリックの作成等については、全て「全学内部質保証推進組織」の教学マネジメントの下で行った。

以上のことから、本学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の策定・公表、体系的な教育課程の編成、効果的な教育を行うための様々な措置の実施、適切な学位授与及び「学位授与の方針」に示した学習成果の修得状況の把握とその評価を行っているといえる。

第5章 学生の受入れ

（1）現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点 2	○学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学では、大学全体及び各学部・研究科において「学位授与の方針」及び「教育課程編成の方針」を踏まえた「入学者受入れの方針」を設定している。

まず、大学全体の「学位授与の方針」は、「立教大学の使命」「学士課程教育の理念」「学士課程教育の目的」及び「学士課程教育の学修成果」によって定めている。また、「教育課程編成の方針」は、「専門性に立つ教養人」を育てることを目指し、学びの基礎を築くための「立教ファーストタームプログラム」を設けるとともに、学生の成長・発達段階に応じて「導入期」「形成期」「完成期」の3つの学修期を設定し、「知識」「技能」「態度」「体験」に関する教育目的に沿った「専門教育科目」と「全学共通科目」からなる正課教育課程及び正課外教育を展開することを定めている。これらを受け、「入学者受入れの方針」では、「立教大学の使命」「教育の理念」「教育の目的」に賛同し、正課教育及び正課外教育において積極的に学ぶ意志があり、学士課程を4年間で修了するために必要な資質・能力を有する学生を求めることを定めている。さらに、同方針では、多様な学生を迎え、互いの学び合いを促すことを目指して、様々な入試種別を用意しており、これらの各入試種別の目

的を設定し、大学ウェブサイトで公表している（資料 01-01-05）。

学士課程では、各学部の「学位授与の方針」で「教育目的」「学修成果」及び「学修環境」、「教育課程編成の方針」で「教育目的」「教育課程の編成と特色」「カリキュラムの構造」「教育課程の構成」「学修成果と科目群もしくは科目との関係」を設定している。これらを踏まえ、「入学者受入れの方針」で「教育目的」「教育活動（教育内容・指導体制・指導法）」及び「入学者に求める知識・技能・態度・体験」を設定するとともに、「入試種別の目的」「入学前学習」を明示し、大学ウェブサイトで公表している（資料 01-01-07）。特に法学部では、「入学者受入れの方針」の「教育活動」において、2022 年度に新設した国際ビジネス法学科グローバルコースを含め、1 年次で学ぶ中核科目及び各学科・コースにおける中核科目を示すことで、同学部で行われている教育活動を受験生等にわかりやすく示している（資料 01-01-07）。

博士課程前期課程及び後期課程では、各研究科の教育研究上の目的を踏まえ、それぞれの「学位授与の方針」で学位を授与する条件のほか、身につけるべき知識・能力等を明示し、「教育課程編成の方針」で研究指導と講義・演習等による教育課程編成について明示するとともに、「入学者受入れの方針」を設定し、大学ウェブサイトで公表している（資料 01-01-07）。

○学生の受け入れ方針の設定

・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

学士課程では、各学部の「入学者受入れの方針」において、「入学者に求める知識・技能・態度・体験」という項目を立て、各学部が求める入学前の学習歴、学力水準、能力等を明示している。さらに「入学前学習」という項目で、全学部で英語学習を課すこと、学部ごとに推薦図書を示すほか、レポートや読書感想文等の課題を課すことを明示している。これらはいずれも大学ウェブサイトで公表している（資料 01-01-07※文学部の例）。

博士課程前期課程及び後期課程では、各研究科の「入学者受入れの方針」において、それぞれが求める入学前の学習歴、学力水準、能力等を明示している（資料 01-01-07※文学研究科の例）。特に経営学研究科博士課程前期課程では、専攻ごとに特定の業務経験の有無や求められる英語力の違いをわかりやすく示している（資料 01-01-07）。

・入学希望者に求める水準等の判定方法

毎年 12 月の入試委員会において、各学部・研究科に翌年度実施分の各入試の出願資格・試験科目・試験時間・配点についての検討を依頼し、各学部・研究科にて毎年見直しを行っている。各学部・研究科における検討結果は入試委員会に諮り、決定している（資料 05-01-01～10）。そして、そこで決定された内容を募集要項及び入試要項等を通じて受験生に対して広く周知しているが、なかでも学士課程における英語力の判定方法として、各種入試において民間の英語資格・検定試験のスコアや大学入学共通テスト（共通テスト）の外国語得点を活用していることは、本学の特徴の一つである。

本学は「21 世紀の社会をリードするグローバルリーダーの育成」を目標に掲げ、英語 4 技能に秀でた学生の入学を促進し、教育を展開することとしており、高大接続の観点から 4 技能を適正に測ることができる民間の英語資格・検定試験等を全ての入試方式において活用することが必要であると判断し、全面的な導入を進めてきた。2021 年度より、本学の一般入試においては外国語（英語）の試験を実施せず（2 月 11 日実施の文学部日程のみ英

語の試験を実施)、本学の定める換算表に基づき英語資格・検定試験のスコア又は共通テストの外国語(『英語』)の成績を活用して本学の定める換算表に基づき入学希望者の英語力を判定している。また、大学入学共通テスト利用入試(共通テスト利用)においても、「英語資格・検定試験利用制度」を使用する志願者については、本学の定める換算表に基づき共通テストの外国語得点又は英語資格・検定試験のスコアのいずれか高得点な方を合否判定に利用することとしている(資料 05-01-11※P5, 13~24 参照)。

博士課程前期課程及び後期課程における入学希望者の英語力判定に関しては、研究科ごとに英語の筆記試験実施、英語資格・検定試験のスコアの提出や、英語による口頭試問の実施等を通して行っている(資料 05-01-09, 10, 12※文学研究科博士課程前期課程(秋季実施分)の例(P12~16 参照), 13※同後期課程(春季実施分)の例(P11, 12 参照))。

○点検・評価項目①の適切性の評価

上述したとおり、学士課程・博士課程ともに「学位授与の方針」及び「教育課程編成の方針」を踏まえた「入学者受入れの方針」を設定するとともに、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を設定し、「入学者受入れの方針」において明示し、公表している。また、入学希望者に求める水準等の判定方法についても、毎年、入試委員会を通じて各学部・研究科で検討が行われていることから、適切に学生の受け入れ方針を定め、公表しているといえる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点 2	○授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3	○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 4	○公正な入学者選抜の実施
評価の視点 5	○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度については、点検・評価項目①の評価の視点2「入学希望者に求める水準等の判定方法」に記載したとおり、各学部・研究科で検討した後、入試委員会で決定している。以下に各学部・研究科における特徴的な入試実施例を挙げる。

2021年度より一般入試においては本学独自の外国語(英語)の試験を実施しないこととしたが、文学部については、「入学者受入れの方針」に基づき、同学部が求める入学者を受け入れるため、個別の「文学部日程」を設定し、外国語(英語)の試験を実施するほか、国語の試験の出題範囲に漢文を含めるなど、独自の試験を実施している(資料 05-01-11※P5, 21, 24 参照)。社会学部では、2017年度入試まで実施していた自由選抜入試の実施を一旦中止したが、2020年度入試から「自考力入試」として再開した。この「自考力入試」は、これまでの一般入試では測ることが難しい、自主的に問題を発見し、分析し、提言する力＝「自考力」を書類選考、小論文試験、自由研究口頭発表を含む面接によって判定する入試である(資料 05-02-01, 02※P5, 6, 48, 49 参照)。コミュニティ福祉学部コミュニティ

政策学科では、過疎化・少子化が進む中山間部や離島地域で、高等学校を核とした地域活性化に取り組んでいる自治体と連携し、卒業後に地元地域に貢献する人材の育成を目指した指定校推薦入試を行っている（資料 05-02-03）。スポーツウエルネス学部では、自由選抜入試において、「入学者受入の方針」に基づき、スポーツ、文化、ボランティアなど特徴のある経験を有する学生を募集し、書類審査のみならず、小論文、面接のほか、グループワーク及びディスカッション等を実施し、多角的な能力を有する学生の選抜を実施している（資料 05-02-02※P 6 参照）。21 世紀社会デザイン研究科（2024 年 4 月に「社会デザイン研究科」に名称変更）博士課程前期及び後期課程では、自治体の職員等であって、業務や地域活動を通じて社会課題の解決を目指す企業活動や市民活動、政策立案等の実践を有する学生に門戸を広げることを目的とし、教育・福祉・宗教・国際協力・芸術文化・環境保全・まちづくり、そのほか、何らかの社会的実践活動を 1 年以上経験している者又は学校・官公庁・団体・企業などで 1 年以上の就業経験がある者を対象とした社会人入試を実施している（資料 05-02-04※P 1 ～ 3 参照, 05※P 1 ～ 3 参照, 06※P 1 ～ 3 参照）。

○授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業その他の費用や経済的支援に関する情報については大学ウェブサイトで公表している（資料 002-004-007, 05-02-07～10【ウェブ】）。また、毎年度これらの情報を記載した大学案内及び大学院案内を制作し、デジタルパンフレットとして大学ウェブサイトで公表するとともに、従来の冊子型の大学案内及び大学院案内を大学ウェブサイト上から資料請求することも可能としている（資料 05-02-11【ウェブ】）。そのほか、従来の冊子型の大学案内については、多くの高校・予備校に直接発送するとともに、オープンキャンパスや全国の進学イベントにおいて受験生に配布している（奨学金その他の経済的支援の詳細については、第 7 章を参照）。

○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

学士課程については、入学者受入れの方針に基づき、公正な入学者選抜を実施するため、以下のとおり全学的な体制を整備している（学士課程における入学者選抜実施体制の概念図は資料 05-02-12 を参照）。

（入試委員会）

入学試験の方針、選抜方法、実施方法などについて審議決定することを目的としている。学部長の互選により選任された入試委員長、入試副委員長（入学センター長、総務部長）、その他の部長会構成員により組織し、i. 入学試験の方針、選抜方法、試験方法等に関する事項、ii. 入学試験合格者の査定に関する事項、iii. そのほか、入学試験に関する事項について審議決定している。また、以下 3 つの専門委員会を設置し、実務を分担して統括させている（資料 002-001-010）。

（入試連絡協議会）

各学部及び入学センターの学生募集及び入学試験に関する基本方針、選抜方法、出題採点方法、実施方法などについて協議し、それらの方針及び方法について入試委員会に報告することを目的としている。同協議会は入学センター長が議長となり、各学部から選出された委員等により構成する（資料 05-02-13）。

（入試出題採点委員会）

入試委員長から委嘱された出題採点委員が、各年度の出題科目ごとに、出題及び採点を

担当している（資料 002-001-010）。なお、本学を受験する家族及びその者が受験することによって試験の公正さに疑義を生じさせる余地がある親族を持つ者は、その年度の関係する科目の出題採点業務を辞退すること等を定めた「入試従事者に関する申し合わせ事項」を、毎年度入試委員会において確認している（資料 05-02-14）。

（一般選抜査定委員会）

大学として毎年度定める入試の査定方針に基づき、一般選抜（大学入学共通テスト利用入試、一般入試）の合格者を決定するために設置している（資料 002-001-010）。博士課程前期課程及び後期課程については、「大学院学則」第 18 条第 1 項第 2 号に基づき、各研究科委員会が入学試験に係る事項を統括することで、入学者選抜実施のための適切な体制を整備している（資料 01-01-04※第 18 条参照）。例えば、理学研究科では、前期課程及び後期課程専攻主任による主任会を中心に、入学者選抜実施のための体制を整え、研究科全体で実施している（資料 05-02-15, 16）。

○公正な入学者選抜の実施

学士課程においては、各入試を安全・正確・迅速・円滑に実施するため、入試委員長の下に全学協力態勢での入学者選抜実施のための適切な体制を整備している。そのために、毎年度 6 月に、組織編成に係る基本方針と組織体制図を、常務理事、副総長（現在は規程第 4 条第 3 項を適用して総長室長が出席）、事務部長等を構成員とする事務主管者会議を通じて全学に示し、各部局に担当者の選出を依頼している（資料 05-02-17, 18）。担当者選出後の 7 月には当該年度の入試組織について入試委員会を通じて全学に周知し、以降その組織体制によって事前及び事後も含めた入試実施作業を進めている（資料 05-02-19）。

なお、コロナ禍への対応としては、2020 年 6 月 19 日に文部科学省から通知された「令和 3 年度大学入学者選抜実施要項」に付された「新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」、同ガイドラインの Q&A 及び「大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策（案）」を踏まえ、試験会場での対応、監督者向けの対応、入試本部での対応等を定めた（資料 05-02-20）。また、2021 年度アスリート選抜入試の第 2 次選考については、コロナ禍に対する不安や恐れを払拭するためにオンラインによる面接試験へと切り替えたほか（資料 05-02-21）、異文化コミュニケーション学部では、外国人に対する入国制限緩和の見通しが立たない状況となったことを受け、2021 年度及び 2022 年度の外国人留学生入試（2021 年 11 月 13 日実施）の選考方法について、当初は対面での筆記試験と面接試験を予定していたところ、渡日せずとも受験可能なオンライン面接試験へと切り替える等の対応を行った（資料 05-02-22）。

博士課程前期課程及び後期課程については、評価の視点 3 で述べたとおり、「大学院学則」に基づき、各研究科委員会のもとで、公正な入学者選抜を実施している。コロナ禍への対応についても、各研究科委員会のもとで検討しているが、例えば、ビジネスデザイン研究科博士課程前期課程では、2021 年度・2022 年度入試において、筆記試験（外国人入試のみ）、口頭試問ともにオンラインで実施した。筆記試験ではビデオオンの状態で受験することを指示するほか、写真照合による本人確認を複数の教員で行うなど、不正行為の防止に努めた。また、口頭試問では、受験生の通信環境に不具合が生じたときに対応できるようインターバルタイムを多く設定するなど、受験生に不利益が生じないように配慮した（資料 05-02-23～25）。人工知能科学研究科でも筆記試験・面接試験をオンラインで実施した

が、筆記試験においては、受験生に正面から映すカメラに加え、斜め後ろから受験生の手元などを映すカメラも用意してもらうことで、不正行為の抑制に努めるとともに、仮に不正行為をしたとしても正答に結び付きにくい出題を行った（資料 05-02-26～29）。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学士課程では、入試要項を通じて受験上の配慮に関する手続きを公表し、Web フォームにより申請を受け付けている（資料 05-01-11※一般選抜入試の例（P26 参照））。申請のあった受験者に対しては、配慮を希望する内容を細かく聞き取り、また入学を希望する学部に入学期後の受入れ可否を照会した上で、受験上の配慮措置を決定している。その後、決定内容を希望者に通知し、希望者がその内容を踏まえて出願を行う流れとなっている。

受験上の配慮措置としては、試験時間延長、別室受験、動作補助、問題冊子・解答用紙の拡大、点字受験、注意事項等の文書伝達などであり、希望者本人からの聞き取りに基づき、高校での対応や大学入学共通テストにおける受験上の配慮措置などを確認した上で、本学としての配慮措置を公平に決定している（資料 05-02-30）。また、大規模自然災害（激甚災害）による被害が生じた場合、被害を受けた受験生に対し、経済的な面で支援を図るため、被災の状況を考慮して、それに応じた特別な措置を講じることがあり、その際の手続の詳細については、大学ウェブサイトに掲載することとしている（資料 05-01-11※一般選抜入試の例（P2 参照））。

なお、博士課程前期課程及び後期課程についても、学士課程と同様である（資料 05-01-12※文学研究科博士課程前期課程（秋季実施分）の例（巻頭、P8 参照）、13※同後期課程（春季実施分）の例（巻頭、P6 参照））。

○点検・評価項目②の適切性の評価

学生募集方法及び入学者選抜制度等については、毎年入試委員会を通じて各学部・研究科で検討しているほか、大学ウェブサイトに入試要項を公表している（資料 05-02-31～32【ウェブ】）。授業その他の費用や経済的支援に関する情報については、これらの情報を記載した立教大学案内及び大学院案内を制作し、従来の冊子型に加え、デジタルパンフレットとして大学ウェブサイトで公表することで、アクセシビリティを高めている。入学者選抜実施のための体制については、学士課程においては入試委員会、入試連絡協議会、入試出題採点委員会、一般選抜査定委員会を設置し、全学的な体制を整備している。博士課程については、「大学院学則」（第 18 条第 1 項第 2 号）に基づき、各研究科委員会が入学試験に係る事項を統括することで、入学者選抜実施のための適切な体制を整備している。公正な入学者選抜実施のための体制については、学士課程においては入試委員長の下に全学協力態勢での入試組織を編成している。博士課程については、各研究科委員会のもとで、公正な入学者選抜を実施している。各種入試における入学希望者への合理的な配慮については、学士課程・博士課程ともに入試要項を通じて公表し、申請のあった受験者に対しては、入学を希望する学部・研究科に入学期後の受入れ可否を照会した上で、受験上の配慮措置を公平に決定している。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】） ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
---------	---

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

・入学定員に対する入学者数比率

学士課程の入試査定については、毎年度4月の入試委員会において、総長が査定方針を示し、その査定方針に基づき、各学部は、入学者数が入学定員を超過することがないように、5月に学科（専修）単位で、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜それぞれの採用計画（入学者の目標数）を立て、その後、学校推薦型選抜、総合型選抜の入学手続状況が明らかになる1月末にその計画を見直している。そして、各学部による見直し後の計画に基づき、一般選抜の合否判定を行っている。一般選抜の合格者数の決定に関しては、短期間で厳格な定員管理を行うため、一般選抜査定委員会が同方針に基づき合議によって査定案を定め、学部長と協議のうえで決定している。特に一般入試については第1回から第4回まで合格者発表日を設け、慎重に合格者数の検討を行っている（資料 05-03-01）。

学士課程全体の入学定員に対する入学者数比率（2019～2023）の平均は1.00である。また、学部ごとの入学者数比率についても、年度ごと及び5年平均ともに改善勧告や是正勧告の基準を下回るあるいは上回ることはなかったため、概ね適正に管理していると言える。しかし、学科単位では、5年平均の入学者数比率は基準内であるものの、年度によっては改善勧告の基準を下回る学科（文学部キリスト教学科：2023年度0.88、経済学部会計ファイナンス学科：2023年度0.85、理学部数学科：2020年度0.89、理学部化学科：2022年度0.88、法学部法学科：2022年度0.87）や、改善勧告・是正勧告の基準を上回る学科（法学部政治学科：2020年度1.25、法学部国際ビジネス法学科：2022年度1.40、2023年度1.30）が複数見られた（大学基礎データ表2）。

・収容定員に対する在籍学生数比率

学士課程全体の収容定員に対する在籍学生数比率（2019～2023）の平均は、1.03である。また、学部ごとの在籍学生数比率についても、改善勧告や是正勧告の基準を下回るあるいは上回ることはなかったため、概ね適正に管理していると言える。しかし、学科単位では、2023年度における法学部国際ビジネス法学科の在籍学生数比率が1.26と改善勧告の基準を上回った。過去5年間のいずれについても、そのほか、2学科を加えた法学部全体の在籍学生数比率は基準内である（大学基礎データ表2）。

博士課程では、「大学院学則」に基づき、各研究科委員会のもとで査定方針を決定し、各入試の合否判定を行っているが、博士課程の在籍学生数比率に関しては、前回受審時の大学評価結果及び2021年度に提出した改善報告書に対する検討結果（資料 01-03-03）で一部の研究科が「改善が望まれる」とされた。当該研究科の状況は資料 05-03-02のとおりである。なお、その他の研究科については、概ね適正な在籍学生数比率となっている（大学基礎データ表2）。

・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の点検・評価については、毎年度、自己点検・評価運営委員会で行っている。同委員会では当年度5月1日時点における両比率を報告するとともに、特に認証評価における改善・是正勧告の目安に抵触する研究科に対しては、定員充足に向けた取組状況に関する報告書の提出を求め（資料 05-03-03, 04）、後日、同委員会において報告書の内容を共有している（資料 05-03-05）。なお、理学研究科では、2023 年度に化学専攻において、後期課程への進学を希望する前期課程学生を対象とする「特別進学奨励制度」を新たに開始した。この制度は、進学希望の学生を選考の上「特別進学奨励学生」として採用し、研究費の支援を行うものであり、同年度は2名を採用した。また、2024 年度には後期課程学生へ研究費の支援を行う「後期課程奨励研究費」制度を開始することを決定している。物理学専攻においても、2023 年度に大学院生の研究の活性化のために研究費を支援する「物理学専攻優秀大学院生特別研究費（M-Fund）」制度を新たに開始し、同年度は6名を採用した。これらの制度は、これまで本学にはなかった新たな取組であるとともに、大学院生の学習意欲の向上や研究の活性化、そして後期課程の収容定員充足率の向上に繋がり得るものとして期待される（資料 05-03-06～11）。

○点検・評価項目③の適切性の評価

学士課程については、総長が査定方針を示し、その査定方針に基づき、各学部は各種入試の採用目標数（入学者の目標数）を設定し、合否判定を行っている。その結果、在籍学生数の管理については、注意を要する学科は存在するものの、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率を概ね適正に管理できているといえる。なお、教員数は、設置基準で求められる教員数を上回っており、現在の入学者数、在籍学生数は、教育効果の観点から妥当な数といえる。

博士課程前期課程及び後期課程については、各研究科委員会のもとで査定方針を決定し、各入試の合否判定を行っているものの、収容定員に対する在籍学生比率が低い研究科が複数存在する。定員充足の改善に向けた取組みを各研究科で行い、それを自己点検・評価運営委員会を確認することで、在籍学生数の管理体制は整備されているといえるが、今度も定員充足に向けた努力が必要である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1	○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点
評価の視点 2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点

「全学内部質保証推進組織」を構成する会議体を通じて行う、全学的な点検・評価における実施組織及び観点は次のとおりである。

部長会では、学部及び研究科の定員を変更する際には、定員変更を希望する組織からの自己点検・評価結果に基づき協議を行い、総長の意思決定を支えている。2018 年度以降の定員変更は以下のとおりである。

部長会協議日	定員変更組織	変更 年度	増減	根拠資料
2019.05.16	経営学研究科（M）	2020	増	（資料 05-04-01）
2021.05.13	文学部、経済学部、社会学部	2022	増	（資料 05-04-02）
2021.09.30	コミュニティ福祉学部	2023	増減	（資料 05-04-03）
2021.09.30	コミュニティ福祉学研究科（M）	2023	減	（資料 05-04-03）
2021.09.30	スポーツウエルネス学部	2023	増	（資料 05-04-04）
2021.09.30	スポーツウエルネス学研究科（M）（D）	2023	増	（資料 05-04-04）
2021.11.11	経済学研究科（D）	2022	減	（資料 05-04-05）
2022.01.20	法学研究科（D）	2022	減	（資料 05-04-06）
2022.12.15	異文化コミュニケーション学部	2024	増	（資料 05-04-07）

教育改革推進会議では、毎年度、各学部・研究科等に対し、入学者受入れの方針を含む3方針に係る点検・評価を依頼し、点検・評価結果の共有及び修正箇所の確認を行っている（資料 002-001-014, 015, 05-04-08～10）。また、入試種別ごとの採用目標数（入学者の目標数）の点検・評価については、成績追跡調査の分析をその方法の一つとしている。この調査は、入学年度、所属学部及び入試種別ごとに、学生の成績を経年で比較するもので、毎年度、大学教育開発・支援センターが実施し、同会議を通じて各学部長に報告している（資料 05-04-11）。これを受けて各学部は、翌年度以降の入試種別ごとの採用目標数の配分を検討している。

自己点検・評価運営委員会では、大学基準協会が示す評価項目に基づいて、毎年度点検・評価を行っており、学生の受入れ（基準5）については、2020年度、2022年度及び2023年度に重点評価項目と設定し、関係事務部局に自己点検・評価報告書の作成及び提出を求めた（資料 002-003-019, 05-04-12, 13）。2021年3月17日に実施した2020年度立教大学諮問委員会（外部の有識者による評価委員会）では、「入学者受入れの方針」と2021年度一般選抜における英語資格・検定試験の全面的な導入について説明し、その結果については2021年度第2回自己点検・評価運営委員会において報告を行った（資料 05-04-14）。

入試委員会の下に置かれる入試連絡協議会では、入試制度や入学者選抜の実施体制の点検・評価を行っている（資料 05-02-13）。同協議会は年3回開催しており、議長の入学センター長のもと、各学部の委員、入試実行事務責任者及び入学センター員が、4月には直前に実施した一般選抜について、12月には総合型選抜について、振り返りと課題の共有をするとともに次年度に向けた改善点を協議している。また、6月には、外部の専門機関に、前年度に実施した入試における全国の動向、本学の状況のほか、大学の動きについての講演を依頼し、反省点を翌年度以降の入試に反映する機会としている。このように客観的な入試結果分析に触れることにより、本学及び各学部等の状況を的確に捉え、その後の入試制度改革とさらなる公正な入学者選抜の実施へとつなげている（資料 05-04-15～17）。

そのほか、観光学研究科では、2023年3月以降、オンライン実施かつ英語外部試験でのスコアを勘案しない形で入学した学生が修了していくため、入試形態の変更による学生の研究能力や成績の相違を大学院教務委員会で検証し、特段の相違がないことを確認した（資料 05-04-18, 19）。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

（中期計画）

事業の一つとして「入試制度の検証」を位置付けているが、入試に係る取組み内容は機密情報にあたると判断し、公表はしていない（資料 05-04-20）。取組み状況については、資料 01-03-01 のとおりであり、全般的に計画どおりに進めることができている。

（入学者受入れの方針）

2020 年度の自己点検・評価結果に基づき、「自己点検・評価運営委員会」において、「入学者受入れの方針」における、英語 4 技能及び入試種別ごとの目的に係る記載の追加を課題としたことを踏まえ（資料 002-003-004）、全ての学部に対し、教育改革推進会議を通じて、それぞれ追記を求めた。また、2020 年度以降全ての入学者に対して課している入学前課題についても「入学者受入れの方針」に記載するように求め、これら 3 点についての改正を完了した（資料 05-04-21～23）。さらに、2022 年 9 月より導入した PEACE プログラム及び NEXUS プログラムに対応し、2021 年度中に大学全体及び各学部等の「入学者受入れの方針」を改定した（資料 05-04-22, 24）。そのほか、2022 年度には大学全体の「入学者受入れの方針」を含めたいわゆる 3 方針の英訳化を行った（資料 05-04-25）。

（入学者選抜制度の点検・評価）

入試委員会における本学の定める英語資格・検定試験のスコア等の換算表の改定が挙げられる。2021 年度に英語資格・検定試験のスコア等を活用した一般選抜の改革を行ったことは、点検・評価項目①で述べたとおりである。ここで用いる英語資格・検定試験のスコア等の換算表については、2021 年度入試に向けた設計時には、大学入試センターより示された「大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針」（「リーディング」「リスニング」ともに、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に、各 CEFR レベルにふさわしいテキスト作成と設問設定を行うことで、A1 から B1 レベルに相当する問題を作成する。（一部抜粋）を踏まえて設計したものである。その後、2021・2022 年度入試の運用データを分析し、本学が求める英語 4 技能に優れた学生の受入れを目的として、2023 年度入試からより適切なものへと改定した（資料 05-04-26）。

（学部、研究等における取組み）

現代心理学部心理学科の自由選抜入試については、学部独自の調査分析結果を受けて 2023 年度入試から筆記試験を導入することとした（資料 05-02-02※P6 参照, 05-04-27）。GLAP では、実務委員会及びその下部組織である課題検討チームで指定校推薦制度による入学者が減ったことに対する協議を行い、関西地方を中心に新規の指定校を設定し、高校訪問等で広報活動を行った結果、2023 年度以降入学者が増加し、目標とする水準に達した（資料 05-04-28）。コミュニティ福祉学研究科では、博士課程前期課程の一般入学試験における「専門基礎及び論文」の試験は、「社会福祉学」「コミュニティ政策学」「福祉人間学」「スポーツウエルネス学」の 4 領域からの選択となっているが、2020 年は「福祉人間学」領域を選択する受験生がいなかった。この状況を受け、学生の受け入れの改善と入学者選抜の質的向上のために、FD 研修会において領域区分を見直し、2023 年度入試より「福祉人間学」を「コミュニティ政策学領域」に統合することとした。また、スポーツウエルネス学研究科を 2023 年度に開設したことに伴い、コミュニティ福祉学研究科のスポーツウエルネス領域を廃止したため、試験問題の領域から「スポーツウエルネス学」も除くこととし

た（資料 05-04-29～31）。現代心理科学研究科では、臨床心理学専攻博士課程前期課程において、臨床心理士・公認心理師に相応しい資質を備えた学生の積極的な受入れのため、2021年度入試から口頭試問を２段階（集団及び個別形式）で実施するなど、学生の受入れ方法を工夫している（資料 05-04-32）。また、同研究科映像身体学専攻博士課程前期課程においては、2021年度入試より、教育効果の向上を目指し推薦入試の出願資格を変更するとともに、博士課程後期課程においては、同専攻の博士課程前期課程を修了した者に対して認めていた英語試験の免除措置を廃止し、全ての受験者に英語試験を課した（資料 05-04-33, 34※P 5 参照, 35, 36※P 8 参照）。異文化コミュニケーション研究科では、入学後の学生の学業の進捗に照らして、検討課題となっていた筆記論述試験を2020年度から取りやめ、その代わりに、面接試験の時間をさらに延ばし、研究計画書の内容や専門分野の基礎知識などについて集中的に質疑応答を行う方式へと変更した。2021年度は、この新方式を経て入学した学生の、入学後の学業の進捗を、研究指導、論文審査、中間報告会、進捗報告会などにおける学生の学習及び研究成果の観察をととして検証し、この新方式の妥当性を拡大FD委員会で確認した（資料 05-04-37, 38）。

（２）長所・特色

学士課程における英語力の判定方法として、各種入試において民間の英語資格・検定試験のスコアや大学入学共通テストの外国語得点を活用していることが本学の特色である。

本学は「21世紀の社会をリードするグローバルリーダーの育成」を目標に掲げ、英語４技能に秀でた学生の入学を促進し、教育を展開することとしており、高大接続の観点から４技能を適正に測ることができる民間の英語資格・検定試験等を全ての入試方式において活用することが必要であると判断した。

（３）問題点

博士課程前期課程及び後期課程では、収容定員に対する在籍学生比率が低い研究科が複数存在する。今後も定員充足に向けた努力が必要である。

（４）全体のまとめ

（学生の受け入れ方針の設定と公表）

学士課程・博士課程ともに「学位授与の方針」及び「教育課程編成の方針」を踏まえた「入学者受入れの方針」を設定するとともに、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を設定し、「入学者受入れの方針」において明示し、公表している。

（入学者選抜の運営体制の整備と公正性の確保）

学士課程においては、「全学内部質保証推進組織」の一つである入試委員会に加え、入試連絡協議会、入試出題採点委員会及び一般選抜査定委員会を設置し、全学的な体制を整備している。博士課程については、「大学院学則」に基づき各研究科委員会が入学試験を統括することで、入学者選抜実施のための適切な体制を整備している。入学希望者への合理的

な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施については、学士課程・博士課程ともに入試要項を通じて公表し、申請のあった受験者に対しては受験上の配慮措置を公平に決定している。

（定員管理）

学士課程では、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率を概ね適正に管理できている。

博士課程前期課程及び後期課程については、今後も定員充足に向けた努力が必要である。

（点検・評価と改善・向上）

定員の変更（部長会）、3方針の点検・評価（教育改革推進会議）、英語プレイスメントテストの成績の活用（同）、大学基準協会が示す評価項目による点検・評価（自己点検・評価運営委員会）等を、「全学内部質保証推進組織」の教学マネジメントの下で行った。また、入試委員会の下に置かれる入試連絡協議会において、入試実施後の振り返り、課題の共有、次年度に向けた改善点の協議等を行っている。さらに、諮問委員会（外部評価委員会）においても、一般選抜における英語資格・検定試験の全面的な導入について諮問した。「入学者受入れの方針」は、2020年度の自己点検・評価結果に基づき、全ての学部に対し、教育改革推進会議を通じて、「入学者受入れの方針」に英語4技能に関する記載及び入試種別ごとの目的を記載するように求め、改善した。加えて、英語資格・検定試験のスコア等を活用した一般選抜の実施に伴い、英語資格・検定試験のスコア等の換算表を定めたところであるが、運用データの分析を踏まえ、入試委員会で議論した結果、2023年度入試からより適切なものへと改定した。

以上のことから、本学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針の策定・公表、方針に沿った公正な学生の受け入れを行っているといえる。

第6章 教員・教員組織

（1）現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。

評価の視点1	○大学として求める教員像の設定
評価の視点2	○各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針の適切な明示

○大学として求める教員像の設定

2011年度に受審した大学評価における評価結果を踏まえ、2014年に自己点検・評価運営委員会において「組織ごとの教員編成方針の明示」の必要性を確認し（資料 006-001-001）、その後、「教職員組織の多様化に向けた諸施策ワーキンググループ」（資料 006-001-002）を設置して方針の策定を進めた。その結果、同年12月に「大学として求める教員像」及び「教員組織の編成方針」を明確化した「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」を定め、大学ウェブサイトで公表している（資料 002-001-001【ウェブ】）。当初同方針は、専ら教育を念頭に置いたものとして策定したため、研究業務のみに従事する教員を任用する際にはこれらの方針との適合性を欠くことになった。これに改善するため、研究

を念頭に置いた表現を追加した（資料 006-001-003）。

また、2021 年度に就任した総長が「立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言」（資料 006-001-004【ウェブ】）を広く社会に公表したことを踏まえ、「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」の点検・評価を行った。2024 年度から大学ウェブサイトで公表する「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」は、「立教大学を構成するすべての学生・教員・職員が協働して具体的に取り組むこと」としている「立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言」を踏まえたものである。

○各学部・研究科の教員組織の編成に関する方針の適切な明示

各学部・研究科における「求める教員像および教員組織の編成方針」については、既述した「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」（大学版）と同様の経緯を経て策定し、大学ウェブサイトで公表している（資料 01-01-07）。原則として、大学版に準じた項目としているが、各学部・研究科の独自の表現を含めることを奨励しており、コミュニティ福祉学部、スポーツウエルネス学部及びビジネスデザイン研究科では、「求める教員像」に独自の項目を追加している。また、経営学部では、国際認証の取得のための、国際基準に基づく教員に求められる能力等（資料 006-001-005）を毎年確認している。

○点検・評価項目①の適切性の評価

「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」については、部長会において策定及び改善を行っている（点検・評価に係る詳細は点検・評価項目⑤参照）。また、各学部・研究科における「求める教員像および教員組織の編成方針」については、大学版に準じた項目にすることで統一性を担保するとともに、各学部・研究科における独自の表現を認めている。さらに、改定後のこれらの方針は、2024 年度から大学ウェブサイトで広く社会に公表することとしている。

以上のことから、本学の大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針は適切であると評価している。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点 1	○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点 2	○適切な教員組織編成のための措置 ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携
評価の視点 3	○指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）
評価の視点 4	○教養教育の運営体制

○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

大学設置基準別表第 1 により学科の収容定員に応じて定められている専任教員数及び同別表第 2 により大学全体の収容定員に応じて定められている専任教員数を満たしている。

同様に、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件で定められている研究指導教員数を満たしている。また、外国語教育を担う外国語教育研究センター等の一部のセンターにも専任教員を配置している（**大学基礎データ表 1**）。

「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」（大学版）の教員組織の編成方針は、1. 必要教員数、2. 教員構成、3. 主要授業科目の担当、4. 教員の募集・採用・昇格、5. 教員の役割分担、連携等及び6. 教育内容の改善のための組織的な研修等の6項目で構成している。「1.」（必要教員数）については、限られた教室資源の観点と経営上の観点から各学部・研究科間の公平性と透明性を維持するため、2006年度以降、毎年全学で議論をし、全学ルールである「教学条件」として部長会において合意を図っている（**資料 002-003-075**）。この「教学条件」と、各学部・研究科の裁量で助教（助教Dを除く。）、特任教員、兼任講師等の任期制教員を任用することが可能な学部管轄人件費制度（**資料 004-003-033**）により、各学部・研究科は教学体制を編成することになっている。

○適切な教員組織編成のための措置

・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

各学部・研究科の同方針においては、原則として大学版の項目を準用している。以下に記載するとおり、各学部・研究科は当該項目に沿った教員組織を編成している。

（各学位課程の目的に即した教員配置）

「2.」（教員構成）のうち、各学位課程の目的に即した教員配置については、各学部・研究科の教員組織の編成方針に「教育研究上の目的」を明記することで、両者に齟齬を生じさせない工夫をしている。また、「大学院学則」第16条第1項で「大学院の授業及び研究指導担当教員は、原則として本大学教授、准教授又は講師を充てる。」と規定しており、学士課程と差別化を図っている。

「言語表現力に広く深い理解を持ち、哲学的思考を行い、それを論理的あるいは文芸的形式をもって表現できる。」を教育目標に掲げる文学部文学科文芸・思想専修では、創作活動で秀でた成果を上げている教員を専任教員や特任教員で任用している（**資料 006-002-001**）。経済学部では、専門分野ごとの部会（理論、歴史、国際、政策、会計・金融）が定期的開催されて、カリキュラムの問題等を恒常的に検討している（**資料 006-002-002**）。観光学部観光学科では、学部の観光産業・観光政策分野において最新の現場の情報を学生に伝えることを企図して、実務経験者を特任教員として迎えている（**資料 006-002-003【ウェブ】※特任教授参照**）。理学部及び理学研究科では、理化学研究所、産業技術総合研究所、国立がん研究センター、聖路加国際病院及び放射線医学総合研究所、量子科学技術研究開発機構、埼玉大学大学院、日本曹達株式会社と連携しており（研究指導委託を利用した連携大学院）、2023年度は、当該連携先から25名の客員教員を迎えている（**資料 006-002-004**）。

（国際性、男女比、バランスのとれた年齢構成への配慮）

「2.」（教員構成）のうち、国際性等については、大学版及び各学部・研究科等における「求める教員像および教員組織の編成方針」（学部等版）の制定に伴い、人事枠発議の様式を統一するとともに、添付資料として、教員リスト（所属学科、職位及び専門分野を記載）、同編成方針の「教員構成」に掲げた教員の年齢構成、外国人教員等の割合、男女比を示す円グラフ等の提出を求めるなど、同方針と教員組織の編成実態に係る整合性を

確認することができている（資料 006-002-005）。また、自己点検・評価運営委員会において、教員の年齢構成、性別等の教員組織の多様性を確認することとしている（資料 006-002-006）。さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行（2016 年 4 月 1 日）に伴い、同法に基づく一般事業主行動計画（2021 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日までの 5 年間）の策定及び学内周知（資料 006-002-007）など、現状の共有や各種取組みを行っている（資料 006-002-008）。2020 年度末時点の本学の状況は「女性の活躍が比較的進んでいる企業」（タイプ 6）として分類されたものの、教員の女性比率が低いこと等を同計画の課題として掲げ（資料 006-002-009）、ポジティブ・アクション（女性教員積極採用）実施にあたっての条件及び留意点等を部長会で共有した（資料 006-002-010）。

文学部（文学科／2025 年着任予定の教授又は准教授任用）及び理学部（化学科／2023 年着任予定の助教任用）では、ポジティブ・アクションを活用した（資料 006-002-011, 12）。コミュニティ福祉学部では、年齢バランスの状況を共有化し、適正な教員配置の維持・向上に努めており、2020 年度及び 2021 年度に多くの若手専任教員の採用を行った（資料 006-002-013）。異文化コミュニケーション学部では、学部教員の年齢構成を考慮し、若手教員の採用に努めた結果、45 歳以下の専任教員の割合が 2018 年度の約 13%から 2023 年度の約 26%に増加した（資料 006-002-006, 014）。キリスト教学研究科では、「求める教員像および教員組織の編成方針」及び研究科ウェブサイト（資料 006-002-015【ウェブ】）で公表している人材養成像に基づいて教員組織を編成し、2023 年度には、女性教員の割合は約 40%、外国籍の教員の割合は約 20%、学位を海外で取得した教員の割合は約 30%となった。外国語教育研究センターでは、外国語教育分野の専門的知見をもとに教育を行うことができる教員を配置している。多様な教員の配置に留意した結果、外国籍教員の割合が約 65%、女性教員の割合が約 43%となっている（資料 006-002-006）。

（教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置）

「3.」（主要授業科目の担当）については、**大学基礎データ表 4**のとおりである。なお、大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年文部科学省令第 34 号）の施行に伴い、2026 年度（予定）の新学部設置に合わせ、主要授業科目の整理等を行う予定である。

（教員の募集・採用・昇格及び教育内容の改善のための組織的な研修等）

「4.」（教員の募集・採用・昇格）及び「6.」（教育内容の改善のための組織的な研修等）については、それぞれ点検評価項目③及び④において現状を説明する。

（教員の役割分担、連携等）

「5.」（教員の役割分担、連携等）については「大学運営の基本方針」（資料 01-01-06【ウェブ】）を踏まえて行った大学版の点検・評価結果に基づき、追加した（点検・評価項目⑤参照）。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究指導担当者は、「立教大学大学院担当教員資格基準及び資格審査手続規程」（資料 006-002-016）に則り、学生の希望と研究指導者の研究領域を考慮しつつ、各研究科の研究科委員会で審議の上、決定している。なお、ビジネスデザイン研究科では、博士課程後期課程における正指導教員の資格を、「教授の職にある者もしくは博士学位を有する者」としている（資料 006-002-017）。

・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の過度な授業担当負担を避けるため、前述の「教学条件」において、教員一人あたりの授業担当コマ数の上限数を設定している。これに基づき、毎年部長会において各学部の上限超過者数を報告し、相互チェックを行うことで、過度な教育負担の回避を図ることが可能な体制となっている（資料 006-002-018）。

経済学研究科では、専攻主任が、教員別の大学院生担当表を作成して、論文指導の負担に偏りがないように配慮している（資料 006-002-019）。社会学部では、「社会学部カリキュラム編成の手順」を教授会で確認し担当コマ数の負担等にも配慮をしている（資料 006-002-020）。経営学部では、AACSB の国際認証取得のプロセスにおいて、教員の教育負担が多いことについての指摘がなされたため、経営学部将来構想員会で改善の検討をスタートさせることになった（資料 006-002-021）。現代心理学部では、学部の教育目標（異分野融合知の推進をはかる）を達成するための基幹科目に位置づけられる「学部コラボレーション科目」（資料 006-002-022【ウェブ】※現代心理学部の項参照）を担当する専任教員に対して、その授業担当負担と学部の共通教育への貢献を考慮した兼任講師による授業代替を適用するための規定を整備し、学部統合科目の運営・管理に注力するための措置を講じている（資料 006-002-023）。スポーツウエルネス学部では、学部に所属する全教員が学内・学外業務に対して適切に業務分担を行うことができるようにするために、各教員の実施業務を一覧化することで、一部の教員に負担が過重にならない方法を採用している（資料 006-002-024）。ビジネスデザイン研究科では、修士論文の提出が必須であり、修士論文指導科目である修了研究については一部の教員に指導を希望する学生が集中する傾向にあった。そこで 2017 年度より正指導、副指導を合わせて上限を 10 名と定め、希望者が上限を超過した場合は選抜することに改めた（資料 006-002-025）。当初は上限 10 名を厳守していたが、希望する教員の指導が受けられないことで研究意欲を喪失する学生も出てくること懸念されるため、教員が指導可能と自己判断した場合には 10 名を超える学生の受入れを容認するなど、可能な限り学生からの要望を取り入れる工夫を行っている。

・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

部長会等の全学的な合議体に担当事務部局が規定化されているとともに、総務部長及び人事部長はその正規の構成員となっている（資料 002-001-004）など、教員と職員の連携関係を担保している（資料 006-002-026）。また、2022 年度からの中期計画については、それぞれの項目の推進責任者（副総長等の執行部）が、主幹部局の職員と協議を行い、具体的な内容を策定するなど、大学執行部と職員の連携関係についても担保できている（資料 006-002-027）。さらに、教務部に学部事務 1 課～5 課及び独立研究科事務室を置き、設置している全ての学部及び研究科に対応できるように事務組織を整備しており（資料 003-01-01※別表第 1 参照）、教授会、研究科委員会その他の合議体の運営を行っている。加えて、全学共通科目を担う全学共通カリキュラム運営センターでは、各学部から選出された教員と全学共通教育事務室の職員とが一体となって全ての学部生が対象の全学共通科目の運営を行っている（資料 002-001-008）。そのほか、教員と事務職員が連携し、教職員で構成されるしょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワークは、しょうがいのある本学の学生・教職員の学生生活上又は職務上の不便を軽減するため、関連する大学内の各組織間の連絡及び調整を図っている（資料 006-002-028※第 4 条参照）。

コミュニティ福祉学部では、学部運営をより効果的・効率的に進めるため、職員が中心となり、教員が日常的に活用できる学内情報を整理したポータルサイトを開発・運用し、使用状況を調査しつつ、さらなる改善を図っている（資料 006-002-029）。

○指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。

本学では、2014 年度から TA 及び SA の制度改正に着手し、2016 年度に抜本的に改正を行った。その結果、それまで TA 及び SA の 2 区分しか設けていなかったところ、SA、Junior TA、Middle TA 及び Senior TA の 4 つに区分し、資格要件、業務内容を明確化した（資料 002-003-060, 006-002-030）。また、本学が行うインターネットによるオンデマンド授業（正課）及び JM00C 講座等において、必要な授業等補助業務に従事する「教育コーチ」を置いている。これについても資格要件等を規程で定めている（資料 006-002-031, 032）（TA 等の研修については、基準 8 点検・評価項目④を参照）。

経済学部及び経済学研究科では、全学の規程に加え、「経済学部ティーチングアシスタント及びスチューデントアシスタントに関する内規」を定め、運用状況を研究体制検討委員会で定期的に確認している（資料 006-002-033）。理学部及び理学研究科では、科目担当者が学生の適正を判断した上で TA・SA を雇用している。また、授業開始前に科目担当者と TA・SA が打ち合わせや業務練習を行い、大学発行の「TA・SA ハンドブック」に示されている内容を参考にして、双方の責任関係や役割、指導計画等を明確にした上で授業に臨んでいる（資料 006-002-034）。

○教養教育の運営体制

専門分野の枠を超えた幅広い知識と教養、総合的な判断力と優れた人間性を養うため、全ての学部が企画・運営・実施に関わる全学共通カリキュラム運営センター（資料 002-001-008）を設置し、全学部の学生を対象に各学部から提供される科目（全学共通科目）等を受講できる仕組みを構築している（資料 004-003-008）。また、学部長が同センター委員会委員となり逐時同センター委員会の議事を学部教授会に報告すること、「全カリサポーター」（「全学共通カリキュラム運営センター規程」第 19 条参照）として学部から教員を 1 名選出することで、同センターと学部との連携を図っている。さらに、部長会において、毎年度「全学共通科目専任担当ルール」（資料 006-002-035）を定めており、これに基づいて、学部としての責任コマ数を専任教員が担当することになっている。加えて、2016 年度から開始した「RIKKYO Learning Style」（資料 004-002-001【ウェブ】）において、学士課程の 4 年間を「導入期」、「形成期」及び「完成期」に区分することとし、「導入期」は「立教ファーストタームプログラム」として、「学びの精神」（なぜ学ぶのか）及び「学びの技法」（どのように学ぶのか）という 2 つの観点から科目を展開し、学生が大学での学びにスムーズに着地できるよう配慮している。「学びの精神」は主として全学共通科目が、「学びの技法」は各学部の少人数による授業科目が位置付けられている。

文学部は、全学共通科目のコラボレーション科目として「哲学対話」等を提案し、専門を問わず思考の基礎を育てる特徴的な授業を池袋・新座両キャンパスで展開することで全学に寄与している（資料 006-002-036）。理学部では、学部独自の運営体制として共通教育推進室（資料 004-003-023【ウェブ】）を設置しているほか、学部共通科目として「理学とキャリア」、「知的財産権概論」、「サイエンスコミュニケーション入門」など、計

17 科目（2023 年度）（資料 006-002-037）を展開している。法学部では、法学と政治学に即して、スチューデント・スキル及びスタディ・スキルの向上、専門的文献の読解能力の涵養等を少人数の演習形式で実施する科目（「基礎文献講読」）（資料 006-002-038）を開講し、全学生を自動登録（学生の履修登録に関する手続きが不要）している（資料 004-004-083）。GLAP では、リベラルアーツ教育をその基本目的とするプログラムであること、全ての授業が英語により行われることから、教養教育を強く意識した ELA（English Liberal Arts）科目群を選択科目（20 単位修得が卒業要件）として設けている（資料 006-002-039）。なお、ELA 科目群は全学共通科目として位置付けており、全ての学生が履修できる。

○点検・評価項目②の適切性の評価

大学基礎データ表 1 のとおり、大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数は大学設置基準を満たしている。また、自己点検・評価運営委員会による教員の多様性の現状の確認を通じて「求める教員像および教員組織の編成方針」に整合した教員組織を編成できるよう努めているほか、「学部管轄人件費制度」や、教員の過度な授業担当負担を避けるための仕組みを設けるなど、教員組織編成のための措置を適切に行うことができている。さらに、指導補助者を活用する場合の適切性を図るため資格要件等を規程により明確化するとともに、全学共通カリキュラム運営センターの設置により、全学部の学生が「全学共通科目」を受講できる仕組みを構築している。

以上のことから、大学全体及び各学部・研究科等の「求める教員像および教員組織の編成方針」に基づき、教育研究活動を展開するため適切に教員組織を編成しているといえる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1	○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備並びに当該規程に沿った教員の採用等
---------	--

○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備並びに当該規程に沿った教員の採用等

教員の募集については、全学統一の書式（職種・職位、着任予定日、専門分野、担当予定科目、採用要件、教員組織の編成方針との適合性、発議の理由、人件費財源等を明記）で部長会に人事枠発議（資料 006-003-001）をし、そこでの協議了承を経て各学部等が行っている。教員の任用の及び昇格については、次のとおり職位ごとの規程を定め、明確な基準の下で採用及び昇格を行っている。任期の定めのない教授及び准教授の任用及び昇格については、教員に求める能力・資質を教育、研究及び社会貢献等の観点から明確化した「立教大学教授・准教授任用規程」（資料 006-003-002）を、任期の定めのある「特任教授」及び「特任准教授」については、「立教大学特別任用教員任用規程」（資料 002-003-059）及び「立教大学特別任用教員任用規程細則」（資料 002-003-068）を定めている。また、本学では任期の定めのある助教を資料 006-003-003 のとおり 5 種類に区分しており、それぞれに任用規程を定めている（資料 006-003-004）。なお、助教 D については、置くことができる組織を限定している。

これらの任用、昇格等は、「立教大学教授会規程」（資料 006-003-005）第 4 条の規定に基づき、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する教授会の、出席者数の 3 分の 2 以

上の多数決をもって決定し、部長会での人事審議及び「学校法人立教学院寄附行為」（01-01-02）第16条第2項第10号に基づく、理事会での人事議案を経て承認している。なお、研究科委員会については、「大学院学則」（資料 01-01-04）第18条第4項の規定により、「立教大学教授会規程」を準用することとしている。

上記に加え、教員の働きに相応しい制度を設けることにより、大学の財政状況を踏まえつつ優秀な人材の確保をはかること、「人生100年時代」と呼ばれる長寿社会が進行している現在、大学の勤務員におけるライフワークバランスの観点から、個々人の働き方に関する意向に応じた制度の多様性を確保すること等を目的として、大学教員について定年延長ではなく再雇用の形で65歳を超えて雇用を継続することを可能とする制度（特別専任教授制度）を導入した（資料 006-003-006～008）。

文学部では、学部内の人事検討委員会において、新任教員を受け入れる学科専修だけでなく、学部で定めた複数学科専修からなる教員で構成し、常に学部全体の状況を踏まえて教員組織の適切性を含み議論を行っている（資料 006-003-009※第3条参照）。文学部以外にも、多くの学部・研究科で、独自の内規（資料 006-003-010）を定めており、当該内規に基づいて、任用、昇格等を行っている。理学部では、各学科の人事選考委員会に必ず他学科の教員を委員として加えることで、多角的な視点や透明性を確保するなどの工夫を行なっている（資料 006-003-011, 012）。社会学部及び経営学部では、助教へのテニュアトラック審査によるテニュア付与を適切に実施しており、2022年度及び2023年度に、テニュア付与を決定した（資料 006-003-013～015）。現代心理学部では、新規採用教員の募集は、学内外からの公募を基本とし、募集に関する情報はJREC-IN等により広く周知を図っている（資料 006-003-016）とともに、候補者の審議は、「人事委員会内規」、「人事検討委員会内規」等に基づき厳正に行っている。外国語教育研究センターでは、各言語の人事検討委員会には必ず他言語の教員を委員として加え、多角的な選考と透明性の確保を目指している（資料 006-003-017）。また、教員の募集情報は大学ウェブサイトのほか、JREC-IN等により広く周知を図っている（資料 006-003-018）。

○点検・評価項目③の適切性の評価

大学として教員の職位ごとに各種規程を整備しているほか、多くの学部及び研究科で独自の内規を設け、これらに基づいて教員の募集等を行うことができているため、公正性及び適切性を担保しながら、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているといえる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1	○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2	○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
評価の視点3	○指導補助者に対する研修の実施

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学では、「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」（FD規程）（資料 002-003-005）を策定し、これに基づきFD活動を行っている。なお、同規程第2条のとおり、

本学ではFDを「個々の教員及び教員組織としての様々な活動全般に関わる能力の開発」と定義している。そのため、大学設置基準第11条第2項の「授業の内容及び方法を改善」よりも広い概念として捉えており、同条第1項の「必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上」(SD)も含む概念である。また、毎年度、各学部及び研究科等は「FD展開状況報告書」を作成し、「FD規程」第6条の規定に基づき、教育改革推進会議に報告している(資料 006-004-001~003)。なお、FDの参加状況は(資料 006-004-004)のとおりである。さらに、教育能力の向上や教育課程、授業方法の開発・改善のため、次のような取組みを行っている。大学教育開発・支援センターでは、シンポジウム、講演会、ワークショップを開催しているほか、学生座談会、教員インタビュー等を行っている。これらの取組みの様子は、「MOVE」(資料 006-004-005【ウェブ】)と題したニューズレター(紙媒体でも学内配布)により学内に向けて情報共有(学内限定ウェブサイトにおけるコンテンツの紹介を含む。)を図っている。特にコロナ禍における対応については、全学部学生対象のアンケート(2020年5月16日~21日)、同アンケートで評価の高かった授業科目を担当している教員へのインタビュー、Google フォームを活用した学内教員へのオンライン授業経験の報告依頼、ミックス型授業(対面授業にオンラインで参加する学生が併存する授業)についての教員インタビュー等を行い、オンライン授業の開発・改善を図っている(資料 006-004-006)。加えて、教員の意欲向上と大学教育の活性化を図ることを目的として、教育実践に顕著な成果をあげた教員に対してその功績を表彰(「立教大学教育活動特別賞」)している(資料 006-004-007)。同センターは、この取組みの事務を担っており、表彰された教員のインタビューや授業における工夫を「MOVE」に掲載している(MOVE22号及び26号参照)。

そのほか、人事課による「新任教員オリエンテーション」の実施(資料 006-004-008)、教務部による「教務に関するご案内」(英語版は「Academic Guide」)の配布(学内限定ウェブで閲覧可能)(資料 006-004-009,010)、大学教育開発・支援センターによるシンポジウムの開催(資料 006-004-011)や、以下の取組み(一例)を行うことで、教員の各種活動の活性化や資質向上を図っている。

(全学共通カリキュラム運営センター関係)

＜シンポジウム＞		
年度	タイトル	
2018	『学びの精神』の課題と正課、これからの展望	(資料 006-004-012【ウェブ】)
2019	「全カリ」の意義と役割を改めて考える	(資料 006-004-013【ウェブ】)
2020	言語科目としての日本手話－10年の歩み	(資料 006-004-014【ウェブ】)
2021	オンライン授業の可能性	(資料 006-004-015【ウェブ】)
2022	データサイエンス教育の現状と展望	(資料 006-004-016【ウェブ】)
2023	外国語による総合系科目(F科目)の成果と課題	(資料 006-004-017【ウェブ】)
＜その他＞		
「全カリニュースレター」の発行(紙媒体でも学内配布)		(資料 006-004-018【ウェブ】)
科目担当者連絡会の開催(学内限定動画あり)		(資料 006-004-019)

(リサーチ・イニシアティブセンター関係)

利益相反マネジメントポリシーの制定	(資料 006-004-020)
利益相反マネジメント委員会の設置	(資料 006-004-021)
APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) の実施と修了状況の共有	(資料 006-004-022)
「研究活動ガイド」の発行	(資料 006-004-023【ウェブ】)
「研究費ハンドブック」の発行	(資料 006-004-024【ウェブ】)
「立教 CHI 情報レーダーメールサービス」の送信	(資料 006-004-025)

経済学部では、「基礎ゼミナール（１及び２）」と「情報処理入門（１及び２）」（いずれも全ての学科で開講）については、春学期及び秋学期の計２回の担当者連絡会議を開催して、教育内容を検討している（資料 006-004-026, 027）。また、学生評価の高かった教員を講師に迎えてのオンライン授業についての研修会、人権・ハラスメント対策センターの相談員を講師に迎えてのキャンパス・ハラスメントに関する研修会、しょうがい学生支援室の専門家を招いてのしょうがいを持った学生に対する授業実施方法についての研修会を行った（資料 006-004-028）。法学部では、「基礎文献講読」（全ての学科で開講）の授業改善については、「基礎文献講読委員会」を設置し、毎年度、全授業終了後に担当者が参加する反省会を開催して報告書を作成し、教育経験を共有するとともに改善策を検討している（資料 006-004-029）。現代心理学部及び現代心理学研究科では、2021年７月27日に「オンライン授業の成果と課題ー第２回立教大学教育活動特別賞受賞者の経験からー」と題して学部FD研修会（資料 006-004-030）を、2021年12月21日に「2021年度大学院授業評価アンケート結果」に係る研究科FD研修会（資料 006-004-031）を、FD推進委員会主催で実施した。GLAPでは、１年次必修の超少人数科目である「Tutorial（１及び２）」については、同科目の担当者連絡会を毎年度開いている（資料 006-004-032）。ビジネスデザイン研究科では、研究科創設時よりアドバイザリー・ボード制度を設けており、年１回開かれるボードミーティングを活用してFD活動を展開している（資料 006-004-033）。アドバイザリー・ボードから意見のあった「学生（修士論文）の質」（2018年度）（資料 006-004-034）については、FD活動で取り上げるとともに（資料 006-004-035）、修士論文の質の向上を図る取り組みを行った（資料 006-004-036）。また、「デジタル」（2016年度及び2018年度）（資料 006-004-037）については、ボードメンバーの尽力により、「データサイエンス基礎」及び「データ活用プランニング」（（一般社団法人）日本データビジネス協会）など、複数の寄附講座を新設した（資料 006-004-038）。さらに、学生の授業評価アンケートの結果を研究科委員会において全て開示するとともに、「ビジネスシミュレーション」（必修科目）の開講時期の変更など、改善・向上につなげている（資料 006-004-039）。加えて、2018年度と2019年度の２回にわたり、立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科の教員等が本研究科を訪れ、研究・教育活動に関する意見交換を行った。学校・社会教育講座では、同一科目、同一内容で複数クラスを展開している科目で、担当教員が集まり、授業運営の方法などを調整しながら授業を進めている。さらに、各教員レベルで授業におけるリアクションペーパー活用、グループ学習、討論等によって、学生が主体的・能動的に学びを深める創意・工夫が取り入れられている。外国語教育研究センターでは、新カリキュラムを滞りなく開始するために全職種を対象としたFDプログラム等を開催している。具体的には、言語Aは毎年度専任、特任、教育講師、英語特定講師、兼任講師の全ての職種を対象としたFDプログラムを開催している（資料 006-004-040）。

また、言語 B では 2022 年度末に全ての言語（6 言語）及び職種（専任、特任、教育講師、兼任講師）を対象とした横断オリエンテーションを実施した（資料 006-004-041）。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

大学教育開発・支援センターが「学生による授業評価アンケート」を、毎年度全学部を対象に実施している。同センターが結果を集計して得られたデータは、個々の教員にとっての授業改善のデータとしてだけではなく、集計結果及びデータを学部に提供することにより、教員同士の相互研修、カリキュラムの有効性測定、教育力向上等のための必要な方策として活用されているとともに、当該アンケートに係る実施概要、学部等の総評をまとめたものを「報告書」として大学ウェブサイトに掲載している（資料 002-003-015【ウェブ】※「学生による授業評価アンケート報告書」参照）。また、対象科目担当教員が当該アンケート結果を踏まえた所見票を作成し学内限定で公開している（初見票の詳細については、各年度の報告書の「1.」「1-3 「所見票」について」参照。）。さらに、同センターでは、上記以外にも様々な調査・アンケートをとりまとめており（資料 002-003-015【ウェブ】※「各種調査結果」参照）、その結果を教育改革推進会議において全学に共有している（資料 006-004-042）。加えて、2017 年度より、教育実践に顕著な成果をあげた教員に対してその功績を表彰することにより、教員の意欲向上と大学教育の活性化を図ることを目的として、「教育活動特別賞」を創設した（資料 006-004-007）。学部対象に行っている上記「学生による授業評価アンケート」の結果を活用し、学部等で予め定めた選考基準に基づいて教員を表彰しており、助教及び非専任職の兼任講師を対象としている学部もあるほか、「学生による授業評価アンケート」の対象外である一部の研究科がこの表彰制度に参加している。受賞者には表彰状及び学部長等からのメッセージを送付しており、喜びの言葉と今後の教育活動のモチベーションにつながったとの声が寄せられている。受賞者にはシンポジウムや講演会への登壇を依頼し、受賞者の取組みを広く学内外に公表している（資料 006-004-043【ウェブ】、044【ウェブ】）。なお、実施後には点検・評価（振り返り）を行い、次回実施に向けて課題を洗い出し、改善・向上を図ることとしている（資料 006-004-045）。

そのほか、本学で得られた電子的形態の教育・研究成果物を登録して収集・蓄積し、国内外に広く発信することにより、教育活動の支援と研究活動の推進を図るとともに、学術研究の一層の振興に貢献することを企図して、学術リポジトリに関する指針を定めている（資料 006-004-046【ウェブ】）。この指針に基づき、図書館が「機関リポジトリ（RIKKYO Roots）」を運用している（資料 006-004-047【ウェブ】）。

理学部では、独自の卒業時アンケート（資料 006-004-048）を全卒業生対象に実施しており、学科や教員との関係を含む学業全般に関する事項について調査を行い、結果に対する各学科での評価を FD 委員会において報告及び議論している。このアンケートでの「卒業研究・数学講究での教員の指導が十分だったか」という質問への回答も、各学科ともおおむね 4 点台（5 点満点）で推移している（資料 006-004-049）。人工知能科学研究科では、学生による授業評価アンケートを各学期末に実施している。アンケート方法は Google フォームを用いて実施しており、アンケートの結果は各教員と共有することで、次年度以降の授業改善のための検討材料としている（資料 006-004-050, 051）。全学共通カリキュラム運営センターでは、総合系科目担当者連絡会を開催し、授業評価アンケートにおいて学

生から評価の高かった教員の実践例の共有等を行った（資料 006-004-019）。

○指導補助者に対する研修の実施

点検・評価項目②で記載したとおり、2016 年度に TA 及び SA の制度を抜本的に改正したところである。TA 及び SA に関しては、ハンドブックの作成（資料 004-004-073, 006-004-052）、業務説明会の開催（資料 006-004-053）、社会的状況の変化に合わせた規程及び制度の改正（資料 006-002-030）等を行っているほか、業務説明会の動画配信（2020 年度）等のコロナ禍への対応（資料 006-004-054）、業務・役割の理解及び知識・スキルの獲得に資するウェブコンテンツの作成（2021 年度以降）（資料 006-004-055）等を行った。なお、経営学部（資料 006-004-056【ウェブ】）及び BBL（資料 006-004-057【ウェブ】）並びに全学共通科目の一つであり、グローバル教育センターが運営している立教 GLP（グローバル・リーダーシップ・プログラム）（資料 006-004-058【ウェブ】）では、SA 等を効果的に活用しており、SA 等に対する充実した研修を行っている（資料 006-004-059～061）。

○点検・評価項目④の適切性の評価

FD に係る規程を整備してその定義を明確化するとともに、教育改革推進会議において毎年度「FD 展開状況報告書」の作成及び提出を、各学部・研究科等に求めている。また、大学教育開発・支援センターが「学生による授業評価アンケート」をはじめとした各種調査を行い、その結果を学内に共有しているほか、一部の学部又は研究科では独自の学生アンケートを実施するなど、教員の教育活動の評価とその結果の活用を行っている。さらに、TA 等の指導補助者を対象としたハンドブックの作成、研修の実施等を行っている。加えて、点検・評価項目②で記載した、コミュニティ福祉学部及び異文化コミュニケーション学部における若手教員の積極的な採用、経営学部における教員の教育負担軽減に向けた検討の開始、点検・評価項目⑤で記載する、文学部における対面とオンラインの長所を取り合わせた授業展開、経済学部におけるオンライン授業科目の増加、観光学部における専門知識・能力を有する教員組織の充実化など、FD 活動を教員の各種活動の活性化や向上につなげることができている。

以上のことから、FD 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげることができているといえる。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1	○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点
評価の視点 2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点

「全学内部質保証推進組織」を構成する会議体を通じて行う、全学的な点検・評価における実施組織及び観点は次のとおりである。

部長会では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行に伴う対応など、後述する 2 つの会議体で取り扱うことが明確に定められているもの以外の事項について幅広く点検・評価及びその結果に基づく改善・向上を行っている。

教育改革推進会議では、「FD 規程」に基づき、毎年度、各学部・研究科等に FD 展開状

況報告書の作成・提出を求めている。この報告書は、記載項目、様式等は任意となっているため、その時々状況を踏まえて、各学部・研究科が自律的に点検・評価及びその結果に基づく改善・向上を行っている。なお、2022年度の報告書では、経済学部及び経済学研究科、経営学部及び経営学研究科が、教員組織に係る事項をFDの課題とした（資料 006-004-001～003）。また、既述したように、大学教育開発・支援センターが行う「学生による授業評価アンケート」等の調査結果を、同会議を通じて全学的に共有している。

自己点検・評価運営委員会では、大学基準協会が示す評価項目に基づいて、毎年度点検・評価を行っており、教員・教員組織（基準6）については、2019年度、2021年度及び2023年度に重点評価項目と設定し、学部・研究科等に自己点検・評価報告書の作成及び提出を求めた（資料 006-005-001）。この点検・評価については、大学基準協会が公表している大学評価ハンドブックの内容や公表されている他大学の大学評価結果の内容を分析しながら、本学の課題として認められる事項を同委員会において報告し、同委員会又は別の会議体で改善を図っている。

また、中期計画（資料 01-02-04【ウェブ】）の各事業には、それぞれ担当副総長と主管（事務）局を定めている。教員・教員組織（基準6）に関連する事業は、3. 新しい学士課程教育の展開である。中期計画の進捗状況については、担当副総長が主管（事務）部局とともに、年に2回（上期：10月及び下期：年度末）点検・評価を行い、大学中期計画・事業計画管理委員会で取りまとめを行っており、その結果を部長会及び自己点検・評価運営委員会で報告している（資料 01-03-01）。

各学部・研究科においては、全ての組織にFD委員会及び自己点検・評価委員会を置くこととなっており、それぞれの教授会又は研究科委員会と連携しながら、点検・評価を行っている。多くの学部で「学生による授業評価アンケート」の結果を活用している旨の自己点検・評価報告書における報告があるほか、理学部、GLAP、現代心理学研究科及びビジネスデザイン研究科では、独自のアンケートを実施して点検・評価を行っている（資料 006-005-001※P10, 11 参照）。法学部では、FD活動の一環として、オンライン授業支援ワーキンググループを設置し、実演講習会を開催し、実施における不具合やその対応、ベストプラクティスについてオンライン掲示板にて、情報共有を随時行った（資料 006-005-002）。コミュニティ福祉学部では、2018年度の学部FD研修会で学修状況調査を基に、学部／学科間比較やパネルデータ分析等、2次分析を所属教員が行い、その結果を共有化した（資料 006-005-003※「4.」参照）。経営学部では、AACSBの評価基準に基づき、経営学部のビジョンを実現するために必要と思われる教員の在り方を教授会として定め、それをAACSBの自己点検・評価報告書に記載している（資料 006-005-004※P4「7.3 Faculty Preparedness」等参照）。キリスト教学研究科では、文学部キリスト教学科と連携して全ての専任教員と研究科の学生を交えた「兼任講師懇談会」を開き、授業における課題などを確認し、対処に向けて情報を共有した（資料 006-005-005）。全学共通カリキュラム運営センターでは、言語系科目において、毎学期、クラスごとの履修者数、合格者数及び成績評価の概要等を各言語教育研究室（資料 002-001-008※第10条及び第11条参照）主任に配布しており、教員組織・教授法の適切さについて研究室ごとに検討を行っている（資料 006-005-006）。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」（大学版）については、2016 年度に改定して以来点検・評価を行っていなかったため、自己点検・評価運営委員会において「全学的に検討を要すべき課題」として位置付け、点検・評価を行った。点検・評価の結果、他大学の類似の方針を参照しつつ、総長が示す「大学運営の基本方針」、2022 年 10 月 1 日に施行された改正後の大学設置基準の内容等を踏まえることとし、改定案は策定時に審議を行った部長会で審議を行った。また、各学部・研究科における「求める教員像および教員組織の編成方針」については、改定した大学版に基づいて学部・研究科等が点検・評価を行い、その結果を部長会で審議した。改定後の同方針は、2024 年 4 月から大学ウェブサイト公表する予定である。

ポジティブアクションへの対応については、関連する法令の施行に伴い取組みを進めるとともに、本学が設定している目標を達成するため、学部・研究科又はセンター別、かつ採用を行う職種が属する雇用管理区分における女性比率が 4 割未満である場合のみに限定して、募集や採用時に女性のみを対象とすること又は女性を有利に取り扱うことを可能とした。また、当該公募時の必要記載事項例や人事枠発議書様式（ポジティブ・アクション用）を部長会を通じて全学に周知した。

本学の定年である 65 歳を超えて雇用を継続することを可能とする制度（特別専任教授制度）については、1 年以上をかけて部長会において議論し（資料 006-005-007）、関連規程（資料 006-003-006～008）を整備した。2023 年度には、制度運用後初となる 13 人を任用した。

文学部では、オンライン授業の導入に際して教授会等を通じて緊密に連携し、円滑な授業体制の構築を進めたほか、コロナ禍で得られたオンライン授業の特性を生かして、対面とオンラインの長所（全授業回のうち 5 回分をオンデマンドで実施）を取り合わせた「文学講義 343（書誌学 1）」等の授業展開も積極的に行っている（資料 006-005-008）。経済学部では、オンライン授業に関する情報共有を行った結果、オンライン講義実施に関する教員の不慣れや機材不足などによるトラブルについて意見が出された。そのため、各教員の持つ知識や技術を共有することで、課題を克服し、その後のオンライン対応を円滑に実施することができた（資料 006-005-009）。なお、FD 委員会でオンライン授業の教育効果の向上について検討を重ねた結果、2024 年度よりオンライン授業科目を増やすこととした（資料 006-005-010）。社会学部では学部共通の 3 科目を基幹科目とするとともに、各科目に WG を設置し、専任教員が責任をもって運営している（資料 006-005-011）。加えて、各種委員会や入試業務等の多忙化により、各種ルールが流動化してきた状態があったため、2020 年の教授会にて学科単位での責任分担ルールを明確化することで、教員の負担の平等化と運営の厳格化の両立を実現した（資料 006-005-012）。観光学部では、初年次教育や国際化に重点を置いた、2020 年度からの新カリキュラムに適した教員配置とするため、2020 年度から助教 1 名、2021 年度から専任教員 3 名、特任教員 1 名及び助教 1 名、2022 年度から専任教員 1 名、特任教員 2 名、2023 年度から助教 1 名をそれぞれ任用し、専門知識・能力を有する教員組織の充実化を図った（資料 006-005-013）。現代心理学部では、「オンライン実験・実習、実践の検証」については、オンライン形式による実験・実習系科目、実践系科目、WS 科目の実施状況を聴取することによって、オンライン形式の効果と問題点

を抽出し、今後の展開及び質の向上への示唆が得られた（資料 006-004-030, 006-005-014～016）。現代心理科学研究科では、課題である「学修成果の把握・評価」について、研究科独自の大学院授業評価アンケートを継続実施して結果を検討することにより、各専攻の状況、特色、問題点等を明瞭に把握、評価することができた（資料 006-004-031）。異文化コミュニケーション研究科では、2019 年度の検討に基づいて、予定どおり、2020 年度からのカリキュラム改編（資料 006-005-017）に伴い新たに教員を採用し、現在の教育研究を実施している（資料 006-005-018, 019）。GLAP では、全学の教育のグローバル化に資するという GLAP 設置の趣旨にそって、GLAP と専門科目の一部を相互に提供しあっている協力学部（文学部、社会学部、経営学部）の専門教育科目も、協力学部からの依頼により最大 4 コマまで担当することとなっているが、その授業負担が過大なものにならないよう委員会において確認している。2019 年度には、2020 年度に向けての協力学部からの依頼が、助教の授業担当の負担過重につながるおそれがあったため、依頼内容を変更して負担過重を防止した（資料 006-005-020）。

（２）長所・特色

全学部の学生が「全学共通科目」を受講できる仕組みを全学の協力に基づいて構築していること、TA 及び SA に対する充実した研修の実施等が、本学の長所・特色である。

本学の全学共通科目は、1997 年度から全面的に展開し、20 年以上の実績がある（資料 006-005-021【ウェブ】）。全学共通カリキュラム運営センターによる全学共通科目の編成と運営に加え、「全学共通科目専任担当ルール」に基づき、学部としての責任コマ数を専任教員が担当している。

TA 及び SA は、2016 年度に制度を抜本的に改正した後、TA 及び SA 対象のハンドブックの作成、業務説明会の実施（動画配信）、ウェブコンテンツの作成を行っているほか、一部の授業科目では、SA に対する研修を実施している。

（３）問題点

2026 年度に新学部を開設する予定であるため、大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年文部科学省令第 34 号）を踏まえ、現行の専任教員を基幹教員へ移行させる必要がある。今後は、「主要授業科目」の定義、複数学部等での基幹教員への参入の可否など、大学としての基幹教員制度に係る仕組みを整える必要がある。

（４）全体のまとめ

大学及び各学部・研究科等において「求める教員像」等を定め、大学ウェブサイトで公表しているとともに、学部及び研究科の裁量で使用する予算制度、全学共通科目の担当に係るルール等を設け、適切な教員組織の編成を行っている。また、大学としての教員の任用等に係る規程を整備しているほか、各学部・研究科等において内規を設け、これらに基づいて教員の任用等を行っている。さらに、FD に係る規程の整備とそれに基づく実施、

授業評価アンケートの実施とその結果の共有等を通じて、教員、指導補助者等の資質向上を図っている。加えて、教員の多様性の現状の確認、方針の改定など、「全学内部質保証推進組織」において点検・評価を行い、改善・向上に結び付けている。

以上のことから、本学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組んでいるといえる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1	○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示
--------	--

○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、(1) 学生支援の方針（資料 002-001-001【ウェブ】）、(2) しょうがい学生支援方針（資料 007-001-001【ウェブ】）及び(3) キャンパス・ハラスメント防止宣言（資料 007-001-002【ウェブ】）の3つの方針等を策定・公表している。

(1) については、大学としての学位授与の方針において本学の使命としている「キリスト教に基づいて人格を陶冶し、文化の進展に寄与する」こと及び同じく教育理念としている「専門性に立つ教養人を育成する」ことを実現するため、全ての学生が、学士課程教育の「導入期」「形成期」「完成期」の学修期に応じて、自ら成長できるよう支援することが基本の考えとなっている。この考えに基づき、生活支援、修学支援及びキャリア支援の3つに区分している。(2) については、冒頭で「すべての学生がかけがえのない個人として尊重され、しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重する、開かれた大学を目指します。」としている。しょうがい学生に対する支援については、この方針ほか、「しょうがい学生支援基本規程」を整備している。(3) については、「立教大学は、個々人の人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮されるような、自由な学問と教育の場であることをめざしています。」とし、趣旨を明確にするとともに、英語、中国語及び朝鮮語を加えた4か国語で公表している。そのほか、「大学内・外において構成員に起こりうるあらゆるタイプのハラスメント問題をキャンパス・ハラスメント」と定義し、パワー、アカデミック、アルコール等の各種ハラスメントについて、大学ウェブサイト上に事例を挙げて、これらの発生の防止に努めている。

また、2021年度に就任した総長が「立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言」を公表し、「人間の尊厳を自覚する教育」をすること、「他者と共有できる感性と知性をもった人間」を育てること及び「あらゆるキャンパス・ハラスメントに対し、断固たる態度でこれを排除し、防止」することを宣言した（資料 006-001-004【ウェブ】）。

○点検・評価項目①の適切性の評価

(1)～(3)のいずれについても、本学の使命や教育理念に基づくものである。また、しょうがい学生に対する支援のほか、留学生に対する支援についても大学ウェブサイト（資料 007-001-003【ウェブ】）で広く公表しており、多様性に配慮したものとなっている。以上のことから、学生の生活、修学及びキャリアに係る内容を網羅しているため、安定した学生生活を実現する観点から、必要となる取り組みの種類や内容等を明確にしたものとなっているといえる。さらに、(1)～(3)はいずれも大学ウェブサイトで公表しているほか、在学生向けポータルサイト「RIKKYO SPIRIT」では、学生支援に関する情報をわかりやすく示しており、教職員、学生等に共有されているといえる（資料 007-001-004【ウェブ】）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1	○学生支援体制の適切な整備
評価の視点 2	○学生の修学に関する適切な支援の実施 ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援 ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など） ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・しょうがいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生、留年者、休学者等の状況把握等 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3	○学生の生活に関する適切な支援の実施 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）
評価の視点 4	○学生の進路に関する適切な支援の実施 ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点 5	○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点 6	○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

○学生支援体制の適切な整備

サービ斯拉ーニング及びボランティアに係る支援（社会連携教育課）、教育支援（教務部）、学修支援（図書館）、生活支援及び課外活動支援（学生部）、キャリア・就職支援（キャリアセンター）、健康管理（保健室）、留学生支援（国際化推進機構）、人権・ハラスメント対策（人権・ハラスメント対策センター）並びにしょうがい学生支援（しょうがい学生支援室）を担当する部署を設置するとともに、「職位職制規程」別表第2においてこれらの業務分掌を適切に規定している（資料 03-01-01）。しょうがい学生に対する支援については、「しょうがい学生支援方針」に基づき、事務部局及び学部・研究科等で構成するしょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク（ネットワーク）を組織し、全学でしょうがい学生・教職員を支援している（支援に関わる課題や取組みについて年3回開催するネットワーク会議で、検討、共有している（資料 007-002-001【ウェブ】））。しょうがい学生支援室は、ネットワークの事務局を担い、支援に関わる調整や助言、理解促進に関わる業務等を行っているとともに、専門のコーディネーターが常駐している。

また、全ての学生が留学の機会を得られるよう、国際化推進機構傘下の国際センター及びグローバル教育センターだけではなく、各学部、全学共通科目、サービ斯拉ーニングセンター等において、様々なタイプの留学・海外研修制度や国際交流プログラムを展開しており、学生向けポータルサイト（RIKKYO SPIRIT）の「国際交流」のページにおいて、「海外への留学」、「留学関連情報」、「キャンパスでできる国際交流」及び「関連リンク」という項目を設け、支援内容を公表している（資料 007-002-002【ウェブ】）。

○学生の修学に関する適切な支援の実施

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

学生向けポータルサイト（RIKKYO SPIRIT）において、「学習のサポート」と題したページを設け、Canvas LMS、図書館による支援、ラーニングアドバイザーなど、19項目について支援内容を公表している（資料 007-002-003【ウェブ】）。特に、「アカデミックアドバイザー」は全ての学部で、「オフィスアワー」は全ての学部及び研究科で制度化しており、履修要項に詳細を記載しているとともに、教務部、学生部及び学生相談所等に寄せられた相談事例を基に作成した「アカデミックアドバイザーの手引」を作成し、大学ウェブサイト（教員限定）で公開している（資料 007-002-004, 005）。また、博士課程後期課程の学生が、図書館の利用方法やレポート・論文作成について助言を行う「ラーニングアドバイザー」では、図書館が専用のウェブサイト（資料 004-004-072【ウェブ】）を構築し、サポート内容、サポート方法を明記しているほか、「レポート・論文 FAQ」をとりまとめている。2022年度は、281（うち学部生 251）人の学部学生が同制度を利用した。さらに、大学教育開発・支援センターが、全学部に共通する基本的なレポートの書き方を中心としたライティングのポイントについてまとめた「Master of Writing」及び授業で行うプレゼンテーションの準備の手順とポイントについてまとめた「Master of Presentation」を作成・公表している（資料 002-003-015【ウェブ】）。加えて、外国人留学生チューター制度（資料 007-002-006）や2022年度に開始したNEXUSプログラムにおける、同プログラムの外国人留学生に向けた日本語の授業外サポートを行う仕組みを整えている（資料 007-002-007）。

理学部では、各学科に「学習支援室」を設置し、学部3、4年次生や大学院学生が、学部1、2年次生の質問を受け付けているほか、生活全般に関する相談も受け付けている（資

料 007-002-008, 009【ウェブ】）。社会学研究科では、2018 年度のカリキュラム改訂において、従来型の科目に加えて、学生の研究成果発表のスキルを向上させるための「アカデミック・ライティング科目」（学術論文の技法）を設置した（資料 007-002-010）。法学部では、学生の能力に応じた補充教育として、各教員の工夫により、講義や演習の英語での実施（資料 007-002-011）、他大学との合同ゼミの実施（資料 007-002-012）、学外の大会（国際法模擬裁判等）への参加（資料 007-002-013【ウェブ】）等を行っている。現代心理学部では、卒業論文を控えた 3 年次生を主な対象として 2019 年度に心理学科学生を対象とした統計に関する補習教育を実施した（資料 007-002-014）。人工知能科学研究科では、全学生及び全教員が Slack（ビジネスチャットツール）を使用している。学生同士や学生と教員とのコミュニケーションが盛んに行われているため、学生から教員への相談のハードルも低く、学生の大学院生活をサポートしやすい体制となっている。また、Slack には、研究科の合格者を入学前の時点で招待している。このことにより、入学前の合格者が、入学前の学習についての質問等、研究科教員や先輩学生に気軽に尋ねることができる体制となっている。さらに、独立研究科の他研究科のうち希望する学生にも参加を許可しており、異なる研究科の学生同士で勉強会を開くなど、新たな交流を作るきっかけともなっている（資料 007-002-015）。加えて、文系学部出身の学生へのサポートとして、2022 年度に数理・プログラミング支援室を開設している（資料 007-002-016）。

・正課外教育

本学はキリスト教に基づく建学の精神を具体化したものの一つとして「共に生きる」ことを正課、正課外の理念としている。また、学生向けポータルサイト（RIKKYO SPIRIT）において、「学生生活」と題したページ内の「課外活動」で、「RIKKYO CHALLENGE」、「キャンプ」等のクラブ・サークル、ボランティア活動等の支援内容を公表している（資料 007-002-017【ウェブ】）。「RIKKYO CHALLENGE」では、自分を知りたい、磨きたい、視野を広げたいといった多様なニーズに応えるべく、学生を成長させるための多彩な正課外教育プログラムを用意している。本学では、学部学生の 4 年間を、「導入期」（1 年次春学期）、「形成期」（1 年次秋学期から 2 年次秋学期）及び「完成期」（3 年次春学期から 4 年次）に区分しており（資料 004-002-001【ウェブ】）、参加を推奨する期間を示しているほか、学生が参加しやすくするため、各種プログラムを「A:立教生になる」、「B:まなぶ」、「C:学生同士で支え合う」及び「D:さまざまな世界を体験する」の 4 つに区分している。なお、「RIKKYO SPIRIT」に加え、大学ウェブサイトでも広く正課外活動について公表している（資料 007-002-018【ウェブ】）。「キャンプ」は、本学が伝統的に展開している課外教育プログラムである。教室から外へ出て、さまざまな現実と直接触れることを通して既存の価値観を見直し、学びを深めるプログラムを「キャンプ」と称している。キャンプ参加者との関わりやそこに生きている人々との共同生活を通して、自己発見・他者理解を深め、聖書のメッセージを体験的に学ぶことができる（資料 007-002-019【ウェブ】）。「学生キリスト教団体」では、本学に所属する 9 つの学生キリスト教団体と 4 つの実行委員会等を紹介している。聖歌隊、オーガニスト・ギルド、ハンドベルクワイア、アコライトギルドなど、本学の使命である「キリスト教に基づいて人格を陶冶し、文化の進展に寄与する」に密接に関連する団体を大学として公認している（資料 007-002-020【ウェブ】）。「ボランティア活動」は、「大学で学んだことを試す・活かす機会がほしい」、「学生時代か

ら社会経験を積んでゆきたい」、「助けを必要としているひとの役に立ちたい」及び「学生生活にとどまらず、自分の世界をもっと広げたい」と感じた時の一つのきっかけになる。ボランティアセンターは、「共に生きる」を礎に、学生が他者との関わりや社会的な課題に取り組むことを通して、人間としての成長とよりよき社会の実現を目指す意志の育成を図ることをミッションとし、学生がボランティア活動に積極的に参加できるよう、ボランティア情報と機会の提供、ボランティアに関する相談のほか、「知る」、「学ぶ」及び「動く」の3つのテーマで、学生のボランティア活動に役立つ講演会、セミナー、キャンプ、1 day プログラム等を開催している。また、ボランティアの特性を「自発性」、「社会性」、「無償性」及び「互惠性」と位置付けるとともに、各種プログラムを「Volunteer Guide」(資料 007-002-021)として取りまとめている。2022年度はコロナ禍以降、徐々に活動を取り戻している状況のなか、ボランティアセンター主催のプログラムに537人の学生が参加した。新たにnoteやYouTubeなどSNSでの発信にも注力したことでボランティア相談者、登録ボランティア団体及びボランティア募集情報数も戻りつつ(2021年度:38件⇒2022年度:90件)あり、本学学生を受け入れた団体によると124人の学生が活動を行った。活動状況は「立教大学ボランティアセンター2022年度活動報告書」(資料 007-002-022)に記載している。「陸前高田サテライト(グローバルキャンパス)」(資料 007-002-023【ウェブ】)は、2017年4月、岩手県陸前高田市協力のもと国立大学法人岩手大学と協働で開設した交流活動拠点である。本学と陸前高田市は、2003年9月から正課外教育プログラム・林業体験を通して友好関係を深めており、2011年6月に同市を東日本大震災及び災害対策・支援の「重点支援地域」に指定した。2012年5月には同市と多様な分野で包括的に連携・協力する協定を締結し、「陸前高田サテライト(グローバルキャンパス)」の開設に至ったところである。ここでは、陸前高田市民と、本学の学生・教職員が、共に考え、学ぶことを通じて、復興の道を歩む希望を一緒に見出しつつ、育っていくための場と位置づけ、様々な活動を展開しており、その内容は「陸前高田プログラムガイド」として公表している(資料 007-002-024)。なお、正課外活動のための各種援助金制度及び表彰制度を設け、学生の正課外活動の支援を行っている(資料 007-002-025【ウェブ】)。

コミュニティ福祉学部では、学内学会「まなびあい」(資料 007-002-026【ウェブ】)や東日本大震災復興支援プロジェクト(プロジェクトは2019年度に終了。基準9点検・評価項目②参照。)など、学生が自主性・主体性を発揮し、自らコミュニティ形成に関わる多彩なプログラムを用意している。

・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

教務事務センター(池袋・新座)では、対面での窓口相談以外に2020年よりWebでの履修相談フォームを設けた。これにより学生は窓口まで足を運ぶことなく履修等の相談が可能となった。1日平均5~10件弱、履修登録期間時は1日平均数十件、相談が寄せられ、対面の窓口対応に加えて職員が相談対応を行っている(資料 007-002-027)。メディアセンターでは、「ヘルプデスク」において、LMSの操作をはじめとする問い合わせの学生サポートを行っている(資料 007-002-028~030【ウェブ】)。また、LMSなどを通じて、科目担当教員への連絡を可能として、オンラインによる学生の相談対応を可能としている(資料 007-002-031~032【ウェブ】)。人権・ハラスメント対策センターでは、オンラインによる相談対応を行っている。相談者の利便性を考慮し、また、オンラインでも相談者

と専門相談員のコミュニケーションが取れると確認できたことから、コロナ禍の収束後もオンラインによる相談対応を行った。しょうがい学生支援室では、履修・成績等に関する問合せ・相談は、2020年4月より対面窓口のみならずWebでも24時間受付を行っており、メール回答のほか、希望によりオンライン面談、電話、対面面談での回答にも対応している（資料 007-001-001【ウェブ】※「支援内容」「1 相談」参照）。2022年度は年間2,000件以上のWeb相談に対応した。さらに、留学中の学生に対する支援として、「ACEプログラム」（資料 007-002-033~034【ウェブ】）におけるZoomによる中間報告会（1学期に1度の修学状況の確認）（資料 007-002-035※P30参照）、「国連ユースボランティア」（資料 007-002-036【ウェブ】、037）におけるウィークリーレポートやマンスリーレポートの提出（資料 007-002-035※P30参照）とそれに基づく担当教員の面談など、海外で学修を行う学生に向けた相談対応等を行っている。

理学部では、2020年度に、理学部学生向けにインターネット通信環境や学習状況に関するアンケート調査を実施し、必要に応じて電子メール連絡やオンライン面談により個別に相談対応・学習支援を行った（資料 007-002-038）。コミュニティ福祉学部福祉学科では、2020年度から2021年度の緊急事態宣言期間とまん延防止等重点措置期間においては演習・実習についても原則オンライン授業となったため、自宅等で学習する場合に対し、主として演習（ゼミ）において個別に課題を出させ、それに対する応答をきめ細かく行うことで学習環境を維持させた（資料 007-002-039）。

- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

2020年度より、Zoomのライセンスを全ての教職員と学生に付与し、オンライン授業時の受講環境として整備を行ったところである（資料 007-002-040）。これに加え、2020年に、パソコン長期学外貸出（有償、校友会・大学補助付き）及びモバイルWi-Fi貸出（有償、大学補助付き）を行い、275名の学生にノートパソコン一式を、84名の学生にモバイルWi-Fiを貸し出した（資料 007-002-041, 042）。また、全ての学生に「学修環境整備奨学金」の給付を行った（資料 007-002-043【ウェブ】）。さらに、コンビニプリントサービス（オンライン授業で利用する教材を印刷する場合など、自宅最寄りのコンビニの複合機を利用してプリントアウトできるサービス）を行うとともに（資料 7-007-002-044, 045）、TA及びSA等を対象とする通信環境支援として、パソコンの貸出し等を行った（資料 007-002-046）。なお、オンライン授業については、教員は基本的に自宅から授業を実施することとしたが、自宅での授業の質が確保できない場合に限り、一部の教室等の利用を認めることとした（資料 007-002-047）。そのほか、国際センターに防音性の個室ブースを設置し、海外の大学のオンライン授業の受講、現地大学の学生との打ち合わせ等を可能にしている（資料 007-002-048【ウェブ】※P15参照）。

理学部では、必要に応じて、オンライン授業を録画し、授業動画の再視聴機会を設けた（資料 007-002-038）。21世紀社会デザイン研究科では、学内の無線LANを利用し、オンライン授業を受講したいという学生の要望に応えるために、院生室に個別ブースを設けて、オンライン受講環境を整えた（資料 007-002-049※フォーカスブース参照）。

- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援

「チューター制度」と「日本語相談室」を設けている（資料 007-001-003【ウェブ】）。

「チューター制度」では、指導教員が必要と認めた場合、卒業論文、修士論文及び博士論文を提出する年度において、所定の期間、チューターによる論文文章指導を受けることができる外国語論文文章指導と、アドバイザー又は指導教員が必要と認めた場合、週2時間、学部学生又は大学院学生によるチューター指導を受けることができる一般指導を行っている。「日本語相談室」では、本学の日本語教育センターが、日本語を母語としない学生をサポートするために、日本語教育を専門とする講師及び学生アドバイザーが日本語についての相談を受け付けている（資料 007-002-050【ウェブ】）。2022年度は、50人が「チューター制度」を、392人が「日本語相談室」利用した。なお、学生向けポータルサイト（RIKKYO SPIRIT）の「国際交流」（資料 007-002-002【ウェブ】）のページにおいて、「在学中の外国人留学生の方へ」という項目を設け、日本語（資料 007-002-051【ウェブ】）及び英語（資料 007-002-052【ウェブ】）で「正規留学生向けお知らせサイト」（注：本学での学位取得を目的とした留学生を「正規留学生」と称している。以下同じ。）、「外国人留学生ハンドブック」（学習支援、学生生活・日常生活等の情報を含む。）、「奨学金情報」、「留学生向けクラブ・サークル一覧」等の情報をまとめて公表している。加えて、外国人留学生に対する支援については、英語で大学ウェブサイトにも掲載しているほか（資料 007-002-053【ウェブ】）、「留学生のためのガイドブック」を英語、中国語及び朝鮮語で作成し、大学ウェブサイトに掲載している（資料 01-02-14【ウェブ】）。

経済学部及び経済学研究科では、2018年に「留学生サポーター制度」を新設し、留学生と定期的に交流しながら、日常的な相談にのっている。また、留学生と教員及び在学生との関係を身近にし、留学生の修学を支援するため「留学生懇親会」を開催し、参加した「留学生サポーターグループ」のメンバーからグループの活動について紹介を行った（資料 007-002-054【ウェブ】）。さらに、学部公認の留学生交流団体（solidarity）を立ち上げ、日常的な交流機会を設けている（資料 007-002-055【ウェブ】）。法学部では、留学生と教員との関係を身近にし、留学生の修学を支援するため、留学生歓迎会を開催している（資料 007-002-056【ウェブ】）。異文化コミュニケーション学部では、学生によるサポート活動「基礎演習サポート活動」、「Study Abroad Ambassador」等を行っている（資料 007-002-057【ウェブ】）。ビジネスデザイン研究科では、外国人留学生の増加に伴い、2017年度より外国人入試区分による入学者には入学前にプレイスメントテストの受験を課し、自身の日本語能力にあった日本語科目を履修するように指導している。また、日本語教育センターより履修者の出席状況を取得し、欠席が目立つ学生に連絡して出席を促している（資料 007-002-058）。

・しょうがいのある学生に対する修学支援

「しょうがい学生支援方針」及び「立教大学しょうがい学生支援基本規程」に基づき、しょうがい学生支援室を中心に支援を行っている（資料 007-001-001【ウェブ】）。しょうがいのある学生からの申し出を受け、しょうがいの特性や困難の状況を踏まえ、支援内容を決定しており、科目担当者には学期毎に文書を送付し、授業に係る具体的な配慮を依頼している。学期中は、コーディネーターが学生との定期面談を通じて修学の状況を確認し、科目担当者と共有しているほか、身体しょうがい学生の情報保障や教室移動等の支援は、主に学生サポートスタッフが行っている。また、教材の点訳や手話通訳者の派遣については外部組織の協力を得ている。さらに、しょうがい学生支援室では、しょうがい学生

の履修支援やスケジュール管理支援、学修状況の聞き取り等を行う面談を実施している。2020 年度以降は特に新型コロナウイルス感染症予防対策として遠隔による修学支援を実施した（資料 007-002-059）。その他の学内各部署の支援内容は資料 007-002-060 のとおりである。2022 年度は、107 人がしょうがい学生支援室の支援（修学支援以外の支援を含む。）を受けた。

しょうがいのある学生の留学相談に関しては、国際化推進機構が窓口となり、該当学生のしょうがいの内容や受け入れに際して派遣先大学が配慮すべき事項などを伝えるなど、派遣先大学との調整や情報提供等の支援を行っている。さらに、しょうがいのある留学生の受入れに際しては、国際化推進機構が窓口となり、「しょうがい学生支援方針」及び「立教大学しょうがい学生支援基本規程」に基づき、事前に派遣元の大学との情報の共有と調整を行っている。大学ウェブサイト（英語）に掲載している「Support for Students with Disabilities GUIDE BOOK Faculty and Staff Edition (* for Faculty and Staff)」（資料 007-002-061【ウェブ】）には、大学の方針、体制、支援内容等を掲載しており、この内容に基づいて派遣元大学に必要な説明を行い、しょうがいの特性に応じた定期試験の配慮事例、寮の環境や生活サポートの様子など、個別の質問に対応している。また、本学の国際化推進機構担当者は、派遣元大学で行っている配慮に関わる文書等を予め入手し、本学において同様の配慮を実現することが可能かどうかなど必要な確認を行い、渡航前に調整を行っている。例えば、米国の協定校より国際センターを通じて、2022 年度に日本への長期留学を希望する弱視の交換留学生の授業履修支援体制について照会があり、しょうがい学生支援室と国際センターが連携し、検討の結果、支援可能である旨、同センターを通じて協定校に回答した。なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号）の施行（2024 年 4 月 1 日）に向けて、「立教大学しょうがい学生支援基本規程」における合理的配慮の提供に関する条文を努力義務から義務へと改正した（資料 007-002-062）。

理学部数学科では、2021 年度より課題となっていた視覚しょうがい学生に対する理数系科目の学習資料対応について、時間やコストのかかる専門点訳者に頼ることなく、各教員が対応できるようなシステム（点字 TeX：数式等を点字で表記するためのプログラム）を独自に構築した。学科 FD の講習会で教員がシステムの使用方法を習得し、学習資料作成に活用することでスムーズな学習環境を整えた（資料 007-002-063）。なお、2017 年度から 2022 年度までの間、文学部、コミュニティ福祉学部、現代心理学部、異文化コミュニケーション学部及び全学共通カリキュラム運営センターが、「学部管轄予算」（基準 2 点検評価項目③参照）を活用して独自に予算化又は執行を行った（資料 007-002-064）。

・成績不振の学生、留年者、休学者等の状況把握等

全ての学部で低単位取得者への面談を実施しており、全学教務委員会（資料 007-002-065）において、毎年度、学部ごとに、面談者、対象学生、（通知）発送数及び面談数、実施した改善点や工夫点とその効果、（翌年度）実施に向けての改善点や工夫点等に係る報告を行っている（資料 004-004-071）。面談対象者には、休学中の者、留年をしている者等が含まれており退学の予防に寄与している。なお、2022 年度は 106 人に対して面談を行った。

理学研究科化学専攻では、2021 年度より、大学院生が面談する教員を選ぶシステムを採用している（資料 007-002-066）。現代心理学部では、低単位取得者面談の案内を行う場

合、2018年度からは相談がない場合も担当教員にメールにて連絡するよう促すことで、面談実施件数の増加とそれに伴う状況把握の改善につながった（資料 007-002-067）。

・奨学金その他の経済的支援の整備

奨学金については、学生向けポータルサイト（RIKKYO SPIRIT）において、「学費・奨学金」と題したページ内の「奨学金」で、対象別（受験生、学部学生及び大学院学生）奨学金など、6項目について支援内容を公表しており、「奨学金一覧」から詳細を確認することができる（資料 007-002-068【ウェブ】）。また、大学ウェブサイトにおいても、学費・納入金（資料 002-004-007【ウェブ】）並びに奨学金及び経済支援制度（資料 007-002-069【ウェブ】）に係るページを設け、広く社会に公表している。本学で取り扱う奨学金は、本学独自の奨学金、国の奨学金（独立行政法人日本学生支援機構奨学金）並びに民間育英団体及び地方公共団体等の奨学金の3種類である。本学独自の奨学金については、全て給与型の奨学金であり返済義務はない。なお、「しょうがい学生支援方針」に基づき、全学生を対象とした経済支援型の奨学金のほか、「しょうがいしゃ学業奨励奨学金制度」を設けている。そのほか、学校法人としてしょうがいのある学生、生徒及び児童を対象とする「竹田鉄三神父奨励基金」を設けている。大学基礎データ表7のとおり、2022年度は、4人の学部学生が奨学金の給付を受けた。奨学金以外の経済的支援として、短期貸付金及び教育ローンを整備しているほか、本学は「国による高等教育の修学支援新制度」（授業料減免）の対象となる確認大学に認定されている（資料 007-002-070【ウェブ】）。

学部独自の奨学金（資料 007-002-071）の具体例は次のとおりである。理学部の「創立30周年記念奨学金」（資料 007-002-072【ウェブ】）は、本学理学部、理学研究科の卒業生、在籍者及び父兄、立教学院教職員その他の有志によって寄贈された「理学部創立30周年記念奨学基金」を原資としている。コミュニティ福祉学部では、学部附置のコミュニティ福祉研究所において、学部生（教員と共同）及び大学院生に研究費の助成制度（コミュニティ福祉研究所学術研究推進資金）を設け（資料 007-002-073【ウェブ】※「大学院生の研究支援が充実」参照）、その成果を広く社会に公表している（資料 007-002-074【ウェブ】）。現代心理学部及び現代心理学研究科では、映像身体学科・映像身体学専攻にて「スカラシップ制度」（資料 007-002-075, 076【ウェブ】）を設けているとともに、本学の校友である故河野真理江氏の御遺族から寄付された御厚志をもとに「河野真理江奨励賞」を創設し、映像身体学に関する優れた研究を行った者に対して授与している（資料 007-002-077【ウェブ】）。また、同研究科心理学専攻・臨床心理学専攻においても大学院生の国際学会及び講習会への参加等に関わる経費の支援制度を設けることで、学生の研究活動に対する経済的支援の役割を果たしている（資料 007-002-078）。

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学費・納入金については、学生向けポータルサイト（RIKKYO SPIRIT）において、「学費・奨学金」と題したページ内の「学費・納入金」で、「学費・納入金」、「学費その他納入金一覧表」及び「よくある質問」について、情報を提供している。さらに、奨学金案内（学部学生用）及び奨学金案内（大学院学生用）の2種類を作成し、同サイトで公表している。

○学生の生活に関する適切な支援の実施

・学生の相談に応じる体制の整備

学生相談、カウンセリングに関する業務等（学生部（学生相談所を含む。））、しょう

がい学生支援及びしょうがい教職員支援に関する業務（しょうがい学生支援室）、外国人留学生に対する支援に関する業務（国際センター）を担当する部署を設置するとともに、「職位職制規程」別表第2においてこれらの業務分掌を適切に規定している（資料 03-01-01）。学生部では、建学の精神に基づき、学生相談の役割を「学生相談の視点から本学の学生支援を支える」大学教育の一端を担う機能として位置づけており、学生の自発性、独自性を尊重しながら、自立した個人の育成を指針としている。また、毎年、年2回開催する学生相談所所員会議（資料 007-002-079）で、学生相談所の役割、指針、活動内容、来談状況を報告している。学生相談所の職員（非常勤を含む。）は、職員2人、医師4人、カウンセラー14人の計20人である。なお、2022年度は非常勤カウンセラーを3名増員した（池袋2名及び新座1名）。2022年度の相談件数は817件であった。しょうがい学生支援室では、しょうがいのある学生に関する修学・学生生活支援に関するコーディネート業務、しょうがい学生支援への理解促進に関する業務、その他しょうがい学生支援及びしょうがい教職員支援に関する業務を担当している。国際センターでは、外国人留学生に関する、学業、生活等に係る支援、奨学金に係る支援及び住宅に係る支援を担当し、支援内容は大学ウェブサイトで公表している（資料 007-001-003【ウェブ】）。また、本学校友組織が留学生の支援を行っており、それぞれの団体では、国際親善の寄与及び学業奨励を目的とする奨学金の支給、日本語のボランティアレッスンや日本での生活相談、各種行事の企画、招待など、幅広く支援を行っている（資料 007-002-080, 081）。さらに、コロナ禍対策の一環として、留学を検討している学生及び目下渡航中の学生に対して、Zoom等を駆使したオンライン留学相談を行った（資料 007-002-082【ウェブ】）。

なお、各学部・研究科では、（1）学習上の指導・助言・情報提供、（2）適切な部局との連携及び（3）改善のための情報の提供の3つの役割を担うアカデミックアドバイザーが、学生からの相談を受け付けている（資料 007-002-005）。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

人権・ハラスメントに関する相談を担当する部署（人権・ハラスメント対策センター）を設置するとともに、「職位職制規程」別表第2においてこれらの業務分掌を適切に規定している。人権・ハラスメント対策センターでは、人権・ハラスメントに関する相談への対応のため、2006年度から学生の相談に応じる相談窓口を設置している。2022年度の相談件数は103件であった。

理学部化学科及び理学研究科化学専攻では、学生相談所や人権・ハラスメント対策センターの協力のもと、アカデミックハラスメント防止講習会を行い、研究室に所属している全員（教職員、「研究実験1・2」履修中の3年生、卒業研究履修中の4年生、大学院生、PD、アルバイト、派遣職員等）が出席している（資料 007-002-038※各年度の化学科及び化学専攻の項参照, 083）。また、教職員を対象として、アカデミックハラスメント防止に関する勉強会を行うとともに、教員が「学生相談係」となって、学生からの相談を受け付けている（資料 007-002-038※2021年度の化学科の項参照）。このような取り組みにより、アカデミックハラスメントの未然防止及び早期解決に努めている。現代心理学部では、2021年1月に、「現代心理学部におけるコンプライアンスの基本方針」を策定して、学生の人権、人格の尊重、差別やハラスメントの防止に関する行動規範を明示し、学部教職員への周知を図った（資料 007-002-084）。スポーツウエルネス学部では、初年次教育で1年生

全員が人権・ハラスメント対策センターの相談員からハラスメントについての講習を受けるようにしている（資料 007-002-085）。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の健康管理（健康診断補助、実態調査等）に関する業務及び保健委員会の運営に関する業務等を担当する部署（学生部）並びに健康管理に関する業務、救護に関する業務、衛生委員会、保健委員会等関連各種委員会に関する業務及び健康相談を担当する部署（保健室）を設置するとともに、「職位職制規程」別表第2においてこれらの業務分掌を適切に規定している。保健委員会（毎年2回開催）（資料 007-002-086）では、本学学生の健康管理に関する事項（健康診断、疾病予防・健康の保持増進及び健康教育、環境安全衛生等）について審議し、その内容を部長会に報告している（資料 007-002-087）。また、学生向け健康教育啓発資料を選定し、心の健康や睡眠、食生活に関するデジタルブックを大学ウェブサイトで提供している（資料 007-002-088【ウェブ】）。2021年度には、全学生のうち希望者を対象にPCRモニタリング検査とワクチン接種を実施した。2022年5月31日までに、PCRモニタリング検査は768件、ワクチン接種は3,064件を実施した（教職員及び学外者を含む）。さらに、外国人留学生の受入体制強化及び教職員の負担軽減を目的とし、外国語による医療支援サービス（資料 007-002-089）を導入している。

・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

学部学生については、全ての学部が入学時のオリエンテーション期間にウェルカムアワー又はウェルカムキャンプを実施している（資料 007-002-090【ウェブ】、091）ほか、全ての学部及び研究科が新入生対象の歓迎プログラムを計画し、これらに対し予算措置を行っている（資料 007-002-092）。また、2020年度の秋学期については、一部を除きオンラインでの授業が継続することになったため（資料 007-002-093）、新入生からは「交流の場がない」「入学してからほとんど立教生と話していない」などの声が引き続き多くあがっていたことから、学生同士が交流する場を設けることが必要と判断し、学生部とキャリアセンター、グローバル教育センターが連携し「1年生交流プログラム」を開催した（資料 007-002-094、095【ウェブ】）。さらに、グローバルラウンジ（資料 007-002-096【ウェブ】）において留学生と日本人学生の交流促進や多文化理解を目的とした交流イベントを多数実施している。

経営学部では、コアカリキュラムである「ビジネス・リーダーシップ・プログラム」(BLP)及び「バイリンガル・ビジネスリーダー・プログラム」(BBL)に加え、ウェルカムキャンプで教員と学生スタッフが連携をとりながら運営している（資料 007-002-097【ウェブ】）。コロナ禍であった2020年度は、オンラインで実施（新入生、在学生を含む約500名が参加）し、報道でも取り上げられた（資料 007-002-098【ウェブ】）。スポーツウエルネス学部（2023年度開設）では、寝食を共にしながら、アクティビティやグループワークを通して今後同じ学部で学ぶことになる友人同士や教員との相互理解を深めるため、新入生キャンプを実施した（資料 004-004-055【ウェブ】）。

○学生の進路に関する適切な支援の実施

・キャリア教育の実施

本学では、学生支援の方針でも掲げているとおり、キャリアを「仕事・職業を含めた、自立した個人としての自分らしい人生のあり方」と捉え、大学1年次から参加できる多彩

なプログラムを展開し、「自分を知る」「社会を知る」ことをとおして、自立した1人の人間として自分らしい人生のあり方を追求できるよう、就職という「点」だけでなくその後のキャリアまで見通した「線」で支援している。キャリアセンターでは、学年を問わずキャリア・就職に関する相談を受け付けており、学生生活の過ごし方や就職活動など、不安や質問がある時は気軽に利用することを促しており、2022年度の相談件数は8,374件であった。本学の支援の柱は、段階的な支援、正課及び正課外の取組み及び1・2年次から参加可能なプログラムの3点である。これらに加え、各学部の支援内容について大学ウェブサイトで公表している（資料 004-003-035）ほか、就職支援に係る各種データ（就職率、キャリアカウンセラーの人数、就職プログラムの回数等）についても、同様に公表している（資料 002-004-003【ウェブ】）。また、学生向けポータルサイト（RIKKYO SPIRIT）において、「キャリア・就職支援」と題したページを設け、支援内容を公表している（資料 007-002-099【ウェブ】）。さらに、「インターンシップガイド」及び「立教就職ガイド」とともに、「立教大学生のための就職活動情報誌」を作成し、同ページで公表している。なお、各学部で2022年度に開講された正課関連科目と正課外プログラムは資料 004-003-035（※P6以降参照）のとおりである。

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学生の進路・就職相談に関する業務、キャリア・就職支援プログラムの企画、開発、実施に関する業務、各学部・研究科等におけるキャリア教育のプログラム開発と実施の支援に関する業務を担当する部署（キャリアセンター）を設置するとともに、「職位職制規程」別表第2においてこれらの業務分掌を適切に規定している。また、2012年度から（1）学部主催のキャリア支援・就職支援に関わる企画やプログラムの支援及び（2）キャリアセンターが取りまとめる就職状況情報のフィードバック、各種企画の広報、進路決定状況把握のための働きかけなど、キャリアセンターの動きと連携した支援を主な役割とする「学部キャリアサポーター制度」を導入している。現在は「学部管轄人件費」において、各学部に「学部キャリア教育に対する補填」として予算措置を行っている（資料 004-003-035※「学部の支援」参照, 007-002-100）。

経済学部、理学部、社会学部、法学部、コミュニティ福祉学部及び現代心理学部では、キャリアに係る合議体を学部独自に設置している（資料 007-002-101）。コミュニティ福祉学部では、学生同士がアイディアを出し合い、自分たちでキャリアを考える場所をつくることを目的とした「Career Terrace」を2015年度に発足させ、学部内公認サークルとして活動しており、教職員がその運営を支援している（資料 007-002-102【ウェブ】）。2020年度及び2022年度には株式会社マイナビ主催の「課題解決プロジェクト」というアイデアコンテストで優勝と佳作を受賞した（資料 007-002-103～104【ウェブ】）。異文化コミュニケーション学部では、「キャリア地域連携室」（資料 007-002-105【ウェブ】）を設置し、学部専任のキャリアコーディネーターを配置しているほか、学部の学生団体 Link CIC が年1回「キャリア講演会」を企画実施しており、学部としてこれを支援している（資料 007-002-106【ウェブ】）。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリアセンターでは、「学生支援方針」（キャリア支援）に基づきガイダンス、就活実践講座、個人相談を柱として、学部と連携して実施している。具体的な取組みは資料 007-

002-107【ウェブ】のとおりである。各年度の主要プログラムについては、キャリア支援委員会で共有を行っている（**資料 007-002-108**）。また、多様性の観点から、外国人留学生、しょうがいのある学生に対してのキャリア支援プログラムを国際センター、しょうがい学生支援室等と連携し実施している。さらに、各界で活躍する若手卒業生がキャリア支援プログラムにより学生をサポートする「立教グローバル／ローカルキャリアネットワーク」が2016年度から活動を開始している（**資料 007-002-109【ウェブ】**）。

GLAPでは2022年度から「Alumni Reunion」を開始し、卒業生と在学生との意見交換の場を設けた（**資料 007-002-110**）。異文化コミュニケーション研究科では、特に前期課程院生へのキャリア支援を強化するため、拡大FD委員会で、キャリア支援の基本的な考え方や現状について確認し、支援策について検討を行いながら、研究科のキャリア支援委員、全学のキャリアセンター及び院生委員会の3者が連携してキャリア支援を行うシステムを構築した（**資料 007-002-111※P3「課題2」参照**）。

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

大学院設置基準の一部改正に伴い、博士課程後期課程の学生に向けた学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供について、教育改革推進会議で周知するとともに（**資料 007-002-112**）、大学教育開発・支援センターウェブサイト（RIKKYO SPIRIT／学内限定）で情報提供を行っている（**資料 007-002-113**）。また、博士課程後期課程の学生又は研究生（大学院学則第38条の2参照）の中から採用する「Senior TA」（**資料 002-003-060**）を制度化し、自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けている。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

課外活動は学生の自律的成長を促すことに大きな影響を与えるものであり、学生が活動しやすい環境を整えなければならない。学生生活支援協議会（**資料 007-002-114**）では、大学生活における課外活動の重要性に鑑み、新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分配慮しながら、可能な限り課外活動を実施できるよう学生を指導した取組みについて報告し、コロナ禍におけるクラブ・サークルへの加入や2023年度新入生歓迎活動等について情報共有を図った（**資料 007-002-115**）。また、既述のとおり、本学では2003年から林業体験プログラムを通じてつながりのあった岩手県陸前高田市を東日本大震災の重点支援地域に指定し、教職員・学生が一丸となって復興支援活動を展開している。2017年4月には岩手大学と協働し中学校の空き校舎を活用して交流活動拠点「陸前高田グローバルキャンパス」を開設し、同時に立教大学陸前高田サテライトを設置した。同サテライトでは、学生が参加可能なプログラムも多数用意し、様々な体験を通して社会的・精神的に成長するとともに、共生や協働といった考え方を身につけられるよう支援している。

法学部では、法律相談室（学内の一室で定期的に法律相談を開催）に対して、法学部教員や立教法曹界のOBが指導をしている（**資料 007-002-116【ウェブ】**）。異文化コミュニケーション学部では、学生主体で運営する正課外活動、「Link CIC」、「Bridge CIC」、「Seagull」、「立教日本語教室」はキャリア地域連携室とキャリアSL委員会が活動を支援している。また、2023年度より交換留学生と学部生のためのStudy Abroad Ambassador制度を設け、留學生活の支援と留學準備支援を開始した（**資料 007-002-057【ウェブ】**）。

○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生の生の声を聞く機会を創出するため、学内公募によって選出するプロジェクトメンバー（学生）からテーマを募り、当該テーマについて、学生と教職員が実現化に向けた検討を行う「RIKKYO Future Project」を2022年度から実施している（資料 007-002-117）。また、ボランティアセンターでは、ボランティア活動を始めたい学生に対する助言、学生と地域をつなぐこと等を目的とした「学生コーディネーター」を募集しており、学生の視点を生かし、学生のボランティア活動を支えている。（資料 007-002-118【ウェブ】）。さらに、学生を対象に学生食堂に関するアンケートを実施し（資料 007-002-119）、学生ニーズや現状の課題を整理した。その結果に基づいて、新座キャンパスに「St. Paul's Cafe」をリニューアルオープンした（資料 007-002-120）。加えて、学内で排出される使い捨てプラスチックボトルの削減及び学生のマイボトル使用を普及し、SDGs や環境への問題意識を醸成するため、池袋・新座両キャンパスに1台、ウォーターサーバーを設置したところであるが（資料 007-002-121【ウェブ】）、学生から追加設置要望があり、増設することとした（資料 007-002-122）。

文学部では学生と教職員が次年度以降のカリキュラムに関する質疑応答や互いの要望を伝えあう「文学部集会」を毎年秋に行っている（資料 007-002-123, 124【ウェブ】）。経済学部では、学生の要望に対応して、学部公認の学生団体（立教大学経済学部ゼミナール連合）が主体的に行う演習説明会（学部ゼミナール紹介）の機会を設けている（資料 007-002-125【ウェブ】）。法学部では、学生が、授業科目の趣旨、講義内容及び依頼すべき講師を定め、学部学生20名以上の連署をもって教授会に申し出を行い、教授会が許可した場合は、当該趣旨等に沿った授業科目を開講できる「自主講座」を設けている（資料 007-002-126）。異文化コミュニケーション学部では、学部の学生団体の主体的な活動を支援するために学生の企画はキャリア SL 委員会や留学関連委員会に提案できる仕組みを構築している（資料 007-002-127）。また、同研究科では2022年度より学生と研究科委員長、専攻主任との意見交換会を年1回開催することとした（資料 007-002-128）。2022年度はオンライン上での意見交換の場についての要望があり Blackboard 上に NeCoRe を作成した（資料 007-002-129）。2023年度はキャリア支援についての要望や院生室（研究環境）の改善の要望に対応した（資料 007-002-130）。

○点検・評価項目②の適切性の評価

「職位職制規程」において業務分掌を規定し、学生支援に係る体制の構築を適切に行っている。また、「学生支援の方針」に基づき、上記のとおり生活支援、修学支援及びキャリア支援を行っているほか、「しょうがい学生支援方針」及び「立教大学しょうがい学生支援基本規程」等に基づき充実したしょうがい学生支援を行っている。さらに、「RIKKYO Future Project」など、学生の要望に応える取組みを行っている。加えて、コロナ禍への対応については、学生のオンライン受講環境の整備を支援することを目的とした一律5万円の「学修環境整備奨学金」の給付、ノートパソコンの有償貸し出しなど、学生の学修及び生活支援を迅速に行った（資料 007-002-131【ウェブ】）。そのほか、2019年度末から2022年度末にかけて、部長会において、家計急変者への経済支援、課外活動の実施方針など、学生支援に係る約70件（事務局調べ）の議題を扱った（資料 007-002-132）。

以上のことから、方針に基づく学生支援体制の整備及び学生支援が適切に行われている

といえる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1	○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点
評価の視点 2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点

「全学内部質保証推進組織」を構成する会議体を通じて行う、全学的な点検・評価における実施組織及び観点は次のとおりである。

部長会では、「学部管轄予算」等の予算関連事項、規程の改正など、後述する会議体で取り扱うことが明確に定められているもの以外の事項について幅広く点検・評価及びその結果に基づく改善・向上を行っている。

教育改革推進会議では、「FD 規程」に基づき、毎年度、各学部・研究科等に FD 展開状況報告書の作成・提出を求めている（資料 007-003-001）。この報告書は、記載項目、様式等は任意となっているため、その時々状況を踏まえて、各学部・研究科が自律的に点検・評価及びその結果に基づく改善・向上を行っている。なお、2022 年度の報告書では、理学部、観光学部、現代心理学部が、学生支援について取り扱った（資料 006-004-001, 007-003-002）。

自己点検・評価運営委員会では、大学基準協会が示す評価項目に基づいて、毎年度点検・評価を行っており、学生支援（基準 7）については、2019 年度、2021 年度及び 2023 年度に重点評価項目として設定し、学内関連部署に自己点検・評価報告書の作成・提出を求めた（資料 006-005-001, 007-003-003）。なお、各学部・研究科等は原則として基準 4、5 及び 6 に係る自己点検・評価を行うこととしているが、基準 7 については、同年度に重点評価項目としている基準 6 に係る様式に、記入欄を「その他」として設け、自己点検・評価を求めている（資料 007-003-004）。この点検・評価については、大学基準協会が公表している大学評価ハンドブックの内容や公表されている他大学の大学評価結果の内容を分析しながら、本学の課題として認められる事項を同委員会において報告し同委員会又は別の会議体で改善を図っている。

中期計画（資料 01-02-04【ウェブ】）の各事業には、それぞれ担当副総長と主管（事務局）を定めている。学生支援（基準 7）に関連する事業は、12. キャリア支援・就職支援の強化とキャリア・ブランディングの深化及び 13. 新しい時代を見据えた体育会活動支援である。中期計画の進捗状況については、担当副総長が主管（事務局）部局とともに、年に 2 回（上期：10 月及び下期：年度末）点検・評価を行い、大学中期計画・事業計画管理委員会で取りまとめを行っており、その結果を部長会及び自己点検・評価運営委員会で報告している（資料 01-03-01）。

そのほか、各部署では、以下の会議体を設置して点検・評価を行った上で、各会議体の構成員に必ず含まれている部長会構成員を通じて、必要に応じてその結果を部長会に報告している。

（学生生活支援協議会）（資料 007-002-114）

学生部長、チャプレン、学生相談所長、各学部教員、独立研究科教員、学生相談所カウンセラーその他関係部署の職員で構成し、学生の経済援助、課外活動、課外教育プログラム、学生相談、学生の生活環境整備等について協議を行っている。生活支援、修学支援及びキャリア支援を含む「学生支援の方針」については、この協議会の年度当初に現行の方針を会議資料として提示し、共有している（資料 007-003-005）。

（しょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク会議）（資料 006-002-028）

しょうがい学生支援室長、総長が指名する学部長及び教務部長のほか、学内 17 部署（各学部、独立研究科及び法人本部を含む。）から選出された者で構成し、しょうがいしゃ（学生・教職員）支援に関わる基本方針の策定、しょうがいしゃ（学生・教職員）に対する学生生活上又は職務上必要な支援等について協議している。また、「しょうがい学生支援方針」に基づき、各学期末に配慮依頼文書を送付した科目担当者に対しアンケートを実施しているほか、身体しょうがい学生の情報保障や教室移動等の支援を行った学生サポートスタッフには、しょうがいのある学生とともに各学期末にアンケートを実施してサポート活動を振り返るミーティングを行い、意見交換、情報共有を行っている（資料 007-003-006

※報告 1（1）⑦教務部【資料 4-1～4-7】参照）。

（ボランティアセンター運営協議会）（資料 007-003-007）

センター長、副センター長、チャプレン、学生部長、教職員、校友会、学外有識者等で構成し、ボランティアプログラムの開発及び運営、ボランティア活動に関する情報収集及び提供、ボランティア活動に参加する学生等への助言と支援等について協議している。原則、年 2 回開催し、上記のほか、センターの活動報告を行っている（資料 007-003-008）。

（国際センター運営会議等）

センター長、副センター長、センター長補佐で構成し、外国人留学生に対する指導及び援助について審議している。また、別途、センター長、副センター長、センター長補佐、学部及び独立研究科代表サポーターで構成する国際センターサポーター委員会（資料 007-003-009）を設置し、外国人留学生対象の各種奨学金受給者の選考等を行っている。

（保健委員会）

学生部長、診療所長、スポーツウェルネス学部専任教員、学生相談所員、学生部学生課長又は学生課担当課長及び診療所事務課長で構成し、学生の健康管理に関する事項を審議している。なお、「健康管理・診療年報」を作成し、大学ウェブサイトで公表している（資料 007-002-088【ウェブ】）。

（人権・ハラスメント対策センター委員会）（資料 007-003-010）

センター長、副センター長、運営委員及びセンター委員で構成し、人権問題に関わる勧告又は提言を、総長又は関係部局に対して行っている。また、相談件数、相談内容・傾向、今後の課題等を記載した活動報告を、部長会に報告している（資料 007-003-011）。

（キャリア支援委員会）（資料 007-003-012）

キャリアセンター部長、教育改革推進会議推進責任者並びに各学部・研究科及び GLAP の教員で構成し、全学的キャリア支援計画の策定、全学のキャリア教育・支援プログラムの開発及び実施、各学部・研究科等におけるキャリア教育・支援プログラムの開発及び実施の支援、就職支援等について審議している。毎年キャリアセンター支援方針・支援計画の

共有を行っているほか、各学部キャリアサポーターを配置し、キャリア支援担当教員をサポートし学部にて特化したキャリア支援を実施している。

（正課外活動）

年2回、アスリート選抜入試による入学者を対象に、単位修得状況の把握を行い、「学業・スポーツ活動両立支援委員会（資料 007-003-013※第6条第3項参照）で設定した各学年の修得単位数（資料 007-003-014）に満たない学生に対する面談を体育会各部長に依頼し、その報告書を提出させている（資料 007-003-015）。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

（適切な課題設定とそれに基づく改善・向上）

学生部では、2022年度の課題を「学内の生活環境整備や施設」と設定して各学部及び事務部局からの問題点や要望を確認し、学生生活支援協議会で報告した。それを受けて、池袋キャンパスのAED増設やユニバーサルデザイン自動販売機の設置を実現した（資料 007-003-016～018）。同協議会において年度当初に課題を設定し、当該課題に関連した問題点や要望を集約した上で、改善・向上を行っている。

（しょうがい学生支援）

下表のとおり、近年、多くの改善・向上を行っている。

年月	内容	根拠資料
2017.4	しょうがい学生支援室を新座キャンパス事務部の部署から独立組織に変更するとともに、しょうがい学生支援室に新たに教員の室長職を新設	（資料 007-003-019）
2017.4	精神しょうがい学生の全学支援を開始	（資料 007-003-020）
2017.4	しょうがい学生支援に係る英語版ガイドブックの新規発行、ウェブ掲載等	（資料 007-002-061 【ウェブ】）
2017.5 ～	ネットワークメンバーが学部教授会や学科会議など教学組織の定例会議に出向いて行う「しょうがい学生支援FDワークショップ（学部・研究科等対象）」を複数回、開催 ※基準10点検・評価項目⑤参照	（資料 007-003-021）
2017.6	「学部管轄予算運用原則」を改正し、学部・研究科の特性に応じた個別支援が可能となるよう整備	（資料 007-003-022）
2018.4	支援内容やその決定過程に対して不服がある場合に備え、申立てを受け、紛争解決のための調整を行う学内組織とその手順を規定化	（資料 007-003-023）
2018.4	音声認識アプリによる情報保障を正課科目に導入	（資料 007-003-024）
2018.5	・しょうがい学生支援対応事例集（授業実践編）改訂ワーキンググループを設置 ・科目担当教員を対象とする学期末アンケートに寄せられた意見や感想、授業運営上の工夫などの事例集として集約	（資料 007-003-024,025※報告6参照）
2019.4	「授業におけるしょうがい学生支援配慮事項と対応事例」の発行及び（学内限定）Web配信 ※現在は「教職員のためのしょうがい学生支援GUIDE BOOK」に含めて公開	（資料 007-003-026）

上記のほか、「しょうがい学生支援方針」については、2011年4月の策定後、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（2016年4月）を踏まえ、2020年度にしょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク会議で点検・評価を行った結果、同方針を

2021 年度から改定することとし、その結果を部長会へ報告した（資料 007-003-027※協議 1 参照, 028※協議 1 参照）。さらに、「しょうがい学生支援 GUIDE BOOK（日英）」、「教職員のためのしょうがい学生支援 GUIDE BOOK」（日英）、キャンパスのバリアフリーマップに加え、予め様々な学生が参加することを想定した授業設計を行うための教職員の参考資料として「授業のユニバーサルデザイン化・ハンドブック」を作成した（資料 007-003-029）。また、授業のユニバーサルデザイン化の実践を進めるべく、全学教務委員会にてシラバスにおける関連項目の追加・変更について検討した結果、全学的に 2024 年度開講科目シラバスより新項目に対応することを決定した（資料 007-003-030, 031）。

（修学支援）

これまで経済状況に基づくニードベースの制度となっていた外国人留学生向け授業料減免制度を見直すこととし、新設奨学金の制度設計においてこの点の精査を行った結果、学修意欲、入試査定結果、学業成績などのメリットベースの観点を取り入れた制度に改善した（資料 007-003-032）。また、奨学金制度検討ワーキンググループを設置し、国の奨学金制度変更に伴って本学が直面する課題を整理し、新たな制度のあり方について検討を進めている（資料 007-003-033）。図書館では、コロナ禍においてもラーニングアドバイザーによる適切な支援を実施するため、メールによる相談から始め、続いて web 会議システム（Zoom）を用いた相談を開始し、2021 年度以降は対面も再開したが、引き続き web 会議システム（Zoom）にも対応している。また、コロナ禍による留学が叶わない状況を踏まえ、留学制度を知る機会や、国内で実現できる国際交流、さらにはグローバルな視点からの教養を高める意欲向上に繋げる機会をオンラインで提供し、留学の中止が決定した学生や留学を希望する学生、国際交流や外国語学習に興味がある学生など、様々な状況に置かれた学生のモチベーションを維持する仕組みづくりを行った。留学相談においては、プログラムや制度紹介だけではなく渡航に関する不安に対応するとともに、留学相談を効果的に行うため、制度に関する説明動画や留学体験動画、Q&A を整備し配信した。動画の充実により、これまで多かった漠然とした留学相談だけではなく、具体的かつ現実的な留学相談を展開することができた。さらに、窓口対面又は電話による留学相談に加えて、オンライン留学相談や E メールによる留学相談を渡航前、渡航中のいずれの学生にも実施し、画面共有を織り交ぜた相談によって、コロナ禍の行動制限の中でも対面の留学相談同等の効果を担保した。コロナ禍以降、オンラインを活用して留学促進、異文化体験及び交流を目的とした学生向けイベントを実施しており（資料 007-002-096※「◆ 海外留学促進プログラム」「定期的なイベント（Study Abroad Weeks）」参照, 007-003-034【ウェブ】）、2022 年度は、年間 313 件のイベント（オンラインを含む。）に延べ 2,273 人の学生（留学生を含む。）が参加した。加えて、コロナ禍による入国制限により多数の外国人留学生が長期にわたり入国できない状況が生じたため、未入国者にはオンライン授業受講及び試験のレポート代替など、全学的に修学継続のための各種配慮措置を講じた（資料 007-003-035【ウェブ】～039）。

（生活支援）

コロナ禍において学生が「生活支援方針」にあるとおり経済的に安定した学生生活が送れるよう、通常の経済的支援に加え、学習環境整備奨学金、緊急給与奨学金の臨時募集（資料 007-003-040）、食品と感染防止対策グッズの配付（資料 007-003-041【ウェブ】）を行

った。また、2020～2021年度は、コロナ禍の状況により対面での相談を行えない場合には、学生が電話やビデオ通話による相談を選択できるようにするとともに、メールアドバイスサービスを開設することにより新たな相談体制を構築し、学生相談を円滑に行えるように工夫した（資料 007-003-042※「大学入構制限期間中の対応」等参照）。さらに、「外国人留学生緊急給与奨学金」（資料 007-003-043）により、コロナ禍により家計収入が悪化した外国人留学生に対する経済面での支援を実施した。加えて、人権・ハラスメント対策センターの相談窓口では、当初は人権・ハラスメント対策センター委員会の委員である教職員が相談に対応していたが、相談内容が多様性を増し、より専門的な対応が求められるようになってきたことから、2010年度から臨床心理士資格を有する専門相談員2名が相談に応じる体制とした。

（進路支援）

コロナ禍の状況に鑑み、ガイダンス、各種講座、個人相談も原則オンライン実施とした（面接実践などの一部は、国や都の規制緩和時期には対面で実施した）（資料 007-003-044）。オンライン実施により、学生にとっては時間と場所の制限が緩和され参加しやすくなったことや、録画視聴を可能にしたプログラムについては学生の都合に合わせられる点はメリットである。一方デメリットとしては、主催者側としてはタイムリーに伝えたい（リアルタイムで視聴して欲しい）プログラムの参加者（視聴者）の減少が挙げられる。今後はオンラインのメリットを活かしつつ、対面とオンラインのミックス型で支援する予定である。

（正課課外活動）

コロナ禍においては、活動制限レベルに応じた課外活動指針を設定し、「新型コロナウイルス感染対策課外活動マニュアル」（資料 007-003-045）を策定して、学生が安心・安全に課外活動が行えるようにするとともに、2020年度にはコロナ禍で在宅期間が長期化したため、SNS等のリスク関係と、目標管理に関するプログラムをオンラインで実施した（資料 007-003-046）。

（学部における取組み）

経済学部では、2021年度及び2022年度にキャンパスに入構できなかった新入生を対象に、対面での図書館や学内施設の案内ツアー及び先輩学生を交えての懇談会を内容とした「1年生交流会」を開催した（資料 007-003-047）。法学部では、キャンパスに入構できなかった新入生を対象に、対面での特別講義や学内ツアーを内容とした「法学部デー」（資料 007-003-048）を2回開催し、それぞれ約20名、約60名が参加した。異文化コミュニケーション学部では、2020年度及び2021年度は、コロナ禍において留学の延期、中止を余儀なくされた学生に対し、「海外留学研修」と同じ履修区分の科目の増設、「専門演習」の履修時期についての柔軟な対応など教務的な配慮を行ったほか、学生との面談回数を増やすなどの支援を行った（資料 007-003-049）。また、コロナ禍での入国制限によって日本への入国がかなわなかった留学生については、時差を考慮して個別指導を実施したり、オンラインでの受講を認めるなど、教務上の配慮を行った。さらに、先輩ないし日本語話者の学生がバディとしてサポートするバディ制度もオンラインで実施するなど、留学生の学びの支援に力を入れた（資料 007-003-050）。

（２）長所・特色

しょうがい学生支援の充実に努めていることが、本学の長所・特色である。

本学のしょうがい学生支援の特色は、「しょうがい学生支援方針」に基づき、事務部局及び学部・研究科等で構成するしょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク（ネットワーク）を組織し、全学でしょうがい学生を支援することである。しょうがい学生支援室は、ネットワークの事務局を担い、支援に関わる調整や助言、理解促進に関わる業務等を行っているほか、専門のコーディネーターが常駐している。

しょうがい学生支援室は、しょうがいのある学生からの申し出を受け、しょうがいの特性や困難の状況を踏まえ、支援内容を決定しており、科目担当者には学期毎に文書を送付し、授業に係る具体的な配慮を依頼している。また、2020年度以降は特に新型コロナウイルス感染予防対策として遠隔による修学支援も実施した。

しょうがいのある学生の留学相談に関しては、国際化推進機構が窓口となり、該当学生のしょうがいの内容や受け入れに際して派遣先大学が配慮すべき事項などを伝えるなど、派遣先大学との調整や情報提供等の支援を行っている。さらに、しょうがいのある留学生の受入れに際しても、国際化推進機構が窓口となり、「しょうがい学生支援方針」等に基づき、事前に派遣元の大学との情報の共有と調整を行っている。

（３）問題点

本学では、2008年のキャンパス・ハラスメント防止宣言に加え、2021年度に就任した総長が「立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言」を公表し、「あらゆるキャンパス・ハラスメントに対し、断固たる態度でこれを排除し、防止」することを宣言し、その実現に力をつくしているところである。それにも関わらず2023年10月には、体育会硬式野球部におけるいじめ及び陸上競技部駅伝監督による不適切行為が報道された。これらの報道を受け、本学は速やかに外部の第三者を含めた調査委員会等を発足させ、関係者のヒアリング調査を実施し事実確認を行った上で、学内のしかるべき会議体で原因究明と再発防止について取りまとめた。また、関係した学生たちの心のケアについては、体育会のみならず、当該学生の所属学部とも連携して対応を行った。今後、二度と同じ過ちが起こされることのないように、再発防止策を講じているところである。

（４）全体のまとめ

本学では、（１）学生支援の方針、（２）しょうがい学生支援方針及び（３）キャンパス・ハラスメント防止宣言という３つの方針等を策定・公表し、これらの３つの方針に基づいて、学生の修学、生活、進路、正課外活動に対する支援を行うことに加え、「RIKKYO Future Project」のように学生の要望に応える取り組みも実施されている。点検・評価及びその結果に基づく改善・向上については、中期計画等を踏まえて、原則として「全学内部質保証推進組織」が行うこととしているが、（同組織に含まれない）学生生活支援協議会、しょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク会議等における議論を経て行った取り組みについては、同組織に適切に報告することとしている。

以上のことから、本学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にするとともに、その方針に沿って学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行っているといえる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1	○方針の明示等
--------	---------

○方針の明示等

「教育研究等環境整備方針」を定め、ウェブサイトで公表している（資料 008-001-001【ウェブ】）。この方針では、教育研究等環境を施設・設備、図書館、情報環境及び教員の教育研究環境等の4つの項目に整理している。また、下表のとおり、より具体的な構想、方針、規程等を設けている。

名称	策定日等	備考
施設・設備		
キャンパスメーキング計画基本構想	2011.10.20	(資料 008-001-002)
池袋キャンパスメーキング基本構想	2020.12.3	(資料 008-001-003)
新座キャンパスメーキング基本構想	2021.12.16	(資料 008-001-004)
キャンパス施設・設備に関わるバリアフリー指針	2004.3	(資料 008-001-005)
図書館		
図書館基本方針	2021.3	(資料 008-001-006【ウェブ】)
図書館蔵書構築方針	2022.4.1	(資料 008-001-007【ウェブ】)
オープンアクセス方針	2022.9.8	(資料 008-001-008【ウェブ】)
研究		
研究活動行動規範	2010.12.16	(資料 008-001-009)
研究活動における不正行為への対応に関する規程	2013.11.7	(資料 008-001-010)
公的資金不正防止計画	※ 1	(資料 008-001-011【ウェブ】)
公的研究費の使用・管理に関する規程	2014.5.8	(資料 008-001-012)
ライセンスに係る研究・実験の倫理及び安全に関する規程	2009.10.1	(資料 008-001-013)
安全保障輸出管理規程	2015.4.1	(資料 008-001-014)
安全保障輸出管理ハンドブック（第7版／学内のみの公表）	2022.6	(資料 008-001-015)
利益相反マネジメントポリシー	2010.4.1	(資料 006-004-020)
知的財産ポリシー	2009.4.1	(資料 008-001-016)

※ 1 2019年度以降毎年度策定

さらに、2021年度に就任した総長の下、教育研究等環境に係る活動を含む「大学運営の

基本方針」(資料 01-01-06【ウェブ】)及びそれに基づく中期計画(資料 01-02-04【ウェブ】)を策定し、大学ウェブサイトで公表している。

○点検・評価項目①の適切性の評価

教育研究等環境を施設・設備、図書館、情報環境及び教員の教育研究環境等の4つの項目を網羅した汎用的な内容である「教育研究等環境整備方針」に加え、各項目に係る個別具体の方針等を策定し、必要となる取組みの種類や内容等を明確にしている。また、「教育研究等環境整備方針」については、点検・評価を行い、2024年度から「バリアフリー」「ダイバーシティ」「カーボンニュートラル」「電子リソース」「非来館利用」等の語句を追加したほか(資料 002-005-002)、コロナ禍等を踏まえたそれぞれのキャンパスメーキング基本構想の策定、学術情報のオープン化に対応した方針の策定など、最新の状況を反映している。さらに、同方針は大学ウェブサイトで公表していることから、大学内で適切に共有できているといえる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1	○施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備
評価の視点2	○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

2020～2022年度は、情報戦略委員会(資料 008-002-001)において策定した「情報戦略」(資料 008-002-002, 003)に基づく計画によって整備を進めるとともに、2017年度以前から継続して、学術情報ネットワーク SINET のインターネット回線の利用を中心に、学内の教育研究活動の基盤として「立教バーチャルキャンパス(Rikkyo V-Campus)」と称するインフラの整備と運用を進めており、学内の ICT 利用ニーズに対応する帯域、容量、性能を有する情報基盤として運用している。また、学内全域の無線 LAN 環境の整備、学生用 PC の整備を行い、学生が ICT を活用した学修活動を行うことに十分に対応可能な環境を提供している(資料 008-002-004, 005)。なお、「Rikkyo V-Campus」については、ガイドブック(学生及び教職員用。それぞれ日英表記あり。)を学内ポータルサイトで公表している(資料 008-002-006【ウェブ】)。さらに、情報基盤インフラにはファイアウォールなどの情報セキュリティ機器を導入して、セキュリティリスクへの適切な対応を行うとともに、情報セキュリティ対策を実施するための運用・体制を定め、大学の保有する情報の保護と活用及び情報セキュリティ水準の適切な維持向上を図ることを目的とした「情報セキュリティ対策基本規程」(情報セキュリティポリシー)(資料 008-002-007)を策定し、学内の運用体制の整備も行った。

・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学は、「池袋キャンパス」、「新座キャンパス」、「富士見総合グラウンド」等の校地に加え、各校地に合計約 100 棟の校舎及び施設を有している。これら校地、校舎及び施設は全て、総務部施設課が維持及び管理を行っている。また、約 100 棟の校舎・施設には竣工後約 100 年を経過したレンガ造建物 6 棟のほか、竣工後約 50 年以上が経過した校舎・施設も 10 棟以上あり、これら校舎・施設の維持及び管理は、総務部施設課が作成した中長期修繕計画（資料 008-002-008）に基づき計画的に実施している。中長期修繕計画は主に、外壁落下対策や防水改修、空調設備や照明設備等の設備更新等に関して 2035 年度まで作成し、この計画に基づく整備後には毎年度インスペクションを実施しながら計画内容を見直し、年度ごとに大きな差が生じないように、かつ過度な投資とならないよう調整している（資料 008-002-009）。なお、施設・設備に係る個別具体の事項を審議等するため、下表の会議体を設けている。

名称	概要	備考
池袋キャンパス第一期整備計画検討ワーキンググループ	キャンパスメイキング基本構想の具現化	(資料 008-002-010)
新座キャンパス第一期整備計画検討ワーキンググループ	キャンパスメイキング基本構想の具現化	
化学物質等管理委員会	全学的な見地からの調査、審議等	(資料 008-002-011)
衛生委員会	快適な職場環境形成促進	(資料 008-002-012)

法令等に基づく校地校舎面積（2023 年 5 月現在）については、校地面積 244,331 m²及び校舎面積 176,632 m²であり、大学設置基準上の必要校地面積 191,880 m²及び必要校舎面積 86,411 m²を大幅に上回っている（大学基礎データ表 1）。また、本学が所有している校舎・施設は、竣工後約 100 年経過したレンガ造建物や竣工後約 50 年以上経過した校舎・施設を含め全て、国土交通省基準の耐震対策が完了しているとともに、国土交通省が定める特定天井に関する耐震対策についても全て完了している（資料 008-002-013）。さらに、維持及び管理に関する整備のほか、安全及び衛生を確保するため、学校環境衛生基準や建築基準法、消防法、ビル管理法等の法令に則りつつ、学生・教職員の安全確保を優先することを前提に年次計画・年間計画を作成し、適切な管理を実施している。その実施に際し発覚した不具合・故障等は総務部施設課が迅速に対処し、その内容に応じては総務部内の判断に基づき対処している。これらの不具合・故障等は中長期修繕計画にも反映している（資料 008-002-008）。2020 年度の人工知能科学研究科、2023 年度のスポーツウエルネス学部など、学部等の新設に伴って施設、設備等を適切に整備している。人工知能科学研究科の 2020 年度開設に合わせ、2019 年度に池袋キャンパス 11 号館及び 16 号館に研究室や院生室のほか、学生同士をはじめ学内外の研究者同士のグループ学習等が可能なラーニングスペースやプレゼンテーション設備を完備したスペース等を整備した（資料 008-002-014）。そのほか、「新座キャンパスメイキング基本構想」（資料 008-002-015）に基づき、スポーツウエルネス学部・研究科の新設、コミュニティ福祉学部・研究科の改組、これらに伴う学生数の増加に対応する施設環境の整備を目的に、2025 年度初頭の利用開始に向け「新座新棟（仮称）」の建設事業計画に取り組んでいる（資料 008-002-016）。上記に加え、2020 年度及び 2021 年度には、コロナ禍への対策として、換気設備や網戸が設置されてい

ない池袋キャンパスの4号館、5号館、6号館及び10号館の教室に換気設備及び網戸を装備し、2020年度秋学期からの一部対面授業開始に対応した（資料 008-002-017）。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

しょうがいのある学生・教職員の学生生活上又は職務上の不便を軽減するため関連する大学内各組織間の連絡及び調整を図ることを目的としたしょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク（資料 006-002-028）を設置し、しょうがいのある学生の状況やニーズに合わせて体制を整え、要請に合わせて都度、整備を行ってきた。しょうがい学生支援室（資料 008-002-018）が設置された2011年度以降は、しょうがいのある学生や教職員からの校舎や施設の改善点等に関する意見を同室が取り纏め、総務部施設課が受け付けている（資料 008-002-019）。なお、キャンパス内のバリアフリーマップを大学ウェブサイトで公表している（資料 007-001-001【ウェブ】※「バリアフリーマップ」参照）。また、ボランティアセンターでは、多様な手段によるバリアの解消を目指す取り組みとして「バリアフリープロジェクト」を開始し、公募で集まった16名の学生メンバーが、社会の中で人々を分断する「バリア」とは何かを考え、自由な発想と行動力を活かして、その解消を目指して活動している（資料 007-002-021※P16, 17）。このうち、大学内の学習環境（設備）による“学習姿勢（身体的な疲労や痛み）への影響”に着目した「慣行のバリア」チームの取り組みを「note」で公表している（資料 008-002-020【ウェブ】）。さらに、池袋キャンパスメーキング基本構想（2020年）（P7）及び新座キャンパスメーキング基本構想（2021年）（P6）においては、「ユニバーサルデザイン」等に着目したキャンパスを目指すこととした。現在の池袋キャンパスのバリアフリーマップは資料 008-002-021【ウェブ】のとおりである（「授業のユニバーサルデザイン化・ハンドブック」については、基準7点検・評価項目③参照）。

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

大学ウェブサイト（資料 008-002-022【ウェブ】）においてICTを活用した学習支援について公表するとともに、学生向けポータルサイト（RIKKYO SPIRIT）において、「施設利用」と題したページを設け、池袋及び新座キャンパスの施設・備品等の貸出し、パソコン教室等についてわかりやすく公表している（資料 008-002-023【ウェブ】）。特に、学生の創造的・能動的な学習（グループでのディスカッション、プレゼンテーション、ディベート）等ができるスペースとして、池袋キャンパスでは、「ラーニング・スクウェア」（図書館1階及び2階）のほか、「メーザー・ラーニング・コモンズ」を設置し、正課外活動を含めた各種企画提案、発表の準備、就職活動のグループディスカッション・プレゼンテーションの準備等を可能としている。「メーザー・ラーニング・コモンズ」には個人での学習にも適したカウンター席も設置している（資料 008-002-024【ウェブ】）。また、新座キャンパスでは、図書館2階にグループ学習に適したエリア「しおり（新座図書館ラーニング・コモンズ）」を設置している（資料 008-002-025【ウェブ】）。なお、授業で使用していない時間は、パソコン教室を自習室として開放するとともに、PC教室を含め計約1,000台のPCを、学生が自由に利用することができる（資料 008-002-026【ウェブ】）。さらに、下表のとおり、ICTを活用した学生の自主的な学習を促進するための環境整備を行っている。学内では無線LAN環境を整備しており、自習用に開放された教室や、共有スペースなどで学習活動を行うことが可能となっているほか、学外からも授業支援システム

や e ラーニングは利用可能となっており、自宅等からの利用も可能としている。加えて、図書館の電子ジャーナル等についても、VPN やプロキシを用いて学外からのアクセスを可能として学習活動を促進している（資料 008-002-027）。

名称	内容
Blackboard (資料 008-002-028【ウェブ】 ,029)	・全ての授業科目で利用可能な授業支援システム ・e ラーニング教材掲載 (資料 008-002-030)
Canvas LMS (資料 008-002-031【ウェブ】)	・2022 年に導入された授業支援システム ・導入経緯は点検・評価項目⑥参照
e ポートフォリオシステム「立教時間」 (資料 008-002-032【ウェブ】 ,033)	・ダッシュボード機能等で学修成果を確認することが可能 ・自身の学びの振り返りを行うことで、より主体的な学習を促進することができる
e ラーニングシステム「REO」 (資料 008-002-034【ウェブ】 ,035)	・言語学習用の e ラーニングシステム ・全ての学生が常時利用可能

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報セキュリティに関しては情報戦略委員会（事務局：情報企画室）が、個人情報保護については個人情報保護委員会（事務局：法人本部総務部）が担っている。下表のとおり情報倫理に係る規程、ポリシー等を策定するとともに、授業支援システム「Canvas LMS」への情報倫理に関する e ラーニング教材（常時学習可能）の掲載、学生用ガイドブックにおける記載（「ネットでのルールとマナーについて」）（資料 008-002-036【ウェブ】）等により、全ての学生・教職員への情報倫理の確立に向けた知識理解の向上が図られている。また、事務職員に対しては、「事務用 PC・事務系 LAN 利用ガイドライン」（資料 008-002-037）を整備し、共有フォルダの種類、用途を定め、共有フォルダの利用上の注意を促すため「遵守事項」（ガイドライン P4）を定めており、業務上であっても、所管外の個人情報の利用を行う場合は、「個人情報保護規程」第 15 条の規定に基づき、所属組織の管理責任者の了承を得たうえで、利用目的、利用しようとする個人情報の内容等必要な事項を記載した書面（資料 008-002-038）により、情報を管理する管理責任者に対して申請し、あらかじめ承認を得なければならないなど、アクセス権限を厳格・適切に設定している。

名称	根拠資料
情報倫理規程、プライバシーポリシー	(資料 008-002-039【ウェブ】)
個人情報保護規程、個人情報保護規程施行細則、個人情報保護委員会規程、個人情報保護委員会規程施行細則、個人情報保護審査会規程	(資料 008-002-040【ウェブ】)

○点検・評価項目②の適切性の評価

上位方針である「教育研究等環境整備方針」を踏まえつつ、より具体的な方針等の策定、実施組織の明確化を行いながら、施設、設備等の整備及び管理並びに教職員及び学生の情報倫理の確立に向けて取り組んでいる。施設、設備等については、法令で求められる面積以上を整備できていることはもとより、建学の精神と密接に関連するユニバーサルデザインの視点を取り入れたキャンパス整備を基本構想に位置付けた。また、情報基盤インフラの整備に伴って必要になる情報倫理の確立についても、対象（教職員又は学生）別に教材を用意するなど、適切に対応できているほか、個人情報の保護に関する法律その他関連法

令の改正に合わせて学内規程を見直すとともに、学内に周知を行っている（資料 006-004-008, 008-002-041, 042）。学生及び教員が、学習、教育研究活動を十分に展開できるような施設、設備等になっているといえる。さらに、2021 年度から対面型授業を増やすことに伴い、換気設備の整備工事、口の動きが見える透明マスクの配布、ミックス型授業等で活用するカメラ付きスピーカーフォンを含めたマルチメディア機器設置等の環境整備を約 3.7 億円かけて実施した（資料 008-002-043【ウェブ】）。そのほか、2019 年度末から 2022 年度末にかけて、部長会において、教員を対象とした授業実施に関わる教室等の利用開放（資料 007-002-047）など、教育研究等環境に係る約 40 件（事務局調べ）の議題を扱った（資料 008-002-044）。

以上のことから、施設、設備等の整備及び管理並びに教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組みを適切に行っているといえる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。またそれらは適切に機能しているか。

評価の視点 1	○図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
評価の視点 2	○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

図書館の運営については、図書館運営委員会（資料 008-003-001）で審議し、定期的に部長会に報告を行っている（資料 008-003-002）。また、図書館に係る統計・データ集を図書館ウェブサイトで公表している（資料 008-003-003【ウェブ】※年度ごとの PDF 参照）。なお、図書館のサービス一覧は資料 008-003-004【ウェブ】のとおりである。

・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

「Ⅰ 蔵書構築の理念目的」、「Ⅱ 収集方針」、「Ⅲ 保存方針」等を定めた「図書館蔵書構築方針」（資料 008-001-007【ウェブ】）に基づき、学術情報資料の整備を行っている。蔵書冊数等については、資料 008-003-005 のとおりであり、2018 年度以降、毎年度増加している。また、シラバスにテキストとして指定した資料を配架しているほか、直接授業に関連していなくても学生の学修や幅広い教養の向上に役立つ資料を教員が推薦する制度（教員推薦図書制度）（資料 008-003-006【ウェブ】）を設けている。さらに、学生からの図書資料の購入希望（資料 008-003-007【ウェブ】）並びに学生及び教員からの雑誌、新聞、電子ジャーナル及びデータベースの新規購読希望（資料 008-003-008【ウェブ】）を受け付けている。

・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

図書館ウェブサイト、240 のデータベースリスト（資料 008-003-009【ウェブ】）を掲載しており、国立情報学研究所のサービスのうち、CiNii Books、CiNii Dissertations、CiNii Research、IRDB、NII-REO を含めているほか、JPCOAR にも参加している。また、本

学図書館の蔵書目録情報（OPAC）で検索した結果は、CiNii Books 及び CiNii Research の検索結果に切り替えができる仕組みとなっている（資料 008-003-010【ウェブ】）。さらに、他大学図書館とは山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム等と連携している（資料 008-003-011【ウェブ】）。

・学術情報へのアクセスに関する対応

本学の図書館では、ディスカバリーサービスと呼ばれている情報検索システム（READ）を使用している（資料 008-003-012【ウェブ】）。そのため蔵書目録情報（OPAC）や図書館が契約している学術情報を、そのコンテンツ種別を気にすることなく、同時に検索することができる。また、機関リポジトリ「立教 Roots」（資料 006-004-047【ウェブ】）を、「立教大学学術リポジトリ運用指針」（資料 008-003-013）に基づいて 2012 年 12 月から公開している（2022 年度のコンテンツ登録数は 20,396 件）。2016 年 1 月に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」においてオープンサイエンスの推進が言及され、同年 2 月には「学術情報のオープン化の推進について（審議まとめ）」（科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会）において、論文のオープンアクセスは大学を中心として機関リポジトリによる公開が推進されその取組みが広まってきているとされた。この流れを受け、本学でも検討を重ねた結果、本学における研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、その成果を社会に還元すること並びに地域及び国際社会の持続的発展に貢献することを目的とした「オープンアクセス方針」（2022 年 9 月 8 日）を策定した（資料 008-001-008【ウェブ】）。

・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

座席数（2023 年 5 月 1 日現在）は、池袋図書館 1,538 席、新座図書館 477 席、新座保存書庫 14 席の計 2,029 席である。池袋キャンパスの収容定員は 14,112 人、新座キャンパスの収容定員は 5,076 人であり、それぞれ約 9 人～10 人に 1 席の割合となっているため、適切な規模といえる。また、2019 年度からの授業時間の変更（90 分から 100 分に変更。合わせて 1 時限目の開始を 9:00 から 8:50 に変更。）（資料 004-003-013【ウェブ】）に伴い、開館時間をそれまでの 8:45 から 8:30 開始に変更した。なお、コロナ禍への対策として、大学の方針に合わせて開館時間を変更してきたが（資料 008-003-014）、2023 年 4 月 1 日をもって、従前どおりの開館時間に戻すこととした。また、下表の取組み（抜粋。全体は資料 008-003-015【ウェブ】参照）を行うことで、学生の学習に配慮した図書館利用環境の整備を行っている。

種別	名称	根拠資料
学修支援（イベント）	レポート作成セミナー	（資料 008-003-016【ウェブ】）
学修支援（サービス）	ラーニングアドバイザー相談	（資料 004-004-072【ウェブ】）
学修支援（利用ガイド）	レポート・論文 FAQ	（資料 008-003-017【ウェブ】）
教育支援	課題図書（リザーブブック）制度	（資料 008-003-018【ウェブ】）
教育支援	情報リテラシー教育プログラム	（資料 008-003-019【ウェブ】）

○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

閲覧、目録、雑誌業務等の実務は業務委託を基本としており、専任職員は予算執行管理、選書業務のほか、委託業務を統括する役割を担っている。常駐者の司書等の専門資格の保有割合は、専任が 22%（23 名中 5 名）、委託が 57%（65 名中 37 名）となっている。ま

た、専任職員の研修において司書等の資格取得を奨励し、大学として費用の補助を行っており、2023年度は2名の補助申請を認めた。業務委託者については、委託元にて定期的に専門的な研修を行っている。図書資料の受入・整理・書誌データ作成・登録業務のために、学内外に3拠点の業務委託を行っている。司書としての専門的な知識を有するスタッフによる業務委託を活用することで、安定した図書資料の整理が可能となっている。

○点検・評価項目③の適切性の評価

基本方針を策定してミッションとビジョンを明文化するとともに、図書館運営委員会での審議に基づいて適切に運営しているほか、各種情報を図書館ウェブサイトで公表している。また、蔵書構築方針に基づいた学術情報資料の整備、他機関とのネットワーク構築とそれらのデータベースリストの提供、リポジトリの整備とオープンアクセス方針の策定、収容定員に即した座席数の確保など、図書資料の整備と図書利用環境の整備を適切に行っている。さらに、事務職員の役割の明確化や専門的な知識を有する者の配置を適切に行っている。そのほか、政府による緊急事態宣言の発令、本学の活動制限指針における制限レベルの設定変更に対応し、2020年度以降、コロナ禍に対応し、開館時間の変更等を行っている（資料 008-003-020, 021, 022）。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているとともに、それらは適切に機能しているといえる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1	○研究活動を促進させるための条件の整備 ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制 ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制
---------	---

○研究活動を促進させるための条件の整備

研究等に関する外部資金の積極的な導入及び研究活動の円滑な進行を図り、研究の高度化を推進することを目的としたリサーチ・イニシアティブセンター（資料 008-004-001, 002【ウェブ】）が、（１）プロジェクト型共同研究の推進、（２）産学連携・地域連携の推進、（３）外部資金の獲得と活用、（４）個人研究活動支援、（５）効率的・適正な研究倫理、（６）知的財産活動の推進、（７）研究基盤制度構築と運用及び（８）研究広報・プロモーションの８領域を担っている（資料 008-004-003【ウェブ】）。また、全学研究助成委員会を設置し、研究推進戦略、外部の競争的研究費の導入促進、学内研究助成の運用、研究支援体制の整備等に関する事項を審議している（資料 008-004-004）。

・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

2021年度に就任した総長の下、研究に係る活動を含む「大学運営の基本方針」（資料 01-01-06【ウェブ】）及びそれに基づく中期計画（資料 01-02-04【ウェブ】）を策定し、大

学ウェブサイトで公表している。また、コロナ禍における研究活動や海外移動については、部長会で大学としての考え方を提示し、全学に周知した（資料 008-004-005）。

・研究費の適切な支給

学内研究費・助成制度として下表の6種類を用意している（詳細は根拠資料参照）。これらの支給に資するため、リサーチ・イニシアティブセンターのウェブサイトに「学内共通書式ダウンロードコーナー」を設け（資料 008-004-006【ウェブ】）、研究活動ガイド、研究費ハンドブック、研究費別執行の手引き等を掲載し、適宜ダウンロードを可能としている。なお、2022年度の執行状況は資料 008-004-007 のとおりである。

名称	対象	根拠資料
個人研究費	専任教員等	（資料 006-004-023※P8）
研修資料費	教育講師、外国語特定講師	（資料 006-004-023※P8）
学術推進特別重点資金（立教 SFR）	専任教員、大学院学生	（資料 006-004-023※P10）
国際学術研究交流制度	派遣・受入れ研究員等	（資料 006-004-023※P11）
出版助成制度（出版会）	専任教員等	（資料 006-004-023※P13）
出版助成制度（出版助成）	専任教員等	（資料 006-004-023※P13）
学会補助	学術団体（登録必要）	（資料 006-004-023※P14）

また、学部・研究科等の教育研究活動のために使用できる「学部管轄予算」（資料 002-003-056）を設けており、「研究活性化支援」（教員のプロジェクト研究活動、併置研究所の運営など、研究の高度化支援）としての支出に加え、大学院学生の研究基盤整備等のために、「大学院教育支援分」として予め定めた基準に基づき、調整額を加算している。さらに、「研究教育推進資金規程」（資料 008-004-008）に基づき、外部資金獲得に伴う間接経費、管理費等を獲得した場合は、その獲得額の2分の1相当額を当該組織における研究教育を推進することを目的として、「学部管轄予算」に繰り入れることとしている。なお、2022年度の「学部管轄予算」の執行状況は資料 002-003-057 のとおりである。

・外部資金獲得のための支援

学外との連携や大型外部資金の獲得を視野に入れた、高度にして独創的な研究を助成することにより、学術研究の推進を格段に図ることを目的とし、共同研究及び個人研究を支援する制度として「立教 SFR」を設けている。これは「学術推進特別重点資金助成規程」（資料 008-004-009）に基づいて運営し、申請時の研究計画遂行に直接必要となる経費を助成するものであり、採択となった場合は学外研究費の申請義務を課していることから、外部研究費獲得に向けたステップアップの研究費としても位置付けている。2017年度からは、大型外部資金獲得を推進するための制度として、「立教 SFR」の一種目として「研究外部資金採択者支援資金」を新設した（資料 008-004-009※第3条第7号参照）。後述のとおり、研究時間の確保にも寄与している。なお、2022年度における「立教 SFR」の過年度の評価結果及び新規採択結果は資料 008-004-010 のとおりである。また、文部科学省による科学研究費助成事業、独立行政法人日本学術振興会各種助成事業等の研究費が受給できるよう、申請、採択となった際の執行管理、実績報告等、外部研究費を受給した際に付随する各種の作業のサポートについてリサーチ・イニシアティブセンターのウェブサイト（資料 006-004-023※P15以降参照、008-004-011【ウェブ】）に掲載し、教員に周知を図っているほか、部長会及び全学研究助成委員会においても周知している（資料 008-004-

012)。特に、文部科学省による科学研究費助成事業については、申請のためのサポートプログラム（説明会、採択経験者の講演、採択申請書閲覧サービス等）を実施しているほか、政府、民間等による各種外部資金に関する情報についてウェブサイトによる情報提供と外部資金に関するメールマガジンの配信を実施している（資料 008-004-013）。さらに、2022 年度より、採択数向上等を目途として、「科研費申請サポートプログラム」に外部の専門業者による申請書レビュー・アドバイスサービスを追加した（資料 008-004-014）。なお、2022 年度におけるサポート件数は資料 008-004-015 のとおりである。

・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室の整備については、2012 年度から、教員各自の研究室とは別に、プロジェクト型研究を効果的に支援することを目的として、池袋と新座の両キャンパスに研究プロジェクト室（池袋 7 室、新座 3 室）を整備している。大型の科学研究費助成事業を始めとした外部研究費、学部横断的プロジェクト等で利用し、効果的・効率的な研究遂行がなされ、研究成果に繋がっている（資料 008-004-016）。研究時間の確保、研究専念期間の保障等については、研究により専念できる環境を整備するため、「立教 SFR」の種目に新たに「研究外部資金採択者支援資金」を 2017 年度から設けた。これは、ある一定の条件を満たす外部資金を獲得した研究者に対し、「兼務教員人件費」（臨増コマ）又は年度ごとに 44 万円の研究費を付与することにより、業務負担等の軽減を図るとともに、研究者の研究環境の改善を図ることで、大型研究外部資金獲得へのモチベーションを更に高め、採択増加を目指すものである。なお、2017 年度から 2022 年度までの付与実績は資料 008-004-017 のとおりである。また、文部科学省事務連絡「競争的研究費における制度改善について」（2020 年 5 月 29 日）に基づき、2022 年度からバイアウト制度を導入し、臨増コマ及び研究以外の用務を遂行できるアルバイトの雇用の支出を可能としている（ただし、アルバイト雇用の支出実績はない。）（資料 008-004-018）。さらに、2018 年度から科学研究費助成事業において業務の一部を業務委託に切り替えた（資料 008-004-019）ことにより、研究支援サービスの継続的な安定化を図ることができ、研究者の事務手続き等における時間短縮が図られている。

・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

以下の職種を設け、教育研究活動を支援している。

名称	職務内容（概要）	根拠規程
ティーチング・アシスタント（TA）	授業の補助、学生に対する指導等	（資料 002-003-060）
スチューデント・アシスタント（SA）	授業の補助等	
リサーチ・アシスタント（RA）	研究・教育プロジェクト等の遂行に必要な研究支援全般	（資料 002-003-066）
教育コーチ	オンデマンド授業、「学びの精神」等に係る授業補助	（資料 006-002-031,032）
教育研究コーディネーター	教育研究に関わる一定の専門性を必要とする補助業務等	（資料 002-003-065）

上記 5 職種の配置実績（人）は、TA 及び RA については大学基礎データ表 1、SA については資料 008-004-020、教育研究コーディネーターについては資料 008-004-021 のとおり

である。なお、教育コーチは全学共通カリキュラム運営センターで1名配置（2023年5月1日現在）している。また、本学で実施しているリーダーシップ教育（**資料 008-004-022【ウェブ】**）ではSAが重要な役割を担っている。経営学部では、BLP（**資料 006-004-056【ウェブ】**）及びBBL（**資料 006-004-057【ウェブ】**）でSAが授業運営の一翼を担っている（**資料 008-004-023【ウェブ】**）ほか、新入生対象のウェルカムキャンプの運営にも携わっている（**資料 008-004-024【ウェブ】**）。なお、BLPでは、SAに加えてクラスを横断的に俯瞰し、各クラスで得た学びのノウハウを共有することが主な役割であるCA（Course Assistant）を設け、学生が参画している（**資料 008-004-025【ウェブ】**）。全学共通科目の一つであり、グローバル教育センターが運営している立教 GLP（グローバル・リーダーシップ・プログラム）においても、経営学部と同様にSA及びCAを学生が担い、授業の運営に参加している（**資料 006-004-058【ウェブ】**）。

・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

メディアセンターにヘルプデスクを設置し、オンライン教育を実施する上での機器やシステムの利用を含む、学内のICT活用に関する全ての相談対応をワンストップで行っている。また、学内ポータルサイトでは、「授業支援」、「ICT活用」等の項目を設けて教職員が必要な情報を簡易に入手できるように努めている（**資料 008-004-026**）ほか、教員対象の「教員向け授業関連情報まとめ」ページを設け、教室設備の一覧と対応するマニュアルや動画コンテンツなどを用いて利用手順を案内している（**資料 008-004-027**）。さらに、オンライン教育については、オンライン授業マニュアルサイト（教員向け及び学生向け。日英に対応。）を特設し、準備、授業形態、授業方式等についてわかりやすく解説している（**資料 007-002-030【ウェブ】**、**008-004-028【ウェブ】**）。加えて、メディアセンターでは、問い合わせ相談やコンテンツ整備に加えて、教室視聴覚設備やオンライン会議システム、授業支援システム等の具体的な利用方法の相談を踏まえた、実地での技術支援対応までを総合的に行う体制を整備しており、教育活動の質の向上を図ることができている。ヘルプデスクの運用状況、AVサポートの実績等は**資料 008-004-029**のとおりである。そのほか、オンラインにおけるTA・SA制度の活用（**資料 008-004-030**）、教員やTA及びSAへの通信環境支援を行うとともに（**資料 008-004-031**）、「配信準備サポーター制度」を新設し（**資料 008-004-032**）、オンライン配信に要する授業前後の準備作業を支援することとした。

○点検・評価項目④の適切性の評価

「大学運営の基本方針」やそれに基づく中期計画を踏まえ、リサーチ・イニシアティブセンターによる「科研費申請サポートプログラム」の充実、バイアウト制度の導入など、研究支援制度の拡充を図っている。また、全学研究助成委員会によって、学内助成を適切に進めているほか、メディアセンターが、オンライン教育対応をはじめとした実地での技術支援対応等を行っており、教員が十分に教育研究活動に取り組み得るものとなっている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているといえる。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1	○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・ 規程の整備 ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備
---------	---

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

・ 規程の整備

点検・評価項目①のとおり、「研究活動行動規範」、「研究活動における不正行為への対応に関する規程」、「公的研究費の使用・管理に関する規程」等を整備している。

・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

部長会構成員、統括管理責任者、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者、リサーチ・イニシアティブセンター長等を構成員とする不正防止計画推進本部会議（資料 002-001-011）を設置し、不正防止に関する全学的取組みの策定と見直し、不正防止計画の実施状況の確認等に関する事項を審議している。研究倫理（教職員）については、既述の研究活動ガイド（P19, 22～24）、研究費ハンドブック（P11 不正防止計画ほか関連規程）に明記し大学としての考え方を明らかにしているほか、不正防止計画推進本部会議において毎年度 APRIN e ラーニングプログラムの実施とその修了報告を取り扱っている（資料 006-004-022）。なお、教員は研究者番号取得資格保有者、事務職員は公的研究費の管理・運営に携わる事務職員（人事部、財務部及びリサーチ・イニシアティブセンター）を対象としている。研究倫理（学生）については、不正防止計画推進本部会議において、毎年度研究倫理教育に係る取組みについての報告を求めており、対象組織の取組みを取りまとめた上で資料として提示することで、各組織の取組みを共有することができている（資料 008-005-001）。なお、2019 年度からは、対象に学部学生を含めた。研究活動の不正防止については、不正防止計画推進本部会議（2018 年度から 2022 年度は一年度に 2～4 回開催）において、不正防止計画を策定（資料 008-005-002※P71 参照）しているほか、文部科学省へ提出するチェックリストの共有（資料 008-005-002）、文部科学省通知の周知徹底、「研究機関における公的研究費管理監査のガイドライン」の改正（2021 年 2 月）に伴う対応等に取り組んでいる（資料 008-005-003）。

・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

下表の機関を設置している。人文社会科学系の分野における倫理審査制度の整備については、それを担う組織がなかったため、2017 年度より研究活動行動規範マネジメント委員会がその役割を担うこととした（資料 008-005-004）。なお、研究活動の不正行為、研究費不正等については、研究活動行動規範マネジメント委員会が、「研究活動における不正行為への対応に関する規程」に基づき、調査等を行うことになっている（資料 008-005-005）。

会議体（機関）名	根拠規程
ライフサイエンスに係る研究・実験の倫	・ ライフサイエンスに係る研究・実験の倫理及び安全に

理及び安全委員会	関する規程（資料 008-001-013） ・ライフサイエンスに係る研究・実験の倫理及び安全委員会規程（資料 008-005-006）
研究活動行動規範マネジメント委員会	・研究活動行動規範（資料 008-001-009） ・研究活動行動規範マネジメント委員会規程（資料 008-005-007） ・研究活動における不正行為への対応に関する規程（資料 008-001-010）
利益相反マネジメント委員会	・利益相反マネジメントポリシー（資料 006-004-020） ・利益相反マネジメント委員会規程（資料 006-004-021）
安全保障輸出管理委員会	安全保障輸出管理規程（資料 008-001-014）

○点検・評価項目⑤の適切性の評価

関連する規程及び会議体を整備している。とりわけ、理学部、現代心理学部、スポーツウェルネス学部など、動物実験を実施する学部があるため、ライフサイエンスに係る諸規程の制定及び会議体の設置を行っている。また、文部科学省が示しているガイドラインの改正に適切に対応し、社会一般の趨勢等を踏まえた内容となっている。さらに、研究費の不正使用の発覚（2018年12月）（資料 008-005-008【ウェブ】）後、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の徹底、相談・通報窓口の周知、出張報告書等の提出、印鑑の預かりの禁止の徹底等の再発防止策（資料 008-005-009）を厳格に講じている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1	○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点
評価の視点 2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点

「全学内部質保証推進組織」を構成する会議体を通じて行う、全学的な点検・評価における実施組織及び観点は次のとおりである。

部長会（2022年度）では、池袋キャンパスメーキング第一期整備計画、オープンアクセス方針の策定（図書館）など、自己点検・評価運営委員会及び不正防止計画推進本部会議で取り扱うことが明確に定められているもの以外の事項について幅広く点検・評価及びその結果に基づく改善・向上を行っている。

自己点検・評価運営委員会では、大学基準協会が示す評価項目に基づいて、毎年度点検・評価を行っており、教育研究等環境（基準8）については、2020年度、2022年度及び2023年度に重点評価項目と設定し、関係事務部局に自己点検・評価報告書の作成及び提出を求めた（資料 03-02-13）。この点検・評価については、大学基準協会が公表している大学評価ハンドブックの内容や公表されている他大学の大学評価結果の内容を分析しながら、本学の課題として認められる事項を同委員会において報告し、同委員会又は別の会議体で改

善を図っている。

不正防止計画推進本部会議では、既述のとおり、不正防止計画、研究倫理教育等について、改善・向上を行っている（既出根拠資料参照）。

さらに、各部署では、以下の会議体を設置して点検・評価を行った上で、各会議体の構成員に含まれる部長会構成員又は総長室長等を通じ、必要に応じて部長会等にその結果を報告している（会議体の構成員等は**資料 008-006-001** 参照）。

会議体名	根拠資料
情報戦略委員会	(資料 008-002-001, 008-006-002)
化学物質等管理委員会	(資料 008-006-003,004)
衛生委員会	(資料 008-006-005,006)
個人情報保護委員会	(資料 008-002-040【ウェブ】)
図書館運営委員会	(資料 008-003-001, 008-006-007)
全学研究助成委員会	(資料 008-004-004, 008-006-008)
ライフサイエンスに係る研究・実験の倫理及び安全委員会	(資料 008-005-006,008- 006-009)
研究活動行動規範マネジメント委員会	(資料 008-005-007, 008-006-010)
利益相反マネジメント委員会	(資料 006-004-021, 008-006-011)
安全保障輸出管理委員会	(資料 008-001-014, 008-006-012)

施設・設備関係については、総務部施設課が、（１）中期修繕計画の作成とその点検・評価に基づく見直し、（２）担当部署からの改善要望の聴取（**資料 008-006-013**）、（３）中長期修繕計画、改善要望等に基づく整備案の財務部との協議・調整（**資料 008-006-014**）及び（４）総長室への提案（**資料 008-006-015**）を行いながら、次年度の予算案を作成している。教育研究活動の情報基盤である「立教バーチャルキャンパス(Rikkyo V-Campus)」の運用状況については、定期的に、利用状況、帯域・容量、サービス提供等の点検と評価を行いながら、適切に運用している（**資料 008-006-016**）。また、メディアセンターの運用状況について、年度ごとに年報として学内への報告を実施している（**資料 008-006-017**）。

中期計画の各事業には、それぞれ担当副総長と主管（事務）局を定めている。教育研究等環境（基準８）に関連する事業は、７．大学図書館の機能拡充、８．2024年度の次期認証評価への対応、９．学内研究所・研究センター等の「再」活性化、10．人文科学・社会科学を軸とした学術知共創の支援、11．国内外共同研究推進の支援、24．池袋キャンパス第一期施設整備計画の策定、25．新座キャンパスメーキング基本構想策定と第一期整備計画の策定、26．情報戦略2.0の推進の８点である。中期計画の進捗状況については、担当副総長が主管（事務）部局とともに、年に２回（上期：10月及び下期：年度末）点検・評価を行い、大学中期計画・事業計画管理委員会で取りまとめを行っており、その結果を部

長会及び自己点検・評価運営委員会で報告している（資料 01-03-01）。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

（Canvas LMS の導入）

中期計画の策定にあたり、全学的かつ中期的視点によって、情報インフラの整備、情報活用型組織への変革、大学運営を支える基本的な ICT 環境の整備・運用を目指すことを方針とした。これを踏まえ、本学で使用していた学習管理システム（LMS）「Blackboard」が 2023 年末でサポート終了となるため、（１）課題の精緻化、（２）「Blackboard」オンプレミス版サポート終了に伴う対応方針の検討、（３）対応方針に伴う対応計画の策定及び（４）その他必要な事項を検討するため、LMS 検討ワーキンググループを教育改革推進会議の下に設置した。同ワーキンググループからの報告を踏まえ、LMS 選定評価委員会を設置するとともに、同委員会の評価結果に基づき、次期学習管理システムとして、「Canvas LMS」を導入することを決定することができた。2023 年度は「Blackboard」と並行運用し、2024 年 4 月以降は「Blackboard」を利用停止する。なお、「Canvas LMS」の導入に伴い、FD ワークショップを開催した（資料 008-006-018）。

（キャンパスメイキング）

中期計画の策定にあたり、池袋キャンパスは、キャンパス価値の向上と既存建物の改修・更新について、「キャンパスメイキング基本構想」に基づき、2035 年までの整備計画の具体化に着手することを方針とした。これを踏まえ、「池袋キャンパスメイキング基本構想 2020 年」（資料 008-001-003）に基づき、第一期整備計画期間として 2035 年度までを範囲とした「池袋キャンパス第一期整備計画」（資料 008-006-019）を策定した。本整備計画は、外国人留学生の受入れ拡大、異文化コミュニケーション学部の収容定員増加、新学部の開設構想による学部収容定員増加に対応することを目的にミッチェル館、9 号館及び 5 号館の建替え計画、4 号館及び 13 号館の理学部再配置に伴う大規模改修計画に関する内容である。なお、これは前回の認証評価受審時（2017 年度）において「改善すべき事項」としていた「校地校舎等の整備」や「研究支援」の課題・問題点（資料 008-006-020【ウェブ】）に関し点検・評価し、その当時以降の課題を含め再整理し、改善・向上する新たな整備計画として策定したものである。

（オープンアクセス方針）

中期計画の策定にあたり、社会的な変革や時代の要請等に応じた新しい図書館の在り方について、学部・研究科等の意見を広く聞きながら検討を進めることを方針とした。これを踏まえ、オープンアクセスに関する国内及び学内の現状を把握するとともに（資料 008-006-021）、各学部、研究科での検討を経て策定することができた（資料 008-001-008【ウェブ】）。

（研究環境の改善）

立教 SFR「研究外部資金採択者支援資金」は、現状の点検・評価を踏まえ、研究者の研究環境の改善を図ることにより、大型研究外部資金獲得へのモチベーションを更に高めることで採択増加を目指すことを目的として 2017 年度から開始した（資料 008-006-022）。2017 年度から 2022 年度の同資金支給対象者と大型研究外部資金の採択者数は資料 008-006-023 のとおりである。微増ではあるが増加傾向にあるため効果が現れているといえる。

（研究倫理）

不正防止計画推進本部会議による APRIN e ラーニングプログラムの実施とその修了報告については、2021 年度から複数回にわたって全体の修了状況、組織ごとの修了状況を示したことが功を奏し、2021 年度及び 2022 年度は修了率を 100%とすることができた（資料 006-004-022）。

（２）長所・特色

対面授業に伴う感染対策として大規模な施設・設備の整備を行ったこと、オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制が充実していることが、本学の長所・特色である。

2021 年度から対面授業の割合を大幅に増やすことを決定したことを受け、換気設備工事、透明マスクの活用、オンライン・ミックス型授業対応機器の整備を行うことで、対面での授業と感染対策を両立した。

メディアセンターによるワンストップでの相談対応、学内ポータルサイトの活用（マニュアル、動画コンテンツ等）、実地での技術支援対応のほか、オンラインにおける TA・SA 制度の活用、教員や TA 及び SA への通信環境支援、「配信準備サポーター制度」の新設など、オンライン配信に要する授業前後の準備作業を支援した。

（３）問題点

不正防止計画推進本部会議による APRIN e ラーニングプログラムを実施し、研究倫理教育を徹底してきたが、前回の受審以降、公的研究費の不正使用（2019 年）（資料 008-005-008【ウェブ】）及び研究活動上の不正行為（2023 年）（資料 008-007-001【ウェブ】）が発覚した。いずれについても調査結果を公表し、厳正に対処したところである。

今後は、不正防止計画推進本部会議を中心に、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組みを更に徹底して行う所存である。

（４）全体のまとめ

汎用的な方針に加え、個別具体的な方針を定め、必要となる取組等を明確にするとともに、建学の精神に基づく「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れたキャンパス整備を計画し、換気設備の整備工事など、コロナ禍への対応を行った。図書館については、基本方針に基づき、図書館運営委員会を活用して適切に運営しているほか、事務職員の役割の明確化や専門的な知識を有する者の配置を行っている。教育研究活動の支援については、「大学運営の基本方針」等を踏まえ、科研費申請に係る支援など、研究支援制度の充実を図るほか、全学研究助成委員会を活用して学内助成を行っているとともに、メディアセンターによる技術支援など、オンライン教育対応を行っている。情報倫理については、関連規程類等を整備するとともに、学生又は教職員向けのガイドブック等を作成し、情報倫理の確立に努めている。研究倫理については、関連規程類等を整備しているのはもちろんの

こと、不正行為発覚後は、迅速かつ厳正に対処している。点検・評価については、中期計画を踏まえて「全学内部質保証推進組織」が行っており、同組織による教学マネジメントの下、新学習管理システムを導入するなど、改善・向上を図っている。

以上のことから、本学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しているといえる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示
--------	---

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の明示等

本学の建学の精神を表している言葉は、「Pro Deo et Patria」である（資料 01-01-01【ウェブ】）。直訳すると「神と国のために」というラテン語であるが、これを「普遍的なる真理を探究し、私たちの世界、社会、隣人のために」と捉えている。このことは、「みずからの学びと体験を他者に伝達し、他者と共有できる感性と知性をもった人間を育てます」等とした「立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言」（2021年4月公表）（資料 006-001-004【ウェブ】）にも受け継がれている。本学が行う社会連携・社会貢献に係る活動についても、これらの趣旨を踏まえ、「共に生きる」ことを重視している。以上を踏まえた社会連携方針については、大学ウェブサイト公表している（資料 09-01-01【ウェブ】）。また、2011年4月には、「東日本大震災に伴う立教大学の復興支援活動指針」を策定し、同指針に基づき、被災地の復興支援を続けている（資料 09-01-02【ウェブ】）。さらに、2021年度に就任した総長の下、社会連携・社会貢献に係る活動を含む「大学運営の基本方針」（資料 01-01-06【ウェブ】）及びそれに基づく中期計画（資料 01-02-04【ウェブ】）を策定し、大学ウェブサイトで公表している。

○点検・評価項目①の適切性の評価

2014年度に改定した社会連携方針には、「本学がもつ知やネットワークを社会と共に活用するような仕組みづくり」「それぞれの人や機関を結びつける役割を果たす」と明記しており、既述した建学の精神の趣旨を表わしている。そのため、2022年度の点検を行った結果、内容の修正は行わないこととした。また、後述するように、「共に復興の道を歩む」ために策定した「東日本大震災に伴う立教大学の復興支援活動指針」に基づいて、岩手県陸前高田市等において復興支援活動を継続しており、建学の精神に照らして、適切であると評価できる。さらに、いずれも大学ウェブサイトで公表していることから、大学内で適

切に共有できているといえる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1	○学外組織との適切な連携体制
評価の視点2	○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3	○地域交流、国際交流

○学外組織との適切な連携体制

2022年9月30日現在、31（大学として19件、学部及び研究科として4件、研究所として6件並びに学校法人として2件）の自治体、企業等と協定を締結しているほか、26の企業等による寄附講座を開講している（資料 09-02-01）。大学としての主な締結先は以下のとおりである。

（地方公共団体）

キャンパスを設置している豊島区及び新座市については、「豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定」（2007年11月締結）（資料 09-02-02【ウェブ】）及び「新座市と立教大学との連携協力に関する包括協定書」（2010年10月締結）（資料 09-02-03【ウェブ】P7参照）に基づき、地域連携を促進するため、毎年、大学（総長）と豊島区長及び大学（学生）と新座市長等が、継続して直接意見交換を行なっている（資料 09-02-04【ウェブ】、資料 09-02-05【ウェブ】）。また、埼玉県とは、県及び大学が相互の密接な協力と連携により、経済・産業・環境・福祉・教育・文化等の分野において協力し、豊かな地域社会の形成・発展と人材育成に寄与するため、包括協定を締結している（資料 09-02-06【ウェブ】）。岩手県陸前高田市については、2003年9月から正課外教育プログラム・林業体験を通じて友好関係を深めていたこともあり、2011年6月に東日本大震災における「重点支援地域」に指定した。2012年5月には同市と多様な分野で包括的に連携・協力する協定を締結、2017年4月には同市協力のもと国立大学法人岩手大学と協働で交流活動拠点「陸前高田グローバルキャンパス」を開設したほか、陸前高田市をフィールドとした多様な正課・正課外教育プログラムを実施している（資料 09-01-02【ウェブ】）。「陸前高田グローバルキャンパス」は、本学及び岩手大学をはじめ、東京大学、東北大学、青山学院大学、関西大学等の国内大学のほか、ハーバード大学、プリンストン大学、スタンフォード大学等の海外著名大学の学生も利用している。

（企業）

株式会社武蔵野銀行については、本学と同銀行がそれぞれに持つ固有の資源を活かし、埼玉県の地域の活性化、地域の人材交流・人材育成の支援及びその他、埼玉県の活性化に寄与する事項の推進に向けて具体的な貢献を行うことを目標とした、産学連携協定を2007年に締結した。市民生活における個々の具体的な課題を、課題のある現場で解決していくという活動を行っている（「（産学連携）」参照）。埼玉西武ライオンズについては、本学と西武ライオンズがそれぞれ持つ資源を生かし、協働して事業に取り組むことを通じて、地域社会の発展や教育振興への寄与を目的とした「連携協力に関する基本協定」を締結し

た。同協定では、「地域振興に関すること」、「スポーツ振興に関すること」及び「教育振興に関すること」の3つを掲げている（資料 09-02-07【ウェブ】）。

（その他）

学生の活動先となる団体については、ボランティアセンターが、毎年度、社会福祉協議会や学外ボランティア団体等の学外組織の体制及び活動状況の確認を行い（資料 09-02-08）、情報をアップデートしつつ、同センターの活動方針等の最新の情報を学外組織に提供しながら、学生の受け入れ等を依頼している（資料 09-02-09）。2022 年度には、株式会社サンシャインシティが主催する古着マーケットイベントへの協力や、学習支援団体アスポートが運営を行う新座北教室への新座キャンパスの教室提供等により協力関係を構築した。これらの団体は、立教サービスラーニング科目（「RSLーコミュニティ（池袋）」（資料 09-02-10）及び「RSLーコミュニティ（埼玉）」（資料 09-02-11））の実習委託先となっている。また、ボランティアセンターのキャンプ実施先である山梨県清里の KEEP 協会、山形県高畠町の上和田有機米生産組合とも連絡を密に取りながら、関係を構築し適切な連携体制を継続している。以上に加え、ボランティア活動に関する情報収集等を行うボランティアセンター運営協議会（資料 007-003-007）では、校友会に属する者及び学外有識者（豊島区で活動している NPO 法人の代表者等）を委員として委嘱し、幅広い知見を同センターの活動に活かしている（資料 09-02-12）。なお、委員が有するネットワークとの連携により、新たなボランティアの場の提供や機会の創出等が拡大するなど、適切な連携体制を構築している。

ビジネスデザイン研究科では、株式会社 NTT データ経営研究所と 2021 年度から講座の提供や「観光 DX 人材の育成・教育プログラム開発」に関する共同研究の実施を通じ、デジタル技術を活用して社会を変革する人材の育成・輩出に向け、連携して取り組みを進めてきたところ、2022 年 7 月に教育研究協力に係る協定を締結した（資料 09-02-13【ウェブ】）。人工知能科学研究科では、株式会社ビズリーチと、ビジネスにおける人工知能の活用・社会実装を促進するため、人材交流、学生のキャリア開発、共同研究等の分野で産学連携を推進し、相互の発展と社会への貢献を目的とする、「人工知能分野等に関する包括的な教育研究協力についての協定」を締結した。本協定に基づき、人工知能技術の共同研究、学生のキャリア開発、共同研究における人材交流等を行っている（資料 09-02-14【ウェブ】）。

○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進（資料 09-02-15【ウェブ】）

（正課科目）

実社会の現場での体験学習を通して学びを深めていく「立教サービスラーニング（RSL）」（全学共通科目）（資料 09-02-16【ウェブ】）を全学部生対象の正課科目として開講している。RSL（実践系科目）では、事前学修（課題設定や仮説設定、理論的な知識の導入）、体験学習（受入れ機関は行政・企業等）及び事後学修（体験を学問的に意味づける作業や自分自身の今後の行動につなげる）を行うこととしており、資料 09-02-17 のとおり社会で生起するさまざまな課題を題材とした体験学習を行っている。RSL については、大学ウェブサイトのほか、学生向けポータルサイト（RIKKYO SPIRIT）において、「授業・履修」と題したページ内に「立教サービスラーニング（RSL）」という項目を設け（資料 09-02-18【ウェブ】）、科目の種類、説明会配布資料等、学生の体験レポート、授業の様子や履修学生の声等（動画あり）、受入れ団体一覧等を分かりやすく公表している（資料 09-02-19【ウ

ウェブ】）。なお、「立教サービ斯拉ーニング（RSL）GUIDE」を毎年度作成し、大学ウェブサイト及び学生向けポータルサイト内で公表している（資料 09-02-20）。また、本学独自のリーダーシップ開発プログラムで、グローバルに活躍するために、外国語と同様に重要な「リーダーシップ」をスキルとして身につけることを目的とした「グローバル・リーダーシップ・プログラム（GLP）」（全学共通科目）（資料 09-02-21【ウェブ】）は、学生 4～5 名程度のチームを構成し企業が提示するプロジェクト課題に少人数のグループワーク形式で取り組む授業科目である。このうち「GL101」（リーダーシップ入門科目）では、2021 年度に「東北 6 県研究所」から与えられた課題に基づき、現状分析や課題解決案の作成に取り組んだ（資料 09-02-22【ウェブ】）。なお、GLP は経営学部における BLP（資料 006-004-056【ウェブ】）及び BBL（資料 006-004-057【ウェブ】）の仕組みを全学展開したものである。さらに、理学部及び経営学部では、2023 年度の「理学とビジネスリーダーシップ」において、株式会社サンシャインシティから与えられた課題にチームで取り組み、企業に直接プレゼンテーションを行った（資料 09-02-23【ウェブ】）。

（正課外活動）

本学はキリスト教に基づく建学の精神を具体化したものの一つとして、「共に生きる」ことを重視している。ボランティアセンターは、この「共に生きる」を礎に、学生が他者との関わりや社会的な課題に取り組むことを通じて、人間としての成長とよりよい社会の実現を目指す意志の育成を図っている（資料 09-02-24【ウェブ】）。また、社会のリアルな現場に触れることや、様々な他者と関わることを通じて総合的・実践的に学ぶために、ボランティアセンターが主催するボランティアキャンプ、農業体験に加え、学生部及びチャペルが主催するキャンプ、林業体験、異文化交流プログラムなど、日常とは異なる世界や人々と出会えるプログラムを実施している（資料 007-002-018【ウェブ】）。なお、これらのプログラムは、「RIKKYO CHALLENGE」（基準 7 において詳述）として、「A:立教生になる」、「B:まなぶ」、「C:学生同士で支え合う」及び「D:さまざまな世界を体験する」の 4 つに区分している。具体的な活動内容は資料 09-02-25 のとおりである（「学生コーディネーター」については資料 09-02-26【ウェブ】参照）。

（生涯学習）（資料 09-02-27【ウェブ】）

50 歳以上のシニア層を対象に創設した学びの「場」である「立教セカンドステージ大学」は、2023 年度で創立 15 周年を迎えた。主な特徴は資料 09-02-28 のとおりである。また、修了者には学校教育法第 105 条に規定される「特別の課程」として履修証明書を発行している。なお、専用ウェブサイトも開設している（資料 09-02-29【ウェブ】）。さらに、社会人向け講座として資料 09-02-30 に記載の講座（「リーダーシップ開発力育成コース」については資料 09-02-31【ウェブ】参照）を開講しているほか、社会人（学外）向けイベント又は講演会情報を、大学ウェブサイトで公表している（資料 09-02-32【ウェブ】）。

（研究）

2022 年度は、「耐量子計算機暗号の暗号化／鍵交換技術に関する研究」（理学部×日本電信電話株式会社）、「中山間地域ふるさと事業調査研究事業（ふるさと支援隊）」（観光学部及びコミュニティ福祉学部×埼玉県）、「育児支援を目的とした認知行動療法への IT 活用」（現代心理学部×NEC ソリューションイノベーション株式会社）、「人工知能技術・データサイエンスを活用した埼玉西武ライオンズのチーム強化支援」（人工知能科学研究

科×株式会社西武ライオンズ）など、多くの地方公共団体及び企業と受託研究又は共同研究を行った（資料 09-02-33）。そのほか、経済学部では、サンヨー食品株式会社社長が経済学部客員教授に就任し、サンヨー食品株式会社との共同研究「JAPAN 発食品文化の可能性」を実施した（資料 09-02-34【ウェブ】）ほか、学生参加の「サマーワークショップ」（資料 09-02-35【ウェブ】）及び「商品企画プレゼンテーション大会」（資料 09-02-36【ウェブ】）を開催した。理学部では、日本曹達株式会社からの寄附を受け、2017 年度より開始した寄附型研究プロジェクト事業「未来テーマプロジェクト研究」を、2021 年度より 3 年間継続することが決定した。カーボンニュートラル社会の実現に向けて、高効率水素貯蔵分子の開発を行い、大きな成果を上げている（資料 09-02-37【ウェブ】）。

（産学連携）

民間企業、政府機関、地方公共団体等の学外機関からの委託を受けて、地域貢献・地域活性化などのミッションに対応した各種のプログラムを展開している（資料 09-02-38【ウェブ】）。観光学部では、株式会社武蔵野銀行の委託による「埼玉県地域活性化プロジェクト」を 2008 年から継続して活動しており、学生が埼玉県各地域の観光 MAP（ぶらってまち歩き MAP）を作成している。2007 年の「ぶらって幸手」を皮切りに、2023 年には 11 作目となる「ぶらって草加」を発行し、学生が草加市長に贈呈した。また、本学総長とともに学生が埼玉県知事を表敬訪問し、活動報告を行った（資料 09-02-39【ウェブ】）。さらに、埼玉県での活動に加え、『ヘリテージ（文化遺産）』をコンセプトに、JR 東日本池袋運輸区の社員と学生が共同で「IKEBUKURO West」を企画・制作した（資料 09-02-40）。加えて、観光資源の創出の調査・研究や SNS などを活用した情報発信を行いながら、野田市役所と協働で、自転車と川空間を組み合わせる新たな地域価値を創り出す取組みを行っている（資料 09-02-41【ウェブ】）。ビジネスデザイン研究科では、巣鴨信用金庫の協力の下、「コンサルティング・メソッド 1・2」で同金庫の取引先企業の抱える問題を企業経営者と院生が一緒になって解決していくという、産・金・学が一体となって実施される実践的教育プログラムを 2006 年以降十数年にわたって続けている。学生が提案した「持株会社化」を実際に実現した企業が出るなど、他のビジネススクールには見られない先駆的な成果が得られた（資料 09-02-42）。また、同研究科では、埼玉県飯能市に本部を置く飯能信用金庫の経営者養成事業「竹林舎」の運営に、開設時の 2006 年度から関わっている。毎年 10 カ月に及ぶ講座のプログラム作成から講師の手配等を行い、これまでに約 660 名が講座を受講した。実践的なカリキュラムであるため、受講者が直ちに所属企業でそのノウハウを取り入れるなど、その効果が表れている。さらに、2004 年度より寄付講座を開設しているところ、寄付元企業は年々増加し、2023 年度には 12 の組織（企業・団体）となった（資料 09-02-43【ウェブ】）。寄付講座では、当該企業又はその業界における企業実務の最前線の話題が提供され、履修者の知識習得や論文執筆に役立っている。授業内でのディスカッションを通じて、授業に陪席している寄付元企業の役員や従業員にも新たな気づきや学びの機会の提供につながっている。人工知能科学研究科では、産官学連携のプラットフォームである TMIP（Tokyo Marunouchi Innovation Platform）に 2021 年度よりパートナーとして参画している。参画している企業とのコラボレーションにより新しい共同研究が生まれることが期待される（資料 09-02-44【ウェブ】）。

(SDGs)

既述したとおり、本学はキリスト教に基づく建学の精神を具体化したものの一つとして、「共に生きる」ことを重視している。この観点、国連の持続可能な開発目標（SDGs）と合致しており、大学ウェブサイトにおいて、本学の様々な取組みに、17のSDGsの目標のアイコンを付記して紹介している（資料 09-02-45【ウェブ】）。

(その他)

理学部では、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）事業として選定された同志社大学主催の「ガールズサイエンスキャンプ 2021」との共同企画として、「立教大学理学部中高生チャレンジ★ラボ」を実施した。プログラムは全てオンラインで実施し、「女子大学院生 OG や企業エンジニアによる仕事・研究紹介とディスカッション」、「光の不思議と宇宙の不思議（講義）」、「美しき化学の世界～色で分かる酸化還元反応～（演示実験）」などのプログラムを実施した（資料 09-02-46【ウェブ】）。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金助成事業の選定を受け、2018年度から「立教大学理学部こどもはかせ教室」を開催しており、40組（小学生1名とその保護者1名）ほどを対象として、インジゴ（藍）を用いた染色の実習を行っている（資料 09-02-47【ウェブ】）。人工知能科学研究科では、（1）「Rikkyo AI オープンハウス 2022」の開催、（2）JM00C への講座開設及び（3）科学技術利用に伴う倫理分野における啓蒙活動を行った。（1）は、AI・データサイエンスを一般の方に知ってもらう機会を提供するため、学生が主体となって企画し、体験ブース運営や研究発表を行った。約 300 名が来場し、就学前の幼児から社会人まで幅広い層に AI・データサイエンスに親しんでもらう機会となった（資料 09-02-48【ウェブ】）。（2）は、AI・データサイエンスの裾野をさらに広げるため、2022 年度より JM00C への講座提供を開始した。2022 年度は「AI とメタバースの現在地と未来」と題して開講した。履修登録者は約 2,600 名であり、オンライン講座の他に対面授業も実施した（資料 09-02-49【ウェブ】）。（3）は、ELSI（Ethical, Legal and Social Issues）分野の啓発活動への貢献である。同研究科は、科学技術の利用に関わる倫理や法律、プライバシー等の ELSI を重要視しており、公開シンポジウムを開催したほか（資料 09-02-50【ウェブ】）、専任教員（資料 09-02-51【ウェブ】）が関連学会の要職に就任している。

○地域交流、国際交流

(豊島区)

本学は 1919 年、本館、図書館、寄宿舍（現 2 号館、3 号館）、食堂の落成式を行い、池袋キャンパスとしての歩みを開始した。100 年以上の長い歴史を持つ池袋キャンパスでは、キャンパスが立地する豊島区や池袋で多彩な連携活動を行っている（資料 09-02-52【ウェブ】）。具体的な活動例は資料 09-02-53 のとおりである。

文学部では、2007 年の文学部創立 100 周年に際し、地域連携事業の企画として「豊島こども大学」を開校した。本学の学生が主体となり、豊島区の小学生とともに「豊島区を知る・創る・楽しむ」をテーマに様々な企画を行っている（資料 09-02-54）。経済学部では、「自動運転技術を活用したビジネスモデル構築に関するプロジェクト」（主管：東京都戦略政策推進情報本部特区・戦略事業推進課）に参加し、大学生向けサービスの提案等を行った（資料 09-02-55【ウェブ】）。理学部では、科学実験教室「おもしろサイエンスワールド」を開催するほか、豊島区小学校の科学クラブへの協力、豊島区立小学校教育研究会

理科部教員研修会の実施、サイエンスサポーター・数学 TA といった学校ボランティアの派遣など、教員・学生が専門性を生かした連携活動を実施している（資料 09-02-56【ウェブ】）。異文化コミュニケーション学部では、豊島区と連携し、日本語を母語としない人々の日本語学習を支援している。学部や大学院で日本語教員になるための科目を履修している学生を中心とし、週に 2 回、日本語教室を開いているとともに、一人ひとりの参加者に寄り添い、学生が教材を作成している（「立教日本語教室」）（資料 007-002-057【ウェブ】）。また、外国人留学生（韓国、中国、ベトナム）を含む有志の学生 10 人が、「地域貢献プロジェクト」の一環として、豊島区役所税務課と協働で「外国人向け住民税支払い案内」を作成した（資料 09-02-57【ウェブ】）。さらに、サービスマーケティング（正課科目）（資料 09-02-58【ウェブ】）として、「English Camp」を開講している。2021 年度はオンライン、2022 年度はハイブリッド型（対面及びオンライン）で実施した。特に 2022 年度秋学期は、豊島区と連携して、近隣の中学校へ出向いての言語支援活動を再開し、連携する中学校もこれまでの 1 校から 2 校に増加した。この授業科目では、豊島区の小中学生及び陸前高田市の中学生を対象に、同学部の日本人学生と外国人留学生と一緒に英語でアクティビティを行うプログラムを実施している。2021 年度はオンラインで、2022 年度は対面で実施した。

（埼玉県）

新座キャンパスは開設当初より「地域に開かれたキャンパス」を標榜し、本学の施設の新座市民への開放など、地域連携を行っている（資料 09-02-59）。具体的な活動例は資料 09-02-60 のとおりである。また、新座市国際交流協会からの要望に基づき、新座市民の国際認識及び国際理解を深め、外国人市民との異文化交流を図ること等を内容とした「国際交流デー」の後援を大学として行った（資料 09-02-61）。さらに、埼玉県との包括連携協定に基づく連携推進の一環として、若者の感性を県政に生かすとともに、学生に対して生きた学習の場を提供することを目的に、知事との意見交換会を実施している。2023 年度は「防災」及び「男性の育休」をテーマとした（資料 09-02-62【ウェブ】）。

（岩手県陸前高田市）

既述のとおり、東日本大震災を受けて陸前高田市を「重点支援地域」に指定し、様々な復興支援・交流活動が続けている。また、陸前高田市協力のもと、2017 年 4 月に国立大学法人岩手大学とともに交流活動拠点「陸前高田グローバルキャンパス」（資料 09-02-63【ウェブ】）を開設した。陸前高田市民並びに本学学生及び教職員が、共に考え、学ぶことを通じて、復興の道を歩む希望を一緒に見出しつつ、育っていくための場と位置づけ、様々な活動を展開している（資料 007-002-024, 09-02-64）。具体的な活動例は下表のとおりである。

活動例	概要
【教育】 陸前高田プロジェクト（正課） ※全学共通科目 ※使用言語：英語 （資料 09-02-65【ウェブ】 ,66）	・ 陸前高田をフィールドとした課題基盤型学習プログラム ・ スタンフォード大学をはじめとする海外大学の学生と協働 ・ 被害状況や復興の取り組み・現状を自身の体験として知る ・ 被災地や被災者の抱える復興における課題を共有
【教育】 SDG s フィールドワーク（ローカ	・ 陸前高田市の自然、歴史・文化と産業、そして 2011 年の東日本大震災に伴う津波被害について理解する

ル）（正課） ※文学部 （資料 09-02-45【ウェブ】）	・地域の課題を掘り起こし、地域の人々と交流し、地域の持続可能な社会づくりのための提案をする。 ・県立高田高校の生徒の総合的な探究の時間の授業と連携 →高校生の地域創生教育を支援し、共同で探究教育の発表 ・事前学習を経て、3泊4日程度の現地調査 ・最終日にグローバルキャンパスで発表を行う
【教育】 林業体験（正課外） （資料 09-02-67【ウェブ】）	・宿泊して共同自炊生活を行いながら林業について学ぶ ・実際に森の中で枝打ちや除伐作業を行う ・共同生活を通じて他者理解と自己の再発見をする
【研究】 次世代型仮設住宅「ム・ベングルウス」 （2022年11月契約終了により撤去） （資料 09-02-68【ウェブ】）	・陸前高田グローバルキャンパスに全国で初めて内覧可能な形で設置（2020年2月） ・平常時はホテルや研修施設等として利用 ・災害時はトラックに貨物として載せて瞬時に移動 →福祉避難所や仮設住宅として利用する「社会的備蓄」
【社会貢献】 立教たかたコミュニティ大学 （2017年度～2019年度まで開催）	・地域課題に即した市民向け講座を開講 ・SDGs講演会など

2011年4月に「東日本大震災に伴う立教大学の復興支援活動指針」を策定し、同市災害ボランティアセンターを通じてのボランティア、市立図書館再生支援、子ども向けスポーツ教室、留学生が復興過程を学ぶ陸前高田スタディツアー、映像ビデオの作成及び写真展の開催による同市の発信活動など、様々な取組みを行っている。これらの取組みは大学ウェブサイト「活動の軌跡」として時系列に整理して公表しているほか（**資料 09-01-02【ウェブ】**）、電子冊子として公表している（**資料 09-02-69**）。

社会学部では、（1）東日本大震災 RDY（立教生ができることをやろう）プロジェクト、（2）震災のフィールドワーク（生活支援・ライフストーリー・プロジェクト）及び（3）ICT教育の実践によるコミュニティ支援を実施した。（1）は、2011年5月の初イベントに集まった学生達が立ち上げた学生団体と協力しながら、主に気仙沼市唐桑町や陸前高田市を訪れ、現地の人びとと出会い、一人ひとりの声に耳を傾けることを主軸とした活動が続けてきた。学部や大学院に関連科目を開講し（2013年度から2022年度まで）、学生はこれらのコンテンツを組み合わせながら学びを深めてきた。2015年には、地元の方からの依頼で作成した仮設住宅で暮らす人びとの聞き書き記録（小倉康嗣ゼミナール編『とまり木を生きぬく人びと～唐桑・仮設住宅物語』）を作成した。同書は現地を訪れる人びとに今でも広く読まれている（**資料 09-02-69※P10, 11**）。（2）は、2012年に社会学部のゼミでの活動として開始し、2013年度正課科目とした（2022年度まで）。東日本大震災という経験について、岩手県上閉伊郡大槌町、同県陸前高田市、宮城県気仙沼市唐桑町をフィールドワークし、被災した人びとや現地で活動をしている人たちと関係をつくりながら、その経験の語り＝ライフストーリーを聞きとり、それを、現地の人びとの支援につなげつつ、未来への経験的遺産としてアーカイブ化（過去の記憶を保存し将来の新たな生のあり方・社会のあり方を探る記録として蓄積）するとともに、履修者各自の問題意識を踏まえて報告書を作成し、現地の方々へ届けてきた。2017年から大槌町は学生の希望に基づき開講す

る自主講座として、陸前高田市と唐桑町は上記「東日本大震災 RDY プロジェクト」として引き継いだ（資料 09-02-69※P14）。（3）は、2018 年に株式会社ウェブインパクトの寄附を受け開始したプログラムであり、学生は実践的で経験豊富なエンジニア講師陣から集中講義で ICT の基本、AI の使い方を学んだ後、陸前高田へ赴き、自ら現地のニーズを確認する。それらをもとに陸前高田の中高校生を中心とした地元の人々と共に、ICT や AI を活用したコミュニティ支援を実践する。ICT や AI を学ぶだけでなく、そうした技術を人のために役立てるにはどのように利用すればよいのかを考え、実践するプログラムである（資料 09-02-69※P19）。コミュニティ福祉学部では、「いのちの尊厳のために」を学部の理念に掲げているため、東日本大震災によって、多くの人の「いのちの尊厳」が危機に晒されていることを座視しているわけにはいかないと、2011 年 4 月にプロジェクトの立ち上げを決定した。学生と教員が一体となって、被災された方々を訪ね、被災地の復興を見守っていくという、細く長く寄り添う伴走型の交流支援活動を継続し、2019 年度で活動を終了するまでに 7 拠点へ計約 300 回、他学部生を含む延べ約 3,650 人の学生・教職員スタッフが現地活動に参加した（資料 09-02-69※P8）。異文化コミュニケーション学部では、陸前高田市の中学生に英語漬けの体験をさせたいという陸前高田市教育長の要望に応じて 2021 年度はオンラインで、2022 年度は現地で「English Camp」を実施した。

（国際交流）

大学運営の基本方針（資料 01-01-06【ウェブ】）では、創立者の出身校に触れつつ、「本学も、英国型の伝統的なリベラルアーツ教育を規範とするものとなりました。（中略）英国型リベラルアーツ教育は、本学の教育方針の基軸であり続けました。」（Ⅱ.3）としている。また、部長会では、本学において国際化が求められる理由として「このリベラルアーツに基づく教育の目標を真に実現するためには、その教育の方法においても、内容においても、多様な価値観が内包されていなければならない。本学の国際化は、とりもなおさずこのような目標に資するため、必然的に求められるものである。」等と整理したところである（資料 09-02-70）。現在、「スーパーグローバル大学創成支援事業（タイプ B：グローバル化牽引型）」（資料 09-02-71【ウェブ】、72【ウェブ】）及び「大学の世界展開力強化事業（2021 年度アジア高等教育共同体（仮称）形成促進／タイプ B：新規コンソーシアム）」（資料 09-02-73【ウェブ】）を活用しつつ、国際化を進めているところであるが、2023 年 10 月 20 日現在で、45 の国・地域（協定数：271／協定校数：246）と交流を行っている（資料 09-02-74）。さらに、国際交流ボランティア、グローバルラウンジなど、キャンパス内でできる国際交流の場も用意している（資料 09-02-75【ウェブ】）。

○点検・評価項目②の適切性の評価

キャンパスを設置している地方公共団体及び友好関係を維持している地方公共団体並びに関連企業及びボランティア団体等と連携を行うとともに、各学部・研究科等においても特色を活かして企業等と連携を行うことができている。また、学生の正課及び正課外活動の実施、シニア層を対象とした生涯学習の機会の提供、企業との共同研究の実施など、NPO 法人を含む学外組織との連携に基づく教育研究活動の推進を行うことができている。さらに、地域に即した教育研究活動の公表、地域に向けた学内施設の開放のほか、国際交流を積極的に行っている。

以上のことから、「教育と研究の成果を地域や社会に還元し、社会的な価値の創造に貢

献すること」を目標とし、「連携を通じて、教育と研究のあり方をさらに豊かなものにする」を目指す「社会連携方針」に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、かつ、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1	○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点
評価の視点2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点

「全学内部質保証推進組織」を構成する会議体を通じて行う、全学的な点検・評価における実施組織及び観点は次のとおりである。

部長会（2022年度）では、としまコミュニティ大学への本学教員の出講（5月19日）、カーボンニュートラル化に向けた取り組み（6月30日）、陸前高田サテライト実施報告（3月16日）等の報告による学内への周知のほか、「林業体験－陸前高田の森に学ぶ－」の実施（5月12日）、立教セカンドステージ大学の持続可能な運営（12月22日）など、自己点検・評価運営委員会で取り扱うことが明確に定められているもの以外の事項について幅広く点検・評価及びその結果に基づく改善・向上を行っている（資料09-03-01）。

自己点検・評価運営委員会では、大学基準協会が示す評価項目に基づいて、毎年度点検・評価を行っており、社会連携・社会貢献（基準9）については、2020年度、2022年度及び2023年度に重点評価項目と設定し、学内関連部署に自己点検・評価報告書の作成及び提出を求めた（資料03-02-13）。なお、各学部・研究科等は原則として基準4、5及び6に係る自己点検・評価を行うこととしているが、基準9については、同年度に重点評価項目としている基準4に係る様式に、記入欄を「その他」として設け、自己点検・評価を求めている（資料09-03-02）。この点検・評価については、大学基準協会が公表している大学評価ハンドブックの内容や公表されている他大学の大学評価結果の内容を分析しながら、本学の課題として認められる事項を同委員会において報告し、同委員会又は別の会議体で改善を図っている。点検・評価項目①及び②のとおり、社会連携・社会貢献（基準9）については、大学としてはもとより、学部・研究科等の特色を踏まえて幅広く取り組むことができている。

中期計画の各事業には、それぞれ担当副総長と主管（事務）局を定めている。社会連携・社会貢献（基準9）に関連する事業は、15. 地域連携の強化及び16. SDGsの連携強化の2点である。中期計画の進捗状況については、担当副総長が主管（事務）部局とともに、年に2回（上期：10月及び下期：年度末）点検・評価を行い、大学中期計画・事業計画管理委員会で取りまとめを行っており（資料01-03-01）、その結果を部長会及び自己点検・評価運営委員会で報告している。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

（様々なステークホルダーとの連携）

中期計画の策定にあたり、社会連携方針や「立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言」（2021年4月公表）（資料006-001-004【ウェブ】）等の内容を具現化するため、自治体、

国、国連、経済・産業界、他大学・教育機関、NGO・NPOをはじめとする市民団体など、様々なステークホルダーと連携することを事業推進の方針とした。この事業推進の方針に基づき、子ども支援活動のパイオニアとして 100 年の歴史を持つ国際 NGO 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（資料 09-03-03【ウェブ】）と包括的教育研究協力に関する協定書を締結し、2022 年度にはシンポジウム実施、2024 年度からは同団体の協力を得て、新たに科目設置を行うこととなった（資料 09-03-04）。2023 年度以降、授業等での連携を行っていくことを検討している。

同様に、キャンパスを設置している地域との更なる連携強化を図るため、豊島区文化観光課からの「豊島区の魅力を海外の方にも知ってもらい、日本での豊島区の認知度を高め、豊島区を訪れる観光客が増えるようにしていくには、どのような情報発信をしていけばいいか」、という依頼に基づき、学生 24 名が 4 チームに分かれ、地域に取材・調査の上、2023 年 3 月 15 日に豊島区や地元企業等にプレゼンテーションを行うことができた（資料 09-03-05【ウェブ】）。埼玉県においては、埼玉県庁が学生に提案してほしいテーマを挙げ、本学の研究分野に近いゼミ等が中心となって取材及び調査を行い、「防災」と「男性の育児」をテーマに、埼玉県知事に政策提言を行った（資料 09-03-06【ウェブ】）。首都圏以外の自治体として、岩手県陸前高田市においては、岩手大学が中心となって取り組んでいる地元ニーズと学生団体・ゼミ・研究室をマッチングする仕組み「陸前高田イタルトコロ大学」（資料 09-03-07【ウェブ】）と連携し、地域の魅力を若者向けに SNS で発信するためのコンテンツ作成に取り組んだ（資料 09-03-08【ウェブ】）。また、2022 年 3 月の同市民からの「学生目線からの新たな地域資源を探してほしい」という依頼に基づき、学生 8 名とともに現地視察及びヒアリングを行い、同市の観光スポットの発信について提案した。2023 年 2 月末にも、同様の企画で学生が 8 名、他大学学生とともに同様のワークショップを行い、現地のメディアで紹介された（資料 09-03-09【ウェブ】）。なお、2017 年 4 月に設置した陸前高田サテライトについては、2023 年で設置から 7 年目を迎え、今後の運営について、陸前高田市及び岩手大学と協議を進めてきた。その結果、2024 年度をもって、これまで利用してきた旧米崎中学校校舎は同市に返却することとしたものの、同市をフィールドとした交流事業は継続していくことで合意することができた。そのほか、自治体が抱える地域課題の解決策を全国から公募する事業コンテスト「チャレンジ!!オープンガバナンス（COG）」（東京大学公共政策大学院主催）において、2022 年度に開講した「RSL-ローカル（地域共生）」（立教サービスラーニング）での体験学習に基づいてまとめたアイデアが、最終公開審査を経てグランプリ（総合賞）を受賞することができた（資料 09-03-10【ウェブ】）。

（SDGs）

中期計画の策定にあたり、「誰一人取り残さない」ことを主題とする SDGs（持続可能な開発目標）は、本学の「建学の精神」とも高い親和性を有していることから、全学的ネットワークの構築など、SDGs 推進体制を整えることを事業推進の方針とした。これを踏まえ、2022 年 2 月に、2030 年までにキャンパスにおける温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指すこと、地域をはじめとする様々な関係者と協力すること、地球環境の現状を理解すること等を内容とする「カーボンニュートラル宣言」を表明するとともに、2030 年の実現に向けたロードマップを策定・推進している（資料 09-03-11【ウェブ】）。

また、2022年度は、SDGs 又はカーボンニュートラルに関連する**資料 09-03-12**に記載の5科目を新設することで、学生が、SDGs に問題意識を持ち、自らが行動するきっかけを提供することができた。なお、RSL 全体で履修者が講義系科目 1,069 名（2021 年度 824 名）、実践系科目 90 名（同 73 名）となり、約 30%増加することができた（**資料 01-03-01※12 ページ目（印字 7/15）参照**）。さらに、2022 年 6 月に総務担当常務理事を座長とする立教学院カーボンニュートラル推進連絡会を設置するとともに、11 月には「マイボトル促進のための給水機」を両キャンパスに設置することができた（**資料 007-002-121【ウェブ】**）。加えて、既述した「としまコミュニティ大学」において、「立教大学 SDGs 講座」を 4 講座開講することができた（**資料 09-03-13【ウェブ】**）。

（２）長所・特色

岩手県陸前高田市と 20 年以上にわたる交流を継続し、同市において大学全体及び学部単位で様々な取組みを行っていることが本学の長所・特色である。

2003 年から開始した林業体験（正課外）を通じて培った友好関係に基づき、東日本大震災後には本学による「重点支援地域」と指定し、陸前高田市民並びに本学学生及び教職員が、共に考え、学ぶことを通じて、復興の道を歩む希望を一緒に見出しつつ、育っていくための場と位置づけ、様々な活動を展開している。また、2017 年に国立大学法人岩手大学と連携して開設した「陸前高田グローバルキャンパス」では、東京大学、東北大学、青山学院大学、関西大学等の国内大学のほか、ハーバード大学、プリンストン大学、スタンフォード大学など、国内外の大学が利用しているため、スーパーグローバル大学創成支援事業の取組みの一つとしても位置付けている。さらに、既述のとおり、社会学部、コミュニティ福祉学部、異文化コミュニケーション学部など、学部単位で活動している例もあるほか、新入職員研修（2 年目）として、「陸前高田に赴く」と題した実地研修（2 泊 3 日）を行っている（**資料 09-04-01**）。

（３）問題点

なし

（４）全体のまとめ

「社会連携方針」を定め、それに基づき、復興支援活動等の社会連携活動を行っている。また、各学部・研究科等においても、地方公共団体、ボランティア団体、企業等と連携し、学生の正課及び正課外活動を行っているとともに、地域の課題解決に向けた提案を行うなど、教育研究成果を社会に還元している。さらに、点検・評価については、中期計画を踏まえて「全学内部質保証推進組織」が行っており、同組織による教学マネジメントの下、カーボンニュートラル化に向けた取り組みを行うなど、改善・向上を図っている。

以上のことから、本学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広

く社会に還元しているといえる。

第10章 大学運営・財務（第1節 大学運営）

（1）現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1	○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点2	○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

（前総長（2018年度～2020年度））

2015年度に、卒業生、在学生及び教職員に対するインタビュー調査の結果等を活用（資料10(1)-01-01【ウェブ】）して策定した「RIKKYO VISION 2024」（資料10(1)-01-02【ウェブ】）を踏襲し、2018年11月に新たに「総合発展基本構想」を策定した（資料10(1)-01-03）。

（現総長（2021年度～））

＜ヒューマン・ディグニティ宣言＞

2005年の「ヒューマン・コラボレーション宣言」及び2008年の「キャンパス・ハラスメント防止宣言」の2つの宣言の理念を継承しつつ、「誰一人取り残さない」世界の実現を目標として掲げる国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成と、さらには、新型コロナウイルス感染症蔓延下の社会において「人間の尊厳」を大切にする働きに貢献すべく、2021年4月に「ヒューマン・ディグニティ宣言」（資料006-001-004【ウェブ】）を策定し、公表した。一人ひとりの「人間の尊厳」を大切にし、他者の痛みに関心を持てる者たちを生み育てることは、本学の「建学の精神」の根幹であり、本学の全ての学生・教員・職員が協働して具体的にに取り組むことを最重要の課題とした。

＜大学全体のマネジメントの方針＞

2021年4月の現総長就任以来、7月1日に「大学運営の基本方針」（資料01-01-06【ウェブ】）、12月9日に「大学運営の基本方針」に基づく中期計画（資料01-02-04【ウェブ】）を策定した。「大学運営の基本方針」には、「I 位置づけ」から「XI 大学運営基盤の整備」まで11項目を整理しているとともに、中期計画には、2022年度からの計画化を行った項目と、計画化には至らなかったが今後計画化を目指すもの（政策課題）に分けて明記している。

＜意思決定の方法＞

「大学運営の基本方針」の「XI 大学運営基盤の整備」「1. ガバナンス強化・危機管理体制の充実」において、私立大学ガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、意思決定に関わる

組織などの責務を明確にし、その運用体制を整備する、としているところであるが、当該項目は今後計画化を目指すもの（政策課題）としており、今後、法人本部と連携をとりながら、取組み内容を具体化する。

＜執行部の体制・役割＞

現在の執行部は、総長、副総長（統括、研究推進担当、キャンパス連携・教学担当、社会連携、国際化推進担当）及び総長室長の7名体制となっている（資料 10(1)-01-04）。それぞれが中期計画の推進責任者となっており、主幹部局との協議を行い、具体的な内容を策定した。

○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

「大学運営の基本方針」及び中期計画については、部長会で審議を行い、総長が決定している。部長会を含む「全学内部質保証推進組織」を構成する合議体の資料については、イントラネットで公開しているため、本学構成員であれば誰でも閲覧が可能である。また、「大学運営の基本方針」については、冊子を作成し、本学構成員に配布を行った。なお、中期計画は、法人の中期計画の一部としているため、法人ウェブサイトでも公表している（資料 01-03-07）。

○点検・評価項目①の適切性の評価

「大学運営の基本方針」の小項目に基づき、中期計画を策定しており、両者の関連性を担保している。また、「大学運営の基本方針」は、教育、研究、学生支援、社会連携／社会貢献、国際化、入試、広報・ブランディング及び大学運営基盤の整備と、大学が社会から期待されている機能・役割、本学の特色ある取組み等を網羅している。さらに、「大学運営の基本方針」及び中期計画については、イントラネットでの公開、構成員への配布、大学ウェブサイトでの公開を行っているため、大学内で適切に共有している。

以上のことから、中期計画を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示しているといえる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1	○適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教授会の役割の明確化並びに学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応
評価の視点 2	○適切な危機管理対策の実施

○適切な大学運営のための組織の整備

・学長の選任方法と権限の明示

総長は、「寄附行為」（資料 10(1)-02-01※「基本規則等」参照）第 38 条に規定する選挙

に基づき理事会が任命し、同第 40 条の規定に基づき任期は 4 年である（再任あり）。当該選挙については、「立教大学総長候補者選挙規程」（資料 10(1)-02-02）及び「立教大学総長候補者選挙施行細則」（資料 10(1)-02-03）に基づいて行われる。また、総長は、理事として理事会の意思決定に参画するとともに、部長会、大学院委員会、教育改革推進会議、国際化推進会議の議長となるほか、副総長、学部長、研究科委員長等の任命権等を有するなど、本学の校務全般を統括する（資料 03-01-01）。なお、他の役員と同様、解任については、「寄附行為」第 25 条に規定している。

・役職者の選任方法と権限の明示

役職者の選任方法と権限については、以下のとおり、関連する規程に規定している。

（法人）

	選任方法	権限
理事長	寄附行為第 12 条	・ 寄附行為第 12 条 ・ 職位職制規程（資料 03-01-01）第 3 条
常務理事	寄附行為第 13 条	・ 寄附行為第 13 条 ・ 職位職制規程第 4 条
理事	寄附行為第 7 条	寄附行為第 16 条
監事	寄附行為第 20 条	寄附行為第 20 条

また、2023 年度は、4 人の常務理事の担当を、①教学・募金、②企画、③財務及び総務並びに④総務及び人事としている（資料 10(1)-02-04）。さらに、私立学校法の一部改正（2020 年 4 月 1 日施行）に伴い、理事会の管掌事項（「寄附行為」第 6 条）、役員報酬基準（同第 16 条）、役員責任査定委員会（同第 24 条の 2）、役員の法人に対する損害賠償責任の（一部）免除（同第 24 条の 3 及び 4）、責任限定契約（同第 24 条の 6）等に係る「寄附行為」の規定を追加又は修正した。監事については、監事の職務（同第 21 条）、監事の選任（同第 22 条）等に係る「寄附行為」の規定を追加又は修正した（資料 10(1)-02-05）。

（大学（総長を除く））

	選任方法	権限
副総長	副総長に関する規程（資料 10(1)-02-06）	寄附行為第 20 条
学部長	・ 職位職制規程第 25 条 ・ 学則（資料 01-01-03）第 77 条 ・ 教授会規程（資料 006-003-005）第 2 条	・ 職位職制規程第 25 条 ・ 学則第 61 条
研究科委員長	職位職制規程第 23 条	・ 職位職制規程第 23 条 ・ 学則第 60 条の 2

2023 年度は、統括、研究推進担当、キャンパス連携・教学担当、社会連携担当及び国際化推進担当の 5 名の副総長を置いている（資料 10(1)-01-04）。

・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備等、教授会の役割の明確化並びに学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

2015 年 4 月 1 日に施行された学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 88 号）への対応として学内規程の整理を行った。同法の施行により、各大学に求められたのは、主に（１）学長の権限の明確化、（２）新第 93 条第 2 項第 3 号に規定された、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして

学長が定めるもの」の決定及び（３）教授会の役割の明確化であり、以下のとおり各規程の所要の変更及び新規程の制定を部長会での審議を経た上で、総長が決定した。

（１）については、本学では同法の施行前より、総長を、校務全般を統括する者として、「職位職制規程」第 19 条第 3 項及び「学則」第 59 条で規定していたため、特段の対応は不要と判断した。（２）については、「学則」第 73 条第 3 項及び「大学院学則」（資料 01-01-04）第 18 条第 1 項各号に規定している教授会又は研究科委員会の審議事項を本学における「教育研究に関する重要な事項」として整理し、それらを「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、立教大学総長が、教育研究に関する重要な事項で、教授会及び研究科委員会に意見を聴くことが必要なものとして定める事項」（資料 10(1)-02-07）として規程化した。なお、同法の施行による、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項の新設に伴う対応（学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続の決定）については、「教育研究に関する重要な事項」として整理した「学則」第 77 条第 3 項に、賞罰（＝学生の退学、停学及び訓告）が含まれていることから、新設された同規則第 26 条第 5 項の「手続き」は、「教授会での審議」となる。（３）については、同法の施行前より、「教授会規程」第 7 条により、教授会を審議機関として位置付けていること、教授会の議決事項の実施には、総長の承認を得ることを要するとしていることから、特段の対応は不要と判断した。

・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

本学は、「寄附行為」第 3 条に基づき設置されている。理事長及び事業理事が学校法人立教学院の代表権を有し、理事会が学校法人立教学院の業務の決定を行う機関である。一方で、「職位職制規程」第 19 条第 3 項で「総長は、大学を代表し、学長として校務全般を統括する。」と規定しており、法人と大学の権限と責任の明確化が図られている。

（教学組織（大学）の意思決定プロセスの概要）

教育研究に係る重要事項等については、総長をはじめとした執行部と全ての学部長等で構成する合議体で審議することが本学の特色である。以下のとおり、審議事項や担当事務部局により合議体の名称が変わるものの、構成員（資料 002-002-001）は概ね同じ者であるとともに、全て同日に開催している。

< 部長会 >（資料 002-001-004）

「部長会規程」第 1 条及び第 7 条の規定に基づき教育研究の重要事項を審議する。また、同規程第 3 条の規定に基づき原則として毎週 1 回（各月の最終週は概ね休会）開催する。

< 大学院委員会 >（資料 002-001-005）

「大学院委員会規程」第 1 条及び第 7 条の規定に基づき、学位の授与に関する事項など、本学大学院の教育研究の重要事項に関する事項を審議する。部長会の開催日に合わせて、必要に応じて開催している。

< 教育改革推進会議 >（資料 002-001-006）

「教育改革推進会議規程」第 1 条及び第 7 条の規定に基づき、学士課程教育及び大学院教育の改善を図り、その充実と高度化を推進するため、教育内容及び教育方法の改善に関する事項等を審議する。同規程第 4 条の規定に基づき、部長会の開催日に合わせて毎月 1 回開催している。

＜国際化推進会議＞（資料 002-001-007）

「国際化推進会議規程」第 1 条及び第 7 条の規定に基づき、国際化の推進を図り、その充実と高度化を推進するため、大学並びに学部及び研究科の国際化推進等を審議する。同規程第 4 条の規定に基づき、部長会の開催日に合わせて、毎月 1 回開催している。

＜全学共通カリキュラム運営センター委員会＞（資料 002-001-008）

「全学共通カリキュラム運営センター規程」第 7 条の規定に基づき、全学共通科目の基本事項、教務事項、教員人事等について審議する。部長会の開催日に合わせて、必要に応じて開催している。

＜自己点検・評価運営委員会＞（資料 002-001-009）

「自己点検・評価規程」第 3 条の規定に基づき、自己点検・評価を行う際の基本的枠組みを決定し、自己点検・評価活動の全体を運営・調整する。同規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、年に 2 回以上開催している。なお、開催日は部長会開催日と同日としている。

＜入試委員会＞（資料 002-001-010）

「入試委員会規程」第 1 条の規定に基づき、入学試験の方針、選抜方法、実施方法等について審議決定する。部長会の開催日に合わせて、必要に応じて開催している。

＜不正防止計画推進本部会議＞（資料 002-001-011）

「不正防止計画推進本部規程」第 7 条の規定に基づき、不正防止に関する全学的取組みの策定と見直しに関する事項等を審議する。同規程第 4 条第 3 項の規定に基づき、部長会の開催日に合わせて、原則として春学期及び秋学期に 1 回ずつ開催している。

（法人組織（理事会等）の意思決定プロセスの概要）

法人の理事長は、「寄附行為」第 10 条の規定に基づき置かれ、同第 12 条の規定に基づき法人を代表し、業務を総括する。また、「職位職制規程」第 3 条の規定に基づき、理事会の招集、常務理事会の主宰、勤務員の任免等を行う。法人としての意思決定に寄与する会議体は以下のとおりである。

＜理事会＞

「寄附行為」第 14 条の規定に基づき、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するとともに、立教学院院長及び法人の設置する学校長の任免、予算及び決算、教学に関する重要事項等を管掌している。同第 6 条の規定に基づき、21 人の理事を構成員とするとともに、同第 15 条の規定に基づき、理事総数の過半数の出席により成立する（同第 21 条の規定に基づき、監事も出席する）。なお、概ね月に 1～2 回開催されている（資料 10(1)-02-08）。

＜常務理事会＞

「寄附行為」第 18 条第 2 項の規定に基づき、法人の業務を執行するとともに、重要事項を協議して理事会に提案する。同条第 3 項の規定に基づき、理事長、立教学院院長、総長、常務理事等を構成員としている。また、理事会開催前に必ず開催され、理事会に付議する事項についての事前協議等を行っており、概ね月に 1～2 回開催している。さらに、常務理事会の下に、常務理事、副総長（現在は規程第 4 条第 3 項を適用して総長室長が出席）、事務部長等を構成員とする事務主管者会議（資料 05-02-17）を置き、常務理事会、大学等からの諮問事項及び常務理事会、大学等への提案事項を審議している（原則として毎週開催）（資料 10(1)-02-09）。

<評議員会>

「寄附行為」第26条第3項の規定に基づき、理事の選任、「寄附行為」の変更など、同第32条に規定する事項の議決を行うほか、事業計画等同第33条に規定する事項について意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は理事及び監事から報告を徴することができる。なお、3月及び5月に1回ずつ定期開催しているほか、必要に応じて臨時に開催することとしている。また、私立学校法の一部改正（2020年4月1日施行）に伴い、評議員会の招集及び議長（「寄附行為」第30条）、評議員会の議事（同第31条）、評議員会の議決事項及び諮問事項（同第32条及び第33条）等に係る「寄附行為」の規定を追加又は修正した（資料10(1)-02-05）。

・学生、教職員からの意見への対応

（学生からの意見への対応）

本学では、各教員が授業の内容及び方法を改善すること、各学部等が組織的に個々の教育及び所管する教育システムを改善すること、各教員及び各学部等における改善を支援するために大学が整備しなくてはならない教育環境や制度に関する資料を得ることを目的に、学部科目を対象として、2004年度から「学生による授業評価アンケート」を実施している。このアンケートの集計結果を踏まえて、各教員が授業設計と結果との関連性の有無、指摘された事柄に対する見解等を所見として執筆し、その内容を大学ウェブサイトで共有している（資料002-003-015【ウェブ】※「学生による授業評価アンケート報告書」参照）。また、大学ウェブサイトに加えて、eポートフォリオ（立教時間）（資料008-002-032【ウェブ】）においても、閲覧が可能である。さらに、学生の生の声を聞く機会を創出するため、学内公募によって選出するプロジェクトメンバー（学生）からテーマを募り、当該テーマについて、学生と教職員が実現化に向けた検討を行う「RIKKYO Future Project」を2022年度から実施することとした（資料10(1)-02-10）。

（教職員からの意見への対応）

上記のとおり、部長会等の大学の教育研究に係る重要事項等については、全ての学部長等で構成している合議体で審議を行っているため、学部長等は、教授会での意見を当該合議体で表明することが可能となっている。また、同じく構成員となっている人事部長及び総務部長についても同様である。さらに、コロナ禍に伴うテレワークの活用については、2021年度に管理職宛てアンケートを3回実施しつつ（資料10(1)-02-11, 12, 13）、その結果を踏まえて「テレワーク勤務規程」（資料10(1)-02-14）を制定したほか、2020年7月に管理担当常務理事（当時）をリーダーとして設置した「働き方改革推進プロジェクト」では、職員を対象に、61歳以上の働き方に関するアンケートを実施し（資料10(1)-02-15）、その結果を踏まえて制度の見直しに着手している（資料10(1)-02-16※P4参照）。加えて、2021年12月に策定した中期計画については、推進責任者（副総長等）が、主幹部局との意見交換を踏まえて作成した。そのほか、情報活用型組織への変革を遂げるための情報化推進に関する戦略（情報戦略）を定めるとともに、広く教職員から意見を求めるため、「情報戦略の推進に関する目安箱」をイントラネット上で構築している（資料10(1)-02-17）。

○適切な危機管理対策の実施

（防火・防災）

「危機管理基本規程」（資料10(1)-02-18）、「防火・防災管理規程」（資料10(1)-02-19）

及び「放射線障害予防規程」(資料 10(1)-02-20)を整備しているほか、「危機管理基本マニュアル」(資料 10(1)-02-21)、「地震・火災リスク対応マニュアル」(資料 10(1)-02-22)、キャンパスごとの「緊急時マニュアル」(資料 10(1)-02-23, 24)を定め、イントラネット上で公開し(資料 10(1)-02-25)、必要に応じて見直しを行いながら、危機管理にあたっている。なお、学生を含めた「緊急連絡システム」(資料 10(1)-02-26【ウェブ】)を構築するとともに、「大地震対応マニュアル」を学生ポータルサイトに掲載して災害に備えている(資料 10(1)-02-27【ウェブ】)。

(危機管理広報)

不祥事に関する事実確認が不十分なままで拙速に対応し、不確かな情報により二次的な被害を生じさせないため、情報の公表の担当部署である広報室の室長が参加して、十分な調査・確認の上で内容を検討し、公表する体制を整備している。また、2021年度は、広報研修(危機管理広報対応)を2回実施した。常任監事及び内部監査室長の陪席の下、事務主管者会議メンバー、学生部課長等を対象として、外部講師を招聘して、講義、グループワーク及び模擬記者会見を行った(資料 10(1)-02-28)。2023年度は、学院・大学、各校の管理職を対象とした危機管理研修(広報対応)を行った(資料 10(1)-02-29)。

(情報管理)

事務用 PC・事務系 LAN 利用ガイドライン(資料 008-002-037)を整備し、共有フォルダの種類、用途を定めているほか、共有フォルダの利用上の注意を促すため「遵守事項」を定めている。また、情報活用型組織への変革を遂げるための情報化推進に関する戦略(情報戦略)において、「情報セキュリティの整備」を掲げ、情報セキュリティ関連規程の整備及び情報管理ルールの確立に向けた取り組みを行っている(資料 008-002-003※P50 参照)。

(個人情報保護)

策定したプライバシーポリシー(資料 008-002-040【ウェブ】)に基づいて行っている。また、業務上であっても、所管外の個人情報の利用を行う場合は、「個人情報保護規程」(資料 10(1)-02-30)第15条の規定に基づき、所属組織の管理責任者の了承を得たうえで、利用目的、利用しようとする個人情報の内容等必要な事項を記載した書面により、情報を管理する管理責任者に対して申請し、あらかじめ承認を得なければならないなど、アクセス権限を厳格・適切に設定している。

(公益通報)

改正公益通報者保護法に準拠した体制を、同法の施行日(2022年6月1日)から開始している(資料 10(1)-02-31)。窓口に通報された案件のうち、ハラスメントに関することは人権・ハラスメント対策センターに、研究活動に関することは研究活動行動規範マネジメント委員会(資料 008-005-007)に、それぞれ振り分けることとしている。また、ハラスメントに関する相談については「人権・ハラスメント対策センター規程」(資料 007-003-010※第9条参照)に、研究活動に関する相談・通報窓口については「研究活動における不正行為への対応に関する規程」(資料 008-001-010※第4条参照)及び「公的研究費の使用・管理に関する規程」(資料 008-001-012※第14条参照)に規定し、内部通報に係る体制を整備している。

(新型コロナウイルス感染症対策)

2020年2月に新型コロナウイルス対策本部を設置し、対応方針を策定した(資料 10(1)-

02-32)。大学ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症への対応について（×月×日×：×更新）」と題したページを設け（資料 10(1)-02-33【ウェブ】）、感染者発生状況、入構の可否、感染拡大防止のためのガイドライン等を公開したほか、対象者（学生、保護者及び教職員）別のお知らせや Q&A を公開した（資料 10(1)-02-34）。特に、学生向けには、「大学・法人としての対応」、「授業・履修成績について」、「入構情報・学内施設利用について」等の 7 つに分類し、各種情報を公開している（資料 10(1)-02-35【ウェブ】）。また、2020 年 2 月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、その時々状況に応じて授業実施方針を定めてきたが、学生・教職員の授業実施方針に対する理解を深めつつ今後の見通しをより明確なものとするため、感染状況に応じた制限レベルを 0～4 の 5 段階に分けた活動制限指針を制定した（資料 10(1)-02-36）。

（海外留学プログラム）

2018 年度から外部業者による危機管理情報の配信及び安否確認を行う危機管理サービスを導入しているほか、危機管理対応を行う対象となる学生の海外渡航の明確化、緊急連絡網（緊急連絡先リスト）の作成と体制整備、参加学生リストの作成、渡航前オリエンテーションの実施等を行っている（資料 10(1)-02-37）。

（学生に対する危機管理プログラム）

学生部が、クラブ・サークルでの適正な会計管理の実施及び不正防止の体制、事故防止や事故発生時の対応等を学ぶプログラムを実施している（資料 10(1)-02-38, 39）。

○点検・評価項目②の適切性の評価

総長及び役職者の選任方法及び権限並びに教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化については、関連規程を整備し（資料 01-02-03※各規程は別途 CD-R で提出）、当該規程に基づいて大学運営を行っている。また、審議事項に応じて複数の合議体を設置するとともに、構成員、審議事項等を規定した規程を全ての合議体ごとに制定しているほか、学生や教職員からの意見に対応できる仕組みを設けるなど、適正な大学運営を担保している。総長による意思決定と教授会の役割との関係については、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法（平成 26 年法律第 88 号）への対応として学内規程の整理を行い、法の趣旨に沿って学内規程を整備した。危機管理対策については、各種関連規程、ガイドライン等を整備し、大学と法人本部が一体となって対応できる体制となっている。

以上のことから、大学運営に必要な所要の職及び組織を設け、これらの権限を明示するとともに、適切に大学運営を行っているといえる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1	○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定
---------	---

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

・内部統制等

本学では、部長会において毎年 10 月に翌年度の予算編成方針（資料 10(1)-03-01）を

総長が報告する。これを受けて、各学部・研究科・事務部局が11月末までに予算申請を行う。予算編成方針には、「収入の確保」、「予算申請額の精査」等を含む「1. 予算編成における取組み」並びに「予備費使用の抑制」及び「事業計画と予算編成の連動」を含む「2. 予算執行における取組み」を明記している。また、予算申請と並行して、財務担当副総長、財務部長、財務課長等が各部局長から次年度の新規事業、大規模な予算申請の有無や内容をヒアリングし、事前に把握することにより予算編成・査定の参考としている。申請された予算については、財務課が前年度の執行状況も踏まえてその内容や金額の妥当性を確認した後、各部署にヒアリングを実施し、査定を行う。新規案件や大型案件等については、大学運営を統括する総長室との協議・調整を重ね、大学全体の予算案を作成する。この予算案を2月上旬の部長会で審議後（資料10(1)-03-02）、法人全体の予算案を評議員会に諮問し（資料10(1)-03-03）、理事会で最終決定している。

・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

大学全体での予算執行状況については、財務課担当者が毎月集計表を作成し、予算や前年度決算との対比等分析を行い、特殊要因等について所見を付して財務課長、財務部長、財務担当理事に報告することにより、決算への影響を早期に把握するよう努めている。また、年2回決算見通しを作成し、その分析結果を理事会に報告し（資料10(1)-03-04）、必要に応じて経費執行の抑制を図るようにしている。なお、経理については「経理規程」（資料10(1)-03-05）、「経理実施要項」（資料10(1)-03-06）等に基づき、適切に行っている。決算については、内部監査室長も同席のうえ監事3名による監事監査を実施しており、各部局長も交え、決算内容だけでなく、部局目標の達成状況や課題についても情報を共有する場を持っている。

○点検・評価項目③の適切性の評価

次年度予算については、総長による毎年度の予算編成方針の提示、財務課による査定、部長会での審議、評議員会への諮問を経た上で理事会において決定している。また、財務課による適切な予算執行状況の確認、監事及び内部監査室による決算の監査についても適切に行われている（資料002-004-009【ウェブ】※各年度のページ参照）。

以上のことから、予算執行プロセスの明確性及び透明性が担保されているといえる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善
--------	---

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

（組織構成と人員配置）

本学の組織構成（法人本部を含む。）については、「職位職制規程」に規定しているほか、大学ウェブサイトに掲載している（**資料 10(1)-04-01【ウェブ】**）。大学には、総長室、教務部、図書館、学生部等を置くとともに、業務の専門分化に対応するため、各種センター組織（キャリアセンター、入学センター、リサーチ・イニシアティブセンター等）を置いているほか、法人本部の事務組織として、財務部、総務部、人事部、情報企画室、内部監査室、広報室等を設置している。なお、大学の企画課と法人本部の企画室、大学の広報課と法人本部の広報室は、それぞれの職員が双方を兼ねている。事務職員の人員配置については、常務理事会及び事務主管者会議を中心に、毎年度、業務内容の検証を踏まえた配置計画を確認した上で、組織の活性化と人材育成を目的とした定期異動による人員配置を行っている。また、「事務部局職務権限規程」（**資料 10(1)-04-02**）及び「職位職制規程」を整備し、職務権限を定めることによる業務処理の円滑化及び責任体制の明確化、各職位の責任及び権限並びに諸関係の明確化による円滑かつ能率的な運営や業務遂行を図っている。

（採用と昇格）

専任職員の採用については、6つに区分した「求める職員像」（**資料 10(1)-04-03【ウェブ】**）を定め、これに基づき、事務主管者会議において募集要項を確認した上で、新卒採用及び経験者採用を行っている。特に、新卒採用については、募集要項に加えて、方針と留意点、スケジュール及び今後参加・出展する主な説明会・採用セミナーについても、合わせて確認している（**資料 10(1)-04-04**）。昇格については、「職員昇格規程」（**資料 10(1)-04-05**）に基づいて行っている。また、後述する「職務遂行力評価制度」において活用している「職務遂行力評価制度の手引き」（**資料 002-003-054※P21 以降参照**）において、資格等級・職位基準書及び評価基準書を明記し、イントラネットで公開している。

・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

学生のキャリア、入試、研究、社会連携等に関連する各種センター組織を置き、業務内容の多様化、専門化に対応している。また、3つのセンター（国際センター、日本語教育センター及びグローバル教育センター）を包含する国際化推進機構を置き、本学の特色の一つである国際化を推進している。さらに、基準3の点検・評価項目①で記載したとおり、情報部門を統合することで機能を一元化し、法人内各校の情報化をより強力に推進するため、2021年6月に情報企画室を設置し、情報戦略2.0において掲げられた「データ活用人材の育成」に対して、データに基づく議論・意思決定に向けたデータ活用人材の育成を行うこととしている。これを受け、統計基礎研修、社会情報教育研究センターによるオンデマンド科目コンテンツの職員への公開、情報企画室の企画・主催による研修OJT、外部研修への参加及び受講料補助・資格試験の受験料補助が定められた（**資料 10(1)-04-06**）。加えて、多様化する業務内容に対応するため、各学部等における留学生支援等の専門的な知識が必要な業務やその他定型的な業務については、教育研究コーディネーター（**資料 002-003-065**）、嘱託職員（教育研究嘱託及び嘱託職員B）（**資料 002-003-067, 10(1)-04-07**）等の有期契約職員を活用して、大学業務を支援している。

・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

部長会等の全学的な合議体には、担当事務部局が規定化されているとともに、総務部長及び人事部長はその正規の構成員となっているなど、教員と職員の連携関係を担保している。また、中期計画については、それぞれの項目の推進責任者（副総長等の執行部）が、主幹部局の職員と協議を行い、具体的な内容を策定するなど、大学執行部と職員の連携関係についても担保できている。さらに、教員と事務職員が連携して、しょうがい学生の支援を行っている（資料 007-001-001【ウェブ】）。支援はしょうがい学生支援室が中心となっていて行っているが、しょうがい学生支援室長（教員）、学部長（1名）、教務部長（教員）、関連する課の職員、各学部の教員（1名）等で構成するしょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク（資料 006-002-028）を設置し、しょうがいのある本学の学生・教職員の学生生活上又は職務上の不便を軽減するため、関連する大学内の各組織間の連絡及び調整を図っている。加えて、教務部に学部事務1課～5課及び独立研究科事務室を置き、設置している全ての学部及び研究科に対応できるように事務組織を整備しているほか（「職位職制規程」別表第1参照）、全学共通科目を担う全学共通カリキュラム運営センターでは、各学部から選出された教員と全学共通教育事務室の職員とが一体となって全ての学部生が対象の全学共通科目の運営を行っている。

・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学では、2009年度より、「職務遂行力評価制度」（資料 002-003-054）及び「目標管理制度」（資料 002-003-052）の2つの制度を導入しており、それぞれの手引きをイントラネットで公開している。「職務遂行力評価制度」は、あらかじめ定められた評価基準に基づき、職務遂行において実際に発揮されている職務遂行力（仕事力）を評価（点検）する制度であり、組織目標の達成と組織の活性化に貢献できる人材を育成すること等を目的としている。「目標管理制度」は、当該年度に取り組む業務を、事前に（原則として期初に）、「目標」と「担当業務」とに分けて設定し、職員一人ひとりが主体的かつ責任的に担うことを前提に、所属長や上位者との意思疎通を十分に図りながら進捗状況を常に点検し、より効果的な結果が得られるようにするための仕組みである。以上2つの制度に基づいて行った評価結果を、昇格・昇進、研修会等への派遣、異動・配置等に活用するとともに、前年度の評価結果を賞与へ反映している。また、勤務員のメンタルヘルス不調の予防のため、「立教学院メンタルヘルス対応ハンドブック」（教員版・職員版）を作成し、イントラネットで公開した（資料 10(1)-04-08）。

○点検・評価項目④の適切性の評価

執行部や学部等の教学組織を支える組織をはじめ、国際化推進機構、情報企画室など、業務の専門分化に対応するための組織を置いていること及びこれらを担う事務職員を規程等に基づいて採用するとともに、予め定められた基準等に基づいて評価することができている。また、しょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワークによる「授業のユニバーサルデザイン化・ハンドブック」（資料 007-003-029）の策定、執行部の教員と主幹部局による中期計画の策定など、教員と職員の連携を実現している。

以上のことから、大学運営に必要な事務組織が適切に機能しているといえる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及

び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
---------	------------------------------------

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

（対象：職員）

SDの実施方針・計画（資料 10(1)-05-01【ウェブ】）を策定し、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）を実施している。研修には、資格等級研修（内定者研修、職位別研修等）、目的別研修（海外語学研修、学外団体主催研修等）及び自己啓発研修（補助）（自主勉強会・研修会補助等）があり（資料 10(1)-05-02）、「建学の精神のもと、チームワークを大切に、自ら考え、動ける職員」を育成することを目的としている。また、資格等級別研修の受講は昇格要件（資料 09-04-01※P3 欄外等参照）となっているほか、職位別研修は昇進した年度に受講することとなっている。2023 年度の受講者数は資料 10(1)-05-03 のとおりである。さらに、大学ウェブサイトの職員採用ページに「職員研修制度」のページを設け、職員研修体系図、研修制度の概要等を公開している（資料 10(1)-05-04【ウェブ】）。2014 年度からは、資格等級別研修に短期海外視察研修を新たに追加し、昇格要件とした。コロナ禍により 2019 年度以降海外渡航は中止となったが、代替プログラムを 2024 年度から開始する予定である。2016 年度からは、部署横断的なメンバーにより構成された自発的なプロジェクトチームが、業務改善・業務改革に繋がる問題を解決することを自発的に学ぶ SD プログラム（Rikkyo Cross-functional Active Project（R-CAP））を開始した（2022 年度及び 2023 年度は応募なし）（資料 10(1)-05-05）。2019 年度には、事務職員が全学横断的な重要課題の戦略立案、解決策提案を目指す、RCFT（立教・クロス・ファンクショナル・チーム）を設置し（資料 10(1)-05-06）、人事政策の再構築、ブランド戦略の構築及び国際化戦略の構築の 3 つのテーマについて取り組んだ（資料 10(1)-05-07）。なお、研修実績（資料 10(1)-05-08）を毎年度事務主管者会議において共有しているほか、2019 年度から、「職員研修（能力開発）制度（プログラム概要）」（資料 09-04-01）も共有している。加えて、2024 年度からは、DX の進行による業務の高度化、若年職員の管理業務の増大、研修の開催形式の多様化などに呼応する形で、既存の職員研修（能力開発）制度の再整備を踏まえた新制度へ、順次移行することとしている（資料 10(1)-05-09）。

（対象：教員及び職員）

大学教育開発・支援センター（資料 002-002-002）が開催しているシンポジウムでは、参加対象を全教職員（事務職員を含む。）としており、著名な研究者を招聘してその時々的高等教育に係る課題を扱うとともに、毎回小冊子（「大学教育開発研究シリーズ」）を刊行している（資料 10(1)-05-10【ウェブ】）。また、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、人権・ハラスメント対策センター（資料 007-003-010）の専門相談員を講師として、ハラスメント防止対策研修を実施している（資料 10(1)-05-11）。さらに、しょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク会議（資料 006-002-028）が、教職員を対象とした「しょうがい学生支援 FD ワークショップ」を開催している（資料 10(1)-05-12）。近年は、「授業のユニバーサルデザイン化・ハンドブック」（資料 007-003-029）の策定や改正障害者差別解消法を踏まえ、しょう

がい学生支援の理解促進と学内連携を深めることを目的としている。

（学部等の取り組み）

人権・ハラスメント対策センターによる研修を、経済学部（2019, 2021 年度）、理学部（2018, 2019, 2021, 2022 年度）、社会学部（2020 年度）、コミュニティ福祉学部（2019, 2020, 2021 年度）、経営学部（2018 年度）、異文化コミュニケーション学部（2018 年度）等が受講している（資料 10(1)-05-13）。また、しょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク会議によるワークショップ又は FD を、経済学部（2021, 2022 年度）、理学部（2018 年度）、法学部（2018 年度）、経営学部（2022 年度）、現代心理学部（2019, 2022 年度）、外国語教育研究センター（2021 年度）、全学共通カリキュラム運営センター（スペイン語教育研究室）（2018 年度）、教務部（2019, 2020, 2021 年度）、国際化推進機構（2020 年度）及び図書館（2019 年度）で行った（資料 007-003-021）。

○点検・評価項目⑤の適切性の評価

教員を対象とした研修の実施に加え、人事課が事務職員対象の研修を体系的に実施している。また、自発的なプロジェクトチームによる SD 活動（R-CAP）や、RCFT を活用した事務職員の重要課題の戦略立案等の取り組みを実施している。さらに、R-CAP（業務改善活性化プロジェクト）及び RCFT（人事政策の再構築）は「働き方改革推進プロジェクト」に発展し（資料 10(1)-05-14）、「テレワーク勤務規程」の策定等を実現するなど、大学運営に係る施策に結び付いている。

以上のことから、大学運営を適切に行うための、教職員の意欲及び資質の向上を図ることができているといえる。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1	○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点
評価の視点 2	○監査プロセスの適切性
評価の視点 3	○点検・評価結果に基づく改善・向上

○点検・評価を行う組織と点検・評価の観点

基準 10（大学運営）については、自己点検・評価運営委員会において、2021 年度の重点項目とした。主として総長室が、一部の根拠資料の収集と事実誤認の有無の確認を各部局と行いながら、点検・評価を行った。「点検・評価②」の「評価の視点 1」で記載したとおり、本学では教育研究に係る重要事項等については、総長をはじめとした執行部と全ての学部長等で構成される合議体で審議することとしているが、当該会議資料については、全てイントラネットで全ての専任教職員が確認できるため、当該合議体で審議された際の資料に基づいた、適切な点検・評価が可能である。また、評価に際しては、関連する学内の方針との整合性、関連法律に改正があった場合の改正法の趣旨との整合性、他大学大学評価結果と本学の現状との比較など、学内外の状況に照らしながら行っている。さらに、2019 年 6 月に公表された日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード【第 1 版】」（私立大学ガバナンス・コード）、2020 年 1 月に設置された「学校法人のガバナンスに関する有識

者会議」、2021 年 3 月に設置された「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」など、学校法人のガバナンスに関する社会からの関心の高まりを踏まえ、2021 年 11 月に私立大学ガバナンス・コード遵守等への対応及び国における法人のガバナンス改革への対応を行うため、ガバナンス対応スタディ・グループを設置し（資料 10(1)-06-01）、私立大学ガバナンス・コードにおける全ての実施項目について、対応状況を点検・評価した（資料 10(1)-06-02）。なお、事務職員については、大学の中期計画を基にして、部局で前年度総括と当該年度目標を定める A シート、同様に部署で定める B シートを作成する。これに沿って、資料 002-003-052（P4 参照）のとおり、「目標管理制度」に基づき、職員一人一人が、毎年度本学の基本方針や事業計画に基づく取り組みを「目標」、それ以外の主たる業務を「担当業務」と区分して所定の様式（目標管理シート）（資料 10(1)-06-03）に記載し、それを基に、所属課長等との面談を通じて、各自の取り組みを点検・評価している。点検と評価は人事評価委員会で確認し、事務主管者会議で共有することで、PDCA サイクルを展開している。

○監査プロセスの適切性

（監事監査）

「監事監査規程」（資料 10(1)-06-04）及び一般社団法人日本私立大学連盟（私大連）のガイドラインに基づいて監事監査を行っているとともに、監査計画（資料 10(1)-06-05,06）及び監査報告書（資料 002-004-009【ウェブ】※各年度のページ参照, 10(1)-06-07,08）を作成している。「寄附行為」（第 6 条第 1 項第 2 号及び第 20 条第 2 項）に基づき、監事を 3 人体制としており、うち 1 人は常任である。また、「寄附行為細則」第 3 条に基づき、常設の監事候補者選考委員会を評議員会に設置し、監事候補者を選考しているほか、候補者に対する信任投票を評議員会で実施しているなど、監事選任基準の明確化を図っている。監事の任期は 4 年間であるが、再任されることができるとしている（連続 3 回まで）。理事会への出席（監事 3 名）、評議員会（監事 3 名）、常務理事会及び事務主管者会議への常任監事の陪席を認めており、重大な法令違反等が生じ得る場合に、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築している。さらに、監事間の連携の深化及び監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設けるため、「監事監査規程」第 8 条第 2 項に基づく監事会（毎年複数回）及び同第 9 条に基づく三様監査連絡会（年に 3 回程度）を開催している。監事からの資料提供依頼には、関係部署が積極的に対応していることに加え、監事監査に財務部長及び内部監査室長が陪席し資料の提供、必要な説明を行っていることから、監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供ができています。加えて、監事監査の充実を図るため、文部科学省、私大連及び一般社団法人大学監査協会等による監事研修の案内を総務課又は内部監査室から監事に提供し、研修にも出席している。監事から意見があった場合には、理事会及び常務理事会構成員間で共有する課題リストに記載し、当該課題リストを毎回の理事会及び常務理事会において確認している。

（内部監査）

「内部監査規程」（資料 10(1)-06-09）に基づき、業務監査、経理監査及び科学研究費助成事業等内部監査を毎年度実施している。同規程に基づき内部監査計画を毎年度策定し、理事会及び事務主管者会議で報告するとともに（資料 10(1)-06-10）、内部監査報告（資料 10(1)-06-11）を理事会又は不正防止計画推進本部会議で行っている。また、毎年度「内部監査における各部署に共通する主な指摘事項」（一覧表）（資料 10(1)-06-12）を作成し、

事務主管者会議で共有することにより、健全で効率的な大学運営を図っている。さらに、上記のとおり、監事と会計監査人、内部監査室等とが連携の強化及び協議する場を設けるため、三様監査連絡会（年に3回程度）を開催しているほか、監事監査に財務部長及び内部監査室長が陪席し資料の提供、必要な説明を行っている。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

（改善及び向上の実例）

<RIKKYO Future Project>

これまで、学生の意見を聞き取る「学生部モニター制度」を実施していたものの、テーマが大学側からの提示であったことや、アンケートによる意見聴取がメインであったため、大学からの一方通行の回答に終始してしまっていた等の問題点が存在し、2016年度に同制度を休止した（2021年度に廃止）。一方で、昨今のオンライン化やコロナ禍の状況において学生の生の声を聞く機会が減少していることから、「学生が大学側に伝えたい事、大学と共に解決したい事」を聞く受け皿がないのが本学の課題であった。また、コロナ禍においては、学生は様々な制限が課せられており、ややもすると受動的な活動しかできず「学生の主体性を発揮する場」が減少しているとともに、学内外の状況が大きく変容している現状があるにも関わらず、「学生側からの改善のアプローチをする手段が少ない」ことも課題であった。そこで、新たに学生の意見を汲み取り、学生・教員・職員が一体となってより良い立教の未来を創り上げることを目指す、「RIKKYO Future Project」を2022年度から実施することとした。この取組みは、大学と学生の懸け橋となること、教員、職員と共に協議をするプロセスを通じて、学生の主体性・自主性の創造につながることで、学生の声が大学の施策に繋がる取組みを通じて学生の帰属意識の向上にもつながること等が期待される。

<情報戦略の策定>

情報技術は日々革新的な発展を遂げている。現在、あらゆる企業・機関にとって、情報活用が戦略的な優先事項となっていることは事実である。この流れは、高等教育機関においても例外ではなく、国内外を見渡しても先進的な技術活用に取り組む大学は決して少なくない。一方で、本学を顧みると、教育・研究に係る非常に多くの情報資産を有しているものの、その多くは学内の各所に分散しており、残念ながら十分に活用しきれていないのが課題であるといえる。そこで、本学においても今後は情報を“保有”するだけでなく、その“活用”に注力していくため、「情報戦略」を策定するとともに、その推進を担うとともに、学生の利便性向上や教職員の働き方改革等を力強く推進する情報活用型の組織へと変革するため、情報企画室を設置した。

<授業のユニバーサルデザイン化・ハンドブック」の策定>

既に2011年に策定・公表した「しょうがい学生支援方針」において、授業のユニバーサル化に係る基本的な考え方が明示されている。一方で、しょうがい学生として支援を申請し合理的配慮を求める学生は一部に留まっていること、しょうがい学生支援のなかで培われたノウハウにはしょうがいを持たない学生にとっても学び易さにつながるものが少なくないことから、予め、様々な学生が参加することを想定した授業設計がなされる一助となることを目的として、「授業のユニバーサルデザイン化・ハンドブック」を作成した。作成に際してはしょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワークの下に、教員及び職員の双方が構成員となっているユニバーサルデザインハンドブック作成ワーキンググループを設

置し（資料 10(1)-06-13）、教員と職員とが一体となって同ハンドブックを作成した。

＜働き方改革推進プロジェクト＞

2020 年 7 月に設置した本プロジェクト（資料 10(1)-06-14）は、給与制度改定、61 歳以降の働き方／待遇・年功序列見直し、職場環境デジタル化等を検討項目としているが、これらの中には、事務職員の SD 活動でもある、R-CAP（業務改善活性化プロジェクト）及び RCFT（人事政策の再構築）での検討を踏まえたもの等が複数ある。事務職員の SD 活動の結果を大学の施策に結び付ける取組みであり、意欲及び資質の向上を図るための方策が適切になされた好事例である。なお、2023 年 7 月及び 11 月に「働き方改革推進プロジェクト」による給与制度および 61 歳以降の働き方の見直しに関する提案」が全専任職員に示され、実施に向けて動き出した（資料 10(1)-06-15）。

（２）長所・特色

（RIKKYO Future Project）

昨今のオンライン化やコロナ禍の状況において学生の生の声を聞く機会が減少していることを踏まえつつ、過去の類似の取組の課題を改善した新たな取組みであり、効果的な点検・評価が新たな施策につながった好事例であるといえる。

（情報戦略の策定及び情報企画室の設置）

学内外の状況を適切に分析しながら、日々革新的に発展している情報技術を活用し、学生の利便性向上や教職員の働き方改革等を力強く推進する情報活用型の組織への変革を目指す取組みであり、業務内容の専門化に対応した好事例であるといえる。

（働き方改革推進プロジェクト）

R-CAP ⇒ RCFT ⇒ 働き方改革推進プロジェクトによる新たな施策の実施という流れは、事務職員による SD 活動が効果的に大学の施策に結び付き、事務職員の意欲及び資質の向上を図ることができた好事例であるといえる。

（コロナ禍対応）

2020 年 3 月から特別休暇の適用、時差出勤の推奨を行うとともに、非専任職員への休業補償を行い、4 月からは在宅勤務を開始し、「学びを止めない」として、教育・学習支援をはじめとする大学運営の維持に努めた（資料 10(1)-07-01, 02【ウェブ】）。2021 年 1 月にはコロナ禍での在宅勤務の制度であるとともに働き方改革を進めるため「学校法人立教学院テレワーク勤務規程」（資料 10(1)-02-14）を制定した。時流に合わせた幾度かの改正や運用変更を経て、現在は働き方改革の一環として根付いている。なお、これらの対応については、学校法人としての事業報告書に明記している（資料 10(1)-07-03※P8～9 参照, 04※P11 参照）。

（３）問題点

なし

（４）全体のまとめ

「大学運営の基本方針」、中期計画など、大学としての指針を明示するとともに、教学組織と法人組織の権限と責任の明確等に係る各種規程を整備し、これらに基づいて大学運営を行っている。また、毎年度の予算編成方針の明示、国際化等の業務の専門分化に対応する組織の設置、教員と事務職員との連携（中期計画策定時等）、体系的な研修の実施を行い、大学の機能を円滑かつ十分に発揮させている。さらに、点検・評価については、中期計画を踏まえて「全学内部質保証推進組織」が行っており、同組織による教学マネジメントの下、情報を保有するだけでなく活用することを目指す「情報戦略」の策定、その推進を担う情報企画室の設置を行うなど、改善・向上を図っている。

以上のことから、本学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針の明確化、当該方針に沿った規程に基づく大学運営、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるための組織整備、並びに教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組んでいるといえる。

第 10 章 大学運営・財務（第 2 節 財務）

（１）現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1	○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
評価の視点 2	○財務関係比率に関する指標又は目標の設定

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

これまで、総長の就任に合わせて「基本方針」、「基本構想」等の名称で、中長期の計画を策定していたが、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 11 号）の施行に伴い、2020 年度から毎年度、学校法人としての中期計画の策定及び公表を行っている。財政については、中期計画の中で、5 か年の財政計画と財政と経営状況の分析を示している。

資料 01-03-07）。

2022 年度以降は、総長が公表した「大学運営の基本方針」（**資料 01-01-06【ウェブ】**）に基づき中期計画（**資料 10(2)-01-01**）を策定している。「大学運営の基本方針」には、今後も新しい教学構想に必要な投資額を確保するために戦略的・計画的な財政運営が必要であること、新学部・新研究科の設置をはじめとした教学発展構想・計画とそれを実現する施設整備構想、計画を可能とする投資財源の確保が必要であること、それに向けて事業計画と予算編成の連動、主要な財務比率の目標値設定、学納金以外の増収施策の検討に取り組むことが明記されており、これを受けて「大学中期計画（2023 年度－2027 年度）」（**資料 10(2)-01-01※P33 ほか参照**）には、28 の事業（機微情報は公表していない（**資料 05-04-20**）。）の 1 つとして「24. 財政基盤の構築」を設け、（１）事業別の予算把握と管理、（２）事業成果の検証と評価の実施／事業の選択と集中、スクラップアンドビルドの実現、（３）主な財務目標比率の指標設定と管理など、5 つの目標を設定した。このうち、（３）におい

て財政計画の策定に取り組むこととし、「中期事業活動収支計算書(2023年度～2027年度)前提条件一覧表」、「中期事業活動収支計算書(2023年度～2027年度)」及び「施設整備の投資資金と特定資産(建設資金・減価償却引当)の取り崩し計画表」からなる財政計画(2023年度～2027年度)を策定した(資料10(2)-01-02)。なお、中期計画及び財政計画は毎年度更新するとともに、期間を1年ずつ延長している。

○財務関係比率に関する指標又は目標の設定

財政の健全性と安定性、収支バランスの評価を行うためには、財政比率指標を用いた評価基準の設定が有効と認識しており、「大学中期計画(2023年度～2027年度)」の「24.財政基盤の構築」では、目標の一つとして「主な財務目標比率の指標設定と管理」を挙げている。指標の設定については担当部局で検討を進めているところであり、今後、法人とも連携して財務目標比率の指標及びそれらの管理方法について確定する。

○点検・評価項目①の適切性の評価

既述のとおり、財政計画はその策定を中期計画内に位置付けており、同計画に位置付けている、「重点事業」、「戦略的に予算配分する事業」、「キャンパスメーキング基本構想」等を含めている。また、「中期事業活動収支計算書前提条件一覧表」を作成することで、スポーツウエルネス学部の設置(2023年度)、異文化コミュニケーション学部の収容定員の増加(2024年度)等の新たな取組みにも対応することができている。

以上のことから、財政計画を具体的かつ適切に策定しており、安定した教育研究活動の遂行を図るものとなっているといえる。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1	○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
評価の視点2	○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3	○外部資金(文部科学省科学研究費補助金、受託研究費、共同研究費、寄附金等)の獲得状況、資金運用等

○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

以下のとおり、教育研究活動を安定して遂行するとともに、大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤は十分確立されているといえる(大学基礎データ表9,10,11)。引き続き経費の適正化、学生生徒等納付金以外の多様な財源確保に向けた取り組みを行い、財政基盤をより強固なものにしていくとともに、大学の建設計画や既存の施設改修に備えて計画的に特定資産への積み増しを行う。

(事業活動収支計算書関係比率(大学部門))

教育研究経費比率は、コロナ禍の影響を受けた2021年度を除いて36%程度を維持しており、2022年度は38.1%まで上昇した。事業活動収支差額比率については、2019年度以降10%以上と高い水準で推移している。2022年度は光熱水費の高騰の影響もあり、やや低下したものの、収支状況は継続して良好かつ安定的に推移している。人件費比率は、業務

委託の推進等により、2018 年度以降安定的に 50%未満で推移している。学生生徒等納付金比率については減少傾向にあるが、依然として高い水準であるため、学生生徒等納付金以外の多様な財源確保に向け、立教学院創立 150 周年記念募金や各種補助金獲得、学内施設の外部貸出の拡大等に取り組んでいるところである（**大学基礎データ表 10**）。

（貸借対照表関係比率）

純資産構成比率については年々改善しており、2022 年度には 80.4%まで上昇している。総負債比率については、新たな借入も行わず、順調に借入金返済も進んだことから、2018 年度の 23.4%から、2022 年度は 19.6%まで低下した（**大学基礎データ表 11**）。支払資金を法人本部で特定資産として合同運用していることから前受金保有率が低くなっているが、特定資産として持っている支払資金を考慮すると、2022 年度の前受金保有率は 371.2%である（**資料 10(2)-02-01**）。大学の新座キャンパス新棟をはじめとした建設計画や既存の建物改修に備えて、毎年度特定資産への積み増しを行っており、2022 年度末の建設資金引当特定資産残高は約 160 億円、減価償却引当特定資産残高は約 70 億円となっている（**資料 10(2)-02-02**）。

○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

「大学運営の基本方針」（**資料 01-01-06【ウェブ】「3. 財政運営」参照**）では、（１）事業計画と予算編成の連動、（２）主要な財務比率の目標値設定、（３）補助金、受託事業収入、収益事業への協力等の学納金以外の増収施策の検討及び（４）戦略的事業に対する財源の確保を掲げている。これを踏まえ、2022 年度以降は、Ⅰ．「重点事業」及び「戦略的に予算配分する事業」、Ⅱ．「実施事業①」（事業別に予算管理するもの）及びⅢ．「実施事業②」（主管部局の経常予算にて予算管理するもの）の 3 つに予算を分類して、予算を管理することとしている（**資料 10(2)-02-03, 10(2)-01-02**）。また、2022 年 10 月に大学部長会のもとに大学中期計画・事業計画管理委員会を設置し（**資料 10(2)-02-04**）、各事業の進捗管理として事業の目的と成果、課題等を確認し、定期的に評価を行うことにより、次年度の予算編成に反映させる仕組みを構築した（**資料 01-03-01**）。

○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、受託研究費、共同研究費、寄附金等）の獲得状況、資産運用等

教育・研究活動の活性化に資する外部資金獲得に向けては、私立大学等経常費補助金の獲得に繋がる情報収集と課題を洗い出し、必要な対策を明らかにしたうえで、関連部署を集めて協議を行った（**資料 10(2)-02-05**）。科学研究費補助金、受託研究費等、寄附金及び資金運用についての具体的な取組みは以下のとおりである。

（科学研究費補助金）

リサーチ・イニシアティブセンターが、科学研究費助成事業申請サポートプログラムを実施しており、申請者向けの説明会、審査ポイントや留意点についての審査委員経験者及び採択経験者による講演動画視聴サービスなど、様々なプログラムを実施している。これらの取組みにより、**資料 10(2)-02-06** のとおり、2018 年度以降、採択件数は 200 件前後、採択額は 4 億円以上、新規採択率は 40%前後を維持しており（**資料 10(2)-02-07, 08**）、全国でも有数の新規採択率となっている。

（受託研究費等）

2018 年度以降の獲得額は**資料 10(2)-02-09** のとおりである。2018 年度以降、受託研究

費は 9000 万円～1 億 4000 万円、共同研究費は 800 万円～2500 万円と毎年度一定の成果をあげている（**大学基礎データ表 8**）。また、私立大学等経常費補助金は毎年度 20 億円以上を獲得している（**資料 10(2)-02-10**）。さらに、2014 年度にスーパーグローバル大学創成支援事業（TGU）、2021 年度に大学の世界展開力強化事業に採択され、文部科学省からの補助金を得ている。

（寄付金）

2024 年に立教学院創立 150 周年を迎えるにあたり、「立教学院創立 150 周年記念募金」を 2018 年 11 月から開始している（募金期間は 2024 年 3 月まで）。目標金額 50 億円に対して、2023 年 12 月末現在で約 49 億 3729 万円の寄附金が集まっている（**資料 10(2)-02-11,12【ウェブ】**）。より多くの方々にご寄付いただけるよう、寄付者への顕彰制度やインターネット募金等も実施している（**資料 10(2)-02-13【ウェブ】**）。さらに、「校友のための、校友による遺贈・相続相談室」として、士業関連の卒業生（立教会）が支援する体制を構築した（**資料 10(2)-02-14【ウェブ】**）。なお、学校法人としての 2022 年度の寄付金収入は、**資料 10(2)-02-15【ウェブ】（※「決算資料」参照）**のとおりである。

（資金運用）

資金を安全かつ効率的に運用することとし、「資金運用規程」（**資料 10(2)-02-16**）を定めている。個別金融商品の売買に関する意思決定は「資金運用・管理方針」に基づいて、「資金管理会議」（「資金運用管理規程」第 2 章参照）の下に設置された資金運用委員会（「資金運用管理規程」第 3 章参照）で行い、運用状況等について同会議に定期的に報告を行っている。また、同会議において、年 2 回外部委員による運用資産の評価を実施することにより、安全性と妥当性を確保するとともに、定期的に理事会への運用状況等の報告を行うこととしている。資金運用については、2022 年度から中長期運用資金の一部で株式運用商品やオルタナティブ運用商品を購入することとし、受取利息・配当金の底上げを図っている（**資料 10(2)-02-17**）。なお、学校法人としての 2022 年度の受取利息・配当金収入は、**資料 10(2)-02-15【ウェブ】（※「決算資料」参照）**のとおりである。

○点検・評価項目②の適切性の評価

大学部門では、教育研究経費比率及び事業活動収支差額比率が高い水準で推移していること、大学の建設計画や既存の建物改修に備えて毎年度特定資産への積み増しを行っていること等から、大学の理念・目的等を実現するために必要な財務基盤が構築できている（**資料 002-004-009【ウェブ】※各年度の「財産目録」参照, 10(2)-02-18,19**）。また、大学中期計画・事業計画管理委員会を設置し定期的に評価を行うことによって次年度の予算編成に反映させる仕組みを構築し、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。さらに、科学研究費補助金の新規採択率は全国で上位であるとともに、TGU や大学の世界展開力強化事業における補助金等の外部資金を活用し、特色ある取組みを行っている。なお、前章に記載したとおり適切な監査プロセスを経ているほか（**資料 002-004-009【ウェブ】※各年度のページ参照, 10(1)-06-07,08**）、毎年度事業報告書を作成している（**資料 002-004-009【ウェブ】※各年度のページ参照**）。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。

（２）長所・特色

寄付金（募金）による多くの支援をいただいていることが、本学の長所・特色である。2018 年 11 月から開始した、立教学院創立 150 周年記念募金では、2023 年 12 月末現在、目標金額に迫るほどの支援をいただいた。このうち、2022 年 5 月から開始したウクライナからの学生支援（使途指定寄付）では 134 件、2020 年 5 月から開始した、緊急奨学支援（新型コロナウイルス感染拡大等）（使途指定寄付）では 1,105 件、2018 年 11 月から開始した立教箱根駅伝 2024 事業（使途指定寄付）では 2,082 件の支援をいただいている。これらのいただいた支援については、ウクライナからの留学生に係る渡航費・生活費・寮費の一部の充当やコロナ禍対策のための様々な対策等として執行する予定である。

（３）問題点

なし

（４）全体のまとめ

教育研究活動を安定して遂行するため、中期計画に基づく具体的な財政計画を策定している。また、建設計画、既存施設の改修等に備えて特定資産への積み増し、中期計画の内容を予算編成に反映する仕組みの構築、文部科学省の補助金等の外部資金の獲得等により、教育研究活動を安定して遂行するための十分な財政基盤を確立している。

以上のことから、本学は、明確で適切な中・長期の財政計画のもと、財政基盤を公正かつ効率的に運営するとともに、教育研究水準を維持し向上していくための基盤整備を図ることができているといえる。

終章

1. 全体の総括

(1) 理念・目的

建学の精神に基づく学校法人又は大学としての教育研究上の目的を、学則、各種方針等に明示するとともに、公表している。また、現総長の在任期間中を対象とした「大学運営の基本方針」では、教学発展における重点政策等における方針を示すとともに、これらを具体化するための中期計画を策定している。さらに、「建学の精神」の根幹である「人格と尊厳」の尊重等を目指す「ヒューマン・ディグニティ宣言」を公表した。

(2) 内部質保証

これまでの意思決定過程を踏まえ、総長、全ての学部長等が構成員となっている8つの合議体の総体を「全学内部質保証進組織」として位置付けていることが本学の特色である。

「全学内部質保証進組織」において全学的な教育研究活動の内部質保証を担保しているほか、外部評価委員会を活用して、点検・評価と改善・向上を行っている。また、左記の内容を含む「内部質保証に関する方針」その他の各種方針をウェブサイトで公表している。

(3) 教育研究組織

建学の精神に基づく教育研究を行うに相応しい学部・研究科、センター、教職課程等に係る全学的な実施組織等を適切に設置している。また、社会的要請や大学を取り巻く国際的環境等への配慮を踏まえ、新学部その他の組織の設置を行っている。

(4) 教育課程・学習成果

全ての学部、研究科において、「学位授与の方針」及び「教育課程編成の方針」を策定及び公表、科目ナンバリングの導入、全学統一様式のシラバスの使用、履修要項及びシラバスに基づく成績評価及び「成績評価調査制度」の導入を行っている。

学士課程では、4年間で3区分した体系的な教育課程を編成しているほか、各学部の専門教育における少人数演習科目の設置、全学共通科目における参加・体験を通じて学びを深めることを目的とした科目の設置など、効果的な教育を行うための措置を行っている。また、様々な調査を全学的に実施し、学習成果の修得状況の把握とその評価を行っている。

博士課程前期課程及び後期課程では、コースワーク及びリサーチワーク双方の実施、研究指導の基本スケジュールの明示、中間報告会の実施、学位論文の審査基準の明示等により、適切な学位授与に結び付けている。

さらに、「全学内部質保証推進組織」による教学マネジメントの下、前回認証評価での指摘への対応、遠隔授業の活用、学修成果ルーブリックの作成、学位論文審査基準の修正など、改善・向上を行っている。

(5) 学生の受け入れ

「入学者受入れの方針」により、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明示している。また、入試委員会等を設置し、全学的な入試体制を整備するとともに、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率は、学士課程では概ね適正に管理できているものの、博士課程前期課程及び後期課程については、今後も定員充足に向けた努力が必要である。さらに、「全学内部質保証推進組織」の教学マネジメントの下、定員の変更、3方針の点検・

評価、大学基準協会が示す評価項目による点検・評価等を行ったほか、入試連絡協議会において、次年度に向けた改善点の協議等を行うなど、改善・向上を行っている。

（６）教員・教員組織

「求める教員像」等を策定及び公表するとともに、学部等の裁量で使用する予算制度、全学共通科目の担当に係るルール等を設け、適切な教員組織の編成を行っている。また、教員の任用等に係る規程等を整備し、これに基づいて適切に教員の任用等を行っている。さらに、FD等の実施により教員、指導補助者等の資質向上を図っているほか、教員の多様性の現状の確認など、「全学内部質保証推進組織」において点検・評価を行い、改善・向上を行っている。

（７）学生支援

学生支援の方針、しょうがい学生支援方針等を策定及び公表し、これらに基づいて、学生の修学、生活、進路、正課外活動に対する支援を行うとともに、学生の要望に応える取り組みを実施している。また、「全学内部質保証推進組織」に加えて、学生生活支援協議会、しょうがいしゃ（学生・教職員）支援ネットワーク会議等を活用し、改善・向上を行っている。

（８）教育研究等環境

個別具体的な方針を定め、キャンパス整備、図書館の運営等を行っている。教育研究活動の支援については、「大学運営の基本方針」等を踏まえ、研究支援制度の充実、学内助成の実施、オンライン教育対応等を行っている。また、関連規程類等の整備、ガイドブック等の作成により情報倫理の確立に努めているほか、研究に係る不正行為発覚後は、迅速かつ厳正に対処している。さらに、「全学内部質保証推進組織」による教学マネジメントの下、新学習管理システムの導入など、改善・向上を行っている。

（９）社会連携・社会貢献

方針に基づき、全学的に復興支援活動等の社会連携活動を行っているほか、各学部・研究科等においても地方公共団体等と連携しながら活動を行い、地域の課題解決に向けた提案を行うなど、教育研究成果を社会に還元している。また、「全学内部質保証推進組織」による教学マネジメントの下、カーボンニュートラル化に向けた取り組みを行うなど、改善・向上を行っている。

（10）大学運営・財務

「大学運営の基本方針」を策定及び公表するとともに、教学組織と法人組織の権限と責任の明確等に係る各種規程を整備し、これらに基づいて大学運営を行っている。また、予算編成方針の明示、国際化等に対応する組織の設置、体系的な研修の実施等を行いながら、大学の機能を円滑かつ十分に発揮させている。さらに、「全学内部質保証推進組織」による教学マネジメントの下、情報を保有するだけでなく活用することを目指す「情報戦略」の策定、その推進を担う情報企画室の設置など、改善・向上を行っている。

加えて、財政計画の策定、建設計画や既存施設の改修等に備えた特定資産への積み増し、外部資金の獲得等を行い、教育研究活動を安定して遂行するための十分な財政基盤を確立している。

2. 今後の展望

本学の歴史は、米国聖公会の宣教師チャニング・ムーア・ウィリアムズが 1874 年に創立した「立教学校」から始まる。ウィリアムズ主教によってまかれた種が、150 年の歴史の中で成長した姿が現在の本学である。2024 年に学校法人立教学院は創立 150 周年を迎える。150 周年事業の目標を「創立から 150 年の歴史・伝統を礎とし、世界を先導する立教を創る」とし、「環境」をテーマに文理融合を実現する「環境学部（仮称）」の設置（2026 年 4 月の開設に向けて構想中）、全学共通の学びのプラットフォーム「RIKKYO Learning Style」の深化（全学部の学生がリーダーシップ教育、グローバル教養副専攻、サービスラーニング、データサイエンスといった学びによりアクセスしやすい形を整える）、2023 年 4 月に開設したスポーツウエルネス学部の拠点となる新棟の建設（「ウエルネス」や「インクルーシブ」といったキーワードを体現する）など、あらゆる分野の学びをつなぎ、共に生きる未来をつくる取り組みを進めているところである。また、スーパーグローバル大学創成支援事業及び大学の世界展開力強化事業を活用し、「建学以来の伝統に則った」大学の国際化を進めている。

これらの取り組みについては、いずれも「全学内部質保証推進組織」における議論を踏まえながら進めている。本章で触れたとおり、「全学内部質保証推進組織」の筆頭格ともいえる部長会は、概ね週に 1 度開催している。総長はじめ、全ての学部長等が週に 1 度一堂に会し、新規施策の実施、現状の点検・評価等を行っており、文字どおり、「全学」が一体となった教学マネジメントであるといえる。このことは、全国でも稀有な例であり、かつ、本学における内部質保証の特色である。2024 年度以降も、「全学内部質保証推進組織」による教学マネジメントの下、「大学運営の基本方針」とこれに基づく中期計画で掲げている事項を着実に実現させながら、教える者と学ぶ者、そしてそれを助ける者が真に「誇れる大学」に、そして「選ばれる大学」になるため、不断の努力を続ける所存である。